

水俣市議会会議録

平成28年9月第3回定例会（8月26日招集）

水俣市議会事務局

平成28年9月第3回定例会（8月26日招集）会期日程表

（会期 8月26日から9月15日まで21日間）

日次	月 日	曜	開議時刻	会 議	議 事 内 容
1	8月26日	金	午前10時	本会議	開会 会議録署名議員の指名
2	27日	土		休 会	市の休日（土曜日）
3	28日	日			市の休日（日曜日）
4	29日	月			議案調査
5	30日	火			議案調査（一般質問通告正午まで）
6	31日	水			議案調査
7	9月1日	木			議案調査
8	2日	金			議案調査
9	3日	土			市の休日（土曜日）
10	4日	日			市の休日（日曜日）
11	5日	月			議案調査
12	6日	火	午前9時30分		本会議
13	7日	水	午前9時30分	本会議	一般質問（牧下恭之君・藤本壽子君・高岡利治君）
14	8日	木	午前9時30分	本会議	一般質問（野中重男君・田中睦君・桑原一知君）
15	9日	金	—	委員会	委員会
16	10日	土		休 会	市の休日（土曜日）
17	11日	日			市の休日（日曜日）
18	12日	月	—	委員会	委員会
19	13日	火		休 会	議事整理日
20	14日	水		休 会	議事整理日
21	15日	木	午前10時	本会議	委員長報告 委員長報告に対する質疑

事務局職員出席者	2～1
説明のため出席した者	1
議事日程第2号	2
開 議	2
諸般の報告	2
日程第1 議会運営委員の選任について	3
日程第2 一般質問	3
○谷口明弘君の質問	3
1 水俣環境アカデミアのホームページ作成に係る補助金の不正受給について	5
2 ふるさと納税の進捗状況について	5
3 東京2020オリンピック・パラリンピックと水俣市の関わり方について	5
市長の答弁	5
○谷口明弘君の再質問	7
市長の答弁	9
総合政策部長の答弁	11
○谷口明弘君の再々質問	12
休憩・開議	12
市長の答弁	13
休憩・開議	13
総合政策部長の答弁	13
○谷口明弘君の再質問	14
総合政策部長の答弁	16
○谷口明弘君の再々質問	18
総合政策部長の答弁	19
教育長の答弁	19
○谷口明弘君の再質問	20
教育長の答弁	21
○谷口明弘君の再々質問	22
市長の答弁	22
休憩・開議	23
○中村幸治君の質問	23
1 防災について	24

2	水俣市建築物耐震改修促進計画について……………	2～24
3	肥薩おれんじ鉄道水俣駅の管理について……………	24
	市長の答弁……………	25
○	中村幸治君の再質問……………	25
	市長の答弁……………	27
	総合政策部長の答弁……………	28
○	中村幸治君の再々質問……………	29
	市長の答弁……………	30
	総合政策部長の答弁……………	30
	産業建設部長の答弁……………	31
○	中村幸治君の再質問……………	32
	産業建設部長の答弁……………	32
○	中村幸治君の再々質問……………	33
	産業建設部長の答弁……………	34
	総務部長の答弁……………	35
○	中村幸治君の再質問……………	36
	総務部長の答弁……………	36
○	中村幸治君の再々質問……………	37
	市長の答弁……………	37
	休憩・開議……………	38
○	谷口眞次君の質問……………	38
1	市庁舎の機能移転・建て替えについて……………	38
2	次世代エネルギー推進事業について……………	38
(1)	木質バイオマス発電について……………	38
(2)	小水力発電について……………	39
3	花のまちづくりについて……………	39
4	水俣川河口臨海部振興構想事業について……………	39
	市長の答弁……………	39
○	谷口眞次君の再質問……………	41
	市長の答弁……………	41
○	谷口眞次君の再々質問……………	43
	市長の答弁……………	43

産業建設部長の答弁	2～44
○谷口眞次君の再質問	46
産業建設部長の答弁	46
○谷口眞次君の発言	47
産業建設部長の答弁	48
○谷口眞次君の再質問	49
産業建設部長の答弁	50
○谷口眞次君の再々質問	51
市長の答弁	52
副市長の答弁	53
○谷口眞次君の再質問	53
副市長の答弁	54
○谷口眞次君の再々質問	55
副市長の答弁	56
休憩・開議	57
○高岡朱美君の質問	57
1 戸建て住宅リフォーム助成制度の利用状況について	58
2 再生可能エネルギーの地産地消推進について	58
3 小中学校における暑さ対策について	58
市長の答弁	59
産業建設部長の答弁	59
○高岡朱美君の再質問	60
産業建設部長の答弁	61
○高岡朱美君の発言	62
市長の答弁	63
○高岡朱美君の再質問	64
市長の答弁	67
○高岡朱美君の再々質問	67
市長の答弁	68
教育長の答弁	68
○高岡朱美君の再質問	69
教育長の答弁	70

○高岡朱美君の再々質問	2～71
教育長の答弁	71
散 会	71

平成28年 9月 7日（水） — 3日目 —

出欠席議員	3～1
事務局職員出席者	1
説明のため出席した者	1
議事日程第3号	2
開 議	2
日程第1 一般質問	2
○牧下恭之君の質問	2
1 防災対策について	3
2 ピロリ菌ABC検査導入について	4
3 節電対策について	5
4 母と子どもを守る産前産後ケア及び子育て支援「ネウボラ」について	5
市長の答弁	6
○牧下恭之君の再質問	8
市長の答弁	8
○牧下恭之君の再々質問	9
市長の答弁	9
福祉環境部長の答弁	9
○牧下恭之君の再質問	11
福祉環境部長の答弁	12
教育長の答弁	12
○牧下恭之君の発言	12
福祉環境部長の答弁	12
○牧下恭之君の再質問	14
福祉環境部長の答弁	15
総合政策部長の答弁	16
福祉環境部長の答弁	16

○牧下恭之君の再質問	3～18
福祉環境部長の答弁	18
○牧下恭之君の再々質問	19
福祉環境部長の答弁	20
休憩・開議	20
○藤本壽子君の質問	20
1 水俣市の障がい者がいきいきと安心して暮らす施策について	21
2 再稼働後の川内原子力発電所について	21
3 水俣市の小中学校などで施行されている「フッ化物洗口」について	22
4 病児・病後児保育設置者の公募以降の進捗状況について	22
市長の答弁	22
福祉環境部長の答弁	23
○藤本壽子君の再質問	24
福祉環境部長の答弁	26
総務部長の答弁	27
教育長の答弁	27
○藤本壽子君の再々質問	27
福祉環境部長の答弁	28
市長の答弁	29
○藤本壽子君の再質問	29
市長の答弁	31
○藤本壽子君の再々質問	32
市長の答弁	33
教育長の答弁	34
○藤本壽子君の再質問	35
教育長の答弁	36
○藤本壽子君の再々質問	36
教育長の答弁	37
福祉環境部長の答弁	38
○藤本壽子君の発言	39
休憩・開議	39
○高岡利治君の質問	40

1 水俣環境アカデミアの補助金不正受給処理問題について	3～40
2 防災対策について	40
市長の答弁	40
○高岡利治君の再質問	42
市長の答弁	47
総合政策部長の答弁	49
○高岡利治君の再々質問	50
市長の答弁	52
総合政策部長の答弁	53
市長の答弁	53
総合政策部長の答弁	53
○高岡利治君の再質問	54
市長の答弁	55
総合政策部長の答弁	56
○高岡利治君の再々質問	56
市長の答弁	57
散 会	58

平成28年9月8日（木） ——— 4日目 ———

出欠席議員	4～1
事務局職員出席者	1
説明のため出席した者	1
議事日程第4号	2
開 議	3
諸般の報告	3
日程第1 一般質問	3
○野中重男君の質問	3
1 水俣環境アカデミアのホームページ作成の遅れと補助金の不適正な支出を今後にかかす教訓について	4
2 水俣川河口臨海部、八幡プール群について	5
市長の答弁	5

○野中重男君の再質問	4～7
市長の答弁	8
総合政策部長の答弁	9
○野中重男君の再々質問	9
市長の答弁	10
総合政策部長の答弁	11
市長の答弁	11
副市長の答弁	12
○野中重男君の再質問	13
副市長の答弁	16
○野中重男君の再質問	17
副市長の答弁	18
休憩・開議	18
○田中睦君の質問	18
1 小学校の運動部活動の社会体育への移行について	19
2 障がい児の高校進学について	20
3 市の職員研修について	20
市長の答弁	20
教育長の答弁	20
○田中睦君の再質問	21
教育長の答弁	23
○田中睦君の再々質問	24
教育長の答弁	25
教育長の答弁	26
○田中睦君の再質問	27
福祉環境部長の答弁	27
○田中睦君の再々質問	28
福祉環境部長の答弁	30
市長の答弁	30
○田中睦君の再質問	31
市長の答弁	32
○田中睦君の発言	32

休憩・開議	4～32
○桑原一知君の質問	33
1 コンプライアンスの徹底について	33
2 エコパーク水俣と隣接施設の活用について	33
3 未来を担う子ども達への支援について	34
市長の答弁	34
○桑原一知君の再質問	36
市長の答弁	37
総務部長の答弁	37
○桑原一知君の再々質問	38
市長の答弁	39
総合政策部長の答弁	39
総務部長の答弁	40
産業建設部長の答弁	40
○桑原一知君の再質問	42
産業建設部長の答弁	44
○桑原一知君の再々質問	44
産業建設部長の答弁	46
教育長の答弁	46
○桑原一知君の再質問	48
教育長の答弁	49
○桑原一知君の再々質問	50
教育長の答弁	50
市長の答弁	51
休憩・開議	51
日程第2 議第65号 専決処分の報告及び承認について	
専第7号 水俣市公民館条例の一部を改正する条例の制定について	
.....	51
日程第3 議第66号 水俣市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を 改正する条例の制定について	52
日程第4 議第67号 平成28年度水俣市一般会計補正予算（第5号）	52
日程第5 議第68号 平成28年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）	52

日程第6	議第69号	平成28年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第2号）	4～52
日程第7	議第70号	平成28年度水俣市水道事業会計補正予算（第2号）	52
日程第8	議第71号	字区域の変更について	53
日程第9	議第72号	水俣市域における津奈木町道の認定承諾について	53
日程第10	議第73号	平成27年度水俣市病院事業会計決算認定について	53
日程第11	議第74号	平成27年度水俣市水道事業会計決算認定及び剰余金処分について	53
議案上程			54
日程第12	議第75号	平成28年度水俣市一般会計補正予算（第6号）	54
日程第13	議第76号	平成27年度水俣市一般会計決算認定について	55
日程第14	議第77号	平成27年度水俣市国民健康保険事業特別会計決算認定について	59
日程第15	議第78号	平成27年度水俣市後期高齢者医療特別会計決算認定について	62
日程第16	議第79号	平成27年度水俣市介護保険特別会計決算認定について	63
日程第17	議第80号	平成27年度水俣市公共下水道事業特別会計決算認定について	65
	市長の提案理由説明		67
休憩・開議			68
質 疑			68
	○谷口明弘君の質疑（議第75号）		68
	総合政策部長の答弁		69
委員会付託			69
日程第18	特別委員会の設置について		69
休憩・開議			70
正副委員長互選結果の報告			70
散 会			70

平成28年9月15日（木） ——— 5日目 ———

出欠席議員	5～1
事務局職員出席者	1
説明のため出席した者	1
議事日程第5号	2
開 議	3
諸般の報告	3

日程第1 議第65号 専決処分の報告及び承認についてから日程第9 議第75号	
平成28年度水俣市一般会計補正予算第6号まで9件に関する委員会の	
審査報告	5～3
○総務産業委員長の報告	4
○厚生文教委員長の報告	6
委員会審査報告書	8
委員長報告に対する質疑	9
討 論	10
採 決	10
日程第10 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について	10
採 決	11
閉会中継続審査・調査申出書	11
議案上程	12
日程第11 議第81号 教育委員会委員の任命について	12
日程第12 意見第3号 「鉄道安全・安定輸送」及び「地域を支える鉄道の発展」を求める	
意見書について	13
市長の提案理由説明（議第81号）	14
○議会運営委員長の提案理由説明（意見第3号）	14
質 疑	15
討 論	15
採 決	15
日程第13 議員派遣について	16
採 決	16
閉 会	16

平成28年 8 月26日

平成28年 9 月第 3 回水俣市議会定例会会議録
(第 1 号)

提案理由説明

平成28年9月第3回水俣市議会定例会会議録（第1号）

1、平成28年8月26日水俣市長第3回水俣市議会定例会を招集する。

1、平成28年8月26日午前9時59分水俣市議会議長第3回水俣市議会定例会の開会を宣告する。

1、平成28年9月15日午前 時 分水俣市議会議長第3回水俣市議会定例会の閉会を宣告する。

平成28年8月26日（金曜日）

午前9時59分 開会

午前10時16分 散会

（出席議員） 16人

福 田 齊 君	小 路 貴 紀 君	桑 原 一 知 君
塩 崎 達 朗 君	高 岡 朱 美 君	田 中 睦 君
谷 口 明 弘 君	高 岡 利 治 君	田 口 憲 雄 君
藤 本 壽 子 君	牧 下 恭 之 君	松 本 和 幸 君
中 村 幸 治 君	岩 阪 雅 文 君	谷 口 眞 次 君
野 中 重 男 君		

（欠席議員） なし

（職務のため出席した事務局職員） 5人

事 務 局 長（岩 下 一 弘 君）	次 長（岡 本 広 志 君）
主 幹（深 水 初 代 君）	参 事（前 垣 由 紀 君）
書 記（上 田 純 君）	

（説明のため出席した者） 16人

市 長（西 田 弘 志 君）	副 市 長（本 山 祐 二 君）
総合政策部長（緒 方 克 治 君）	総 務 部 長（本 田 眞 一 君）
福祉環境部長（川 野 恵 治 君）	産 業 建 設 部 長（関 洋 一 君）
総合医療センター事務部長（久木田 美和子 君）	総合政策部次長（水 田 利 博 君）
福祉環境部次長（高 沢 克 代 君）	産 業 建 設 部 次 長（城 山 浩 和 君）
水道局長（山 田 雅 浩 君）	教 育 長（吉 本 哲 裕 君）
教 育 次 長（黒 木 博 寿 君）	総合政策部政策推進課長（梅 下 俊 克 君）
総務部総務課長（緒 方 卓 也 君）	総務部財政課長（設 楽 聡 君）

○議事日程 第1号

平成28年8月26日 午前10時開議

第1 会議録署名議員の指名について

第2 会期の決定について

第3 議第65号 専決処分の報告及び承認について

専第7号 水俣市公民館条例の一部を改正する条例の制定について

第4 議第66号 水俣市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第5 議第67号 平成28年度水俣市一般会計補正予算（第5号）

第6 議第68号 平成28年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

第7 議第69号 平成28年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第2号）

第8 議第70号 平成28年度水俣市水道事業会計補正予算（第2号）

第9 議第71号 字区域の変更について

第10 議第72号 水俣市域における津奈木町道の認定承諾について

第11 議第73号 平成27年度水俣市病院事業会計決算認定について

第12 議第74号 平成27年度水俣市水道事業会計決算認定及び剰余金処分について

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

開会

午前9時59分 開会

○議長（福田 斉君） ただいまから平成28年第3回水俣市議会定例会を開会します。

○議長（福田 斉君） これから本日の会議を開きます。

○議長（福田 斉君） 日程に先立ちまして諸般の報告をします。

さる6月定例会で可決された行政庁舎再建等についての国庫補助制度の創設を求める意見書については、関係大臣等に提出しておきましたから御了承願います。

次に、本日、市長から、地方自治法第243条の3第2項の規定により公益財団法人水俣市振興公社の経営状況報告1件の報告が提出されましたので、議席に配付しておきました。

次に、監査委員から、平成28年4月分、5月分及び6月分公営企業会計、平成27年度5月分、平成28年5月分及び6月分の一般会計、特別会計等例月現金出納検査の結果報告があり、事務局

に備えつけてありますから御閲覧願います。

次に、地方自治法第100条第13項及び水俣市議会会議規則第167条の規定により、さる7月25日熊本市で開催された熊本県市議会議長会臨時総会に岩阪雅文議員を、さる8月10日伊佐市で開催された肥薩四市議会議員研修会に議員10人を派遣しました。

次に、今期定例会に地方自治法第121条の規定により、西田市長、本山副市長、緒方総合政策部長、本田総務部長、川野福祉環境部長、関産業建設部長、久木田総合医療センター事務部長、水田総合政策部次長、高沢福祉環境部次長、城山産業建設部次長、山田水道局長、梅下政策推進課長、緒方総務課長、設楽財政課長、吉本教育長、黒木教育次長、以上の出席を要求しました。

次に、本日の議事は、議席に配付の議事日程第1号をもって進めます。

以上で報告を終わります。

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（福田 斉君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において小路貴紀議員、田口憲雄議員を指名します。

日程第2 会期の決定について

○議長（福田 斉君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

日次	月 日	曜	開議時刻	会 議	議 事 内 容
1	8月26日	金	午前10時	本会議	開会 会議録署名議員の指名 会期の決定 議案上程 提案理由説明
2	27日	土		休 会	市の休日（土曜日）
3	28日	日			市の休日（日曜日）
4	29日	月			議案調査
5	30日	火			議案調査（一般質問通告正午まで）
6	31日	水			議案調査
7	9月1日	木			議案調査
8	2日	金			議案調査
9	3日	土			市の休日（土曜日）
10	4日	日			市の休日（日曜日）

11	5日	月			議案調査
12	6日	火	午前9時30分	本会議	一般質問（質疑通告正午まで）
13	7日	水	午前9時30分	本会議	一般質問
14	8日	木	午前9時30分	本会議	一般質問 議案質疑 委員会付託
15	9日	金	—	委員会	委員会
16	10日	土		休 会	市の休日（土曜日）
17	11日	日			市の休日（日曜日）
18	12日	月	—	委員会	委員会
19	13日	火		休 会	議事整理日
20	14日	水		休 会	議事整理日
21	15日	木	午前10時	本会議	委員長報告 委員長報告に対する質疑 討論 採決 閉会

○議長（福田 斉君） お諮りします。

今期定例会の会期は、本日から9月15日までの21日間としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（福田 斉君） 異議なしと認めます。

したがって会期は、21日間と決定しました。

日程第3 議第65号 専決処分等の報告及び承認について

専第7号 水俣市公民館条例の一部を改正する条例の制定について

日程第4 議第66号 水俣市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第5 議第67号 平成28年度水俣市一般会計補正予算（第5号）

日程第6 議第68号 平成28年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

日程第7 議第69号 平成28年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第2号）

日程第8 議第70号 平成28年度水俣市水道事業会計補正予算（第2号）

日程第9 議第71号 字区域の変更について

日程第10 議第72号 水俣市域における津奈木町道の認定承諾について

日程第11 議第73号 平成27年度水俣市病院事業会計決算認定について

日程第12 議第74号 平成27年度水俣市水道事業会計決算認定及び剰余金処分について

○議長（福田 斉君） 日程第3、議第65号専決処分の報告及び承認についてから、日程第12、議第74号平成27年度水俣市水道事業会計決算認定及び剰余金処分についてまで、10件を一括して議題とします。

議第65号

専決処分の報告及び承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成28年8月26日提出

水俣市長 西 田 弘 志

専第7号 水俣市公民館条例の一部を改正する条例の制定について

専第7号

専 決 処 分 書

水俣市公民館条例の一部を改正する条例を地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分することとする。

平成28年8月1日専決

水俣市長 西 田 弘 志

水俣市公民館条例の一部を改正する条例

水俣市公民館条例（平成26年条例第23号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

体育室半面	200円
-------	------

を

」

「

体育室半面	200円
集会室（A）の項及び集会室（B）の項の規定は、当分の間、適用しない。	

に

」

改め、

「

その他（体育室を除く。）	250円
--------------	------

を

」

「

その他（体育室、集会室（A）及び集会室（B）を除く。）	250円
-----------------------------	------

に

」

改める。

附 則

この条例は、平成28年8月1日から施行する。

（専決処分を必要とする理由）

本案は、平成28年熊本地震において被災した庁舎の機能移転に伴い、教育委員会事務局の執務室を水俣市公民館分館の一部に移転する必要があるため、移転に急務を要することから、専決処分するものである。

議第66号

水俣市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について

水俣市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

平成28年8月26日提出

水俣市長 西 田 弘 志

水俣市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

水俣市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年条例第30号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による地域生活支援事業に関する事務（日常生活用具給付、移動支援等に関する事務等）
--

を

」

「

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による地域生活支援事業に関する事務（日常生活用具給付、移動支援等に関する事務等）
水俣市子ども医療費の助成に関する条例（平成5年条例第4号）による子どもの医療費助成に関する事務
水俣市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例（昭和63年条例第10号）によるひとり親家庭等の医療費助成に関する事務
水俣市重度心身障害者医療費助成に関する条例（平成9年条例第22号）による重度心身障害者の医療費助成に関する事務

に

」

改める。

別表第2中

「

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による地域生活支援事業に関する事務（日常生活用具給付、移動支援等に関する事務等）であって規則で定めるもの	地方税関係情報、生活保護関係情報であって規則で定めるもの
--	------------------------------

を

「

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による地域生活支援事業に関する事務（日常生活用具給付、移動支援等に関する事務等）であって規則で定めるもの	地方税関係情報、生活保護関係情報であって規則で定めるもの
水俣市子ども医療費の助成に関する条例による子どもの医療費助成に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報、生活保護関係情報であって規則で定めるもの
水俣市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例によるひとり親家庭等の医療費助成に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報、生活保護関係情報であって規則で定めるもの
水俣市重度心身障害者医療費助成に関する条例による重度心身障害者の医療費助成に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報、生活保護関係情報であって規則で定めるもの

に

」

改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第9条第2項の条例で定める事務を新たに定めるため、本案のように制定しようとするものである。

議第67号

平成28年度水俣市一般会計補正予算（第5号）

平成28年度水俣市の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億3,997万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ158億8,489万7千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第3条 地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

平成28年8月26日提出

水俣市長 西 田 弘 志

第1表 歳入歳出予算補正（第5号）

歳 入

(単位：千円)

款	項	既定額	補正額	計
11. 分担金及び負担金		151,845	1,400	153,245
	1. 分担金	160	1,400	1,560
13. 国庫支出金		2,282,265	27,643	2,309,908
	1. 国庫負担金	1,735,797	23,611	1,759,408
	2. 国庫補助金	501,374	4,032	505,406
14. 県支出金		1,408,111	20,189	1,428,300
	2. 県補助金	622,809	20,189	642,998
17. 繰入金		434,402	1,078	435,480
	1. 基金繰入金	434,402	691	435,093
	2. 特別会計繰入金	0	387	387
18. 繰越金		132,854	36,761	169,615
	1. 繰越金	132,854	36,761	169,615
19. 諸収入		445,616	45,005	490,621
	4. 雑入	169,615	45,005	214,620
20. 市債		2,079,200	107,900	2,187,100
	1. 市債	2,079,200	107,900	2,187,100
補正されなかった款に係る額		8,710,628		8,710,628
歳 入 合 計		15,644,921	239,976	15,884,897

歳 出

(単位：千円)

款	項	既定額	補正額	計
1. 議会費		154,024	9,510	163,534

	1. 議会費	154,024	9,510	163,534
2. 総務費		1,885,205	35,197	1,920,402
	1. 総務管理費	1,524,585	37,399	1,561,984
	2. 徴税費	188,842	△2,850	185,992
	3. 戸籍住民基本台帳費	95,719	160	95,879
	5. 統計調査費	8,605	488	9,093
3. 民生費		5,637,348	6,927	5,644,275
	1. 社会福祉費	3,352,863	3,742	3,356,605
	2. 児童福祉費	1,628,527	2,796	1,631,323
	3. 生活保護費	655,030	389	655,419
4. 衛生費		2,019,161	7,503	2,026,664
	1. 保健衛生費	350,364	7,459	357,823
	3. 簡易水道設置費	9,628	44	9,672
	4. 環境対策費	228,351	0	228,351
5. 農林水産業費		325,568	19,173	344,741
	1. 農業費	238,471	6,885	245,346
	2. 林業費	45,695	3,158	48,853
	3. 水産業費	41,402	9,130	50,532
6. 商工費		406,854	60,715	467,569
	1. 商工費	176,026	60,715	236,741
7. 土木費		1,578,095	7,154	1,585,249
	1. 土木管理費	3,618	20	3,638
	2. 道路橋りょう費	440,108	4,206	444,314
	5. 都市計画費	735,108	78	735,186
	6. 住宅費	348,248	2,850	351,098
8. 消防費		1,028,232	1,100	1,029,332
	1. 消防費	1,028,232	1,100	1,029,332
9. 教育費		1,153,094	22,728	1,175,822
	1. 教育総務費	241,071	17,391	258,462
	2. 小学校費	141,730	44	141,774
	3. 中学校費	94,642	4,163	98,805
	4. 社会教育費	445,035	475	445,510
	5. 保健体育費	230,616	655	231,271
10. 災害復旧費		43,590	64,969	108,559
	1. 農林水産施設災害復旧費	2,440	20,029	22,469
	2. 公共土木施設災害復旧費	39,368	44,940	84,308
12. 予備費		15,000	5,000	20,000
	1. 予備費	15,000	5,000	20,000
補正されなかった款に係る額		1,398,750		1,398,750
歳 出 合 計		15,644,921	239,976	15,884,897

第2表 債務負担行為補正

追 加

事 項	期 間	限 度 額
体育施設管理委託料 (生涯学習課)	自 平成28年度 至 平成31年度	千円 178,477

第3表 地方債補正

変更

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共事業等（道路）	千円 5,100				千円 5,900			
過疎対策事業	798,100				883,800			
災害復旧事業	5,200				26,600			
補正されなかった事業に係る額	1,270,800				1,270,800			
計	2,079,200				2,187,100			

議第68号

平成28年度水俣市国民健康保健事業特別会計補正予算（第2号）

平成28年度水俣市の国民健康保健事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,661千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,915,558千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成28年8月26日提出

水俣市長 西田弘志

第1表 歳入歳出予算補正（第2号）

歳入

（単位：千円）

款	項	既定額	補正額	計
3. 国庫支出金		1,269,791	216	1,270,007
	2. 国庫補助金	644,468	216	644,684
9. 繰入金		274,469	△1,877	272,592
	1. 他会計繰入金	271,397	△1,877	269,520
補正されなかった款に係る額		3,372,959		3,372,959
歳入合計		4,917,219	△1,661	4,915,558

歳出

（単位：千円）

款	項	既定額	補正額	計
1. 総務費		68,276	△1,661	66,615
	1. 総務管理費	38,663	△1,661	37,002
補正されなかった款に係る額		4,848,943		4,848,943
歳出合計		4,917,219	△1,661	4,915,558

議第69号

平成28年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第2号）

平成28年度水俣市の介護保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ45,309千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,404,816千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成28年8月26日提出

水俣市長 西田弘志

第1表 歳入歳出予算補正（第2号）

歳入 (単位：千円)

款	項	既定額	補正額	計
5. 支払基金交付金		903,975	1,143	905,118
	1. 支払基金交付金	903,975	1,143	905,118
7. 繰入金		497,448	923	498,371
	1. 一般会計繰入金	497,448	923	498,371
8. 繰越金		1	43,240	43,241
	1. 繰越金	1	43,240	43,241
9. 諸収入		6,075	3	6,078
	3. 雑入	5,860	3	5,863
補正されなかった款に係る額		1,952,008		1,952,008
歳入合計		3,359,507	45,309	3,404,816

歳出 (単位：千円)

款	項	既定額	補正額	計
1. 総務費		75,174	926	76,100
	1. 総務管理費	34,667	926	35,593
6. 諸支出金		601	44,383	44,984
	1. 償還金及び還付加算金	601	43,996	44,597
	2. 操出金	0	387	387
補正されなかった款に係る額		3,283,732		3,283,732
歳出合計		3,359,507	45,309	3,404,816

議第70号

平成28年度水俣市水道事業会計補正予算（第2号）

（総則）

第1条 平成28年度水俣市水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（収益的収支の補正）

第2条 平成28年度水俣市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	収 入		
第1款 水道事業収益	483,747千円	44千円	483,791千円
第1項 営業収益	445,073千円	44千円	445,117千円
第2項 営業外収益	38,672千円	0千円	38,672千円
第3項 特別利益	2千円	0千円	2千円
	支 出		
第1款 水道事業費	359,303千円	1,083千円	360,386千円
第1項 営業費用	325,702千円	1,083千円	326,785千円
第2項 営業外費用	31,647千円	0千円	31,647千円
第3項 特別損失	954千円	0千円	954千円
第4項 予備費	1,000千円	0千円	1,000千円

（資本的支出の補正）

第3条 予算第4条括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額344,245千円」を「資本的収入額が資

本的支出額に対し不足する額344,943千円」に、「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額21,228千円」を「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額21,280千円」に、「当年度分損益勘定留保資金80,756千円」を「当年度分損益勘定留保資金81,402千円」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	支 出		
第1款 資本的支出	418,766千円	698千円	419,464千円
第1項 建設改良費	376,298千円	698千円	376,996千円
第2項 企業債償還金	41,468千円	0千円	41,468千円
第3項 予備費	1,000千円	0千円	1,000千円

平成28年8月26日提出

水俣市長 西 田 弘 志

議第71号

字区域の変更について

土地改良法（昭和24年法律第195号）第2条第2項第2号の規定に基づく区画整理により、字区域に変更が生じたため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、水俣市の字区域を次のとおり変更するものとする。

平成28年8月26日提出

水俣市長 西 田 弘 志

変更前の 大字名	変更前の 字名	区 域	変更後の 大字名	変更後の 字名
深川	村内	227番1、228番1及びこれらの区域に隣接する水路である公有地の全部	深川	前田
深川	西川	字前田164番、165番に隣接する水路である公有地の全部	深川	前田

(提案理由)

市の区域内の字の区域を変更するには、地方自治法第260条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があるもので、本案のように提案するものである。

議第72号

水俣市域における津奈木町道の認定承諾について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第3項の規定により、次のとおり水俣市域における津奈木町道の認定を承諾することとする。

平成28年8月26日提出

水俣市長 西 田 弘 志

No.	路 線	起 点	終 点	重要な経過地
1	津奈木町道中園線	水俣市大字小津奈木字大丸527番2地先	津奈木町大字小津奈木字大丸489番2	なし

(提案理由)

津奈木町長から協議のあった水俣市域における津奈木町道の認定承諾については、道路法第8条第4項の規定により、議会の議決を経る必要があるもので、本案のように提案するものである。

議第73号

平成27年度水俣市病院事業会計決算認定について

平成27年度水俣市病院事業会計決算について、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定に基づき、監査委員の意見を付けて、市議会の認定に付する。

平成28年8月26日提出

水俣市長 西 田 弘 志

平成27年度 水俣市病院

1 決算報告書

(1) 収益的収入及び支出

収 入

区 分	予 算 額		
	当初予算額	補正予算額	地方公営企業法第24条第3項の規定による支出額に係る財源充当額
第1款 総合医療センター事業収益	7,051,619,000	738,000	0
第1項 医 業 収 益	6,495,767,000	0	0
第2項 医 業 外 収 益	549,417,000	738,000	0
第3項 特 別 利 益	6,435,000	0	0
第2款 診療所事業収益	13,226,000	922,000	0
第1項 医 業 収 益	10,471,000	0	0
第2項 医 業 外 収 益	2,753,000	921,000	0
第3項 特 別 利 益	2,000	0	0
第4項 訪 問 看 護 事 業 収 益	0	1,000	0
収益的収入合計	7,064,845,000	1,660,000	0

支 出

区 分	予 算 額					小 計
	当初予算額	補正予算額	予備費支出額	流 用 増減額	地方公営企業法第24条第3項の規定による支出額	
第1款 総合医療センター事業費	6,998,104,000	0	0	0	0	6,998,104,000
第1項 医 業 費 用	6,889,778,000	0	0	0	0	6,889,778,000
第2項 医 業 外 費 用	60,697,000	0	0	0	0	60,697,000
第3項 特 別 損 失	45,629,000	0	0	0	0	45,629,000
第4項 予 備 費	2,000,000	0	0	0	0	2,000,000
第2款 診療所事業費	15,293,000	921,000	0	0	0	16,214,000
第1項 医 業 費 用	14,989,000	0	0	0	0	14,989,000
第2項 医 業 外 費 用	3,000	0	0	0	0	3,000
第3項 特 別 損 失	101,000	0	0	0	0	101,000
第4項 予 備 費	200,000	0	0	0	0	200,000
第5項 訪 問 看 護 事 業 費 用	0	921,000	0	0	0	921,000
収益的支出合計	7,013,397,000	921,000	0	0	0	7,014,318,000

事業決算報告書

(単位 円)

合 計	決算額	予算額に比べ 決算額の増減	備 考
7,052,357,000	6,766,861,227	△285,495,773	
6,495,767,000	6,190,429,111	△305,337,889	内仮受消費税及び地方消費税 21,397,818
550,155,000	574,962,599	24,807,599	〃 5,956,037
6,435,000	1,469,517	△4,965,483	〃 16,669
14,148,000	12,703,438	△1,444,562	
10,471,000	9,399,758	△1,071,242	内仮受消費税及び地方消費税 6,142
3,674,000	3,303,680	△370,320	〃 2,643
2,000	0	△2,000	〃 0
1,000	0	△1,000	〃 0
7,066,505,000	6,779,564,665	△286,940,335	内仮受消費税及び地方消費税 27,379,309

(単位 円)

地方公営企業法第26条第2項の規定による繰越額	合 計	決算額	地方公営企業法第26条第2項の規定による繰越額	不用額	備 考
0	6,998,104,000	6,505,622,925	0	492,481,075	
0	6,889,778,000	6,413,913,026	0	475,864,974	内仮払消費税及び地方消費税 152,275,458
0	60,697,000	57,462,812	0	3,234,188	〃 96,141 納付消費税等 18,817,800
0	45,629,000	34,247,087	0	11,381,913	〃 35,703
0	2,000,000	0	0	2,000,000	
0	16,214,000	13,352,152	0	2,861,848	
0	14,989,000	12,724,227	0	2,264,773	内仮払消費税及び地方消費税 437,054
0	3,000	0	0	3,000	〃 0
0	101,000	2,436	0	98,564	〃 0
0	200,000	0	0	200,000	
0	921,000	625,489	0	295,511	内仮払消費税及び地方消費税 43,401
0	7,014,318,000	6,518,975,077	0	495,342,923	内仮払消費税及び地方消費税 152,887,757

(2) 資本的収入及び支出

収 入

区 分	予 算 額			
	当初予算額	補正予算額	小 計	地方公営企業法第26条の規定による繰越額に係る財源充当額
第1款 総合医療センター資本的収入	323,824,000	0	323,824,000	0
第1項 企 業 債	316,800,000	0	316,800,000	0
第2項 固定資産売却代金	1,000	0	1,000	0
第3項 補 助 金	2,000	0	2,000	0
第4項 負 担 金	1,000	0	1,000	0
第5項 繰 入 金	7,020,000	0	7,020,000	0
第2款 診療所資本的収入	0	2,000,000	2,000,000	0
第1項 補 助 金	0	2,000,000	2,000,000	0
資本的収入合計	323,824,000	2,000,000	325,824,000	0

支 出

区 分	予 算 額					
	当初予算額	補正予算額	予備費 充当額	小 計	地方公営企業法第26条の規定による繰越額	継続費通次繰越額
第1款 総合センター資本的支出	857,784,000	0	0	857,784,000	0	0
第1項 建設改良費	319,966,000	0	0	319,966,000	0	0
第2項 企業債償還金	512,178,000	0	0	512,178,000	0	0
第3項 長期貸付金	24,640,000	0	0	24,640,000	0	0
第4項 予 備 費	1,000,000	0	0	1,000,000	0	0
第2款 診療所資本的支出	0	2,106,000	0	2,106,000	0	0
第1項 建設改良費	0	2,106,000	0	2,106,000	0	0
資本的支出合計	857,784,000	2,106,000	0	859,890,000	0	0

資本的収入額が資本的支出額に不足する額517,164,786円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額19,493,832円、過年度分損益留保資金497,670,954円で補てんした。

(単位 円)

継続費通次繰越額に係る財源充当額	合計	決算額	予算額に比べ決算額の増減	備考
0	323,824,000	258,620,000	△65,204,000	
0	316,800,000	246,600,000	△70,200,000	
0	1,000	0	△1,000	
0	2,000	5,000,000	4,998,000	
0	1,000	0	△1,000	
0	7,020,000	7,020,000	0	
0	2,000,000	1,650,000	△350,000	
0	2,000,000	1,650,000	△350,000	
0	325,824,000	260,270,000	△65,554,000	

(単位 円)

合計	決算額	翌年度繰越額			不用額	備考
		地方公営企業法第26条の規定による繰越額	継続費通次繰越額	合計		
857,784,000	775,784,466	0	0	0	81,999,534	
319,966,000	263,492,324	0	0	0	56,473,676	内仮払消費税及び地方消費税 19,457,832
512,178,000	487,852,142	0	0	0	24,325,858	
24,640,000	24,440,000	0	0	0	200,000	
1,000,000	0	0	0	0	1,000,000	
2,106,000	1,650,320	0	0	0	455,680	
2,106,000	1,650,320	0	0	0	455,680	内仮払消費税及び地方消費税 36,000
859,890,000	777,434,786	0	0	0	82,455,214	内仮払消費税及び地方消費税 19,493,832

議第74号

平成27年度水俣市水道事業会計決算認定及び剰余金処分について

平成27年度水俣市水道事業会計決算について、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定に基づき、監査委員の意見を付けて、市議会の認定に付するとともに、同法第32条第2項及び第3項の規定に基づき、剰余金を処分することとする。

平成28年8月26日提出

水俣市長 西 田 弘 志

平成27年度 水俣市水道事業決算報告書

(1) 収益的収入及び支出

収 入

区 分	予 算 額			合計
	当 初 予算額	補 正 予算額	地方公営企業法第24条第3項の規定による支出額に 係る財源充当額	
第1款 水道事業収益	496,896,000	23,116,000	0	520,012,000
第1項 営業収益	460,809,000	23,116,000	0	483,925,000
第2項 営業外収益	36,085,000	0	0	36,085,000
第3項 特別利益	2,000	0	0	2,000

支 出

区 分	予 算 額					小 計
	当 初 予算額	補 正 予算額	予備費 支出額	流 用 増減額	地方公営企業法第24条第3項の規定 による支出額	
第1款 水道事業費	401,971,000	318,000	0	0	0	402,289,000
第1項 営業費用	372,438,000	△3,547,000	0	12,517,000	0	381,408,000
第2項 営業外費用	28,531,000	1,558,000	0	△12,517,000	0	17,572,000
第3項 特別損失	2,000	2,307,000	0	0	0	2,309,000
第4項 予備費	1,000,000	0	0	0	0	1,000,000

(2) 資本的収入及び支出

収 入

区 分	予 算 額			地方公営企業法第26条の規定に よる繰越額に係る財源充当額
	当 初 予算額	補 正 予算額	小 計	
第1款 資本的収入	69,350,000	3,161,000	72,511,000	0
第1項 負担金	14,412,000	0	14,412,000	0
第2項 補助金	54,937,000	3,161,000	58,098,000	0
第3項 固定資産売却代金	1,000	0	1,000	0

支 出

区 分	予 算 額					地方公営企業法第26条の規定に よる繰越額
	当 初 予算額	補 正 予算額	予備費 支出額	流 用 増減額	小 計	
第1款 資本的支出	501,737,000	△25,849,000	0	0	475,888,000	220,132,000
第1項 建設改良費	460,778,000	△25,849,000	0	0	434,929,000	221,132,000
第2項 企業債償還金	39,959,000	0	0	0	39,959,000	0
第3項 予備費	1,000,000	0	0	0	1,000,000	0

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額470,075,693円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額円で補てんした。

(単位 円)

決算額	予算額に比べ 決算額の増減	備 考
544,562,393	24,550,393	
494,466,385	10,541,385	うち仮受消費税及び地方消費税 33,485,707円
50,096,008	14,011,008	うち仮受消費税及び地方消費税 264,777円 消費税及び地方消費税還付額 8,424,429円
0	△2,000	

(単位 円)

地方公営企業法第 26条第2項の規定 による繰越額	合 計	決算額	地方公営企業法第 26条第2項の規定 による繰越額	不用額	備 考
0	402,289,000	368,239,894	0	34,049,106	
0	381,408,000	352,964,858	4,068,253	24,374,889	うち仮受消費税及び地方消費税 6,596,121円
0	17,572,000	13,341,012	0	4,230,988	
0	2,309,000	1,934,024	0	374,976	うち仮受消費税及び地方消費税 140,528円
0	1,000,000	0	0	1,000,000	

(単位 円)

継続費通次繰越額 に係る財源充当額	合 計	決算額	予算額に比べ 決算額の増減	備 考
0	72,511,000	94,238,345	21,727,345	
0	14,412,000	4,721,345	△9,690,655	
0	58,098,000	89,517,000	31,419,000	
0	1,000	0	△1,000	

(単位 円)

継続費通次 繰越額	合 計	決算額	翌年度繰越額			不用額	備 考
			地方公営企業法に 第26条の規定に よる繰越額	継続費通次 繰越額	合 計		
0	696,020,000	564,314,038	59,367,000	0	59,367,000	72,338,962	
0	655,061,000	524,356,488	59,367,000	0	59,367,000	71,337,512	うち仮払消費税及 び地方消費税 38,467,592円
0	39,959,000	39,957,550	0	0	0	1,450	
0	1,000,000	0	0	0	0	1,000,000	

31,486,974円、減債積立金39,000,000円、建設改良積立金300,000,000円、過年度分損益勘定留保資金99,588,719

平成27年度 水俣市水道事業剰余金計算書
(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)

	資本金	剰余金			
		資本剰余金			
		工事負担金	受贈財産評価額	補助金	繰入金
前年度末残高	1,194,022,207	0	423,360	10,404,000	0
前年度処分額	787,037,426	0	0	△10,404,000	0
議会の議決による処分額	787,037,426	0	0	△10,404,000	0
減債積立金の積立て	0	0	0	0	0
建設改良積立金の積立て	0	0	0	0	0
資本金への組入れ	787,037,426	0	0	△10,404,000	0
処分後残高	1,981,059,633	0	423,360	0	0
当年度変動額	0	0	0	8,323,000	0
自己資本金への繰入れ	0	0	0	0	0
自己資本金への組入れ	0	0	0	0	0
減債積立金からの組入れ	0	0	0	0	0
建設改良積立金からの組入れ	0	0	0	0	0
資本剰余金の受入れ	0	0	0	8,323,000	0
資本剰余金の取崩し	0	0	0	0	0
当年度純利益	0	0	0	0	0
当年度末残高	1,981,059,633	0	423,360	8,323,000	0

平成27年度 水俣市水道事業剰余金処分計算書(案)

(単位:円)

	資本金	資本剰余金	未処分利益剰余金
当年度末残高	1,981,059,633	8,746,360	479,726,069
議会の議決による処分額	371,581,248	0	△479,726,069
減債積立金の積立て	0	0	△41,000,000
建設改良積立金の積立て	0	0	△67,144,821
資本金への組入れ	371,581,248	0	△371,581,248
処分後残高	2,352,640,881	8,746,360	(繰越利益剰余金) 0

(単位：円)

余 金					資 本 合 計
	利 益 剩 余 金				
資本剰余金合計	減債積立金	建設改良積立金	未処分利益剰余金	利益剰余金合計	
10,827,360	0	390,655,102	970,419,566	1,361,074,668	2,565,924,235
△10,404,000	39,000,000	154,786,140	△970,419,566	△776,633,426	0
△10,404,000	39,000,000	154,786,140	△970,419,566	△776,633,426	0
0	39,000,000	0	△39,000,000	0	0
0	0	154,786,140	△154,786,140	0	0
△10,404,000	0	0	△776,633,426	△776,633,426	0
423,360	39,000,000	545,441,242	(繰越利益剰余金) 0	584,441,242	2,565,924,235
8,323,000	△39,000,000	△300,000,000	479,726,069	140,726,069	149,049,069
0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0
0	△39,000,000	0	39,000,000	0	0
0	0	△300,000,000	300,000,000	0	0
8,323,000	0	0	0	0	8,323,000
0	0	0	0	0	0
0	0	0	140,726,069	140,726,069	140,726,069
8,746,360	0	245,441,242	(当年度未処分利益剰余金) 479,726,069	725,167,311	2,714,973,304

○議長（福田 斉君） 提案理由の説明を求めます。

西田市長。

（市長 西田弘志君登壇）

○市長（西田弘志君） 本定例市議会に提案いたしました議案につきまして、順次提案理由を御説明申し上げます。

まず、議第65号専決処分の報告及び承認について、専第7号水俣市公民館条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、平成28年熊本地震において被災した庁舎の機能移転に伴い、教育委員会事務局の執務室を水俣市公民館分館の一部に移転する必要があり、移転に急施を要しましたので、専決処分を行ったものであります。

次に、議第66号水俣市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第2項の条例で定める事務を新たに定めるため、本案のように制定しようとするものであります。

次に、議第67号平成28年度水俣市一般会計補正予算第5号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ2億3,997万6,000円を増額し、補正後の予算総額を、歳入歳出それぞれ158億8,489万7,000円とするものであります。

補正の主な内容といたしましては、第1款議会費に、議場設備の導入経費、第2款総務費に、仮庁舎移転事業、姉妹都市交流事業、第3款民生費に、介護予防地域づくり事業、第4款衛生費に、看護・介護人材確保・定着・定住促進事業、第5款農林水産業費に、漁港施設等維持管理費、第6款商工費に、プレミアム飲食券発行事業、観光振興団体等助成事業、第7款土木費に、市内一円市道維持補修費、第8款消防費に、避難所開設等に係る人件費、第9款教育費に、学校林育林事業、第10款災害復旧費に、公共土木施設の災害復旧費などを計上いたしております。

これらの財源といたしましては、第11款分担金及び負担金、第13款国庫支出金、第14款県支出金、第17款繰入金、第18款繰越金、第19款諸収入、第20款市債をもって調整いたしております。

このほか、債務負担行為補正として体育施設管理委託料を追加いたしております。

また、地方債補正として、過疎対策事業外2件の限度額の変更をいたしております。

次に、議第68号平成28年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算第2号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ166万1,000円を減額し、補正後の予算総額を、歳入歳出それぞれ49億1,555万8,000円とするものであります。

補正の内容といたしましては、第1款総務費に、人事異動による人件費の減額及び電算システ

ム改修に伴う委託料の増額を計上いたしております。

これらの財源といたしましては、第3款国庫支出金及び第9款繰入金をもって調整いたしております。

次に、議第69号平成28年度水俣市介護保険特別会計補正予算第2号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ4,530万9,000円を増額し、補正後の予算総額を、歳入歳出それぞれ34億481万6,000円とするものであります。

補正の主な内容といたしましては、第6款諸支出金において、介護給付費等の確定に伴う国県支出金等返還金を計上いたしております。

これらの財源といたしましては、第5款支払基金交付金、第7款繰入金、第8款繰越金、第9款諸収入をもって調整いたしております。

次に、議第70号平成28年度水俣市水道事業会計補正予算第2号について申し上げます。

今回の補正は、平成28年度水俣市水道事業会計予算第3条に定める収益的収入の額を4万4,000円増額して、補正後の収益的収入の額を4億8,379万1,000円に、収益的支出の額を108万3,000円増額して、補正後の収益的支出の額を3億6,038万6,000円に、第4条に定める資本的支出の額を69万8,000円増額して、補正後の資本的支出の額を4億1,946万4,000円とするものであります。

補正の内容といたしましては、収益的収入には庁舎機能移転に伴う一般会計負担金を、収益的支出及び資本的支出には、庁舎機能移転に伴う経費の補正を計上いたしております。

次に、議第71号字区域の変更について申し上げます。

市の区域内の字の区域を変更するには、地方自治法第260条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があるため、本案のように提案するものであります。

次に、議第72号水俣市域における津奈木町道の認定承諾について申し上げます。

津奈木町長から協議のあった水俣市域における津奈木町道の認定承諾については、道路法第8条第4項の規定により、議会の議決を経る必要があるため、本案のように提案するものであります。

次に、議第73号平成27年度水俣市病院事業会計決算認定について申し上げます。なお、説明中の金額につきましては、万円単位で申し上げます。

まず、収益的収入及び支出につきましては、収益的収入67億7,956万円、収益的支出65億1,897万円となり、差し引き2億6,059万円の利益となり、消費税等調整後の損益計算によりますと、差し引き当年度純利益は2億4,109万円で、当年度未処分利益剰余金は14億12万円となります。

次に、資本的収入及び支出につきましては、資本的収入2億6,027万円、資本的支出7億7,743万円となり、差し引き不足額5億1,716万円は、当年度分消費税等資本的収支調整額1,949万円、

過年度分損益勘定留保資金 4 億9,767万円で補填いたしております。

次に、議第74号平成27年度水俣市水道事業会計決算認定及び剰余金処分について申し上げます。
なお、説明中の金額につきましては、万円単位で申し上げます。

まず、収益的収入及び支出につきましては、事業収益 5 億4,456万円、事業費 3 億6,823万円で、差し引き 1 億7,632万円となり、消費税等調整後の損益計算書によりますと、差し引き当年度純利益は 1 億4,072万円となります。

次に、資本的収入及び支出につきましては、資本的収入9,424万円、資本的支出 5 億6,431万円となり、差し引き不足額 4 億7,007万円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額3,148万円、減債積立金3,900万円、建設改良積立金 3 億円及び過年度分損益勘定留保資金9,959万円で補填いたしております。

次に、当年度未処分利益剰余金 4 億7,972万円につきましては、減債積立金に4,100万円、建設改良積立金に6,714万円を積み立て、資本金に 3 億7,158万円を組み入れる処分を行います。

以上、本定例市議会に提案いたしました議第65号から議第74号までについて、順次提案理由を御説明申し上げましたが、慎重審議を賜り、速やかに御承認及び御可決くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（福田 斉君） 提案理由の説明は終わりました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

明 8 月27日から 9 月 5 日までは議案調査のため休会であります。

次の本会議は、9 月 6 日に開き、一般質問を行います。

なお、議事の都合により 9 月 6 日の会議は午前 9 時30分に繰り上げて開きます。

一般質問の通告は 8 月30日正午まで、議案質疑の通告は 9 月 6 日正午まで、それぞれ御通告願います。

本日はこれで散会します。

午前10時16分 散会

平成28年9月6日

平成28年9月第3回水俣市議会定例会会議録
(第2号)

一 般 質 問

平成28年9月第3回水俣市議会定例会会議録（第2号）

平成28年9月6日（火曜日）

午前 9時29分 開議

午後 4時26分 散会

（出席議員） 16人

福 田 齊 君	小 路 貴 紀 君	桑 原 一 知 君
塩 崎 達 朗 君	高 岡 朱 美 君	田 中 睦 君
谷 口 明 弘 君	高 岡 利 治 君	田 口 憲 雄 君
藤 本 壽 子 君	牧 下 恭 之 君	松 本 和 幸 君
中 村 幸 治 君	岩 阪 雅 文 君	谷 口 眞 次 君
野 中 重 男 君		

（欠席議員） なし

（職務のため出席した事務局職員） 5人

事 務 局 長（岩 下 一 弘 君）	次 長（岡 本 広 志 君）
主 幹（深 水 初 代 君）	参 事（前 垣 由 紀 君）
書 記（上 田 純 君）	

（説明のため出席した者） 18人

市 長（西 田 弘 志 君）	副 市 長（本 山 祐 二 君）
総合政策部長（緒 方 克 治 君）	総 務 部 長（本 田 眞 一 君）
福祉環境部長（川 野 恵 治 君）	産 業 建 設 部 長（関 洋 一 君）
総合医療センター事務部長（久木田 美和子 君）	総合政策部次長（水 田 利 博 君）
福祉環境部次長（高 沢 克 代 君）	産 業 建 設 部 次 長（城 山 浩 和 君）
水道局長（山 田 雅 浩 君）	教 育 長（吉 本 哲 裕 君）
教 育 次 長（黒 木 博 寿 君）	総合政策部政策推進課長（梅 下 俊 克 君）
総務部総務課長（緒 方 卓 也 君）	総務部財政課長（設 楽 聡 君）

○議事日程 第2号

平成28年9月6日 午前9時30分開議

第1 議会運営委員の選任について

第2 一般質問

- | | |
|---------|--|
| 1 谷口明弘君 | 1 水俣環境アカデミアのホームページ作成に係る補助金の不正受給について
2 ふるさと納税の進捗状況について
3 東京2020オリンピック・パラリンピックと水俣市の関わり方について |
| 2 中村幸治君 | 1 防災について
2 水俣市建築物耐震改修促進計画について
3 肥薩おれんじ鉄道水俣駅の管理について |
| 3 谷口眞次君 | 1 市庁舎の機能移転・建て替えについて
2 次世代エネルギー推進事業について
(1) 木質バイオマス発電について
(2) 小水力発電について
3 花のまちづくりについて
4 水俣川河口臨海部振興構想事業について |
| 4 高岡朱美君 | 1 戸建て住宅リフォーム助成制度の利用状況について
2 再生可能エネルギーの地産地消推進について
3 小中学校における暑さ対策について |

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前9時29分 開議

○議長（福田 斉君） ただいまから本日の会議を開きます。

○議長（福田 斉君） 日程に先立ちまして、諸般の報告をします。

監査委員から、平成28年7月分の一般会計、特別会計等の例月現金出納検査の結果報告があり、事務局に備えつけてありますから、御閲覧願います。

次に、本日の議事は議席に配付の議事日程第2号をもって進めます。

以上で報告を終わります。

日程第1 議会運営委員の選任

○議長（福田 斉君） 日程第1、議会運営委員の選任を行います。

お諮りします。

議会運営委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、中村幸治議員を指名したいと思えます。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（福田 斉君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました中村幸治議員を議会運営委員に選任することに決定しました。

日程第2 一般質問

○議長（福田 斉君） 日程第2、一般質問を行います。

順次質問を許します。

なお、質問時間は、答弁を含め1人70分となっておりますので、そのように御承知願います。

初めに、谷口明弘議員に許します。

（谷口明弘君登壇）

○谷口明弘君 皆さん、おはようございます。

真志会の谷口明弘です。

台風12号は、幸いにも水俣市に大きな被害をもたらさずに済んで、ほっとしたわけですが、その前の台風10号では、岩手県や北海道で犠牲となられました方々、あるいは被害に遭われた方々に対しまして、心からお悔やみを申し上げたいと思えます。

ことしの夏は、いろんな意味で暑い夏でした。記録的な猛暑日が続く中で、熊本地震後初の夏を迎えたわけですが、いまだ被災地で避難生活を送っていらっしゃる方々の中には、水俣市民の身内の方や、知人・友人の方も少なからずいらっしゃると思えます。比較的被害の少なかった水俣市は6月議会でも進言いたしました、可能な限りの被災地支援を続けてもらいたいと希望いたします。

さて、先日閉幕したばかりのリオデジャネイロオリンピック、また始まろうとしておりますパラリンピックですが、時差の関係もあって寝不足の日々を過ごされた方も多かったのではないのでしょうか。今回もアスリートたちの真剣勝負から多くの感動や興奮のシーンが生まれまし

た。特に日本選手のメダルラッシュには、日本の多くの国民が歓喜したのではないのでしょうか。

前回大会、苦杯をなめた柔道も見事に復活を遂げ、井上康生監督の涙の会見で、その道のりに大変な苦労があったことを知りました。男子体操の団体金メダルと内村航平選手の個人総合の金メダル、体操団体の表彰式で若い選手たちが、君が代を大きな声で歌いながら、日の丸がセンターに上がるシーンを感動して眺めておりました。

また、水泳で獲得した多くのメダル、卓球団体男女ともに獲得した値千金のメダル、バドミントン高橋・松友ペアの大逆転の金メダル、テニスの錦織圭選手の歴史的なメダル、レスリング女子のメダルラッシュ、シンクロナイズドスイミングの復活の銅メダル、陸上の400メートルリレーでは、バトンパスワークによる日本ならではのテクニックで勝ちとった銀メダル、日本人アスリートたちの笑顔や流す数々の涙にたくさんの感動をもらい、一緒にもらい泣きすることもしばしばでありました。

日本選手団には心から感謝したいと思えますし、2020年の東京オリンピック・パラリンピックへの期待がいやが上にも高まります。また、閉会式のフラッグハンドオーバーセレモニー、雨の降る中、小池百合子都知事の和服姿で五輪旗を力強く振るシーン、私は東京都民ではありませんが、その主役が鳥越俊太郎さんでなくて本当によかったと思えました。

また、次回開催地の東京をアピールする8分間のパフォーマンスは世界のどぎもを抜き、世界中から称賛の声と、東京2020オリンピック・パラリンピックの開催が待ち切れないといった声にあふれております。オープニングでは君が代の合唱が流れる中、グラウンドいっぱい描かれた日の丸の美しさ、東日本大震災などに寄せられた支援に感謝する人文字、世界に誇る日本のさまざまなキャラクターの登場、きわめつけはマリオに扮した安倍晋三内閣総理大臣の土管からの登場と、見ていて痛快で、インパクトのあるパフォーマンスでした。

一部これらのパフォーマンスを批判する日本人がいることは残念ですが、ふだんから日の丸、君が代に敬意を払わない人たちのことなので、諦めるしかありません。でも、そんな国の内閣総理大臣に対する批判でも自由に言える日本という国が、いかに住みやすく恵まれた国であるかを再確認した次第です。いずれにしても、いろんな意味で、わずか8分間のパフォーマンスが世界から注目と話題を集めたことは間違いありません。

水俣も明るい話題が乏しいので、東京2020オリンピック・パラリンピックまでの4年間、何らかの形でこの歴史的なイベントにかかわって、わくわく感やドキドキ感を市民と共有できないものかと考えていました。

初恋のまちづくりもそろそろネタ切れでしょうから、市長には新たな取り組みに東京2020オリンピック・パラリンピックにちなんだ事業の展開を期待します。

では、前置きはこのくらいにして、以下質問いたします。

- 1、水俣環境アカデミアのホームページ作成に係る補助金の不正受給について。
 - ①、記者発表後の調査結果も含めて、今回の事件の詳細な経緯をお尋ねします。
 - ②、かかわった職員を処分するとしているが、処分の内容はどうなったのか。
 - ③、今後、アカデミアのホームページはいつまでにどのような内容で作成し、その予算と財源はどうするのか。
 - ④、再発防止策はどうするのか。

大テーマ2、ふるさと納税の進捗について。

- ①、現時点で納税金額はどうなっているか。目標額に対して達成率は何%か。
- ②、水俣市の返礼品の品ぞろえの魅力、あるいは売りはどのような点が挙げられるか。また、これまでの納税者のニーズはどのような傾向が見られるか。
- ③、年末に向けての3カ月が勝負と思うが、納税額拡大に向けた対策はあるのか。

大テーマ3、東京2020オリンピック・パラリンピックと水俣市のかかわり方について。

- ①、水俣市出身の選手がオリンピック・パラリンピックに出場する可能性はあるのか。
- ②、東京オリンピック・パラリンピックに参加する各国選手が最終調整する事前合宿の自治体誘致合戦が活発化してきているが、水俣市も合宿地として名乗りを上げてはどうか。

以上、本壇からの質問を終わります。

○議長（福田 斉君） 答弁を求めます。

西田市長。

（市長 西田弘志君登壇）

○市長（西田弘志君） 谷口明弘議員の御質問に順次お答えをいたします。

まず、水俣環境アカデミアのホームページ作成に係る補助金の不正受給については私から、ふるさと納税の進捗状況については総合政策部長から、東京2020オリンピック・パラリンピックと水俣市のかかわり方については教育長からそれぞれお答えをいたします。

初めに、水俣環境アカデミアのホームページ作成に係る補助金の不正受給について、順次お答えをいたします。

まず、記者発表後の調査結果も含めて、今回の事件の詳細な経緯についてお答えをいたします。

本市では、平成27年度において、環境省の環境首都水俣創造事業により、熊本県から環境首都水俣・芦北地域創造事業補助金を受けて、水俣環境アカデミアの施設整備のほか、内外の研究者を対象としたシンポジウムの開催など、水俣環境アカデミアのオープンに向けた事業を実施いたしました。

この中で、水俣環境アカデミアの情報発信、産・学・官ネットワークのツールとして、ホームページを開設することとしておりました。平成27年10月ごろにホームページ作成業務委託契約の

準備に着手し、庁内関係部署との協議、業者からの見積書の徴取などを行いましたが、その後、関係課との協議が整わず、準備が整ったのは本年3月中旬でありました。

本件委託業務では、ホームページ上の会員制掲示板のセキュリティに必要な認証システムの構築などに、少なくとも数カ月の期間を要するもので、この時点で、平成27年度中の事業完了は、事実上不可能となっていました。にもかかわらず、3月末に、契約書を事業者に送付して、契約を依頼しています。さらに、当該ホームページができていないにもかかわらず、事業が完了したとの竣工認定を行い、本年5月19日、委託業務の対価として259万2,000円を業者に支払っております。また、熊本県に対しては、本件委託業務が3月11日までに完了したのものとして実績報告を行い、補助金233万2,000円の交付を受けております。

その後、7月14日、水俣環境アカデミアの職員から、ホームページができていない旨の報告がなされ、今回の事態が発覚しました。翌日、私にも報告がありましたので、関係者の事情聴取も含めて、事態の全容の把握の指示をいたしました。

これらの結果をもとに、8月1日に熊本県に第一報を入れ、8月9日には、詳細な報告と今後の対応について書面で提出しました。また、環境省には、熊本県の担当者にも同行いただいて、8月17日には報告を行い、8月22日には市議会の皆様へ御報告の上、記者会見を開いて公表をいたしました。

次に、かかわった職員を処分するとしているが、処分の内容はどうなったのかとの御質問にお答えをいたします。

今回の不適正な事務処理等の発表後、総務課において、関係書類の確認、職員への聞き取り調査等を実施しているところであります。今後は、職員懲戒等審議会を開催し、水俣市職員の懲戒処分等の基準に関する規程に沿って、懲戒処分の内容等を審議し、今月中をめどに、懲戒処分の実施及び公表を行う予定であります。なお、私自身の責任のとり方につきましても、全ての調査が終わった時点で、過去の事例等に照らして判断していきたいと考えております。

次に、今後、水俣環境アカデミアのホームページはいつまでにどのような内容で作成し、その予算と財源はどうするのかとの御質問にお答えをいたします。

まず、当初予定していた機能は、水俣環境アカデミアの活動内容の情報発信、会員制掲示板の機能、パソコンのウェブサイトが更新された際に、自動的にスマートフォン向けのモバイルサイトが更新する機能、アクセス解析、検索エンジンの高度化などとなっております。

今後、まずはこのうち、構築に時間と費用がかかる会員制掲示板、モバイルサイトの自動更新、アクセス解析、検索エンジンの高度化の機能を外して、文字情報・静止画・動画・ファイルのダウンロードといった情報発信機能に特化してホームページを作成し、9月下旬までには情報発信を開始できるように努めてまいります。

なお、今回作成する機能につきましては、市の職員のスキルで対応できるものですので、現在のところ、予算措置等は考えておりません。

次に、再発防止策はどうするのかとの御質問にお答えをいたします。

今回の不適正な事務処理は、事業の進捗管理等の不徹底、誤った会計事務処理、コンプライアンスの欠如が原因と考えております。発表後、直ちに臨時庁議、臨時課長会議において職員に指示を出したところであります。

今後このようなことが二度と生じないよう、事業の進捗管理、正しい事務処理の徹底、職員の意識改革等を行うこととし、具体的には、担当者においては、上司と相談しながら事業スケジュールを作成し、担当課長に進捗状況を報告する。担当課長においては、進捗状況におくれや問題が生じていないかを把握し、問題の解消に努めるなど、事業の進捗管理を徹底します。

次に、全職員を対象に、財務会計事務研修を実施し、担当者から決裁を行う管理職まで、契約事務、会計事務の流れを再確認いたします。

また、全職員を対象に、不適正な事務処理等を未然に防ぐため、コンプライアンス研修を実施し、職員のコンプライアンスの徹底に努めてまいります。

さらに、各部署において、報告・連絡・相談の徹底を図り、問題点等に関する情報の共有を図るなど、協力して事業に取り組む職場づくりを進めてまいります。

以上のような再発防止策を講じ、今後このようなことが二度と起きないように、再発防止に努めたいと考えております。

○議長（福田 斉君） 谷口明弘議員。

○谷口明弘君 2回目の質問にします。

まず初めに、市長はこの事件について、みずからの言葉で、議会に対して正式な謝罪を行っておりません。私は8月26日の議会開会日、議案の提案理由の説明の前に、当然何らかの説明あるいは謝罪があるものと思っておりました。この件に関して何も触れられなかったのが大変驚いた次第です。議会のたびごとに予算あるいは議案に対して慎重審議を賜り、速やかに御承認及び御可決くださいますようお願いを申し上げますと結ばれておりますが、今回、この不正な事務処理が行われた水俣環境アカデミアのホームページに係る予算は、平成27年3月の当初予算で、この議会において、執行部の希望どおりに承認したものであります。1年以上たっても完成していません。市長は、みずからの言葉で、議会に対して謝罪があつてしかるべきではないでしょうか。

全員協議会を開催して事態の説明をしたから、それで十分と判断されているのであれば、あの場に市長は、都合により出席しておられませんでしたし、また、全員協議会は事態を説明する場であり、謝罪をするという場ではございませんでした。市長は、9月の広報みなまたで、水俣市の最高責任者として深くおわび申し上げると市民に対しておっしゃっています。市民の代表で

ある議会に対して、今議会の冒頭に一言謝罪があってもしかるべきではないでしょうか。この点について、市長の見解をまず伺います。

続きまして、今回の事件を受けまして、水俣市は8月22日の午前中に、議員に対して全員協議会の場を設け、事態を報告されました。さらに午後には記者発表をされたわけですが、そこで説明されたときに、私はちょっと違和感を感じました。それは、担当者が不適切な事務処理を行った結果、このような事態が発生したと、一担当者がやったことというようなことを強調されているふうに私は受け取りました。しかし、その後の質疑で議員から、担当者だけの問題なのか、上司の関与はなかったのかと問われて、ようやく課長の関与が明らかにされ、金額が300万円以下の決裁は課長決裁なので、市長や部長は、その事実を事件発覚まで知らなかったというふうな報告だったと思います。本当にそうだったのかなと私は調べようはありませんが、大変疑問に思いました。

また、新聞記者を前にされた記者会見におきましても、担当職員の不正事務処理を強調されており、上司の関与は新聞記者の質問によって導き出され、翌日の新聞には、各紙が当時の課長と担当職員の2人がかかわったと報道されたわけです。

また、市長がみずから発信しておられます個人ブログでも8月23日に、タイトルを新聞報道についてということで、この件に触れられておりますが、このように書いておられます。

まず、本市におきまして、平成27年度補助金にかかわる不正事務処理が見つかりました。この見つかりましたという表現も、私は揚げ足をとるようで申しわけありませんが、他人事のようにいかなものかと思えます。市長をトップとする市役所の組織内部で起きた事件ですので、見つかりましたというよりも、事案が発生したとか、そういう表現が適切ではないかと思えます。

また、不適正な事務処理の内容は、環境アカデミアのホームページ作成（平成27年度事業）を、前担当者が完成していなかったにもかかわらず、不正事務処理を行い、できたものとして報告を行い、その代金を業者に支払ったものと表記されております。ここでも市長は前担当者と、まるで担当者1人がやったかのような表現をされております。このブログは私が一般質問のときに、執行部とのヒアリングのときに指摘したためか、今では、前担当者という表現を削除して、職員がというふうに訂正されております。ちなみに、私が知りたいのは、トカゲの尻尾切りのように担当者に責任を押しつけ、みずから責任が及ばないように隠蔽した節がないかということです。もしそうならば、担当者は余りにも気の毒ですし、責任をとらない上司のもとで仕事をやる意欲も湧かなくなります。

また、私も以前企業勤めの経験がありますが、業者に虚偽の契約書に判を押させ、不正なお金とわかっている金を受け取らせるということなど、とても1人の職員の力でできるとは思えません。この事件の首謀者は誰なのか、この際はっきりとさせるべきであると思います。

また、本当に市長を初め、ほかの部長、あるいは課内の職員は、この件を事件発覚まで知らなかったのか。5月1日から、フェイスブックで水俣環境アカデミアの情報を発信されておられます。少なくともこのフェイスブックのページを立ち上げた人物は、ホームページができていないことがわかっていて情報発信しているはずだと思うのですが、このフェイスブックは誰が立ち上げて、情報を更新していたのか。環境省から出向していた職員が、7月に環境省に異動になりましたが、タイミングが妙によ過ぎて不自然さを感じます。

そこで、彼はこの件を全く知らなかったのか、これらの4つ疑問に対して答弁をお願いします。

そもそも、新たな施設がオープンする際に、ホームページを同時に開設するというのは、現在では常識であります。御自分もブログで情報発信に力を入れておられる市長が、水俣環境アカデミアのホームページがないことを7月末まで知らなかったとは到底思えないんですが、市役所内での調整がおくれたためと今、一次質問で説明がございましたが、何の調整にどれぐらいかかれば、10月から始まった議論が3月までかかるのか。それをもっと具体的に時系列で説明をお願いします。

次に、新たに作成しなければならないホームページに関して、残念ながら規模を縮小してつくるといっていますが、市長も再三、水俣環境アカデミア事業は、水俣病公式確認60年に向けた目玉事業の1つであると強調していたわけですが、御自分でブログなどを小まめに更新して、ネットによる情報発信の重要性についてはかなり御理解があるはずですが。ホームページの内容を縮小することによるさまざまな影響や損失は大きいと考えます。財源についても、私としては本来、水俣市が負担するはずであった27万円以上の支出については、なかなか承認することは議会としては難しいと考えております。職員の懲戒処分はこれからということですが、管理・監督責任を問われる立場の市長も含めて、減給などによってホームページ作成に係る財源の捻出も考えるべきと考えますが、新たなホームページをつくる際の財源について、先ほどの説明では現状ではお金は発生しないと、職員がつくるということですが。今後、何か手直しをする際の財源について、もし必要があると思われておるのであれば、そこら辺の財源づくりについて市長の考えをお伺いします。

以上。

○議長（福田 斉君） 西田市長。

○市長（西田弘志君） 私が答弁するところと、詳しいところは担当部長のほうから説明をさせていただきたいと思えます。

まず、謝罪につきましてでございますが、議会の冒頭に時間をおとりして謝罪するというのも考えてもおりました。しかし、今回4人の方からいろいろな形で質問をお受けしておりました。その中で、謝罪ということができればというふうに思っておりました。本来なら、冒頭にやって

しかるべきというふうに指摘していただいたことにつきましては、大変、私も申しわけないというふうに思っております。

まず、私としては、ホームページですぐ謝罪をさせていただきました。そして、環境省等には国・県、謝罪を申し入れに行きました。そして、市民の皆様方には市報を通して、東奔西走の中で謝罪をさせていただきました。そして、この議会につきましては、本当にこの時間をもし使わせていただけるなら、今回の不適正な事務処理につきまして、議会、そして市民の皆様方に対して、大変信頼を損なうことになったということに、心からおわびを申し上げたいというふうに思います。今後、二度とこのようなことが起こらないように、精いっぱい努力をしてまいる所存でございます。

次に、2番、誰が首謀者かということでございますが、私が報告を受けたときには、担当者がそういったことが事実が事実としてというか、こういった不適正な処理があったということで受けまして、すぐ説明するように指示を出しております。そして今、ヒアリングといいますか、事情聴取、各職員から行っているところでございます。

これは今回のでもし処分等が出るとしたら、やはり公平にやらなくてはいけないというふうに非常に思っております。これは片方だけから聞いて、片方から聞かずに処分ということはあり得ないというふうに思っております。関係する今回のホームページにかかわるような方々には、全員から事情聴取をして、その中で処分を決めたいと思っておりますので、今、事情聴取をやっているところでございます。

誰が首謀したということにつきましては、現時点では私にはお答えするようなものは持っておりません。

そして、3番が市長知らなかったかということでございます。済みません、これにつきましては、私も報告を受けて知りました。4月、地震があつて5月、6月、非常に水俣市の職員は庁舎建てかえ等、いろんなことで忙しくしとったというふうに思います。私もそちらのほうにかなり力を注いでおりましたが、水俣環境アカデミアにつきましては担当課にずっと任せております。その中でホームページが立ち上がっていないことに、私も申しわけないんですけども、どこかでそういったものはでき上がるというふうな認識は持っておりました。実際細かく私が見て、指示を出しておけばよかったというふうに、今は思っているところでございますが、実際報告を受けたときに私も確認をしたところでございます。

フェイスブックにつきましては、ちょっと私は材料を持っておりませんので、担当の部長から。

そして、環境省の職員につきましては、今後、今職員の聞き取りをやっておりますので、その中で必要ということであれば、やるというふうに思っておりますが、今は水俣市を退職して、環境省の職員でございますので、国のほうと相談をする形になるのかなというふうに思っております。

す。

そして、関係課の調整につきましても、その時系列ということでもありますので、担当の部長のほうから説明をさせていただきます。

そして、減給したもので財源を補ったらどうかということでございますけれども、これにつきましてはちょっと初めて聞いたことでもありますので、前例があるのかどうかもちょうとよくわかりませんが、基本的には財源は、今の時点では、ホームページはお金のかからない形で作る、詳しいものをつくるということで、予算を計上しておいたわけですが、実際、谷口明弘議員もホームページ等は自分でもつくられると思いますけど、私もつくろうと思ったらくれます。しかし、情報発信する分だけですから、もっと詳しいものになる場合、財源をかけてやるかは今のところまだ決めておりません。減給にして、その財源に補うというのは今のところ考えておりません。

そして、今後、財源につきましては、今とりあえず水俣環境アカデミアのホームページはやはり必要だと思っております。こういったネットの時代に水俣環境アカデミアを発信するには、非常に必要なツールだというふうに考えております。まずはお金のかからない形でやり、財源を必要とするようなものにつきましては、今後検討していきたいというふうに思っております。

○議長（福田 斉君） 緒方総合政策部長。

○総合政策部長（緒方克治君） 2点、私のほうからお答えします。

第1点目が、現在、水俣環境アカデミアのフェイスブックは誰が立ち上げたのか。そしてあと1点、調整に秋ごろから着手して、半年ぐらいかかっているんですけど、その調整にどうしてそんなふうに時間がかかったのかについて、詳細にということで、まず第1点目です。

フェイスブックにつきまして、これについては水俣環境アカデミアのほうで立ち上げております。具体的に立ち上げのときに、どなたがフェイスブックを立ち上げてどのように操作したかは、済みません、私はまだ把握しておりません。これが1点目です。

2点目、どうして調整に半年もかかったのかなんですが、一まとめにして言いますと契約関係で時間がかかっております。契約関係で決裁を通す場合は、財政課のほうの契約担当と合議が必要になります。その合議のときに検討されるのが2点です。1点が契約の方法、2点目が契約の内容です。この第1点目、契約の方法について、これは単独随意契約なんですけど、単独随意契約の場合、例えばホームページをつくるということにつきましては、どこの業者もつくられますので、どうして単独随意契約にするのかは非常に厳密な検討が必要とされます。その契約方法について時間がかかったというのが1点です。

あと1つは、契約の仕様、この会員制の掲示板をつくるのか、あるいはアクセス解析をするのか、あるいはモバイルサイトに自動的に更新するという点について、かなり専門的な部分があ

りますので、その契約書の仕様書について相手方の業者のほうにそれを提示して、それがわかりやすいものかどうかという部分について、検討を要したと。これがいつ、何どきに、こういう検討がなされて、こういうふうにやりとりがあったかにつきましては現在調査中であって、私のほうでは、その時系列、何月何日というふうには、まだちょっとお答えできないというか、把握しておりません。

以上であります。

○議長（福田 斉君） 谷口明弘議員。

○谷口明弘君 今、私の質問に対してもろもろお答えをいただきましたが、例えば首謀者であるのはまだ調査中であるとか、フェイスブックは誰が立ち上げたのか、これも調べないとわからないと。通常ですと、よく議会の前に、どういった質問をされるんでしょうかねというような問い合わせもあります、今回はそういった問い合わせも全くございませんでしたので、私は今疑問に思ったことをこの場でお尋ねしているので、お答えがもらえないのかなと思います。何で私に打ち合わせのお声がかからなかったのかなという思いもございますが。

もう1点、市長は先ほど最初に謝罪をしなかったのは、議員から4人質問が上がっているからだとおっしゃいましたけれども、8月26日の議会開会日は、まだ我々は質問の通告もしておりませんので、誰が何の質問をするかはわからない状態で、そういった市長の指摘は当たらないと思います。もう最初から謝るべきだと思われたのなら、議会初日にきちっと今の謝罪の言葉を真摯にされておけばよかったんじゃないかと、これは私も思いとしてお伝えしておきます。

3次質問ですが、ここに当事者であります水田総合政策部次長がいらっしゃいますので、ぜひ御本人にお答えしていただきたいと思うことがございます。

まず1つ目、今市長が答弁されたことについて、事実に反することがなかったかお尋ねします。

次に、市長を初め、上司に相談せずに、このような不正処理をしようと考えたのはなぜか。

3番目、責任を問われている部下の職員に対して、どのような思いでおられるのか、お尋ねします。

最後に市長に対してですが、再発防止についてはしっかりと先ほどの対策を立てて、市政の信頼回復に努めていただきたいと思いますけれども、先ほども少し触れられておりますが、御自分の管理・監督責任について、どのようにお考えかを最後にもう一度お尋ねして、私のこの件に関する質問を終わります。

○議長（福田 斉君） 暫時休憩します。

午前10時6分 休憩

午前10時52分 開議

○議長（福田 斉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁を求めます。

西田市長。

○市長（西田弘志君） 3回目の質問に答弁いたしたいというふうに思います。

谷口明弘議員のほうから部次長の答弁ということでございましたが、この案件につきましては、現在調査中でございますので、答弁のほうは控えさせていただきたいというふうに思います。

それと2つ目の私の責任についてでございますが、冒頭申し上げましたように、全ての調査が終わった時点で、過去の事例等に照らし合わせまして、判断をしていきたいというふうに考えております。

それと、もう1点、先ほどやりとりの中で冒頭の挨拶の部分でちょっと私、緊張しておりました、表現が間違ったというふうに思っております。

冒頭にしなかった謝罪につきましては、後になりましてやるべきではなかったかというふうな指摘も、私にもほかの方からもありました。その後、一般質問の答弁の中で、謝罪をさせていただきたいというふうに思った次第でございます。冒頭に謝罪をしなかったことにつきましては、改めて申しわけないというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（福田 斉君） 暫時休憩いたします。

午前10時54分 休憩

午前10時54分 開議

○議長（福田 斉君） 会議を再開します。

次に、ふるさと納税の進捗状況について答弁を求めます。

緒方総合政策部長。

○総合政策部長（緒方克治君） 次に、ふるさと納税の進捗状況について、順次、お答えします。

まず、現時点で納税金額はどのようになっているか。目標額に対して達成率は何%かとの御質問にお答えします。

ふるさと納税につきましては、平成27年度に取り組みの見直しを行い、平成28年4月からふるさとチョイスというポータルサイトで寄附の受け付けを開始したところですが、8月末現在で、285件、556万5,000円の御寄附をいただいております。

見直しの際に、目標額を3,000万円と設定いたしましたので、目標額に対しまして、達成率は18.5%となっております。

なお、昨年度の8月末までにいただいた御寄附は7件、44万5,000円ですので、本年度8月末現

在の寄附額は、昨年度に対し、12.5倍となっております。

次に、水俣市の返礼品の品ぞろえの魅力、あるいは売りはどのような点が挙げられるか。また、これまでの納税者のニーズはどのような傾向が見られるかとの御質問にお答えします。

水俣市におきましては、返礼品として、南国特産の果物であるデコポンやマンゴー、特徴的な青果物であるサラダたまねぎ、そして肉類など、本市で生産された生鮮品や加工品があるのが魅力であると考えています。返礼品の件数で最も多かったのが、デコポンで83件、次にモンヴェールポークで36件、不知火海浪漫ビール6本セットで32件となっております。

次に、年末に向けての3カ月が勝負と思うが、納税額拡大に向けた対策はあるのかとの御質問にお答えします。

水俣市では、返礼品に魅力を感じてふるさと納税される方はもちろんですが、愛するまちを心から応援したいという方にも御寄附をいただきたいと考えております。そのため、ふるさと水俣の今を伝える、ふるさとを懐かしく思い出していただくために、小冊子を作成し、ふるさと納税をいただいた方を初め、水俣を応援してくださる関東・関西地区水俣高校同窓会等、水俣市御出身の方々の集まりなどで小冊子をお配りするとともに、ふるさと納税の取り組みのPRを行ってまいりました。11月には、関東地区水俣同郷会が開催される予定ですので、その際にもふるさと納税の御案内をさせていただきたいと考えております。

また、観光物産館まつぼっくりにおいて、本市特産であるサラダたまねぎやかんきつ類等をお送りしているお客様約1,600件に対し、秋ごろにダイレクトメールを送る予定がございますので、そのダイレクトメールに、ふるさと納税の御案内を同封させていただき、PRを行いたいと考えております。

以上であります。

○議長（福田 斉君） 谷口明弘議員。

○谷口明弘君 ふるさと納税の進捗状況について、8月末現在で285件、556万5,000円の御寄附をいただいたという答弁がございました。また、昨年と同時期と比べると、7件で44万5,000円ということですから、明らかにふるさとチョイスというポータルサイトを利用して、一定の効果が上がっているという評価ができると思います。

しかし、このポータルサイトを利用するに当たってかかった経費、その他を基準に、目標金額を3,000万円と設定しているわけですので、その目標に対する達成率は18.5%と、目標達成には少々不安を抱えて、これからふるさと納税の利用者が急増します年末とか、または年度末を迎えるわけですから、納税者獲得にこれからがまさに正念場、市長を初め担当課、あるいは担当者の本気度が試されてまいります。

そこで私なりのアイデアも含めまして、以下、質問いたします。

まず、1点目ですが、目標額3,000万円に対して、年度内の達成の手ごたえ、あるいは可能性について、どのような認識を持っているのか。

次に、返礼品で最も人気が高かったのが285件中、83件のデコポンという答弁でしたが、返礼品の品ぞろえについては、現在、何種類ほど用意があるのか。

また、今後の返礼品開発の重要な指標となると思われますので、現在、納税していただいた285件の寄附をしてくださった方々のこの内訳が、水俣市出身者が多いのか、それとも単にふるさと納税制度のお得感を好む首都圏の愛好者なのか、そういったデータがあればお示してください。

それから、返礼品について、今後新商品の発掘などの取り組みはどのようにしていくつもりかお尋ねします。

納税額拡大に向けた取り組みとして、水俣市のふるさと納税の取り組みをPRする小冊子、これですよね。こちらを関東、関西地区の水俣同郷会とか、水俣高校の同窓会で配布するとか、サラダたまねぎやかんきつ類の購入者1,600名へのダイレクトメール発送など、具体策として挙げられましたが、まず私としては、水俣市民の皆さんに、このふるさとチョイスの取り組みをもっとよく深く知ってもらって、市民の皆さんお一人お一人が営業マンになってもらってはどうかというふうに考えます。

そこで、広報みなまたなどに、ふるさと納税の特集記事を掲載し、遠方に住む知人、友人に宣伝してもらおうという取り組みはいかがかということ。次に、ちょっとアイデア幾つか並べますよ。新水俣駅の構内などに、ふるさと納税の取り組みをPRするのぼりを立てる。または、特にお盆やお正月の帰省客が多い時期に、この小冊子を重点的に駅で宣伝活動を行う。あとは成人式の新成人に対して小冊子を配布する。また、これは以前、小路貴紀議員が提案しておりましたが、全国展開するJNCなどの企業に対して、小冊子配布の協力を依頼する。これらの宣伝活動、私が提案した内容について、執行部はどのように考えるかお伺いします。

まだ続きます。もう一つ気になっているのが、ポイント制度の導入です。市長は、昨年12月の小路貴紀議員の質問に対しまして、長崎の平戸市長の書かれた本を読んで、さすがやなと感心したと答弁された中に、ふるさとチョイスを利用してクレジット決済を可能にする、そしてポイントを必ずつける、このポイント制度は一番私が読んだ中では、やっぱり重要だなというふうな思いがありましたという発言されております。今のところ水俣市では、このポイント制度は利用できる仕組みにはなっておりません。このポイント制度について、どのように考えているかお尋ねします。

2回目の最後の質問ですが、集まったふるさと納税を活用する事業について、これも市長が答弁されたんですが、広島の新石高原町ですかね、犬の殺処分をしないと、その支援をしたいと

いう寄附を1億円かけた。あとは墨田区では葛飾北斎の美術館をつくる運営費、資料を集めるのに4,000万円とか、具体的なそういう事例があると。水俣市も水俣らしいものをぜひ掲げて、全国から寄附が募れるようなまちになればいいなというふうに思っておりますと答弁されました。

現在、水俣市の具体的な事業というのは提案がまだなされておられません。この点について、どのように進めていくのか、以上、お尋ねいたします。

○議長（福田 斉君） 緒方総合政策部長。

○総合政策部長（緒方克治君） 質問項目がたくさんありましたので、もしかしたら漏れている部分がありましたら、御指摘ください。

まず、第1点目です。

手応えなんですけれども、ことしの4月からふるさとチョイスというポータルサイトを利用して、8月末で前年比12.5倍に広がっております。おっしゃるとおり、寄附が多くなるのは年末と私も思います。恐らく、よその傾向を見ても、年末に伸びるだろうと。じゃどのくらい、もっと具体的に言うならば、年度末までに3,000万円ぐらいいくかどうかなんですけど、これについては初めての年で、どうもまだどのくらいいくのか、私も正直わからない、不透明という部分があります。

皆さんの寄附額の状況とか動向に注目しながら、またふるさと納税をお願いすることに努力していきたいと、このように考えております。ちょっと手ごたえについては、不明です。よくわかりません。

2番目です。何種類あるかということなんですけど、現在返礼品の品は33種類になっております。

あと次が、ふるさと納税で御寄附をいただいた方のうち、水俣出身者の方の割合は何%ぐらいかなんですけど、258名の人から回答いただいております。水俣御出身の方が16件、約6%になります。残り約94%が市外ということになります。

あと次は、返礼品の品数をふやすために発掘はどのようにやっているかなんですけれども、返礼品の拡大に向けて、既存の登録業者の方に返礼品の追加のお願いもやっております。そしてほかに、まだ登録いただいてない方もいらっしゃいますので、戸別訪問を行って、ふるさと納税の仕組みとか、あるいは登録手続などについて説明を行いながら、返礼品の拡大に向けて継続的な取り組みを行っております。

6月には、みなまた観光物産協会に御協力いただいて、市内の宿泊施設向けの説明会を開催させていただきました。その結果、湯の鶴の宿泊施設における温泉つきお食事券を新たに返礼品として追加いただけることになりました。湯の児につきましても、宿泊券等の登録手続を現在、進

めているところです。

そのほか、具体的な登録手続を進めている返礼品も幾つかございますので、登録が完了したときに、ふるさとチョイスのホームページとか、あるいはその小冊子の中で御紹介していきたいと、このように考えております。

次が、年末に向けた取り組みで、市民一人一人の人がもっとふるさと納税を知っていただいて、市民一人一人の方が広報をしていただくというアイデアはどうかということと、あとは年末帰省の人が多くいものですので、のぼりを駅に立てるとか、新成人に配るとか、あるいはJNCに配布の協力をお願いするとかいう御提案をいただきました。

この御提案、とてもありがたいと感じております。市民の皆様も本市におけるふるさと納税のリニューアルについては、まだ十分御存じではない方もいらっしゃると思いますので、早速市報とか、あるいは新水俣駅でのPRとか実施したいと考えております。

そのほか、新成人の成人式もございませし、そこで配るとか、あるいはJNCのほうに小路貴紀議員もいらっしゃると思いますので、JNCに配布をお願いするとか、今後我々も取り組ませていただきたいと思います。これについてどう思うかということなんですが、非常にありがたい提案だと私は思います。

ポイント制についてです。

ポイント制についてなんですが、現在、慎重に検討しております。7月に宮崎県の都城市、そこで開催されました、ふるさと納税九州サミット in 都城市というのがあったんですけども、その先進自治体として宮崎県の都城市とか、あるいは佐世保市とか、鹿児島県でしたら大崎町だったと思うんですが、その話をお聞きしてまいりました。メリットの部分、いろいろありました。返礼品が多い中、ポイント制にするとゆっくり選べるとか、あるいは年末にどうしても寄附が集中するもので、ポイント制にすると時期がずれますので、その発送手続の時期をずらすことで繁忙期をならすことができるとか、そういうメリットが挙げられていましたが、一方デメリットとしては、現在、ふるさとチョイスに水俣市は登録しているんですが、残念ながらふるさとチョイス自体がポイント制に対応していません。そこで、別のポータルサイトに再度登録すると、こういう必要がございます。もちろんそのためには費用が要するという点が1点と、あと1つはその際、窓口が2つになるもので、あれ、どっちだろうかというふうにユーザーの方が悩まれるかもしれません。あとは在庫管理、こっちがあってこっちはないという場合もありますし、そういう部分が今後の検討課題かなというところです。

あと1つ、都城市とか佐世保市の方にお伺いしたら、ポイントはつきましたと。ポイントはついたのでありますが、約半分の方がポイントの有効期限が切れてしまって、もう使わずに流してしまうという方もいらっしゃるということです。まずは、事務の手続の煩雑さとか、いろいろ登

録もありますので、ふるさとチョイスを活用しながら、年間の寄附の状況を踏まえながら、ちょっと慎重に検討していきたいと考えております。

次は、ふるさと納税で寄附をいただいた場合に、その寄附をいただいた使い道について、具体的な事業について、それを明確に示したほうが効果が上がるのではないかという御提案だったんですが、確かに魅力的な寄附金の使い道を掲げると、ふるさと納税の寄附を募るに当たっては、効果的、有効だと考えます。

具体的に何の事業に集めるかということになりますと、関係者とかあるいは関係機関とか、その協議が必要ですし、また市民の方とのコンセンサスも必要と思います。そのあたりの検討が必要かなと考えております。ただ、議員が御指摘のとおり、使途を明確にして寄附を集めることは一定の効果があると考えますので、今後引き続き検討させていただければと考えております。

以上、9点だったと思うんですが、よろしいでしょうか。

以上です。

○議長（福田 斉君） 谷口明弘議員。

○谷口明弘君 詳しい説明をいただきまして、ありがとうございます。

ただ、今、先ほどの2次質問の私と部長のやりとりで、市長は12月にやろう、ポイント制にしても、具体案にしても、やる方向性を一応発言されたと思いますので、課としては今、やったときのメリット・デメリットを主に挙げていらっしゃるかもしれませんが、どっちに進みたいのかなという印象を持ちましたので、やらない理由をいっぱい挙げられたのか、やりたいという方向で考えていらっしゃるのか、よくわからないなど。検討、検討というのはよく使われるお言葉ですが、どっちの方向性で進んでいるのかというのを、そのうちはっきりさせてもらいたいと思います。

ふるさと納税については、水俣市の自主財源がふえることとして、我々議会としても大変歓迎すべきことと私は認識します。今後、この事業を進めるに当たり、議会としても可能な限り、執行部と力を合わせて、成功に導きたいと考えておりますので、ちなみに3次質問の1つ目は、現在この事業に取り組んでいる職員、何人配置しているのかお尋ねします。

その上で、例えば人員不足を生じる事態となった場合は、速やかに職員の増員を認めるべきと思いますが、年末、急に繁忙になる可能性は十分ありますので、この場合、目標額の3,000万円を達成するためには、公務員的な考え方ではなかなか難しいものがあります。担当者任せとか、あるいはふるさとチョイス任せでは必ず失敗するでしょう。そこで、今から3カ月がまさに勝負の3カ月になりますので、私が担当者と話したときには、もう本当に数人でやっているということですので、もう一回ねじを回すという意味でも、プロジェクトチームを一回ここでつくるなどして、一度庁内の体制を再点検すべきではないかと思いますが、この点についてお伺いします。

以上、2点です。

○議長（福田 斉君） 緒方総合政策部長。

○総合政策部長（緒方克治君） お答えします。

まず、ふるさと納税、職員何人が担当しているかなんですが、正職員が1名です。臨時職員が1名で今、2名です。政策推進課で担当しております。

今後、例えば年末の繁忙期に急に寄附がふえて、対応できなければどうするかとか、あるいは新たな返礼品をどのように開拓していくかにつきましてなんですが、返礼品の数をふやしていくことにつきましては、関係各課と連携していきたいと思います。

そして、寄附が急にふえた場合、この点につきましては人の採用の部分がありますので、今おっしゃった庁内体制の整備も御提案ございました。いろんな意見を参考としながら、今後その対応は考えていきたいと思います。

以上であります。

○議長（福田 斉君） 次に、東京2020オリンピック・パラリンピックと水俣市のかかわり方について答弁を求めます。

吉本教育長。

（教育長 吉本哲裕君登壇）

○教育長（吉本哲裕君） 次に、東京2020オリンピック・パラリンピックと水俣市のかかわり方について、順次お答えします。

まず、水俣市出身の選手がオリンピック・パラリンピックに出場する可能性はあるのかとの御質問にお答えします。

オリンピック・パラリンピックに出場する可能性があるのは、一般的に考えれば、全国レベルの大会で上位を狙えるような選手ではないかと思います。

現在、水俣高校カヌー部に東京オリンピックの指定強化選手がいると伺っており、現状では、その選手が最も出場の可能性が高いのではないかと期待をしているところです。

また、陸上競技を初め、ほかの競技でも、水俣の子どもたちが全国大会に出場しております。今後の頑張り次第では、将来的にオリンピック・パラリンピックに出場する可能性も出てくると思いますので、ぜひ、このまま順調に競技力を伸ばしていただき、オリンピック・パラリンピック出場を目指していただきたいと思います。願っております。

次に、東京オリンピック・パラリンピックに参加する各国選手が最終調整する事前合宿の自治体誘致合戦が活発化してきているが、水俣市も合宿地として名乗りを上げてはどうかとの御質問にお答えします。

東京オリンピック・パラリンピックに参加する各国選手の事前合宿等の誘致が実現できれば、流入人口の増加等による市の活性化はもとより、外国の選手だけでなく、市外から訪れる多くの

人に水俣をPRする絶好のチャンスになり得るものと考えております。

水俣市においては、平成26年9月の合宿等の誘致に関する県の意向調査を受け、誘致を希望する旨の回答をさせていただいております。その後、生涯学習課と経済観光課で、県などが主催する説明会等に積極的に参加し、熊本版オリンピック・パラリンピックキャンプ地情報ガイド作成に伴う体育施設等の情報提供などを行っております。水俣市としては、事前キャンプ誘致に向け、今後とも県事務局と連絡を密にし、生涯学習課、経済観光課はもとより、関係する部署ともしっかりと連携し、誘致の実現に向け取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（福田 斉君） 谷口明弘議員。

○谷口明弘君 まず最初に、私この質問を取り上げたときに、まさか前向きに進んでいるとは思っておりませんでしたので、非常にありがたいなと思います。

今回、リオデジャネイロオリンピックに出場した日本人選手は331人、そのうち熊本県出身の選手は自転車の中川誠一郎選手、セーリングの牧野幸雄選手、ボクシングの成松大介選手、サッカーの植田直道選手、水球の志水祐介選手の5人であります。

ロンドンオリンピックでは、バドミントンで日本人初となるメダルを獲得しました、芦北町出身の藤井瑞希選手がいました。東京2020オリンピックで正式種目に決定した空手競技において、またもや芦北町からオリンピック選手が生まれ、しかもメダルの可能性があると言われております。

芦北町は平成24年から中学校で武道が必修になったときに、空手を選択科目に入れたわけですが、仮に東京2020オリンピックの空手で、芦北町出身の選手がメダルを取ることになれば、芦北町は全国から注目を浴びることとなり、町民も喜び、まちも活気づくということになるでしょう。空手を中学校で必修科目に選択したこの竹崎一成芦北町長、もしくは当時の芦北町教育長には、先見の明があるなあと感心するわけであります。

先ほどの答弁では、水俣高校カヌー部に、東京オリンピックの指定強化選手がいると聞き、我々水俣市民としては、一気に期待が膨らんだところでございます。

ところで、外国人選手の東京2020オリンピック・パラリンピックの事前合宿地に名乗りを上げてはどうかということに関して、現在、水俣市も前向きに取り組んでいるという答弁でございましたが、1つ目の質問です。どのような競技の合宿地としての受け入れを目指しているのかということをお尋ねします。

次に、東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会は、トレーニング施設や宿泊施設などで要件を満たした自治体の候補地をホームページに掲載して、各国、各地域の合宿地選びの参考にしてもらう予定と聞いております。早ければ、もうこの8月から、順次整ったところから掲載されるような書き方を、東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会のホーム

ページで確認いたしております。水俣市もこのホームページに掲載される可能性といたしますか、そういったものがあるのか、お尋ねします。

先ほどの回答では、熊本県のそういう候補地リストというお話でしたので、東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会のホームページのこの部分に掲載される予定があるのかというのをお尋ねします。

また、熊本県としても合宿地誘致の検討チームを設置して積極的に取り組んでいるようですが、現時点で水俣市に合宿地誘致の可能性がどの程度あるのかというのをお訪ねします。

以上、3点です。

○議長（福田 斉君） 吉本教育長。

○教育長（吉本哲裕君） まず、第1点目、競技種目についてお尋ねがございました。合宿地誘致について、どういう競技種目を考えているのかというお尋ねでございましたけれども、水俣市として合宿誘致が可能な施設を考えますと、屋外競技としてはエコパーク水俣、それから屋内競技では市の総合体育館で誘致の対象となる競技、それらの施設を利用したものになると、そのように思います。

現状ではまだ決まっておらず、引き続き熊本県の事務局にも相談し、市の競技団体の意向も踏まえて、誘致を希望する種目を検討していく、そういうことになろうかと思えます。

誘致国についても、同じですけれども、水俣市としては国や競技種目に限らず、まず水俣に来ていただくということを最優先に、今後の誘致活動を進めていければというぐあいに考えています。

また、2点目のJOCのホームページに事前キャンプ情報が掲載されていると。水俣市としてはどうかというお尋ねでございましたけれども、東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会のホームページで確認いたしましたところ、熊本県内関係では、県民総合運動公園、それと県の総合射撃場、県立総合体育館、県営の八代運動公園陸上競技場、球磨川天然カヌーコースなどが掲載されております。

ホームページに掲載することで、より多くの関係者の目に触れることになると思いますので、水俣市としても関係団体等の意見も伺いながら、この点については、東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会のホームページに掲載できるように努めてまいりたいと考えております。

それから、合宿誘致の可能性について、どれぐらいかというお尋ねだったかと思いますが、誘致が実現する可能性については、現状では何%という数値で回答できない、できるような状況ではない。しかし、最初に答弁いたしましたように、東京2020オリンピック・パラリンピックの事前合宿等の誘致が実現できますならば、水俣のPRと観光振興にもつながる絶好の機会でございます。

ますので、今後の誘致実現に向けて、取り組んでまいりたいと思います。

以上です。

○議長（福田 斉君） 谷口明弘議員。

○谷口明弘君 今後、国内外では激しい売り込み合戦が行われることになっていきます。自治体間の競争が激しくなっていきます。2002年サッカーワールドカップでは、カメルーンという国のキャンプ地が大分県旧中津江村に決まりまして、テレビでも取り上げられて大変話題になりました。現在でも、旧中津江村とカメルーンとの交流は続いていると聞いております。水俣市もこういった交流が、東京2020オリンピックをきっかけに生まれればいいなと私は考えております。

全国で100以上の自治体が合宿誘致に関心を示しており、これまでの交流関係などを生かして既に誘致が決定した自治体もあると聞いております。例えば、宮城県蔵王町、こちらはパラオ共和国の選手団の受け入れを目指して、村上町長がパラオ共和国を訪問し、副大統領に直接事前合宿を要請したという報道もありますし、福島県の白河市では、東日本大震災でカタールからの復興支援基金約6億6,000万円の助成を受けて、陸上競技場などを改修したという御縁をつてに、カタールの陸上競技チームの誘致を目指しているということです。白河市では、東京都内にあるカタール大使館に赴いて、事前合宿誘致の要望書を大使に直接手渡ししたという報道もございます。

また、既に合宿地受け入れが決まった自治体としては、千葉県はオランダという国ですね、あとは福岡県ではスウェーデン王国チームが事前合宿を決めており、これはスウェーデン王国が以前何かの大会のときに、やはり事前合宿を福岡県でやって、非常におもてなしとか交通の便とかが便利だったということで、スウェーデン王国チームは日本で何かあるときは、福岡県を利用するというようなつながりがあるみたいです。

市長も来年はデボンポート市を訪問されたりとか、また最近では台湾との交流も活発になっておりますので、その現時点で、どこの国とまたは何の競技ということ限定は難しいんですが、そういった機会も捉まえて、今後トップセールスで事前合宿地の売り込みなども進めてもらいたいと思いますが、これは教育長でも市長でもいいですが、答弁をお願いします。

以上、1点で私の質問を終わります。

○議長（福田 斉君） 答弁を求めます。

西田市長。

○市長（西田弘志君） 私のトップセールスにかかわることでありましたら、いろんなところへ行ってうちの方向性が見出せれば、いろいろなところでお話するのはいいと思います。

台湾にもパイプというか、大学があるところ、南榮科技大学、あとデボンポート市、それとスロベニア共和国等は交流も今までありますので、そういった大きいところよりは、やはり小さい

ところでも来ていただいて支援できる形ができれば、私のほうでトップセールスをしてお話をすることは、全然やぶさかではないと思っておりますし、方向が決まれば頑張りたいというふうに思っております。

○議長（福田 斉君） 以上で谷口明弘議員の質問は終わりました。

この際、昼食を挟み、午後1時ちょうどまで休憩いたします。

午前11時28分 休憩

午後0時59分 開議

○議長（福田 斉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、中村幸治議員に許します。

（中村幸治君登壇）

○中村幸治君 皆さん、こんにちは。

政進クラブの中村幸治です。

思いもかけない昼一番ということですので、敬意を込めて質問をしたいと思っております。よろしくお願ひします。

まずは、東北・北海道に甚大な被害をもたらした台風10号で犠牲になられた方々に心よりの御冥福と、被災された方々に心よりのお見舞いを申し上げます。

熊本に目を向けてみますと、8月31日午後7時46分ごろ震度5弱の地震がありました。県内で震度5弱以上の揺れを観測したのは、6月12日以来のことです。熊本震災が発生して4カ月以上が過ぎましたが、まだまだ地震への不安は続きそうです。

水俣市では、職員による不祥事が起きました。水俣環境アカデミアに関して、開校の明るいニュースを打ち消すような不適切な事務処理が判明しました。過去を変えることはできませんが、未来を変えることはできます。今後、このようなことが二度と起きないように、本当の対策ができるのか、厳しい目で見守っていきたいと思っております。

先日の台風12号について、水俣市の対応について感心しました。私の携帯に9月3日の15時49分にメールが入りました。第3回水俣市災害警戒本部会議、15時開催の報告でした。

内容は台風12号について。水俣に接近するのは9月4日日曜日の21時ごろの見込み、進路は甌島の西側海上を通過する見込みで、水俣が暴風域に入る可能性は低い。雨については、9月4日の夕方から弱い雨が見込まれ、水防態勢に影響はない見込み。ごみ収集は通常どおり実施。避難所開設の予定なし。9月4日の避難所開設に関しては、朝の本部会議で判断。私は2日間の進路等を注視していました。水俣市に台風12号の被害はほとんどなく、水俣市の職員の判断に感心をしたところです。このことを皆様にお伝えして次の質問に入りたいと思っております。

まず、防災について。

①、熊本震災の教訓は何か。その教訓を当市の防災にどのように役立てるつもりか。

②、熊本震災が発生して5カ月目に入っているが、水俣市地域防災計画の見直しは検討したのか。また、その結果はどのようなものか。

③、当市の業務継続計画はどのようになっているのか。

以上、3点を質問します。

次に、水俣市建築物耐震改修促進計画について質問します。

この計画は、地震発生時の減災が目的で、国は平成18年に建築物の計画的な耐震化を図るために、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進の基本的な方針を定めました。都道府県には、国の基準方針に基づいた耐震改修促進計画を策定することを義務づけました。

市町村は策定に努めるようになっていますが、水俣市は平成24年3月にこの計画を策定しました。その目的は、地震発生時における建築物の倒壊等の被害から市民の生命・身体及び財産を保護するため、市内の住宅・建築物の耐震診断及び耐震改修を計画的かつ総合的に促進するための方法及び基本的な枠組みを定めることにより、地震災害に強い水俣市を実現することを目的としています。

計画期間は平成24年度から平成33年度までで、対象となる建築物は、住宅と特定建築物がありますが、今回の質問は住宅について以下の質問をいたします。

①、住宅の耐震化の目標設定は何%か。

②、平成24年計画策定時の住宅で、昭和56年以前の木造・非木造建築物数はそれぞれ何戸で、そのうち耐震性なしは何戸か。

③、平成24年計画策定時の住宅の耐震化率は木造61.3%、非木造93.1%で合計耐震化率は63.9%となっているが、今日までの耐震化率はどのように推移をしているのか。

④、耐震改修促進事業の予算を見てみると、平成27年度は1億3,704万7,000円で平成28年度は1,442万9,000円になっているが、減額された理由は何か。

⑤、耐震化の取り組みとして、どのような施策があるのか。また、その施策は計画どおりに進行しているのか。

以上、5点を質問します。

次は、肥薩おれんじ鉄道水俣駅の管理について、次の3点を質問します。

①、肥薩おれんじ鉄道水俣駅の管理責任者は誰か。

②、3月議会で肥薩おれんじ鉄道水俣駅の入り口の閉鎖時間について質問したが、これまでの経緯はどうなっているのか。

③、市としてどのような解決策を考えているのか。

以上、本壇からの質問を終わります。明快な答弁、よろしくをお願いします。

○議長（福田 斉君） 答弁を求めます。

西田市長。

（市長 西田弘志君登壇）

○市長（西田弘志君） 中村幸治議員の御質問に順次お答えをいたします。

まず、防災については私から、水俣市建築物耐震改修促進計画については産業建設部長から、肥薩おれんじ鉄道水俣駅の管理については総務部長からそれぞれお答えをいたします。

初めに、防災について、順次お答えをいたします。

まず、熊本地震の教訓は何か。その教訓を当市の防災にどのように役立てるつもりかとの御質問にお答えをいたします。

今回の熊本地震で得た教訓としまして、発生直後の初動体制の大切さ、自治会等地域との連携の重要性、支援物資を被災者に供給することの難しさ、長期にわたり避難所を開設する場合、職員への負担が大きいこと、罹災証明の早期発行の必要性、災害時業務と通常業務の仕分けを明確にしておく必要性、避難者の中でも高齢者、障がい者、乳幼児等、さまざまなケアを要する方へのきめ細かな対応の必要性等が挙げられます。

これらの教訓を生かしまして、災害対応の各種マニュアルの修正や、防災訓練へ役立てていきたいと考えております。

次に、熊本地震が発生して5カ月目に入っているが、水俣市地域防災計画の見直しは検討したのか。また、その結果はどのようなものかとの御質問にお答えをいたします。

本市において、7月7日に水俣市防災会議を行い、見直しを行っております。大きく見直しを行った点としまして、今回の地震を受け、大規模地震発生直後の初動体制と業務、指揮系統、避難誘導等を盛り込んだ大規模地震発生初動緊急対応計画を新たに追加いたしました。

次に、当市の業務継続計画はどのようになっているのかとの御質問にお答えをいたします。

現在、当市の業務継続計画は策定できておりません。今回の地震において、業務継続計画を策定している熊本県は迅速な対応をとっており、本市においても、早期の策定に努めてまいりたいと考えております。

○議長（福田 斉君） 中村幸治議員。

○中村幸治君 では、2回目の質問に入りたいと思います。

まず、熊本地震の教訓として答弁をいただきました。私も一応、熊本地震の教訓として、次のようにちょっとまとめをしています。

まず、1つ物資が届かないという状態があったということ。それと、防災無線が機能しなかった。それと、役場機能の早期確立の大切さ、それと市民への情報提供など、学ぶべきことが数多

くあるんじゃないかなというふうに思っております。

いろいろとあると思うんですが、私、今回熊本地震の教訓として、2つだけちょっと提案をさせてもらえればなというふうに思っております。

1つは、物資提供の件なんですけど、これは皆さんも御存じのとおり、物資の中でも飲料水が相当苦労があったというふうに、マスコミ関係等も報道されていたというふうに思っています。水俣市でも、もしこの大震災が起きた場合、道路は寸断をして地域集落は孤立、そのような状態になると思います。現在のような状態じゃないんですよね。相当ひどい状態になるんじゃないかなというふうに思っております。

そこで、水俣市にある井戸、これを非常時の飲料水として活用してはどうかというふうに私は常々思っているものですから、その点を提案をしたいと思います。

これは質問なんですけど、現在各地域にどれぐらいの井戸があり、その管理はどうなっているのか。現状を把握して、利用できる井戸をマップ化し、非常時に利用できるようにしてはどうか。まず、これを1点質問したいと思います。

それともう一つは、市民の情報ですね、これに関していろいろな情報のあり方があると思うんですけど、長期避難が発生する災害時に臨時FM局、これを開設してはどうかというふうに私は思っていますので、この点2点だけ、一応提案という格好で質問させていただきたいと思います。

それと、市長の先ほどの答弁で、各種マニュアルの修正というような格好に触れられていたと思いますけど、この各種マニュアルの修正というのはどのようなマニュアルがあるのか。

それと、新設するマニュアルというのがあるのかどうか、この点を1つ質問したいと思います。

続きまして、水俣市地域防災計画についてなんですけど、7月7日に水俣市防災会議を開いて、大規模地震発生の初動体制などの見直しを行いましたというような答弁をいただきました。私はこの見直しは大切ということで、素早く対応されたなというふうに評価したいと思います。

しかし、水俣市地域防災計画の全体を、やっぱりもう一回見直す必要があるんじゃないかなというふうに思っています。これは、熊本地震の教訓を大切にするのであれば、ぜひそれが必要ではないかなというふうに思っています。

例えば、水俣市地域防災計画の第2章第7節、避難収容計画、それと第3章9節、避難計画、それと第3章の6節、情報収集及び被害報告取扱計画、第16節、食糧供給計画、第17節、衣料生活必需品等物資の供給計画、それと26節、輸送計画、それと仮設住宅の建設予定地も多分決められていると思いますけど、実際それが本当に大災害が起きたときどうなのか、そういうもろもろの大災害が起きたときの現状に、今の水俣市地域防災計画が合っているのかどうか。こういう検証というのは必要だと思います。だから、質問としては、全体的な水俣市地域防災計画の見直し

が必要とありますが、どうか。これを質問したいとします。

それと、業務継続計画についてですけど、これはまだできていないということですけど、業務継続計画というのは、行政が被災をして、資源制約下にあっても、災害対応等の業務を適切に行うため、優先的に実施すべき業務、非常時優先業務を特定するとともに、業務の執行体制や対応手順、継続に必要な資源の確保等をあらかじめ定める計画ということで、これは大変重要な計画なんですね。当然、これはつくるべきだと思うし、つくってほしいとします。

答弁の中で、早期の策定に努めるというふうにありました。この計画は、先ほども言いましたように、大災害が発生したとき、大変重要な計画なんです。この計画を策定するに当たっては、1つの課では絶対できないというふうに思っています。これは全庁を挙げて取り組むべき、重要だというふうに思っています。

そこで、次の1点を質問したいとします。

業務継続計画を策定する責任者、これは誰なのか。そして、いつごろ完成予定しているのか。以上質問します。

2回目の質問は5点ということで、よろしくお願ひします。

○議長（福田 斉君） 西田市長。

○市長（西田弘志君） 5点ございました。順次、お答えさせていただきたいというふうに思っています。

まず、井戸についてでございます。

いざというときには、大変重要なものになるというふうに私も考えております。水俣市は200カ所あるようで、こちらは把握をしております。管理につきましては、所有者が行うことになっております。設置箇所につきましては、環境課のほうでゼンリンの地図に記入し、把握をしている現状でございます。やはり、この飲料水というのは、いざというとき重要な課題になってくるというふうに思っておりますので、今後マップの活用を含め、防災体制を整えていきたいというふうに思っております。

2つ目が、FM局なんですけど、うちのほうも少し調べさせていただいたら、予算的にそう大きくない形でできるというふうにもちょっと報告を受けております。大規模災害が起こって、情報を市民の方に的確に流すというのは非常に必要だというふうに思っております。防災無線がやられた場合、ネットも見られない方あったら、FMのラジオで聞けるというのは非常に有効だというふうに思っております。

この設備投資や、地域コミュニティFMとの協定を締結することが必要というふうに聞いておりますので、今後それを行いながら、大規模災害に活用できるように、ぜひこれは御提案いただきましたんですけど、進めていきたいというふうに思っております。やっぱり安心安全のために

は、多少お金がかかっても、やっていくべきではないかというふうに思っておりますので、御提言のほうありがとうございました。

そして3つ目、マニュアルでございますけど、各種マニュアルはあるというふうに聞いております。防災無線のマニュアル等は現在作成もしてありますし、新たにつくるという情報は今のところ私のほうには上がってきておりませんが、今後マニュアル化することが必要なものに関しては、やっていきたいというふうに思っております。

それと、水俣市地域防災計画、先ほどから答弁にもありましたが、答弁では大規模地震発生初動緊急対応計画、こういったものを新たに追加いたしたところございますが、今はやっぱり細かいところを指摘をいただきました。やっぱりこれはどンドン見直して行って、そのときに合ったものに変えていくことが必要だと思っておりますので、議員御提案いただいたように、細かく手直しするところは直していきたいというふうに思っております。

それと5つ目の業務継続計画、誰が責任者かということと、いつぐらいまでにやるかということでございますけど、これはやっぱり非常に必要だというふうに認識をしております。やっぱり準備、備えは必要でございますので、ぜひつくりたいと思っておりますし、最終的に責任者はもう当然、私になります。

そして、庁内のプロジェクトチームは別に各課から、また福祉も含めまして、そういったチームをつくって対応をしていきたい。やっぱりこれも来年、再来年なんていう話じゃなくて、なるべく早目にやっていくように指示をしたいというふうに思っております。

それと、マニュアルについては部長のほうから少し補足をさせていただきます。

○議長（福田 斉君） 緒方総合政策部長。

○総合政策部長（緒方克治君） マニュアルにつきまして、十数種類あると把握しておりますけど、具体的なぴしゃっとした数はちょっと把握していないんですが、例えば初動対応マニュアルとか、避難準備マニュアル、風水害マニュアルとか、防災行政無線マニュアルなどいろいろございます。

このマニュアルについて、これまで例えば風水害が起こったときはこうしますと、避難所はこうしますということで、1つの雨なら雨、台風なら台風のマニュアルは結構ありました。ところが、さっき議員御指摘のように、大規模な災害のときどうするのか、それと複数の災害が同時に起きた場合はどうするのか、この辺のマニュアルはまだ手薄だと思います。

そうすると、さっき議員から御指摘があったように、業務継続計画とかなりリンクをさせて、できるものは何か、できないものは何かを仕分けて、そして大規模地震があった場合は少ない人数で最優先にすべき業務をセレクトし、それについてマニュアルをつくっていく、これが今後の修正点だと思います。

以上であります。

○議長（福田 斉君） 中村幸治議員。

○中村幸治君 それでは3回目の質問に入りたいと思います。

各種マニュアルについては、水俣市地域防災計画の別途定めているマニュアル等ということで、13あるようになっています。これは水俣市地域防災計画に載っていますので、ただその中身を今言われたような格好で修正をしていく部分、それと新しくつくる部分ということで、ぜひやってもらいたい。

ただ、マニュアルについて、ちょっと2点だけ質問をしたいと思います。

実は、水俣市地域防災計画の中に、これは載っていることなんです。地域防災計画に第5章の地震・津波対策計画というのがあります。この中の第3節8項、市の防災力の向上、この（4）の中に、被害情報収集体制の整備に、地震後の災害応急対策活動を迅速・的確に遂行するためには、まず被害状況を適切に把握する必要がある。そこで、自主防災組織等市民から被害情報を入手する体制を整備するとともに、被害情報収集マニュアル、ここに出てきましたですね。被害情報収集マニュアルを作成するなどして、適切な被害情報の収集体制を整えるというふうにうたっています。ということで、この被害情報収集マニュアル、これ現在できているのかどうか。できてなければつくる予定があるのかどうか。

それと、防災力向上の中の（7）なんですけど、物資・資機材の備蓄の推進で、地域の自主防災組織における備蓄についても、市が支援を行い、推進するというふうになっています。これは水俣市地域防災計画の中にうたっていますから。ということは、自主防災の組織における備蓄、これをうたっているわけですから、こういう地域で備蓄するマニュアル関係等、こういうのをやぱりつくる必要があるんじゃないかなというふうに思いますので、その点どうなのか質問したいと思います。

次に、業務継続計画についてなんですけど、一応つくりますと。それとプロジェクトチームをつくって、そしてこれは市長が先頭に立ってやりますというような先ほどの答弁だったというふうに思っております。

ちょっと話は変わりますが、先ほども質問でやったんですけど、本市において平成27年度補助金の不適切な事務処理、これが判明をしました。その対策として、市長は市報の東奔西走の中で、今後このようなことが二度と起こらないよう、事業の進捗管理を徹底するというふうに明記をされています。水俣の事業として水俣環境アカデミア事業は大切な事業、これは私もわかります。しかし、それ以上に災害対応等の業務を適切に行うための業務継続計画、この策定というのは、大変重要なことではないかなと思っております。これは、市民の命を守るということにもなります。

そこで、質問をします。業務継続計画策定に当たって、工程表、あるいは進捗管理簿を作成すべきというふうに思いますが、どうか。

この3点だけ質問をしたいと思います。

○議長（福田 斉君） 西田市長。

○市長（西田弘志君） 3点、3番については私からで、1、2の詳しいことは部長のほうから答弁させていただきます。

まず、業務継続計画でございますね、まずつくりたいということで、責任者は私です。PTをつくったときに、そこの長に私になるかどうかは、まだはっきりしておりませんが、責任は全部私のほうでさせていただきますので、進捗管理を見ながら、できれば今年度中にはもう私も指示は早目にやるということで出させていただきます。早急にプロジェクトチームをつかって、業務継続計画、この地震、いつ来るか、もうわかりませんので、できることは早急にやっていきたいというふうに思います。工程の管理についてもやっていきたいというふうに思います。目標、大体、PTをつかって、いつぐらいということを決めましたら、それにさかのぼって工程の管理はやっていくというふうになるべきでありますし、やっていきたいというふうに思います。それは確認をやりながら、必ずつくりたいということでございます。

では、1、2は部長のほうから。

○議長（福田 斉君） 緒方総合政策部長。

○総合政策部長（緒方克治君） 第1点目、地震が起きた場合に情報を収集するマニュアルができていないかと思いますが、これについてはできていないと記憶しております。

そこで、ではこれをつくるのか、つくらないのか、私も議員御指摘のとおり重要だと思います。一番大事なのは、その情報収集は当然重要なんです、この情報収集の速やかで迅速な情報収集のため、あらかじめ考えられる項目のチェック項目とか、あるいは項目をつかって、そこに簡単に記述ができるようにする部分と、特別な災害がきつとあると思いますので、その部分を記述できるようにして、迅速に情報が収集できるようなマニュアル、あるいはそのフォーマットをつくる。これは大事なものですので、これについてはつくっていききたいと、このように考えております。

あとは備蓄なんですけれども、市全体の備蓄としましては、以前予算に上げさせていただいて、現在その手続を進めているんですが、自主防災組織の備蓄も、これは大事だと思います。仮に備蓄品を買ったとしても1カ所に集めていたら、例えば大規模地震があった場合は、今度は道が途切れて配達ができんもんです、ある程度分散して保存するというのは、これはリスク管理上とても大事だと思います。その中で、自主防災組織の備蓄を支援していくと。ただ、これについては予算関係もあるものですので、予算と相談しながら、今後導入を検討していきたい、このよ

うに考えております。

以上であります。

○議長（福田 斉君） 次に、水俣市建築物耐震改修促進計画について答弁を求めます。

関産業建設部長。

（産業建設部長 関 洋一君登壇）

○産業建設部長（関 洋一君） 次に、水俣市建築物耐震改修促進計画について、順次お答えします。

まず、住宅の耐震化の目標設定は何%かとの御質問にお答えします。

平成24年3月に策定した水俣市建築物耐震改修促進計画では、住宅の耐震化率の目標を、平成27年度時点で90%と設定しております。

次に、平成24年計画策定時の住宅で、昭和56年以前の木造・非木造建築物数はそれぞれ何戸で、そのうち耐震性なしは何戸かとの御質問にお答えします。

計画を策定した時点では、昭和56年以前の住宅は木造住宅が8,850戸、非木造住宅が557戸あり、そのうち耐震性がない住宅は、木造住宅で5,262戸、非木造住宅が85戸となっています。

次に、平成24年計画策定時の住宅の耐震化率は木造61.3%、非木造93.1%で合計耐震化率は63.9%となっているが、今日までの耐震化率はどのように推移しているのかとの御質問にお答えします。

現在、当計画の改定作業を進めているところであり、その中で、現在の耐震化率についても調査中ですので、今年度末までには耐震化率の推移をお示しできるものと考えております。

次に、耐震改修促進事業の予算を見てみると、平成27年度は1億3,704万7,000円で平成28年度は1,442万9,000円になっているが、その減額された理由は何かとの御質問にお答えします。

平成28年度は、前年の平成27年度に比べて大きく予算を減額しておりますが、これは、民間が所有する要緊急安全確認大規模建築物の耐震補強設計及び耐震改修工事等の大規模な補助事業の実施予定がなかったことが主な理由でございます。

次に、耐震化の取り組みとして、どのような施策があるのか。また、その施策は計画どおりに進行しているのかとの御質問にお答えします。

耐震化の取り組みとしましては、国の施策に基づき、平成25年度に戸建て木造住宅の耐震診断、耐震補強設計及び耐震改修工事に係る費用の助成制度、緊急輸送道路沿道建築物の耐震診断及び耐震補強設計に係る費用の助成制度、平成26年度には要緊急安全確認大規模建築物の耐震診断に係る費用の助成制度、平成27年度には要緊急安全確認大規模建築物の耐震改修等に係る費用の助成制度を設置しており、平成27年度までに、戸建て木造住宅の耐震診断事業を3件、緊急輸送道路沿道建築物の耐震診断事業を1件、要緊急安全確認大規模建築物の耐震診断事業を2件、耐震

補強設計事業を1件実施しております。

耐震改修促進計画で目標としておりました耐震化率90%を達成するためには、平成27年度までに、住宅で3,331戸、民間の特定建築物で49棟の耐震化が必要となっておりますが、住宅、特定建築物の除去、建てかえ等の自然更新を考慮しても、目標達成には至っていないと考えられます。

以上でございます。

○議長（福田 斉君） 中村幸治議員。

○中村幸治君 それでは2回目の質問を行いたいと思います。

まず、今、部長の1回目の答弁、これをまとめてみますと、まず住宅の耐震化率の目標設定、これは90%にしていますということですね。それと、昭和56年以前の住宅で耐震性がない住宅は、木造住宅5,262戸、非木造住宅が85戸であるということ。それと、耐震化率90%の目標をクリアするためには、平成27年度までに住宅3,331戸を耐震化する必要があったが、目標達成には至っていないというふうな答弁だったというふうに思っております。

そこで、2回目の質問として、次の4点を質問させていただきたいと思います。

まず、1点目が、水俣市建築物耐震改修促進計画、これは昭和56年の耐震基準で計画をされているというふうに思っていますが、今回の熊本地震では震度7が発生しましたが、耐震性なしの住宅戸数の計画数がふえるのではないのかどうか、1点質問したいと思います。

それと2番目、耐震化率90%の目標達成のためには、先ほどの答弁ですね、平成27年度までに住宅3,331戸、特定建築物49棟の耐震化が必要であったと。しかし、その目標に達していないというふうな答弁がありましたけど、その理由は何か、質問したいと思います。

それと、これは10年計画なんですけど、中間時年である平成28年度を目途に、計画の見直しをするということに、この計画書ではなっています。

そこで3点目の質問なんですけど、今後の計画見直しの中で、住宅の耐震化率90%を目標にするのかどうか、これが3点目ですね。

それから、4点目として、住宅耐震診断、それと耐震補強設計、耐震改修工事等の今までの年間予算はどうなっているのか。この4点を質問したいと思います。

○議長（福田 斉君） 関産業建設部長。

○産業建設部長（関 洋一君） 中村幸治議員の2回目の御質問にお答えします。

まず、今回の熊本地震により、耐震性なしの住宅戸数の計画数がふえるんじゃないかという御質問に関しましては、昭和56年に導入された現行の国の耐震基準は震度5強程度の中規模地震に対して建物がほとんど損傷しないこと。また、震度6強から7に達する程度の大規模地震に対して、建物が倒壊、あるいは崩壊しないことと定めております。

本市におきましても、震度7を想定した現行の国の耐震基準を満たしている建物は、耐震性があるものと判断いたしますので、現時点においては耐震性がない住宅戸数の計画数は現状のまままでと考えております。

次の御質問は、耐震化率90%の目標を達成していないとの答弁があったが、その理由は何かということだったと思います。

本市としましては、平成27年度までに住宅の耐震化率を90%を目標に、平成25年度から戸建て木造住宅の耐震診断、耐震補強設計及び耐震改修工事に係る助成制度を設置し、推進してまいりましたが、残念ながら前年度まで本制度の活用実績は少なく、達成には至っておりません。これは分析しますと、助成制度を活用しても住宅所有者の費用負担が大きいことや、耐震性があるという認識など、耐震化が不要と考えていることが大きな要因ではないかと考えております。

次は、今後の計画見直しの中でも、住宅の耐震化率90%を目標とするのかという御質問にお答えいたします。

平成28年3月に国が定めている、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針の一部が改正され、住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化率について、平成32年までに少なくとも国において95%、平成37年までに耐震性が不十分な住宅をおおむね解消することを目標に定めております。また、熊本県におきましても同様の目標を設定する方針であると伺っております。

したがって、本市におきましても、国や県と同様の高い目標を設定することで、市民の意識も高めていきたいと考えております。

2次質問の最後が、住宅診断、耐震補強設計、耐震改修工事等の今までの年間予算はどうなっているのかということにお答えします。

戸建て木造住宅の耐震診断、耐震補強設計及び耐震改修工事に係る費用の助成制度の年間予算は、平成25年度が630万円、平成26年度が370万円、平成27年度は154万円、平成28年度は134万円となっております。

以上でございます。

○議長（福田 斉君） 中村幸治議員。

○中村幸治君 それでは、3回目の質問に入ります。

まず、目標の設定が国が95%ですか、平成28年度以降、県もそのような方向ということで、水俣市も95%という耐震化の目標を立てるといふようなことだったと思っておりますけど、これは大変なことですね。確かに、目標設定を大きくするというふうなことはいいことだと思いますけど、国・県の方針ですので、設定はそうしなければいけないというふうには理解できますけど、これは相当大変なことだというふうには私は思っております。

それで、耐震化に対して、市民の意識の向上、これが必要だというふうに私は思っております。そのために、これは質問になりますけど、水俣市建築物耐震改修促進計画の中にならわっている住宅建築物の耐震化に関する普及、啓発、それとハザードマップ等による意識啓発、それと耐震化の重要地区に対する耐震化診断への啓発などを積極的に行う必要があるというふうに思いますけどどうか、質問したいと思います。

それと2番目なんですけど、戸建て木造住宅の耐震診断、耐震補強設計、これらの予算、これが先ほどの答弁では、平成25年度が630万円、それと平成26年度が370万円、それと平成27年が154万円、平成28年が134万円というふうに、徐々に徐々に減ってきているということであります。目標というのがあるのであるならば、市民の意識の向上と、それとやっぱり予算というの、ある程度増額する必要があるのではないかなというふうに考えておりますので、2番目の質問としては、耐震診断、耐震補強設計及び耐震改修工事に係る費用の助成金の予算増額が必要ではないかどうか、質問をしたいと思います。

それと、3番目の質問なんですけど、答弁の中で助成制度を活用しても住宅所有者の費用負担が大きいの、耐震化ができないというような答弁を受けたと思います。

確かに私も、それは現実的に大変だというふうに思っております。そうであるならば、減災というようなことを考えたときに、これは一応質問なんですけど、減災のために、地震発生時に倒れるおそれのある家具等を固定する金具等を、市で無料配布して、減災に取り組むというような方法もあると思いますけど、それはどうか。この3点を質問したいと思います。

○議長（福田 斉君） 関産業建設部長。

○産業建設部長（関 洋一君） ありがとうございます。

中村幸治議員の3回目の御質問にお答えします。

まず最初、住宅建築物の耐震化に関する情報につきましては、引き続き市報や市のホームページなどで情報発信を行いまして、普及啓発に取り組んでまいります。

また、現在実施しております、水俣市建築物耐震改修促進計画改定業務の中で、ハザードマップの見直しもあわせて実施してございまして、それも今年度中に完成する予定でございますので、できた暁には、市内全域への配布や主要公共施設への配布、掲示など、積極的に普及啓発を図っていこうと考えております。

次の質問は、戸建て木造住宅の耐震診断、耐震補強設計及び耐震改修工事に係る、費用の助成金の予算増額が必要ではないかという御質問であつたろうと思います。

平成28年の熊本地震の影響により、今年度は助成金に関して市民の方から御相談、御要望がふえております。来年度もこの状況は続くものと考えておりますので、本市の目標とする耐震化率を達成するため、できる限りの助成金の確保に努めてまいりたいと思います。

最後に、減災、災害を少しでも減らすために、地震発生時に倒れるおそれのある家具等を固定する金具などを、市で無料配布してはどうかという御指摘につきましては、減災に対して非常に有効な手段であると思いますので、今後調査、検討を行ってまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（福田 斉君） 次に、肥薩おれんじ鉄道水俣駅の管理について答弁を求めます。

本田総務部長。

（総務部長 本田真一君登壇）

○総務部長（本田真一君） 次に、肥薩おれんじ鉄道水俣駅の管理について、順次お答えします。

まず、肥薩おれんじ鉄道水俣駅の管理責任者は誰かとの御質問にお答えします。

現在、肥薩おれんじ鉄道水俣駅の所有及び管理運営をされているのは、肥薩おれんじ鉄道株式会社でありますので、水俣駅の管理責任者は、肥薩おれんじ鉄道株式会社であります。

次に、3月議会で肥薩おれんじ鉄道水俣駅の入り口の閉鎖時間について質問したが、これまでの経緯はどうなっているのかとの御質問にお答えします。

3月議会での中村幸治議員からの御質問をいただいたのを受け、直ちに肥薩おれんじ鉄道株式会社と協議を行いました。その協議の中で3月16日には、肥薩おれんじ鉄道株式会社社長宛てに文書で回答を求める依頼をしたところ、3月28日に回答がっております。

回答の中身は、肥薩おれんじ鉄道株式会社としては、現在の経営状況からこれ以上の費用負担はできず、水俣駅の開館時間を延長する場合は、その費用などは全て水俣市で負担し、延長の手続を当社へ申請してもらいたいとのことでありました。回答内容については、本市としても受け入れられる内容ではありませんでしたが、市民の皆様の不便な状況を早期に解決したいとの思いから、熊本県にも相談しながら、協議を続けてまいりました。

そして、8月5日に熊本県立ち会いのもと、本市と肥薩おれんじ鉄道株式会社と双方の妥協点を協議したところです。

協議内容といたしましては、開館時間の延長に伴う応分の費用については、本市で対応し、延長に伴う水俣駅の管理については、管理責任者である肥薩おれんじ鉄道株式会社が行う方向で協議しているところです。

次に、市としてどのような解決策を考えているのかとの御質問にお答えします。

市としましては、開館時間の延長に伴う管理は肥薩おれんじ鉄道株式会社が行い、費用は水俣市で負担するというもので、水俣駅舎の中の正面入り口から改札口につながるコンコース部分のみを時間延長し、それに伴う応分の費用を本市が負担することを考えており、本9月議会に、肥薩おれんじ鉄道株式会社への負担金として予算を計上させていただいております。

○議長（福田 斉君） 中村幸治議員。

○中村幸治君 それでは、2回目の質問に入ります。

もうこれは即質問にいきたいというふうに思っております。いろいろ話してもあれですので。

まず、4点ほど質問をしたいと思えます。

まず1点は、肥薩おれんじ鉄道株式会社が、水俣駅の管理責任者というような答弁をいただきました。そうであるならば、水俣駅の利用については、公共性・利便性を考慮して、市民が利用しやすい環境をつくるのは、肥薩おれんじ鉄道株式会社が行うべきだと思いますが、どうか。それを1点質問したいと思えます。

それと、答弁の中で、熊本県立ち会いのもと話し合いを行われたと。その中で、水俣駅の管理については、肥薩おれんじ鉄道株式会社が行う方向という答弁があったというふうに思いますが、質問です。これは今後、何があっても、肥薩おれんじ鉄道株式会社の責任ということでもいいのかどうか、これは確認の意味で質問をしたいと思えます。

3番目、20時以降の駅の待合室、それとトイレ等、これは利用できるのかどうか。

4番目、首長は当然株主ですので、首長として肥薩おれんじ鉄道株式会社の正式な会議等に参加する機会は年に何回あるのか、以上4点を質問したいと思えます。

○議長（福田 斉君） 答弁を求めます。

本田総務部長。

○総務部長（本田真一君） それでは、2回目の質問にお答えいたします。

まず、市民が利用しやすい環境をつくるのは、肥薩おれんじ鉄道株式会社が行うべきではないのかという御質問ですが、本市としましても、議員が言われるとおり、水俣駅の管理責任者である肥薩おれんじ鉄道株式会社が主体となって、水俣駅を市民にとって利用しやすい環境に整えていくべきだと思っております。

次に、水俣駅の管理について、肥薩おれんじ鉄道株式会社の責任ということでもいいのかということですが、これにつきましても水俣駅の管理につきましても、議員が言われるとおり、今後も肥薩おれんじ鉄道株式会社が、基本的には責任をもって管理してもらいたいというふうに思っております。

3番目ですけれども、これは20時以降の駅待合室、トイレ等の利用はできるのかということですが、現在、肥薩おれんじ鉄道株式会社との協議の中では、まずはコンコース部分だけの開館時間を延長することで話をしており、駅待合室、トイレ等の利用につきましても、今後段階的に協議を重ねてまいりたいというふうに思っております。

最後に、首長、市長として、肥薩おれんじ鉄道株式会社の正式な会議等に参加する機会は、年に何回ぐらいあるのかという御質問ですけれども、市長が参加する肥薩おれんじ鉄道株式会社の正式な会議は年1回、6月に開催されます株主総会、それと年4回、3カ月ごとに開催されます

取締役会がごぞいます。

以上です。

○議長（福田 斉君） 中村幸治議員。

○中村幸治君 私は、肥薩おれんじ鉄道水俣駅、これは水俣市のまちづくり、これにとって大変重要な拠点だというふうに思っております。だから、この質問をさせていただくということなんです。

実は、西田市長が誕生して間もなく、市長覚えておられるかどうか知りませんが、私は肥薩おれんじ鉄道水俣駅の管理について、市長室へ伺いました。そのとき、肥薩おれんじ鉄道水俣駅の管理は、水俣市民が行ったほうが、今後のまちづくりに必要であるというようなことを訴えました。ところが現在、どうでしょうか。現在も芦北町の方が、そのまま管理をされているという現状なっています。

肥薩おれんじ鉄道水俣駅を改装するとき、出店のために移転を余儀なくされたお店の方もいらっしゃる。それと新しくレストランがオープンをしましたけど、その結果、皆さん御存じのとおり、閉店というようなことになって、現在、喫茶店がオープンしています。私、いろいろな方にお話を聞くんですけど、出店の条件が厳しいという話も伺っております。

水俣市は、先ほども言ったように、肥薩おれんじ鉄道株式会社の株主なんですね。その株主である首長が、現在の肥薩おれんじ鉄道水俣駅のいろいろなことに関して、物を言えるような環境になっているのかどうか、私は今までずっと指摘してきたんですけど、全くそのことが見えない。株主であるからこそ、対等に物を言える、そういう環境であるべきではないかなというふうに私は思っております。

そこで、1点だけ質問をします。

肥薩おれんじ鉄道水俣駅の管理・運営について、肥薩おれんじ鉄道株式会社と、対等に話し合える環境にあると思われているのかどうか、質問したいと思います。この1点だけです。

○議長（福田 斉君） 西田市長。

○市長（西田弘志君） 株主総会、また年4回、3カ月に1回、取締役会、開催のときもありますし、書面で回られるときもあります。大体、八代市であるんですけど、薩摩川内市、阿久根市、そして出水市、水俣市、八代市、鹿児島県、熊本県、そこから首長と、担当の方が県からはいらっしゃっています。

基本的には、当然役員会、総会でごぞいますので、発言することは可能です。いろいろな質問が私たちも出ます。肥薩おれんじ鉄道株式会社についての提言だったり、不満の部分ですとか、そういったものも出るんですけど、今非常に多いのはやっぱり金銭的なもの、赤字体質であるということをかかり言われます。

そういったところをどうやって改善していったらいいのかというのは、私も言いますし、ほかの方たちもその都度言われております。その中でやっぱり御指摘されているような点は、私のほうからも言える立場でありますし、言える環境であるというふうに思っております。

○議長（福田 斉君） 以上で中村幸治議員の質問は終わりました。

この際、10分間休憩します。

午後1時58分 休憩

午後2時7分 開議

○議長（福田 斉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、谷口眞次議員に許します。

（谷口眞次君登壇）

○谷口眞次君 皆さん、こんにちは。

無限21議員の谷口眞次です。

熊本地震発生から、はや5カ月になろうとしています。昨日まで関連死を含め98名のとうとい命が奪われ、いまだ500名以上の方が避難生活を余儀なくされております。一刻も早く、日常の平穏な暮らしに戻れることを願うばかりであります。8月末から9月初めにかけて震度5弱、そして震度4の地震が発生し、今後もまだ予断を許さない状況が続いております。

また、台風10号は観測史上初となる東北地方への上陸、さらに北海道に3つの台風が上陸したのも観測史上初めてであります。岩手県・北海道などに甚大な被害をもたらしました。心からお悔やみとお見舞いを申し上げます。

いよいよ本格的な台風のシーズンとなり、市においてもさらなる防災・減災対策を強化しなければいけないと改めて感じるところでございます。

水俣市においては、庁舎の機能移転、建てかえと職員の皆様も大変な時期に入ってまいりました。行政と議会が車の両輪のごとく一丸となって、新たな目標に向かってスタートラインに立ったような感じもいたしております。

そんな夢のある未来を描きながら、以下、通告に従い、順次質問をいたします。

質問項目の大きな1番、市庁舎の機能移転、建てかえについて。

- ①、国からの財政支援について、新聞報道があったが内容はどうか。
- ②、プレハブへの機能移転に伴い、駐車場が減少するが代替地はどのように考えているのか。
- ③、今後の課題とスケジュールはどのようになるのか。

大きな2番、次世代エネルギー推進事業について。

- (1) 木質バイオマス発電について。

①、木質バイオマス発電の経営主体はどのような変遷をしたのか。

②、環境省、熊本県、水俣市はこの計画が実現するよう努力してきたと思うが、経営主体と行政の関係はどのようなものか。

③、水俣市はどのような思いでこれに携わってきたのか。

(2) 小水力発電について。

①、寒川小水力発電の事業内容と現在までの進捗状況はどうか。

3番目、花のまちづくりについて。

①、市は、これまで花づくりをどのように取り組み、どう総括しているのか。

②、アドプト団体についてどのように把握しているのか。また、それらの団体はどのような活動をしているのか。

大きな4番目です。水俣川河口臨海部振興構想事業について。

①、当初の内容や構想など変更なく進められているのか、その進捗状況はどうか。

②、ヒアリングでの意見やワークショップのメンバーと協議された内容はどのようなものか。

③、多額な費用がかかるので有利な補助事業を模索するとのことであったが、めどはついたのか。

以上で、本壇からの質問を終わります。

○議長（福田 斉君） 答弁を求めます。

西田市長。

（市長 西田弘志君登壇）

○市長（西田弘志君） 谷口眞次議員の御質問に順次お答えをいたします。

まず、市庁舎の機能移転、建てかえについては私から、次世代エネルギー推進事業について及び花のまちづくりについては産業建設部長から、水俣川河口臨海部振興構想事業については副市長からそれぞれお答えをいたします。

初めに、市庁舎の機能移転、建てかえについて順次お答えをいたします。

まず、国からの財政支援について新聞報道があったが、内容はどうかとの御質問にお答えをいたします。

8月24日の庁舎建替等対策特別委員会における執行部説明の際に引用させていただきましたが、8月4日付の熊本日日新聞に、熊本地震で被災した自治体庁舎の建てかえに伴う地方債に関する総務省方針が掲載されました。

その記事によると、今回、庁舎復旧に充てることができる地方債は、一般単独災害復旧事業債で、熊本地震の特例として、行政機能の強化に係る増床部分まで、起債対象に認められるということでございます。

また、起債の元利償還金等によって、47.5%から85.5%までの交付税措置がなされるため、自治体の財政負担は、大幅に軽減される見込みであると報じられております。

次に、プレハブへの機能移転に伴い、駐車場が減少するが、代替地はどのように考えているのかとの御質問にお答えをいたします。

プレハブ仮庁舎の建設地となります文化会館駐車場には、約110台を駐車することができますが、今回の機能移転に伴い、この場所が使用できなくなります。したがって、その代替地として、使用可能な時期は異なるものの、医師住宅跡地に21台、市営住宅牧ノ内団地内に69台、計90台分を確保する予定でございます。さらに、建設地に隣接する水俣第一小学校の運動場の一部を使用させていただきよう、御協力をお願いしているところであります。

このほか、もやい館に勤務されている関係団体の職員駐車場としまして、牧ノ内の母子寮跡地を整備する予定であります。

ただし、駐車台数は確保できるものの、駐車場の設置箇所が3から4カ所に分散することになりますので、市民の皆様に御迷惑をおかけすることがないように、事前の広報等に努めてまいります。

次に、今後の課題とスケジュールはどのようになるのか御質問にお答えをいたします。

課題といたしましては、庁舎建てかえに係る財源確保とスピードが挙げられます。

財源確保については、さきに示された一般単独災害復旧事業債による国の財政支援措置のスキームが確実なものとなった上で、本市の被災庁舎の建てかえが、その対象として認められる必要があります。

そのため、熊本県や同様の課題を抱える県内の被災自治体と連携し、情報収集に努めるとともに、国に対しまして、引き続き強く働きかけてまいります。

スピードについては、今回の熊本地震によって大きな損傷を受け、危険な状態に陥っている現庁舎から、一刻も早く機能に移転し、さらには、庁舎建てかえに着手する必要があります。

加えて、建築基準法の規定に基づきます本市の仮庁舎の建築許可が5年間であること、一般単独災害復旧事業債の対象となるには、早急な建てかえが求められると言われていることから、今後、作業を加速していくこととします。

また、スケジュールに関しましては、第一に庁舎機能の移転を確実にいき、行政機能を維持・継続してまいります。

同時に、庁舎建てかえの具体の検討に入っていくために、今年中に、庁内に検討組織を整備するとともに、市民代表、学識経験者等による水俣市庁舎建替検討委員会を設置することとします。

その後、ここでの検討、審議結果も参考にさせていただきながら、基本構想の策定に取りかかっていきたいと考えております。

○議長（福田 斉君） 谷口眞次議員。

○谷口眞次君 答弁いただきましたので、2回目の質問に入ります。

国からの財政支援については、総務省の方針で一般単独災害復旧事業債ということで、特例で増設部分までも起債の対象となるということでございました。駐車場については110台の分を90台ほど確保して、そしてまた、水俣第一小学校に42台ほどお願いしているという内容だったかと思えます。それから、課題とスケジュールについては、財源の確保とスピードが要求されるということで、頑張っていきたいという答弁だったかと思えます。

そこで、2回目の質問でございますが、今回、交付税措置については合併特例債の70%ですか、あれよりもかなり有利な、最大で85.5%という交付税措置が見込まれるわけですが、水俣市として、これまでどのような財政支援の要望活動を行ってきたのか、それがまず1点。

それと、一般単独災害復旧事業債において、47.5%から85.5%の交付税措置があるということですが、水俣市においては最大の85.5%が確実に見込まれそうなのか、その見込みを2つ目ですね。

それと、駐車場については、市民の方には五、六年の間、大変御不便をかけると思えますけれども、遠くなったり、分散したりして、非常に高齢者とか障がい者の方々には、車のとめるところが遠いから、もう行かんとか、いろんな形で、そういった影響が出てくるんじゃないかなというふうに思うんですね。ぜひ会場までの段差とか舗装、そこら辺をしっかりと車いすでも無理なく移動できるような、そういった体制、配慮策を、ぜひ講じていただきたいというふうに思いますので、その辺をどうされるかお願いをします。

それと、4点目ですが、これを機に、もともと文化会館はいろんな行事があったときに、大変駐車場が不足するというところでございます。ぜひ文化会館周辺の現在は公有地を使うということでもありますけれども、民有地等を活用して、駐車場を今後確保する必要があるんじゃないかというふうに思いますが、この件について、どのようにお考えか、それを1点。

それと、新庁舎の建設に伴いまして、今後は候補地を選択していかなければいけないというふうに思いますが、法による条件等、どういったものがあるのか、そこら辺を1点。

それと、現在、民間の土地や施設を市に売却したいというような情報提供はないのか。

以上、6点、2回目の質問にいたします。

○議長（福田 斉君） 西田市長。

○市長（西田弘志君） 6点、御質問あったと思います。

まず、1点目のどういった活動を行ってきたかということでございます。

現在まで、国や県選出の国会議員の皆さんに対しまして、継続して市役所庁舎の逼迫した状況をお伝えするとともに、熊本県に対しましては、5月26日に福田斉議長と一緒に連名で熊本県知

事、そして熊本県議会議長宛てに要望書を提出したところでございます。

7月19日の水俣・芦北地域振興推進委員会との意見交換会、また8月22日に行われました芦北地域振興局管内の主要事業所説明、及び意見交換会におきましても要望を行ったところでございます。市議会におかれましても6月30日に、行政庁舎再建等についての国庫補助制度の創設を求める意見書を提出いただいております。

これらの成果もありまして、新聞等で報道されているように、先ほどもありましたが、既存の地方債制度の弾力的な運用が示されるなど、一定の効果が上がっているものと考えております。

今後も状況を見きわめながら、市議会の皆様と連携を密にして、水俣市一丸となって、庁舎建てかえに対する財政支援が確実なものになるように、予防してまいりたいというふうに思っております。

これにつきましては、私ももう上京するたびに、いろんなところで庁舎のことはお話をさせていただき、現状を話しておりました。これはやっぱり、市議会でこういった意見書を出していただいたということは非常にプラスになっております。市全体で水俣の庁舎は危ないんだ、どうにか支援をお願いしたいということは、私も市議会と一緒に、いろいろな方にお話をするとき、非常に力になっているところでございます。

そして、2つ目の47.5%から85.5%の交付税措置、実際、水俣がどのくらいになるかということでございますけど、いろいろ算出方法を聞きますと、これは決定ではございませんが、最高の85.5%の措置が見込まれるのではないかというふうに考えてはおります。これは決定ではございません。もともとゼロだったところが85.5%、大変大きな数字になりますので、ここも今後も話を、国のほうにもやっていきたいというふうに思っております。

そして、3つ目の高齢者、障がい者の方の駐車場に対する配慮ということですね。バリアフリー化も兼ねてだと思えますけど、仮庁舎の設置できる駐車場は、2台ございまして、その2台は障がい者、高齢者用の駐車場としたいというふうに考えております。これはもう優先的に考えております。

また、新たに先ほど答弁しました、医師住宅跡地の駐車場の整備におきましては、アスファルトの舗装工事等も行い、なるべく段差がなく、危なくないようにしたいというふうに思っております。それともう一個、市営住宅でございますけど、これは後でこの団地の建設を行う予定になっておりますので、アスファルトの舗装はなかなか難しいかというふうに思っておりますが、できる限り、段差のないように整備はしていきたいというふうに思っております。

それと、今後、民地を活用した駐車場、もっとたくさん確保できないかということだと思いません。

やっぱり駐車場が一番大事だというふうに思っております。市役所、仮庁舎でプレハブで御迷

惑をかける、それにまたプラスして、駐車場まで非常に狭いということやったら、本当に市民へのサービスが低下しますので、なるべく広く確保していきたいというふうに思っております。

その中で、民間の部分は買うと投資になりますし、あるところを壊して使うといたら、予算措置が要ります。賃借するにしても予算が要りますし、その辺の費用対効果を見まして、5年間でございますので、その辺は費用面も比較しながら検討していきたいというふうに思っております。

市民の皆様方には今の状態よりはちょっと不便をかけると思えますけど、御理解と御協力をお願いを今後はしていきたいと思っております。

それと、候補地の条件ですね。済みません、候補地につきましては、一般単独災害復旧事業債の対象となる場合は、現在の場所が原則であるというふうには聞いておりますけど、最終的にどうなるかは決定はしていないというふうに聞いておりますので、今後、県の担当課等にお尋ねをしながら、調査を進めていき、その内容が明らかになりましたら、お伝えをしていきたいというふうに思います。

それと、民間からのそういった土地がどうだろうかという売却の情報等は、現在ではいただいてはおりません。

以上でございます。

○議長（福田 斉君） 谷口眞次議員。

○谷口眞次君 答弁をいただきました。

迅速な対応をしていただいて、議会としてもそういった意見書というのも出して、非常に助かったという話でございますが、国・県としても、非常にこっちの気持ちがあわかっていただいたのかなというふうに感じております。本当に85.5%の交付税措置が、ぜひ確実になるように、さらに強力に、私ども議会としても、最大の御努力はさせていただきたいなというふうに思っておりますのでございます。

市にとっても、半世紀に一度あるかないかの大きな事業でございますし、市民も大変関心があるところでございますので、ぜひ今回示された、この有利な交付税措置を確実なものになるように、今後さらに頑張ってくださいというふうに思いますが、このことについて再度、市長に確認しておきたいんですが、考えはどうか。

それと、駐車場については、前向きな答弁をいただきました。

再度、市長の確認と、それから庁舎建てかえに関する市民への情報発信、これをどのようにするのか、これを2点お尋ねします。

○議長（福田 斉君） 西田市長。

○市長（西田弘志君） 庁舎建てかえについての意気込みも含めてだというふうに思いますが、

先ほどから言っております、国が示しております一般単独災害復旧事業債、まずこの要件を満たし、交付税措置を受けられるように、非常にスピードを上げながら、限られた時間の中で議論をし、結果を出していきたいというふうに考えております。

もういろんなところで、庁舎が危ないんですということは訴えております。これはぜひ議員の皆様方もいろんな人脈があるというふうに思います。そういったものも利用しながら、今の水俣の庁舎の状況を話していただき、ぜひこの交付税措置を受けられるように頑張りたいと思っております。

これは一回、大きな借金を抱えるかどうかの問題でございます。これは50年に1回の話でありますので、ここはもう一生懸命頑張って、皆さんと一緒にこの交付税措置を受けられるように頑張りたいと思います。

それと、市民に対する情報発信でございますけど、広報紙、そしてホームページ等の情報で発信をしていきたいというふうに思っておりますけど、決定ではございませんが、地域懇談会等を今後開催することがございましたら、そういったところでも丁寧に説明していければなというふうに思っております。

○議長（福田 斉君） 次に、次世代エネルギー推進事業について答弁を求めます。

関産業建設部長。

（産業建設部長 関 洋一君登壇）

○産業建設部長（関 洋一君） 次に、次世代エネルギー推進事業についての御質問に順次お答えします。

まず、木質バイオマス発電についてのうち、木質バイオマス発電の経営主体はどのような変遷をしたのかとの御質問にお答えします。

木質バイオマス発電事業は、水俣市内の温室効果ガス排出量の削減を目指すことを目的に、地産地消による再生可能エネルギーのビジネス化を行うプロジェクトとして、平成24年度からスタートしました。水俣市や市内の事業者等が経営主体となる発電事業会社の設立を目指して、事業化の可能性調査や燃料調達等の調整を進めてまいりました。

平成26年からは、企業誘致という方向に変え、経営主体となり得る水俣市外の大手企業等が事業化に向けて参画し、事業者間において引き続き協議を進め、新会社が設立されました。

その後、鹿児島県の林業会社が中核となる事業会社を設立され、事業者間において事業化に向けて協議を継続するといった変遷をたどってまいりました。

次に、環境省、熊本県、水俣市はこの計画が実現するよう努力してきたと思うが、経営主体と行政との関係はどのようなものかとの御質問にお答えします。

先ほどお答えしましたとおり、平成26年から企業誘致という方向で取り組むこととなったこと

から、水俣市は、事業主体となる企業の立地のサポートや地元関係者との調整を行うといった関係です。

また、発電所の設立に向けた事業化可能性調査等について、環境省、熊本県及び水俣市が経費を負担することにより、事業主体として参画予定の企業等への支援を行いました。

次に、水俣市はどのような思いでこれに携わってきたのかとの御質問にお答えします。

水俣市は、環境モデル都市、並びに環境首都として、温室効果ガス排出量を削減することを目的として、低炭素化のまちづくりを進めているところです。化石燃料由来のエネルギー購入代金が国外へと流出していることを鑑み、その資金を可能な限り水俣市内に還流させ、水俣市民がその利益を享受できる仕組みづくりを支援することを目指しております。

その手段といたしまして、再生可能エネルギー産業のビジネス化を進め、林業等の関連産業の振興や、雇用創出効果の高い木質バイオマス発電に着目し、事業化支援を進めてまいりました。

次に、小水力発電について、寒川小水力発電の事業内容と現在までの進捗状況はどうかとの御質問にお答えします。

久木野寒川地区において実施している小水力発電プロジェクトは、同地区の住民が人口減により集落の維持に危機感を抱き、持続可能な地域づくりの一環として、住民による住民のための発電所をつくる活動でございます。

具体的には、住民が事業主体となり、寒川水源の水を利用して最大出力3.2キロワットの発電を行い、同地域が運営している寒川水源亭の冷蔵庫、浄化槽、あるいは簡易水道ポンプの動力電源を賄う事業でございます。

水俣市が小水力の事業化に向けて、平成25年度に寒川地区住民の合意形成を行い、平成26年度からは事業化検討会を設置し、住民、専門家や市水道局、技術者によるチームにより、流量調査、概略設計等を行いました。

また、水俣市内の鉄工業者が九州大学の研究チームと連携し、発電用のペルトン水車の製作研究を行いました。平成27年度は、検討会において詳細設計等の事業化支援を行い、寒川地区の住民が導水管の設置や、取水箇所の整備、発電所の建屋の建設を行いました。発電システムを水俣市内の鉄工業者が施工するなど、地元の住民や業者による手づくりの事業として進めてきたところです。

総事業費は約1,400万円で、熊本県及び水俣市からそれぞれ約500万円の助成を行っております。

また、水俣市が東京大学とともに経済波及効果分析を行い、水俣市内の事業者や住民が施工したことにより、費用便益分析の観点から、総事業費とほぼ同等の経済効果が創出されていると推定され、水俣市内でエネルギー産業の技術力強化を図ることにより、市内経済循環の促進に一定

の効果を生む可能性があることがわかりました。

さらに、化石燃料由来の電力から水力発電の電力に転換することにより、二酸化炭素排出量が削減されます。

現在の進捗については、寒川地区水力発電所として、運転が開始されております。

なお、今後も水車の調整を続け、出力アップを図っているところであり、落ち葉対策などを住民と施工業者等と連携しながら、効率のよい発電技術を研究し、その向上に努めているところでございます。

以上です。

○議長（福田 斉君） 谷口眞次議員。

○谷口眞次君 答弁いただきましたので、2回目の質問をしたいと思います。

今、バイオマス発電について、これまでもいろいろと議論がなされてきました。非常に厳しい状況ではないかなというふうに感じております。

また、一方の寒川小水力の発電については、3.2キロワットで発電をして、寒川水源亭の施設の電源等に使っているということで、東京大学とセットになって、一定の効果を生む可能性が出てきたという、大変CO₂削減にもすばらしい水力発電じゃないかなというふうに感じております。

木質バイオマスの発電所の設立を目指して、事業主体となる企業を誘致するために立地サポートや地元との調整を、これまでやってこられたということですが、その支援として市の予算はやっぱり使っているんですね。調査や分析をやっていますけれども、その後、最初の発電事業計画が困難になって、計画見直しを検討しているが、この平成27年9月議会に事業化が進展していないという答弁がなされております。

そこで、3点ほど質問をしたいんですが、まず1つ目は、木質バイオマス発電の出力規模がどのように変更されて、その事業計画が変更された理由はなぜか、これがまず1点。

それと2つ目が、この計画が立ち上がって、市が行った調査について、その内容とかあるいは事業費、補助金の負担率とその効果については検証がなされたのか。

それと3つ目が、この木質バイオマス発電が進展していないにもかかわらず、まだこの計画がなくなっていないのはなぜか。そして、市として今後はどうする考えか、それを3点、2回目の質問にいたします。

○議長（福田 斉君） 関産業建設部長。

○産業建設部長（関 洋一君） 谷口議員の2回目の質問に順次お答えします。

まず1点目の木質バイオマス発電計画の出力規模や事業計画が変更となった理由についてお答えします。

当初、6.5メガワットの出力規模で計画をしておりましたが、平成24年度から固定価格買い取り制度が開始され、九州各地で大型の木質バイオマス事業の計画が進められるようになりました。その結果、燃料調達が競合するようになっております。

さらに、電力系統への接続が難しくなり、採算性の確保が困難な状況になりました。その後、2メガワット未満の木質バイオマス発電の買い取り価格が40円に引き下げられたことから、収益性を考え、出力規模を下げる方向で事業計画が変更されております。

次に、2点目の水俣市が行った調査等についてお答えします。

平成24年度は、発電所の概念設計、燃料破碎施設の設計及び燃料収集システムの検討等を約1,900万円で行いました。また、水俣市においても、関係者とともに協議や全国の先進事例の視察研修を行い、事務経費として、約100万円を支出しております。

平成25年度は、バイオマス発電所の設立調査及び準備を支援するため、約2,400万円を木材の乾燥に必要な期間の推定や、樹種別の発熱量データなどを整理をいたしました。あわせて収益性の分析や、市民参加型の事業計画について、調査をいたしました。また、発電規模別の比較や、燃料調達計画の策定等の調査を約1,350万円で行いました。

なお、調査等は環境省8割、熊本県1割の補助率により御支援をいただきながら、水俣市としても1割を負担して実施をいたしております。

これらの調査結果の検証については、出力規模を変更する際の検討材料として活用したほか、水俣地域の間伐材等の活用が促進されるようになりました。

次に、3点目の木質バイオマス発電計画がなくなっていない理由と、今後どうするのかという御質問にお答えします。

これまで民間事業者側で事業化の検討を進めてまいりましたが、現行の計画を想定すれば、系統接続にかかる課題や、燃料調達等を取り巻く環境が大変厳しいことから、市としては、企業誘致として進めることは、非常に困難であると認識をしております。

以上でございます。

○議長（福田 斉君） 谷口眞次議員。

○谷口眞次君 採算性の面が大きなあれかなというふうに思いますけど、燃料と、それから買い取り価格も下がってきたということで、これはどうしても避けて通れない状況の変化だったのかなというふうに思っております。

しかしながら1割を負担して、調査をしているわけですから、何らかのやはり成果というものがないではならなかったんじゃないかなというふうに考えております。

これまでやってみて、企業誘致というのは、困難であるというふうに認識しているということですが、そこで3回目の質問になります。当時の環境大臣も東京2020オリンピックに、

この水俣の電気を使って送電しますよというふうなことで、大変話題になったわけですが、木質バイオマス発電に関する調査結果は、水俣の山が動くきっかけとなったということでは評価しますが、木質バイオマス発電を取り巻く環境を考えますと、企業誘致というのは非常に困難ではないかなと思っておるところでございます。

そこで、寒川小水力発電の取り組みの答弁がございましたけれども、今後はやはり木質バイオマス発電に限らず、いろいろな形で門戸を広げて、今後は小水力発電などの別の再生可能エネルギーについても、推進していくべきだろうというふうに思います。

そこで特に、小水力発電は、全国的に今普及をいたしておまして、寒川小水力発電の今進捗状況等を聞きましたけれども、CO₂削減においても1キロワットアワー当たり、CO₂の削減排出量は250から300グラムということで、石炭の火力発電の1キロワットアワーに比べると、これは800グラムほどありますので、CO₂削減にも大きく寄与しているということでございます。

また、利用価値としては、全国的に今、鳥獣被害が多くなっていて、電気柵の電源として利用されて、非常に効果を上げているということがよく取り上げられております。

山口県の周南市では、市民のアジサイ園の中にイノシシが来るから、それを電気柵で囲んでやっているとか、それから、長野県の須坂市、私ども視察に行きましたけれども、1つの小さな発電機で150ワットぐらいの水力発電機ですが、それが1.2キロメートルにわたって、イノシシとか猿の電気柵の電源に取って、使っているというところもあります。

山梨県の都留市、市役所前の家中川という川があるんですけども、以前も水俣市でそこで実験をしましたが、ああいった形で市役所前を流れる川を活用して、小水力発電がシンボルとなって、小水力発電のまちとして知名度も定着していると。これには、国内からの視察者に加えて、最近では海外からも行政視察、民間事業者、大使館、金融機関などが訪れて、毎年2,300人ぐらいの視察の人が来ると。近隣の地域とタイアップをして、1日の視察コースをつくるとか、必然的に宿泊がふえるような、そういった地域経済に貢献できるような取り組みも、開始しているという事例もありますので、ぜひ今後、市としても、再生可能エネルギーの将来のビジョンを、しっかり持って進めていただきたいなということで、これは要望にして終わりたいと思います。

○議長（福田 斉君） 次に、花のまちづくりについて答弁を求めます。

関産業建設部長。

（産業建設部長 関 洋一君登壇）

○産業建設部長（関 洋一君） 次に、花のまちづくりについて、順次お答えします。

まず、市は、これまで花のまちづくりをどのように取り組み、どう総括しているのかとの御質問にお答えします。

本市では、第5次水俣市総合計画におきまして、花と緑のまちづくりを重点事業に位置づけ、

毎年、市民団体や住民の方々を対象に花の苗を配布する花いっぱい運動や、湯の児海岸線等の桜並木再生事業などを実施し、良好な景観づくりに努めてまいりました。

また、平成23年度から27年度までは県の補助金を活用し、新水俣駅前広場や、エコパーク水俣入り口、百間ロータリーなど、市内6カ所の緑地、約1,000平方メートルに花を植栽するなど、花のまちづくりを進めてきたところです。

四季折々の花が咲く光景は、環境首都として魅力ある空間を創出し、市民や水俣を訪れる方々にいやしや安らぎを感じさせることができ、また、観光振興や市のイメージアップにも寄与できるものと認識しております。

次に、アドプト団体についてどのように把握しているか。また、それらの団体はどのような活動をしているのかとの御質問にお答えします。

行政と住民の契約に基づき、公共施設の清掃や美化作業に取り組むアドプト制度につきましては、平成16年度から導入しており、現在、11の団体と委託契約を結び、公園や緑地の管理を行っていただいております。

活動の内容としましては、除草作業が中心となっておりますが、新水俣駅前の一部花壇の管理や中尾山コスモス園の管理、湯の児海岸線や水俣川沿い、中尾山の桜の管理作業の一部などを担っていただいている団体もあり、美化意識や公園緑地等への愛着心の向上、地域コミュニティの形成などにもつながっていると考えております。

○議長（福田 斉君） 谷口眞次議員。

○谷口眞次君 答弁をいただきましたので、2回目の質問に入りたいと思います。

これまで第5次総合計画のもとで花いっぱい運動とか、桜並木再生事業ほか、また平成23年度から平成27年度まで県の補助金を活用しながら、新水俣駅やエコパーク水俣周辺6カ所に花の植栽をして、花づくりを進めてきたということで、市のイメージアップには、かなり貢献しているんじゃないかなというふうに思っております。

また、アドプト団体につきましては、平成16年度から始められて、現在11団体が加入をしているという答弁だったかと思えます。

2回目の質問は、答弁にもありましたように、具体的には、桜守会とか、中尾山コスモス会とか、あるいは水東きれい会などのアドプト団体の活動や花の苗配り、それから花のまちづくりの実証実験などに取り組んでこられたのではないかなというふうに思っています。

花があふれ、潤いのある景観づくりをこれまで本当につくってこられたのかなというふうに思っておりますが、しかし近年では、予算の話もありましたけれども、まちじゅうの花壇が、防草シートで草が生えないようにしているような光景を、よく見かけます。そのような光景は、やはり町なかの潤いまで、何か消してしまうような感じがしてならないのです。

経費削減ということで、防草シートをされているのかなと思いますけれども、台風などで飛ばされますと、結局また、それに金がかかってしまうというような結果になるのではないかなというふうに思います。

そういった一方では、家庭の庭先とか、あるいは店舗の敷地には、きれいな花が咲き誇っている光景も見られますし、店舗や金融機関などでは、朝のボランティア活動として、通りの清掃等をされており、市民には、きれいなまちづくりの芽が、まだまだ残っているんじゃないかなというふうに感じています。

経費削減とはいえ、防草シートを張ってしまっただけでは、このような人たちの活動の芽まで摘んでしまうんじゃないかなというふうに、大変懸念をしているところでございますけれども、決して100%市が行うのではなくて、まさに官民協働で、きれいなまちづくりを推進できないものだろうかと考えております。

そこで、2点質問をします。

近年、市内緑地には防草シートが張られて、花のまちづくりの縮小が見られます。商店街や国道3号線の通りを、花で飾るなどの取り組みが必要だと、かなり有効だというふうに思います。

交流人口の拡大やバラ園、あるいはコスモス園との相乗効果や機運醸成のために、市民の方々と協働して、花と緑のまちづくりを推進していく必要があるというふうに思うんですが、このことについてどう思われるか。例えば、市民や商店街、事業所などに幅広く御協力いただきながら、公共スペースに花を植える場合に、花の苗を配布をするなどの支援というものが考えられないか、これがまず1点です。

それから、公園や緑地の管理については、現在ボランティアで除草をされている方もいらっしゃいます。こういった有志の方々に、アドプト等に参加していただきながら、高齢化している既存のアドプト団体の体制強化や管理範囲の拡大を図るとともに、現状の課題とか、提案を把握するためにも、このアドプト団体の相互の意見交換会の場を設けるなどして、行政として息の長い支援をすることが必要と思います。これは、シルバー人材関係との兼ね合いがありますけれども、それと調整しながら、ぜひそういったことも、また進めていくべきではないかなと思いますが、この2点について答弁を求めます。

○議長（福田 斉君） 関産業建設部長。

○産業建設部長（関 洋一君） ありがとうございます。

谷口眞次議員の2回目の質問にお答えします。

市としましても、住民の皆様が無理の生じない範囲で、公園や緑地の管理に御参加いただくことは、息の長い花と緑のまちづくりにつながるかと考えております。

それで、市内事業所への花の苗配付につきましては、さきにお答えしましたとおり、毎年花いっ

ばい運動の中で、自治会等を対象に配付をしているところがございます。今後は、事業所に限らず、公共スペースに花の苗を植えてもらえる団体を対象に配付をするなど、花緑のまちづくりの推進に努めてまいりたいと考えております。

また、2番目のアドプト団体についてでございますけど、これも活動開始以来、10年が経過をいたしております。多くの会員の方の高齢化が進む中で、平成27年度には活動を取りやめられた団体もございます。

市としましては、そういった御高齢の方が、無理をしないような程度で活動していくことを前提に考えておまして、今後もその姿勢は変わっておりませんが、その既存団体の体制強化というのは必要だと考えております。また、新規団体の参入、新たな団体の参入も必要であると考えております。アドプト活動に参加の意思がある方や、団体がいらっしゃれば、市としましても既存団体とのあっせんとか、あるいは新規団体の立ち上げなどにも、積極的に支援をさせていただきたいと考えております。

また、御提案がございました既存団体相互の意見交換につきましても、課題等を、行政を交えて共有できるような体制を整えるとともに、どのようにしたら多くの方にかかわってもらい、長く活動を続けてもらえるのか。そして、市としましても、どのような支援ができるのか、模索してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（福田 斉君） 谷口眞次議員。

○谷口眞次君 3回目の質問になりますけれども、花の苗の配布についても、前向きな答弁をいただきました。

それとアドプト団体との意見交換とか体制強化、あるいは既存団体のあっせんや新規の立ち上げということで、ぜひ進めていただきたいなというふうに思います。

私も、桜守会の一員で、去年は台風の被害を受けまして、それでもやはり立派な花を咲かせてくれましたけれども、ソメイヨシノあたりの寿命というのは、60年から70年というふうに聞いております。今後の桜の話を会長とするんですけれども、例えば、水俣は袋から初野、中尾山、あるいは湯の児というふうに桜並木があります。それを今後、将来的にはどうするのかということ、よく話をするんですけれども、やはりそれぞれ開花時期の違う桜がありますよね。それを五、六種類ずっと水俣に植えたら、本当に1カ月以上、1本の木は1週間程度ですけれども、1カ月、2カ月水俣に来れば桜が見られるぞというような、そういった将来の構想を持って進めていくべきじゃないかなというふうに思います。

ことは特に雨不足ということもありまして、中尾山のコスモスとか、あるいは水俣川のつつじ、ここら辺も非常に枯れかけているんじゃないかなというふうに、私も心配をしております。

また今後開発とか整備が必要な恋路島とか、あるいは旧水天荘跡地、ここら辺をそういったアドプト団体と市の担当課と話をする中で、やはりもうどうしたらいいんだろうかということで、みんなで話し合えば、いろんなアイデアが出てきて、じゃ私が桜の木を手入れしましょう。そして、コスモスを下に植えて、私たちが花を咲かせてということで、いろんなアイデアが浮かんで、すてきな公園づくりができるんじゃないかなというふうなことも考えられますので、これまで各団体と担当課の意思の疎通は良好だというふうに思います。さらに意思の疎通と担当課の意気込みが、やはり各団体の元気とやる気につながってくるということは、もう確実にございますので、ぜひきれいな環境首都水俣づくり、花が咲き誇る、防草シートで隠すんじゃなくて、花を見る観光モデル都市を目指して、今後ビジョンを持って進めていただきたいというふうに思います。

最後に中尾山コスモス会の一員で頑張られた市長に、現状のこの花のまちづくりはどうお考えか。それと、新年度予算に向けて、一言見解をお願いします。

○議長（福田 斉君） 西田市長。

○市長（西田弘志君） 花のまちづくりというのは、非常に大事だというふうには認識しております。

今までやってきたところで予算がどんどん切れて、今言われるように、前に花があったところがシートをかぶって、国道3号線を見ても多くなってきております。

基本的には、いろんなところで花が見られるようなまちにしたいというのは、自分もそう思ったと思います。春は桜、市内一円どこでもあります。水俣川沿いのツツジ、初夏になりますとバラ園はずっと1カ月ぐらい咲きますし、秋になるとコスモスも非常にきれいになります。水俣がやっぱり押し出していく、非常に重要な課題だと思っております。

環境首都というふうな名前がついておるわけですけど、それでよそから来られたときに、どこが環境首都か、きれいにするだけが環境首都だとは思いませんけど、やっぱり来られた方が、きれいなまちだなというふうに思っていたくことは、非常に重要だと思っております。

よそのまちに私もいろいろなところに行きますけど、ごみは水俣はそう落ちてないほうだとは思っているんですけど、私、朝ずっと歩いてくるときに、たばこの吸い殻を拾いますけど、必ず落ちています。これは、毎日通るけど、やっぱりポイ捨てはありますね。土日の後、月曜日来ると、やっぱり多いですね。そういった市民の意識が、少しずつ水俣をきれいにしようということから始まって、じゃ花を家の前にちょっとやろう、商店街の方たちでも店の前にやろうとか、そういった広がりをもっと発信して、水俣全体に広げていければというふうに思っております。

○議長（福田 斉君） 次に、水俣川河口臨海部振興構想事業について答弁を求めます。

本山副市長。

(副市長 本山祐二君登壇)

○副市長(本山祐二君) 次に、水俣川河口臨海部振興構想事業について、順次お答えいたします。

まず、当初の内容や構想など変更なく進められているのか、その進捗状況はどうかとの御質問にお答えいたします。

今回の水俣川河口臨海部振興構想は、丸島漁港を中心とした水産業の振興と、産業団地周辺の産業振興及び地域経済の活性化を図るとともに、水俣川河口臨海道路の整備を行い、アクセス性の向上を図ろうとするもので、当初の構想から変更はございませんが、工事の内容につきまして、当初は現行の水俣川河口臨海道路を改修・整備する計画でありましたが、国から南九州西回り自動車道の建設残土の受け入れについて、相談を受けたことから、この建設残土を活用し、新たな土地を造成することができれば、本市におけるさらなる産業等の振興と、老朽化した護岸の補強対策を兼ね備えることができると考え、新たな土地を造成する計画に内容を変更いたしました。

なお、進捗状況につきましては、今年度、地質調査及び測量設計を行うとともに、今年度から来年度にかけて、埋め立てに伴う環境影響調査を行う予定といたしております。

次に、ヒアリングでの意見やワークショップのメンバーと協議された内容はどのようなものか、との御質問にお答えいたします。

本構想を策定するに当たり、平成26年度に水俣市漁業協同組合の組合長を初め、組合員の方々と3回にわたりワークショップを行いました。

その中で、水俣の漁業や丸島漁港の現状や課題を整理し、振興策について意見交換を行いました。また、同じく平成26年度に、産業団地及び産業の振興に関して、エコタウン企業8社にヒアリングを行うとともに、産業団地に立地する企業との意見交換会を実施いたしました。

その中で、産業団地の現状について整理し、今後の産業団地の振興について意見を伺ったところでございます。

次に、多額な費用がかかるので、有利な補助事業を模索するとのことであったが、めどはついたのかとの御質問にお答えいたします。

今年度実施する環境影響調査業務、地質調査業務、測量設計業務に関しましては、国の環境首都水俣・芦北地域創造事業による補助を活用することができました。今後かかる事業費につきましては、まだ補助等は確保できてはおりませんが、引き続きより有利な補助等活用できるよう努めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長(福田 斉君) 谷口眞次議員。

○谷口眞次君 答弁をいただきました。

この事業については、私も平成26年12月議会で一般質問をさせていただいております。

当初の構想は、今言われたように、護岸の整備ということで、その工事は変わったけれども、構想については変化がないということでございます。

ワークショップ等もぜひ進めてくれということでお願いをした経緯がございます。水俣市漁業協同組合長とも3回ほど会合をされた。産業団地の企業エコタウン8社ともヒアリングを行ったということでございます。

今年度実施する調査、測量設計等は、国の環境省等の理解をいただきながら、環境首都水俣・芦北地域創造事業の補助金が活用できるというようなことだったと思います。高額な事業費が必要で、もちろん市の単独事業ではとても無理でありますし、今後ともさらなる有利な補助金獲得に、ぜひ努力をお願いしたいというふうに思います。

そこで質問なんですが、当初、海面埋め立てという話はなかったのですが、その経緯をもう一回お願いしたいと思います。

それと、環境首都水俣・芦北地域創造事業の補助率は幾らになるのか、それを2点目。

それと、護岸が老朽化している、危険であるということは、もう明らかでありまして、いつ起きかわからない布田川・日奈久断層帯の誘発地震に備えるべきじゃないかなど。早急な着工が必要であろうというふうに考えております。大きな地震でも崩壊しないような、最新の技術を駆使して、安心安全な工法が要求されるというふうに思いますが、現在想定される工法というのは、こういったものを想定されているのか。例えば、エコパーク水俣のああいった矢板を立ててする工事なのか、ほかにいろんな工法があると思いますが、今の現状はどうか。

今後、海面埋め立てによる海への影響ということも、大変気になるところでございますが、その調査を行う環境アセスメントの日程はどうなっているのか、お尋ねをいたします。

それから、総事業費というものはどのくらいと推定されるのか、以上5点、2回目の質問にいたします。

○議長（福田 斉君） 本山副市長。

○副市長（本山祐二君） それでは2回目の御質問にお答えいたします。

まず、埋め立てに至った経緯ということでございますけれども、先ほども御説明させていただきましたが、当初は護岸の改修等で予定しておりました。ただ、その場合、非常に工法的に難しい面もございました。そのときに、ちょうど国のほうから、廃土の利用はできないかという御相談がございましたので、そこに埋め立てして利用すれば、新たな土地も造成されます。そして、護岸がさらに強化されると、安全性が増すということもございますので、私どもとすれば、非常に埋め立て利用に使ったほうが有利じゃないかなということで、そのように計画いたしまして、国・県と協議を行い、その方向で現在進めさせていただいているところでございます。

2番目の補助率ということでよろしいでしょうか。

これは、先ほど申し上げましたような環境首都水俣・芦北地域創造事業でございますけれども、この補助率につきましては、国8割、県1割であり、市は1割の負担となっているところでございます。

それから、工法につきましてですけれども、これにつきましては、今年度、地質調査及び測量等の結果を踏まえて設計を行います。ですから、その中で現行の法令基準等に適合した、よりよい工法というのを採用することになろうかと思っておりますので、現時点でまだ、どのような工法ということでは確定はいたしておりません。

それと4番目、環境アセスメントの日程でございますけれども、これにつきましては、今年度は補助の確定等に伴いまして、8月から実施しているところでございますが、当該海域の潮流の向きと速さを調べる流況調査、底質や水質、底生生物やプランクトン、付着生物、海藻類調査や景観調査、潮流調査を行い、秋以降に藻場生物や魚介類の調査及び景観調査、潮流調査を今年度は予定しております。

引き続き予算を確保した上でになりますけれども、春にかけて藻場生物や魚介類の調査及び景観調査、潮流調査を行い、夏ごろをめどに、1年間にわたる環境アセスメントについての報告をまとめたいと、考えているところでございます。

それから、総事業費でございますけれども、ただいまお答えしましたように、まだ設計等ができておりません。今後、甲板の実設計を行う中で、設計や工法等が決定していくわけでございますけれども、そういうことで具体的な総事業費の見込みというのは、現時点では申し上げることはできませんが、当初見込んでおりますのは、約20億円程度の総事業費がかかるんじゃないかなというふうに、見込んでいるところでございます。

以上です。

○議長（福田 斉君） 谷口眞次議員。

○谷口眞次君 南九州西回り自動車道の残土を使うということで、たしか70メートルほど沖合に埋め立てるんじゃないかなというふうに聞いております。

非常に土地活用ができるし、より強固な補強につながるんじゃないかなということで、一石二鳥か三鳥ぐらいに、なるんじゃないかなというふうに考えておりますけれども、総事業費としては20億円程度を計画していると。それと、調査費用については、補助金で1割が市の負担ということだと思います。

事業費については、まだ今後さまざまな、有利な補助金を模索しているということだろうかというふうに思っております。

まだ、先ほど冒頭にも申し上げましたように、いまだこの地震が終息をしていませんし、政府の地震調査研究推進本部が調査した結果によりますと、布田川・日奈久断層帯は3つの区間に分

かれていて、同時にこれが連動して地震を起こすと、マグニチュード8.2ぐらいの地震が起きるといような、調査結果も出ているようでございます。まずは老朽化した部分を埋め立てて、強固な護岸整備を行って、安全の確保をすることが、肝要ではないかなというふうに思っております。

工事につきましては、最新の技術が必要ですし、地元業者も技術的には引けをとらないと思いますが、ここで地元業者での受注は可能なのか、まずこれを1点ですね。

それから、事業のスケジュール、着工及び完了の予定は、今どの程度というふうに想定をしているのか。

それと、もう1点ですね、私、平成26年の12月議会で八幡プールということで、非常に市民も心配をしていると、どうにかしてほしいところでありますけれども、さまざまな観点から、十分な調査と検討をしてほしいということを、これは市長のほうに提案をしたことがあります。

この事業で1つだけ気になるのが、やはり重なっているというか、隣接しているというか、八幡プールの残された問題があるんですね。調査・検討は、もちろん早急にすべきだというふうに思いますし、しかし、この2つの案件を一緒に解決しながら、ゴールまで持っていくというのは、非常にいろいろな兼ね合いから、相当な時間と経費を要するんじゃないかなというふうに思っておりますし、延期どころか最悪ストップということも、なきにしもあらずかなというふうに思います。

理想はもちろん、同時にいろんな問題を解決していくのが理想ではございますけれども、できることから解決して、課題は課題として今後、専門家や学者、市民の意見を聞きながら、じっくりと、やはり時間をかけて慎重に議論して、検証していくべきだというふうに思います。市に強くこのことをお願いしたいと思いますが、考え方はどうか、以上3点、お尋ねをします。

○議長（福田 斉君） 本山副市長。

○副市長（本山祐二君） それでは、3次質問の、3つの質問にお答えさせていただきたいと思っております。

まず、地元企業で受注可能かということでございます。先ほど説明しましたように、地質調査等の結果を踏まえてから、工法等は検討させていただきますので、まだどのような工法になるのか、そしてその工法が水俣市の企業でできるのかどうかというのは全然、今の段階で判断できませんので、今の段階ではちょっと言えませんけれども、できる限り地元の企業にかかわっていただきたいというふうには考えております。

それから、事業の着工及び完成予定はいつかということでございますけれども、埋め立てにつきましては今年度、環境影響調査等埋め立て設計に着手いたしましたので、その結果を受けて、水俣市漁業協同組合や関係機関と協議し、埋め立て免許の申請を行いたいと思っております。免

許の取得は平成30年度までを目指しており、工事に着手してから埋め立て完了までは、約5年の期間を予定しております。

水俣川沿いの護岸の補強は、平成29年度に実施設計を行い、平成30年度から2年、ないしは3年の工期で考えております。

なお、埋め立て完了後に、アクセス道路の整備に着手しなければなりませんけれども、それにつきましては、埋め立て後、おおむね10年の期間を要するんじゃないかなろうかと、ですから十数年、20年はいかないかもしれませんが、非常に長期間にわたる事業じゃないかなというふうに考えているところでございます。

それと、今回の事業は護岸整備という面があるけれども、背後地の問題というのがあるから、その辺は慎重に考えてくださいというような、要望じゃなかったのかなと思っておりますが、老朽化した護岸の安全性については、熊本地震により、さらに整備の必要性が高まったものと思っております。

市民の不安を取り除き、安心を確保するためにも、大変重要な事業であり、ぜひとも進めるべき事業ではないかというふうに考えております。しかしながら、今回の事業計画における背後地の問題に関して、さまざまな御意見があることは十分承知しておりますので、今後ともいろいろな方々の御意見も十分お聞きしながら、事業に当たらせていただければというふうに考えております。

以上です。

○議長（福田 斉君） 以上で谷口眞次議員の質問は終わりました。

この際、10分間休憩します。

午後 3 時19分 休憩

午後 3 時29分 開議

○議長（福田 斉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、高岡朱美議員に許します。

（高岡朱美君登壇）

○高岡朱美君 皆さん、こんにちは。

本日アンカーとなります。少々お疲れの様子もありますが、ぜひやる気のある答弁をよろしくお願いいたします。

暑さに関する記録が毎年更新をされています。そのもとで、いまだに東日本大震災、熊本地震、そして東北、北海道では台風10号で大きな被害を受けられ、多くの方が不自由な暮らしを強いられています。

先日、氷川町に木造の仮設住宅が完成したと聞き、見学をさせていただきました。外観も木造ならではの落ちつきがあります。中に入ると、新しい畳や木の香りが漂い、ほっといたします。仮設に入られるのは、家が半壊以上の方で、長く避難所生活をされてきた方々です。ここに落ちついたときの安堵感は、どれほどだろうと想像をめぐらせました。東日本大震災の教訓を生かして、内部には収納、風通しのよさ、バリアフリーなど、さまざまな工夫がしてあり、木造なので、住む人に合わせて、改造もしやすいと説明を受けました。この暖かい空間で休むことができれば、また元気も出てくるような気がいたしました。

私ごとですけれども、先月から介護職員の初任者の研修に挑戦をいたしております。介護者の心得は、何でもやってあげるのではなく、体が自由に動かなくなっても、残っている機能を最大限に引き出して、最後まで主体的に人生を送れるように、寄り添うのが仕事だと教えられました。一旦、半ば人生を諦めそうになった人を周りが暖かく包み、励ますことで、再び起き上がることができて、残りの人生が大きく変わっていくのだと気づかされました。パラリンピックで輝いている選手の姿が重なりました。このことは、身体不自由だけではなく、心の問題や経済的問題など、あらゆる場面で同じことが言えるのだらうと思います。

うまくいく人、いかない人、いろんな方がいらっしゃいますが、そのたびにいろいろな形で手を差し伸べ、また前に向かって進んでいける、そういう日本であってほしい、そのために私も頑張ると決意して、以下質問に入ります。

大項目1、戸建て住宅リフォーム助成制度の利用状況について。

①、昨年度に引き続き、ことしは500万円増額して戸建て住宅リフォーム助成事業が行われた。工事額及び経済効果はどれくらいあったか。

②、昨年9月の議会で、制度設計見直しの必要について言及があったと記憶している。今回改善された点は何か。また、今回利用した市民または施工業者からはどのような声を聞いているか。

大項目2、再生可能エネルギーの地産地消推進について。

①、水俣市は平成20年、環境モデル都市認定を受け、温室効果ガス削減目標を2005年を基準年として、2020年にはマイナス32%、2050年にはマイナス50%としている。現時点での到達状況はどのようになっているか。

②、環境モデル都市アクションプランによると、クリーンなエネルギーの使用に転換していくことで大幅な温室効果ガス削減を目指すとうたわれている。具体的に進めてきたこと、あるいは今後導入する計画はあるか。

大項目3、小中学校における暑さ対策について。

①、熊本県の最高気温は毎年更新し続けている。水俣市内の小中学校の普通教室にはエアコンが設置されていないが、ことし室内温度が最高でどれくらい上がったか把握しているか。

②、室内温度が30度を超える環境では、熱中症になる危険がかなり高いと考えられるが、現在までどのような対策がとられているか。

以上、本壇からの質問を終わります。

○議長（福田 斉君） 答弁を求めます。

西田市長。

（市長 西田弘志君登壇）

○市長（西田弘志君） 高岡朱美議員の御質問に順次お答えをいたします。

まず、戸建て住宅リフォーム助成制度の利用状況については産業建設部長から、再生可能エネルギーの地産地消推進については私から、小中学校における暑さ対策については教育長からそれぞれお答えをいたします。

○議長（福田 斉君） 戸建て住宅リフォーム助成制度の利用状況について答弁を求めます。

関産業建設部長。

（産業建設部長 関 洋一君登壇）

○産業建設部長（関 洋一君） 初めに戸建て住宅リフォーム助成制度の利用状況について、順次お答えします。

まず、昨年度に引き続き、ことしは500万円増額して戸建て住宅リフォーム助成事業が行われた。工事額及び経済効果はどれくらいあったかとの御質問にお答えします。

高岡朱美議員が言われたように、今年度は予算額を昨年度の1.5倍、1,500万円に増額し実施しております。7月1日から補助申請の受け付けを開始し、7月28日に申請額が予算額に達し、申請受け付けを終了したところでございます。補助対象となった工事費の総額は約1億300万円で、単純に補助金額の約7倍の経済効果がっております。

また、補助対象外の工事をあわせて行うケースもあり、それ以上の経済効果があったものと認識しております。

次に、昨年9月の議会で、制度設計見直しの必要について言及があったと記憶している。今回改善された点は何か。また、今回利用した市民または施工業者からはどのような声を聞いているかとの御質問にお答えします。

これは昨年9月議会の高岡朱美議員からの御質問で、施工主でなく事業者が申請し、事業者に対し補助金が支払われるという中で、同じ業者が複数の枠をとってしまったり、税金の申告が複雑になるというような不都合な部分もあったという内容であったかと思えます。御質問のように、補助金の申請者は事業者であります。どの事業者に工事を依頼するか選択・決定されるのは施工主のほうであり、また、複数の申請をされる事業者は、この補助金を活用して営業活動をされるなどの努力をされた結果でもあると思えます。

そのようなことから、今年度は、昨年度より事業者向け説明会を早く開催し、営業活動をされる期間を長くとれるように配慮したところであります。

また、税金の申告が複雑になるということでありましたが、申請者を施工主とした場合、工事箇所の写真の撮影、市税の滞納のない証明書など添付書類をそろえたり、申請書や完了報告書の作成・提出など、御高齢の施工主が多い本市の現状を考慮した場合、事業者が手続を行う方が、施工主にとって、より使いやすい制度となると考えたことから、現状のままいたしました。

また、今回利用した施工主からアンケートをとっているところであり、まだ工事の完了が全体の20%程度であります。その中の御意見としては、住宅設備を当初予定していたものからグレードアップすることができたといった声がありました。

また、事業者からも補助金があることで、当初予定していなかった箇所もあわせて工事されることもあり、売上増につながった。補助金制度を紹介し、予定外に工事費が安く済んで施工主から大変喜ばれたといった声を聞いております。

○議長（福田 斉君） 高岡朱美議員。

○高岡朱美君 2回目の質問をさせていただきます。

この事業が初めて実施をされた昨年度は、地域活性化のための国の交付金1,000万円を利用しての試みでした。このときは27社から60件の申請があつて、約6,000万円の工事が行われ、およそ6倍の経済効果があつたと答弁をされています。

今年度は市の単独で1,500万円の予算を組んでいただきました。まずこのことを評価したいと思います。

その上でなんですけれども、いま御答弁ありましたように今回も1億300万円の工事が発生をし、7倍の経済効果があつたということでした。7月1日の申請初日には長蛇の列ができ、28日には予算を使い切って終了し、助成を受けられなかった方もいると聞いております。

この制度は全国どこでも大変人気のある事業です。全国商工新聞の調査によりますと、住宅リフォーム助成制度を始めている自治体は年々ふえておりまして、昨年は全国で603自治体が実施しておりました。熊本県内では当市のほかに人吉市、天草市、菊池市、上天草市など19の自治体で実施されております。

予算規模はさまざまですけれども、以前にも紹介をいたしました天草市は、ことし3年目になりましたが、ことしも1億円の予算をつけております。毎年、市の独自財源です。4月に受け付けを開始してから、10月くらいに終了して、それでも問い合わせがある場合は補正をつけて、全ての人に対応するようにしているというふうにおっしゃっていました。この点については氷川町、人吉市でも同様のことを言われていました。いずれも1,000万円の規模なんです。締め切り後に申請があつた場合は、追加で補正予算をつけて、全ての人が工事を終えるようにしていますとの

ことでした。

まずはこのことについて単刀直入にお聞きいたします。水俣市にも現実に外れた人が出ております。補正予算を組むお気持ちはないでしょうか。

それから2点目です。

この制度は利用者の住環境を改善すると同時に、地元経済の活性化も狙っております。この点で言うと、天草市、人吉市のやり方に感心をしたんですけれども、制度を利用した人に対して商品券で還付を行っております。商品券が使える先は、登録した地元の飲食店・商店などですけれども、人吉市ではタクシーにも使えるとおっしゃっていました。

また商品券での還付について、利用者の反応はどうかを聞いたところ、最初は確かに現金じゃないんですかなど、問い合わせがあったそうですが、今は人吉市でも天草市でも全くないとのことでした。このやり方ですと、第一段階で建設業関係に仕事が生まれて、それが次の別の業界にも波及していくこととなります。これはやる価値があるのではないかと私は考えます。

前回から改善された点について、早く説明会を開いて、営業できる時間をふやしたということでした。そのほかにも、いろいろ検討していただいたということは理解をいたしました。これは1つの前進だというふうに思います。

もう一つ、私が今回聞いているのは、今回補助金がとれなかったときに、来年まで待ってもらえないかというより、半年後にまたあるからと言えば仕事がとりやすい。2回に分けて受け付けをしてもらえないかということを知っております。同じ予算を使うなら、より効果が大きく、より公平に仕事が回る、そのように改善されたほうがよいかと思います。

以上、2点について答弁をお願いいたします。

○議長（福田 斉君） 答弁を求めます。

関産業建設部長。

○産業建設部長（関 洋一君） 高岡朱美議員の2回目の御質問にお答えします。

まず1つ目が、単刀直入に補正予算を組んでいただきたいということだったんですけど、今年度、昨年度の1.5倍の予算を既に組んで、実施したところでありまして、経済効果につきましては、昨年度よりさらに増加し、この住宅リフォーム助成事業が持つ目標をある程度、今年度は達成しているのではないかと考えているところです。

また、この補助制度につきましては、施工主や事業者からの御意見もお聞きしながら、より効果のある制度となるように少々お時間をいただき、さらなるいいふうを検討を加えながら、やっていかなければいけないんじゃないかなと、このように考えておりまして、このようなことから、今年度で補正予算を組むことは難しいかなと考えております。

次に、2番目の質問としまして、天草市では住宅リフォームの助成金を商品券で交付をしてい

ると。市内にお金が回るいい仕組みだと思うが、水俣市でもやられたらどうですかという御質問かなと思いますけど、住宅リフォームの補助金分を商品券で交付するというアイデアは、市内にお金が循環しますので、いいアイデアだと思います。

しかしながら、過去に水俣市でも実施をしました、プレミアムつき商品券ですね、こちらと比較すると、金額も少額でありますけど、それと同じように商品券を発行しますと、かなりの印刷費、かなりの人件費とPR費など少額であっても、それなりの経費がかかってまいります。

また、現在の水俣の仕組みでは、補助金の交付を事業者に対して行っておりまして、直接の現金収入という性質から考えますと、現金でなければならないと思いますので、これも検討させていただいて、今のところは難しいかなと思っております。

それと、最後3番目が予算を上げて、募集を複数回に分けるなどしてはどうかということだったんですけど、募集期間を年度内で複数回に分けてという案では、今年度の募集開始前に、それも検討させていただいたところなんですけど、1回目の募集に漏れた案件が、必ずしも2回目の募集で交付決定されるかなど。そういったことは、確約が難しいんじゃないかなと思ひまして、また、2回目の申請募集開始、交付決定までの期間は着工ができないということになって、施工主さんにとっても不利益が生じるおそれがあるかなと思ひまして、検討したんですけど、昨年と同様の1回の募集としたところではあります。今後もこういった募集の仕方につきましては、よりよい方法があれば、変更してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（福田 斉君） 高岡朱美議員。

○高岡朱美君 補正予算はもう組まないというお答え、残念でしたけれども、これは多くの自治体の実績が示しておりますとおり、大変市民にも喜ばれる、アンケートでも大変施工主も施工業者も喜んでいるという声が上がっております。ぜひとも来年以降、継続をしていただくように要望させていただきたいと思ひます。

また、商品券での還元についてですけれども、例に出した人吉市は1,000万円の予算規模なんです。それでも実施をしている。1,500万円規模では余り効果がないというのが、本当に根拠があるのかなというふうにちょっと疑問に思っております。

買い物をする人は、もう商品券があるからといって、それだけしか買わないわけではなくて、行った先で何かしら、やっぱりついでに、いろいろ買い物をします。建設業のように6倍とか7倍の効果はないかもしれませんが、膨らむというふうに期待できます。商品券の発行経費も、毎年これを継続事業というふうに考えれば、コストも下がっていくんじゃないか。財源が水俣市独自の財源でありますから、やり方というのは自由にできるわけですね。

ですから、ぜひ他市町村の様子を聞きながら、制度を改善して、継続して実施していただきたい

いと、これは要望させていただきます。

○議長（福田 斉君） 次に、再生可能エネルギーの地産地消推進について答弁を求めます。

西田市長。

（市長 西田弘志君登壇）

○市長（西田弘志君） 次に、再生可能エネルギーの地産地消推進についての御質問に順次お答えいたします。

まず、温室効果ガス削減目標の現時点での到達状況はどのようになっているかとの御質問にお答えをいたします。

水俣市は、国の指定を受けた環境モデル都市として、毎年、国に対して、温室効果ガス排出量とそれを削減するための施策の進捗状況について報告を行っています。

現時点における最新のデータは、平成27年度に国へ報告したもので、排出量については平成25年度の実績、施策の進捗については平成26年度の実績になります。

その結果、排出量は12.9万トンで前年度と比べて4.6%、基準年度と比べて26.3%の削減となりました。

また、水俣市環境モデル都市行動計画、いわゆるアクションプランに掲げた施策の実施による温室効果ガス削減量は5,792.8トンとなりました。

これらの実績は、国の削減目標である2020年度に基準年度比3.8%減以上を既に上回っており、他自治体のモデルとなるという役割を果たしていると言えると思っております。

アクションプランに掲げていた施策もほぼ計画どおりに進捗しており、温室効果ガス排出量の削減は着実に進んでいます。

次に、クリーンなエネルギーの使用に転換していくことで大幅な温室効果ガス削減を目指すとして具体的に進めてきたこと、あるいは今後導入する計画はあるかとの御質問にお答えをいたします。

まず、公共施設への再生可能エネルギーの導入としては、市庁舎、もやい館、医療センター、第一水源地、恵愛園、水俣エコハウス、小中学校校舎、水俣病資料館、公民館へ太陽光発電設備を設置し、平成27年度末までの実績で導入件数19件、容量514.8キロワットとなっております。

また、今年度4月から寒川地区において地元の団体により設置された約3キロワットの小水力発電が稼働を開始しております。

さらに、一般家庭への普及啓発として太陽光発電システム及び太陽熱利用システムの設置に係る費用の一部を補助しており、平成27年度末までの実績として、太陽光発電システム設置補助件数415件、太陽熱利用システム設置補助件数220件となっております。

今後も、アクションプランに掲げた目標を達成できるよう継続して事業を推進しつつ、国の補

助制度を活用する等しながら、温室効果ガスの削減に取り組んでまいります。

○議長（福田 斉君） 高岡朱美議員。

○高岡朱美君 2回目の質問をさせていただきます。

議員になって初めて、環境レポート2014年版を拝読させていただきました。ちょっと手元に持って来なかったんですけど、水色の手づくりのような冊子です。2001年から毎年作成されているとのことで、このようにきちんと自己評価を継続している。このことによって水俣市の環境のまちづくりは前進してきたのだと感銘を受けたところです。水俣市の第2次環境基本計画の内容は、6分野84項目にわたっておりますが、評価ではおおむね計画どおりに達成をされていて、本当にすごいことだというふうに思いました。

もう一つ、第2次水俣市環境基本計画とは別に、水俣市は、環境モデル都市アクションプランを策定しております。これは、環境モデル都市認定の条件になった環境省との約束です。2020年までに温室効果ガスを2005年を基準として32.6%削減、2050年までに50%削減するという高い目標です。御答弁では、現時点で2005年比で26.3%の削減ができた。国の目標である2020年に2005年比マイナス3.8%を既に上回っているとのことでした。確かに国の目標は大きく上回っております。

先ほどから申し上げておりますとおり、水俣市の環境への取り組みは継続性があって、成果も出しています。ほかの自治体のモデルと言っていいと思います。ただ、少し水を差すようなんですが、比較された国の目標そのものが、実は国際的に見れば非常に低い目標だということを指摘させていただきたいと思います。

地球温暖化が政治レベルで問題になったのは、1990年ごろです。多くの国は、この年を基準にして削減目標を考えています。世界が初めて、本気で温室効果ガスの削減に取り組み始めたのは京都議定書の締結からです。このときには、日本も1990年を基準として、6%の削減をするという約束をしております。ところが、その後国内で地球温暖化対策推進法が制定され、さまざまな計画が立てられたにもかかわらず、リーマンショック、福島第一原子力発電所事故、2度の政権交代を経験する中で方針が揺れ動きました。

そして、結果的には現政権が民主党政権時代に掲げた、2020年までに1990年を基準として25%削減するという高い目標を撤回をして、先ほど国の目標と言われた、2005年比で3.8%削減するという低い目標にすげかえました。この2005年比3.8%削減というのは、1990年時の排出量を減らすどころか、ふやす結果の数値です。これに対して、日本は国連の交渉の場で名指しで批判をされております。

そして、昨年パリで行われましたCOP21、ここでは、これまでにない大変画期的な国際合意が生まれました。先進国も発展途上国も、全ての国がそれぞれ目標を掲げて、21世紀後半には温

室効果ガスの排出を実質ゼロにするという目標を掲げました。そのために欧州連合は、2030年までに1990年比でマイナス40%、アメリカも2025年までにマイナス26~28%と高い目標を掲げています。これに対して日本はというと、2030年までに2013年比でマイナス26%というふうに出しました。これは1990年比に換算するとマイナス18%です。当然ですけれども、国連からは低い評価を受けております。

それにしても、21世紀後半に温室効果ガスの排出をゼロにするというのは、とても大変なことです。しかし、たとえこの目標を達成したとしても、今世紀末に世界の気温は平均2度上がることは避けられないと予測をされています。また、もし何も対策しなかった場合は、4度上がるそうです。この130年間の地球の温度上昇は0.85度でした。それでも、これだけの異常気象が起きています。4度上昇したらどんなことになるのか、温暖化の最も権威ある国際機関であるIPCCや環境省の予測では、熱中症、伝染病による死者の急増、多発する自然災害、生態系の変化、穀物生産の減少、生活圏を求めて紛争が起こるなど、ぞっとする未来が描かれています。

次の世代が生活できる地球を残すには、何が何でも、最悪平均2度の上昇レベルに抑える必要があります、その前提条件が今世紀末までにCO₂の排出をゼロにするということなんです。こういう世界的流れがあって、恐らく今後、温室効果ガスの排出規制は、どんどん厳しくなっていくと予想されます。

最近、国は水素エネルギーを利用したFCV車や、エネファームという家庭用燃料電池を、補助金や規制緩和などによって、急速に普及をさせ始めています。水素エネルギーは、水素が空気中の酸素と結合するときに出す、電気と熱を利用するシステムで、これまでのエネルギーのように、燃焼させてタービンを回すものではないので、CO₂を排出せず、熱効率が各段によいのが特徴です。また、水素自体が化石燃料と違って、どこにでもある枯渇しない物質です。このことが、地域経済を活性化させる大きな可能性を秘めています。

先ほどの谷口眞次議員の紹介でもありましたけれども、山口県周南市ですが、地元の化学メーカーが工場の副産物として、大量に発生させている水素を、まちの地域振興に使っています。製鉄所でも大量の水素が出ます。新日鉄住金がある北海道室蘭市や北九州市では、水素タウン構想の実証実験が行われました。また、福岡市の下水処理施設では、処理過程で出る汚泥に含まれる、大量のメタンガスから水素を取り出して、併設の水素ステーションでFCV車に燃料供給するという実験もしています。

ただこういう方法は、水素を取り出す過程でCO₂が出ます。また、安全に水素を貯蔵する、大変大がかりな施設が必要で、お金がかかります。一方で、水素は実はほかにも、さまざまな方法でつくることができます。私も技術的なことは詳しくはわかりませんが、太陽光に含まれる光触媒で水を電気分解して、水素を取り出し、家庭用の燃料電池に供給できる技術も、2030

年ごろには普及し始めると言われています。

それから、私が今とても注目している技術があります。バイオエタノールを電気に変える技術です。

ことし6月に、日産自動車が、バイオエタノールで走る新しい燃料電池自動車の製品化を発表いたしました。これまでのバイオ燃料は、ガソリンと同じで、燃焼させてモーターを動かすものでしたが、バイオエタノールを注入して水素を取り出し、電気を発生させる仕組みです。日産自動車の発表では、走行距離はガソリン車並みで、発進、加速、静粛性などは、電気自動車の持ち味が生かせる。さらに、水素燃料電池などの場合に必要となる白金など、高価な触媒を使用しないために、比較的低価格に抑えられると言っています。バイオエタノールで走る車は、北南米やアジアでは、原料が安価で豊富に手に入るため、実用化されており、日産自動車は、まずはこうしたインフラが整っているところで、供給を始めるとしています。

ところでバイオエタノールというのは、サトウキビやトウモロコシからつくられるため、食糧問題を誘発する懸念がありました。今、それを避ける画期的な技術が生まれています。原料は、炭素を含むものなら何でもよく、地域から出る廃棄物であります雑草とか生ごみ、家畜のふん、下水処理場の汚泥なども、エタノールに変えることができるようになってきています。

これを開発した岐阜県の企業は、先ほど紹介をしました日産自動車のシステム開発より早く、できたエタノールを家庭用の燃料電池と組み合わせて、電気供給する実証実験を行っています。この電気供給の仕組みのメリットは、天候に左右されないこと、CO₂削減効果が大きいこと、燃料が容易に保管、運搬できること、これまで廃棄物処理にかかっていた費用を削減できるなどいろいろあり、当市のようなバイオ資源が豊富な地方都市には、非常に注目できる技術だと思っております。

実は、昨年長野市が、資源ごみとして回収をしていた枝葉を、バイオエタノール化をする事業をこの会社に委託して行っています。電話で問い合わせたところ、まだ経済性をはかる数値などは出ていないということでしたけれども、枝葉1トンから80リットルのバイオエタノールができることが確認できており、年間にすると500キロリットルのバイオエタノールの生産が見込めるとのことです。

水俣市は、アクションプランの中で新エネルギーの活用をうたっており、これまで415件の家庭に太陽光発電システムが普及したというのは、とても先進的な取り組みです。これからますます活用しなければならないと思います。また、先ほど谷口眞次議員が質問されました寒川の豊富な湧き水を使った小水力、これもお手本になるものだと思います。これに加えて、この新たな可能性が広がってきた、バイオエタノールを活用したエネルギー生産にも、力を入れる価値があると私は思っております。

そこでお尋ねいたしますけれども、当市は平成21年に、竹やかんきつ類を利用した、バイオエタノール燃料の生産を目指していたと思います。この進捗状況はどのようになっているのでしょうか。

また、資源ごみとして回収をしている廃食油の利用方法はどのようになっているのでしょうか。

以上、2点です。

○議長（福田 斉君） 西田市長。

○市長（西田弘志君） 今、バイオエタノールのお話を聞かせていただき、2点質問がございました。

竹を活用したバイオエタノール、たしか私も聞いたことがございます。当時、水俣市が主体となって、平成22年度に、環境省の地球温暖化対策技術開発事業委託業務申請をしたということでございます。

結果として、委託費が6割削減をされまして、市が不足額を負担することが困難となったと。そして事業実施を、そのときに断念をしたというふうに聞いております。

その後、民間の事業者が同委託事業に再申請をし、平成22年から平成24年まで事業を実施されております。委託事業によって、竹からバイオエタノールの生産は、技術的に可能であることがわかったというふうに聞いております。その後は、事業者等において、事業化に向けて検討をされておりますが、現在の状況については把握をしておりません。

そして、資源ごみとして回収している廃食油、利用はどのようになっているかということでございますけれども、この回収した廃食油は本市のごみ分類では、食用油としておりますが、こちらについては使用済みのものと、そうでないものの2種類分けて収集をしております。収集したものに付きましては、市内業者に売却をしております。そして、使用済みのものは、燃料としてBDF化し、未使用のものは液体せっけんとして、再利用しているわけでございます。そして、BDFについては、環境クリーンセンター内のフォークリフト等に、燃料として使用をしているということでございます。

○議長（福田 斉君） 高岡朱美議員。

○高岡朱美君 竹を利用したバイオエタノールは、事業化について検討中ということでした。

当時の計画段階では、生産したバイオエタノールを公用車などに使用するというふうな計画だったみたいですけど、そのとき3%しかガソリンにまぜてはいけないというような規制があって、非常に事業化には高いハードルがありました。用途が限られていたということは、大きな要因かなというふうには想像しています。

一方で、市が回収した廃食油は、既に回収ルートがあったということも大きいと思いますけども、フォークリフトなどに今利用されているということで、これは本当に水俣らしい事業で、継

続していただきたいなというふうに思います。

今後、地球温暖化の問題は、これまで以上にシビアに取り組まなくてはならなくなります。エネルギーを自由に生産・販売できる、そういう仕組みができて、多様なエネルギー生産技術や調達方法も生まれています。環境について、常に一步先を行っている水俣です。今後、どのようなエネルギーを選択して、未来のために貢献していけるのか、本気で取り組んでほしいなというふうに思います。一番近い将来で言いますと、新しくなる庁舎、ここが使うエネルギーを何から得るのか。これは、今から考えておく必要があるというふうに思います。

そのためには、6月の一般質問で藤本壽子議員も言われていたんですけども、まずは将来のエネルギーのあり方について考える専門のチーム、それを庁内につくっていただいて、直ちに研修、視察、惜しみなく行かせていただきたいなというふうに思っております。この点について最後、市長の見解をお聞かせいただきたいと思います。

○議長（福田 斉君） 西田市長。

○市長（西田弘志君） 将来のエネルギーについての考え方ということでありまして、庁舎を建てるときに、どういったものを利用するかということだというふうに思います。

先ほど御紹介いただきましたIPCCの第5次評価報告書では、20世紀半ば以降に観測されました温暖化の主な要因は、人間の活動であった可能性が極めて高いとされているわけでございます。また、気温上昇などの気候変動の影響は、すぐに温室効果ガスの排出が停止したとしても、現在までに排出された二酸化炭素によって、何世紀にもわたって持続するわけでございます。今後、避けられない地球温暖化にうまく適応しつつ、市民一人一人の温室効果ガス排出量の削減を進めることが重要であるというふうに考えております。また、新庁舎の再生可能エネルギーの導入や省エネ対策等の専門的な議論も含めて、今後検討をしてみたいというふうに思います。

それと、先ほどのバイオエタノールの件でございますけど、検討しているというふうに認識されたみたいですが、うちのほうでこのバイオエタノールは、もう事業としては断念をしております。検討はしていないということでございます。

いろいろ庁舎等についても再生可能エネルギー、地下水を使ったらどうかとか、クリーンなエネルギーなのか、いろんなことも情報として入っておりますので、今後検討はしていきたいというふうに思っております。

○議長（福田 斉君） 次に、小・中学校における暑さ対策について答弁を求めます。

吉本教育長。

（教育長 吉本哲裕君登壇）

○教育長（吉本哲裕君） 次に、小・中学校における暑さ対策について、順次お答えします。

まず、熊本県の最高気温は毎年更新し続けている。水俣市内の小・中学校の普通教室にはエア

コンが設置されていないが、ことし室内温度が最高でどれくらいあったか把握しているかとの御質問にお答えします。

水俣市の各学校において、毎日決められた時間に、同じ場所で室内温度の測定を行っております。本年度の水俣市の気温は昨年、一昨年より高くなっておりませんが、学校内の7月の温度は全校平均で約28度となっており、30度を超す室温を測定した学校が7校あり、最高で33度となった学校もありました。

湯出小学校、葛渡小学校、久木野小学校、緑東中学校の山間部の学校では平均約27.4度であり、水俣第一小学校、水俣第二小学校、水東小学校、袋小学校、水俣第一中学校、水俣第二中学校、袋中学校の山間部以外の学校では平均約28.3度となっており、各学校の測定した部屋の日当たりや風通しなど条件が異なり、単純に比較はできないものの、山間部以外の学校の方が平均気温が高くなっております。

次に、室内温度が30度を超える環境では、熱中症になる危険がかなり高いと考えられるが、現在までどのような対策がとられているかとの御質問についてお答えします。

現在では風通しをよくするために窓をあけることや、扇風機がある学校ではそれらを使用することで、空気の循環を行い、体感温度を下げるようにしているところです。また、学校によっては、各家庭から水筒を持参させ、小まめな水分補給を指導することで、熱中症対策を行っております。

○議長（福田 斉君） 高岡朱美議員。

○高岡朱美君 前回のテーマにも関連してくるんですけども、温暖化の影響をもろに受けて、今、小・中学校の教室が大変な暑さになっています。今の御答弁では、山の学校とまちの学校と比較をされたんですけども、大体全部で28度ぐらいだったということですね。これは恐らく、朝の8時半から10時ぐらいの時間帯ではないかというふうに思います。

私も5校ほど訪問させてもらって、温度チェックをどうされているのか尋ねてきました。どの学校でも、朝8時半から10時の間に、日直の児童が教室の温度計を確かめる。または、養護教員が保健室の温度計でチェックをして記録しております。

この訪ねた5校のうち4校から、昨年度と今年度の7月の記録をいただいてきて、どのぐらい上がったかを平均を出しました。4校の全部の平均を出してみましたところ、昨年7月の平均室温が25.7度だったのに対し、今年は28.14度ありました。水俣第二中学校は一昨年のデータも下さいましたので、それを見ますと25度でした。年々室温が上がってきているということがはっきりわかります。また、エコ改修をした水俣第一中学校も昨年24.9度だったのに対し、今年は28.2度ありました。強調いたしますけれども、これはあくまでも、学校の1日の時間で最も涼しい時間帯の温度です。正確に記録をとっているわけではないんですが、昼を過ぎますと、教室の温度計

が33度、35度を示しているのをたびたび目撃をされています。

質問で、私は最高でどれくらいあったかというふうにお尋ねしたんですけれども、実際はつかんでいないというのが、正確なお答えではないかと思っております。

学校には、学校環境衛生管理マニュアルというのがあるそうですが、その中には、教室の温度は人間の生理的負担を考えると夏は30度以下、冬は10度以上であることが望ましいというふうになっています。このマニュアルによって、さまざまな危機管理をされているのだと思うんですが、室温がもう33度、35度となっている状態に対して、学校管理者を初め、教育委員会はもっと危機感を持つべきではないのでしょうか。

こういう暑さの中で一日中、子どもと先生は過ごしています。給食の時間に、シチューが出てきて食べられませんという生徒が出てくる。体育をした後の数学の時間があり、これだけへばっている子どもたちに、もう少し頑張れとはとても言えないという先生、今のところ救急車で搬送する熱中症患者は出していないが、帰宅後に熱中症の疑いで点滴を受けた子どもは数名いる。部活動中や体育のときは10分ごとに水分補給をさせ、昼の放送で毎日のように熱中症対策を呼びかける。四六時中、熱中症対策に気を使わなければならない。とても疲れる。こういう声を聞いております。

実は、私の家にもエアコンがないんですけど、机にいつも温度計を置いておまして、昨夜は30度の部屋で、扇風機をかけて原稿を書いております。扇風機がなかったら暑さでいらいらして、とても仕事をする気にはなれません。ことしは30度を超えるのが常で、そういうときは明らかに食欲もなくなりますし、仕事はできませんので家にはいないようにしています。

先ほど、扇風機がある学校ではそれらを使用して空気の循環をし、という御答弁があったわけですが、水俣第二中学校には扇風機もありません。41人いるクラスにはそもそも扇風機を置く空間もありません。

教育長にお尋ねいたしますけど、このような空間に一日中、40人の生徒を座らせておいて大丈夫なのか。早急にエアコンの設置が必要ではないのでしょうか。

この1点を御答弁お願いいたします。

○議長（福田 斉君） 吉本教育長。

○教育長（吉本哲裕君） 学校での室内温度が非常に高騰している、高くなっているというような、今申し述べました数字のそういった認識は持っております。特に、ことしは確かに異常に暑かったなという、私自身もそういった記憶がございます。

これまで市では、学校教育の重要目標というか、項目の中に、たくましい体を育てる。あるいは身体を育てるということでやってきておまして、夏の暑さや冬の寒さにも負けないような体をつくろうじゃないかということが、大きな目標にしておりました。

しかしながら、近年の夏の猛暑、先ほど来、水俣第二中学校は40人もいる教室で、非常に狭い
というか、扇風機も置く場所もないというようなことでございましたけれども、児童・生徒のそ
ういった中で、体調管理を考慮しますと、各教室への空調設備の設置というのは当然必要である
かなというぐあいに考えております。

今のところ、普通教室に、すぐすぐというところまで至っておりませんが、まずは図書
室等への設置を行って、その後、普通教室への設置についても、計画的に進めてまいりたいとい
うぐあいに考えております。

○議長（福田 斉君） 高岡朱美議員。

○高岡朱美君 今いただいた御答弁は、昨年の9月の議会で、谷口眞次議員さんにもお答えになっ
ていらっしゃいました。まずは図書室から計画的にという、お言葉どおり進んでいることは、私
も承知をしております。しかし、昨年25.7度だった平均温度が、28.14度、約2.5度も上がってい
る、そういう事実はもう、非常に危険だというふうお思いにならないのでしょうか。

前の質問で述べたように、温暖化は今後、加速度的に進んでまいります。ことしは非常に暑かつ
たとおっしゃいますけど、来年はもっと状況は悪くなるということは想像できます。2,000人近く
の子どもを預かる場所が、熱中症のリスクが非常に高い場所になっている。この問題については、
ほかの事業を少しおくらせてでも、急いで対応しなければならないのではないかと私は思うんで
すけれども、それで、最後に提案ですが、教育長を初め、教育総務課職員、まず学校現場に行っ
て、実際に子どもと一緒に、授業を受けてみていただけないでしょうか。その上で、現場の先生
たちと熱中症対策については、エアコンの設置、そういうことも含めて一緒に考える、そういう
ことをしていただきたいと思うんですけれども、これ1点だけお尋ねです。

○議長（福田 斉君） 吉本教育長。

○教育長（吉本哲裕君） 今、高岡朱美議員からお尋ねございましたように、学校現場のほうとも
緊密に連絡をとっていきたいと思いますし、可能な限り足を運んで、現場のほうの実情を確認し
ていきたいと、そのように思っております。

○議長（福田 斉君） 以上で、高岡朱美議員の質問は終わりました。

これで、本日の一般質問の日程を終了します。

次の本会議は明7日に開き、一般質問を行います。

なお、議事の都合により、あすの本会議は午前9時30分に繰り上げて開きます。

本日はこれで散会します。

午後4時26分 散会

平成28年9月7日

平成28年9月第3回水俣市議会定例会会議録
(第3号)

一 般 質 問

平成28年9月第3回水俣市議会定例会会議録（第3号）

平成28年9月7日（水曜日）

午前 9時29分 開議

午後 2時36分 散会

（出席議員） 16人

福 田 齊 君	小 路 貴 紀 君	桑 原 一 知 君
塩 崎 達 朗 君	高 岡 朱 美 君	田 中 睦 君
谷 口 明 弘 君	高 岡 利 治 君	田 口 憲 雄 君
藤 本 壽 子 君	牧 下 恭 之 君	松 本 和 幸 君
中 村 幸 治 君	岩 阪 雅 文 君	谷 口 眞 次 君
野 中 重 男 君		

（欠席議員） なし

（職務のため出席した事務局職員） 5人

事 務 局 長（岩 下 一 弘 君）	次 長（岡 本 広 志 君）
主 幹（深 水 初 代 君）	参 事（前 垣 由 紀 君）
書 記（上 田 純 君）	

（説明のため出席した者） 16人

市 長（西 田 弘 志 君）	副 市 長（本 山 祐 二 君）
総合政策部長（緒 方 克 治 君）	総 務 部 長（本 田 眞 一 君）
福祉環境部長（川 野 恵 治 君）	産 業 建 設 部 長（関 洋 一 君）
総合医療センター事務部長（久木田 美和子 君）	総合政策部次長（水 田 利 博 君）
福祉環境部次長（高 沢 克 代 君）	産 業 建 設 部 次 長（城 山 浩 和 君）
水道局長（山 田 雅 浩 君）	教 育 長（吉 本 哲 裕 君）
教 育 次 長（黒 木 博 寿 君）	総合政策部政策推進課長（梅 下 俊 克 君）
総務部総務課長（緒 方 卓 也 君）	総務部財政課長（設 楽 聡 君）

○議事日程 第3号

平成28年9月7日 午前9時30分開議

第1 一般質問

- | | |
|---------|-----------------------------------|
| 1 牧下恭之君 | 1 防災対策について |
| | 2 ピロリ菌ABC検査導入について |
| | 3 節電対策について |
| | 4 母と子どもを守る産前産後ケア及び子育て支援「ネウボラ」について |
| 2 藤本壽子君 | 1 水俣市の障がい者がいきいきと安心して暮らす施策について |
| | 2 再稼働後の川内原子力発電所について |
| | 3 水俣市の小中学校などで施行されている「フッ化物洗口」について |
| | 4 病児・病後児保育設置者の公募以降の進捗状況について |
| 3 高岡利治君 | 1 水俣環境アカデミアの補助金不正受給処理問題について |
| | 2 防災対策について |

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前9時29分 開議

○議長（福田 斉君） ただいまから本日の会議を開きます。

○議長（福田 斉君） 本日の議事は議席に配付の議事日程第3号をもって進めます。

日程第1 一般質問

○議長（福田 斉君） 日程第1、きのうに引き続き一般質問を行います。

順次質問を許します。

なお、質問時間は、答弁を含め1人70分となっておりますので、そのように御承知願います。

初めに、牧下恭之議員に許します。

（牧下恭之君登壇）

○牧下恭之君 皆様、おはようございます。

公明党の牧下恭之でございます。

熊本地震及び台風にて被災された数多くの皆様に、心よりお見舞い申し上げます。

まず、初めに防災対策について、市民の皆様の安全・安心を築くために以下質問いたします。

4月14日の前震、同16日の本震で震度7の揺れを観測した熊本地震、発生から5カ月になろうとしています。震度1以上の余震は2,000回を超え、今も揺れが続く。一連の地震はなぜ発生し、今後どうなるのか。また、今回の震災から何を学ぶべきか。

今回の熊本地震の特徴は、連続大地震とその後の群発地震。一連の熊本地震を引き起こしているのは、住宅街の直近を走る活断層だと言われています。活断層とは、言うまでもなく過去に繰り返し動きがあり、今後も活動が予想されるもので、震源の浅い内陸型地震を起こし、長いほど大きな地震を起こす可能性があると言われていて、国内には約2,000あるとされています。熊本県などでは、1995年の阪神大震災後、これらの断層帯をたびたび調査をしていて、被災住民の多くが活断層の存在を知っていたが、何の対策もしてこなかったと後悔していたと、熊本地震の現地調査を行った名古屋大学の鈴木康弘教授は話をしています。

政府の地震調査委員会では、今後活断層に活動をするとみられる97の主要な断層帯を公表しているが、まずは身近な断層を知り、きちんと活断層の位置を把握して、対策に生かすべきと考えるが、認識と対応はいかがか。

また通常、土砂災害は大雨で発生しますが、今回大地震によって、土砂災害も引き起こされています。これは地震土砂災害ともいえます。阿蘇山観光の玄関口である南阿蘇村の阿蘇大橋崩落で、村の東西が分断されたほか、斜面の大規模崩落で国道やJR豊肥線、南阿蘇鉄道など、村と村外を結ぶ主要な交通網が途切れ、全面普及に向けて取り組みが始まっています。

熊本地震によって引き起こされた、地震土砂災害についての水俣市の認識と対応はいかがか。

また、多くの被災者が、車で寝泊まりする車中泊を余儀なくされたことも特徴です。震度7の大地震が夜間に連続して起こったことがトラウマとなり、恐怖感で自宅に帰れなくなって、多くの人が車中泊をせざるを得なくなったとされています。熊本県のイベント施設グランメッセ熊本では、駐車場に車中泊する2,000台以上の車があって、これほどの車中泊の被害を出す大地震は、過去に例がないと言われています。

また、2013年に避難行動要支援者名簿が義務づけられたが、避難所でなく、目の届かない場所に避難した場合、行政が対応するのは極めて難しいことが、熊本でも明らかになりました。しかし、熊本市では176施設が福祉避難所に指定されていますが、地震1カ月後の時点で設置されたのは、70施設で4割という現実。要支援者の把握、広域の福祉施設同士の連携が必要とされています。

車中泊は当然ですが、持病を持つ人や高齢者には疲労がひどく、リスクがつきまといきます。長時間の車中泊によって関連死も誘発されていきます。これらへの対応について、その認識と対応

はいかがか。また、高齢者や障がい者など要支援者の把握、受け入れについての取り組みはいかがか。

被災者支援システム導入について、2011年6月より、今回で5回目の議会質問となりました。導入自治体も確実にふえてきて、平成28年5月時点で910自治体となっている。このシステムの最大の特徴は、家屋被害ではなく、被災者を中心に捉えている点です。住民基本台帳のデータをベースに、被災者台帳を作成し、これをもとに罹災証明書の発行、支援金や義援金の交付、救援物資の管理、仮設住宅の入・退去など、被災者支援に必要な情報を一元的に管理します。これによって、被災者支援業務の効率化はもとより、被災者支援業務の正確性及び公平性を図ることができます。システム導入に当たっては、厳しい財政事情の中、システム経費まで捻出できない。いつ起こるかわからないことにお金も労力もかけられない。または、コンピューターに精通した職員がいないと、消極的な答弁でありました。

しかし、被災者支援システムは、阪神淡路大震災の最中に、職員が被災住民のために開発したもので、必ずしも高いIT能力のある職員がいなければ、できないわけではありません。新たな設備は特に必要なく、既存のパソコンがあれば十分対応できます。昨年の広島土砂災害や今般の熊本地震においても、システムが導入されていたにもかかわらず、導入後の運用が適切になされていなかったため、いざというときに十分使えなかった事例も発生しています。

水俣市は、システムをダウンロードするキーを平成21年2月2日に取得していますが、活用されていません。水俣市に豪雨災害・地震災害は発生しないと考えているのか。

市民の安全・安心に備えるためにも被災者支援システムを稼働させるべきと思うが、いかがか。

次に、ピロリ菌ABC検査導入について。

このピロリ菌ABC検査導入については、平成24年9月議会より、本日で5回目の質問となります。

予防が、どれだけ市民の皆様の命を守るか。予防対策で、どれだけ医療費の削減に結びつくかを提案してまいりました。我が国で毎年12万人の方が胃がん罹患し、5万人の方が亡くなっている現状です。近年、胃がん罹患の原因95%以上が、ヘリコバクター・ピロリの感染由来で発症することが明らかになりました。

胃がん研究の世界的第一人者である北海道医療大学の浅香正博学長は、胃がんはピロリ菌除菌でなくせると講演をされました。ピロリ菌感染者の国内約3,500万人のほとんどは、慢性胃炎の段階で除菌できれば、胃がんを予防できるという画期的な内容でした。公明党は、胃がん予防のためのピロリ菌除菌を可能にする仕組みをつくり、国民の命と健康を守ろうと取り組んでまいりました。

まずは国に、胃がんの原因がピロリ菌であることを認めさせ、わずか2年という異例のスピードで、ピロリ菌除菌の保険適用を慢性胃炎にまで広げ、胃がん撲滅に向けた、歴史的な予防対策を実現することができました。これまでに約300万人が除菌し、胃がんの早期発見、治療で薬3,000億円の医療費が削減できるとのことです。市町村の検診にも、ピロリ菌ABC検査が導入されるようになり、佐賀県では、今年度から中学3年生を対象に検査を実施するなど、胃がん撲滅への取り組みが確実に広がっています。

胃がん検診率40%を目指して取り組んでいるが、近年の胃がん検診率と課題について、他市町村がピロリ菌ABC検査を導入しているが、認識はいかがか。数多くの水俣市民の皆様が、ピロリ菌ABC検査導入を待ち望んでいる。認識と対応は。

小・中・高生を対象に、がんを正しく知り、理解を深めるがん教育について。

文部科学省はこのほど、授業の進め方などを示した指導演を完成させ、都道府県の教育委員会などに発信をしました。がん教育は、子どもたちが健康や命の大切さを学び、生活習慣の改善なども考える重要な機会として、全国で実施されています。4月に完成したがん教育教材は、モデル校での実践を踏まえて来年度に改訂し、全国展開する。指導演は、小・中・高校ごとにつくられ、テーマは、小学校が自分の生命を輝かす、中学校と高校が、がんと健康、がん患者への理解と共生の2種類、このうち、中学校のがんと健康では、授業の目標について、みずからの健康的な生活を実践しようとする態度を身につける、疾病概念や予防などについて、正しい基礎知識を身につけるなどとしています。がん教育の認識と対応はいかがか。

次に、節電対策について。

水俣市は、平成4年に日本で初めて環境モデル都市づくりを宣言し、日本のみならず、広く世界の低炭素社会のモデルとなるまちづくりを進めてきました。温室効果ガスの削減目標に2005年を基準年として、2020年には32.6%削減、2050年には50%の削減を掲げて取り組みをしてきました。取り組み状況と成果については、どうなっているか。

平成23年12月本会議で、全公共施設のLED化の提案をいたしました。その後の全公共施設のLED化の検討はどう前進したのか。

自治会設置防犯灯のLED化への補助の現状はどうなっているか。

次に、母と子どもを守る産前産後ケア及び子育て支援ネウボラについて。

妊娠から出産、産後まで切れ目なくワンストップで総合的な相談支援を行うため、私たち公明党が設置を推進してきた、子育て世代包括支援センター日本版ネウボラの全国展開が、全国各地で進んでいます。

子育て世代包括支援センターは2015年度末時点で、138市区町村が設置し、2016年度は251市区町村、423カ所まで拡大する予算を確保し、準備が進んでいます。政府は、おおむね2020年度末ま

でに全国展開し、あわせて地域の実情に応じた産前産後のサポートや、産後ケアの事業も推進しようとしています。

また、政府は5月27日の参議院本会議で、児童相談所の体制整備を柱とした、改正児童福祉法などが全会一致で可決、成立しました。この中で、母子保健法では、市町村は妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援を提供する、子育て支援包括センターを設置するよう努めると、日本版ネウボラを法的に位置づけをしました。

ネウボラは、北欧のフィンランドで1920年代に始まった子育て支援拠点で、フィンランド語で助言の場という意味であります。日本版では、子育て支援策をワンストップで対応するということが。核家族化の進行で不安を抱えがちな子育て世帯に対し、保健師やソーシャルワーカーなどが妊娠中から出産、産後までを継続して支援する安心の体制をつくり出すことを目指しています。

日本の子育て支援の仕組みは、妊娠時に渡される母子健康手帳の交付は市役所、妊娠中の検診や両親学級は医療機関や保健所、出産後の支援は保健所や子育て施設と、毎回違う場所に足を運ぶ必要があります。また、乳児の状況を自治体が把握するには時間がかかり、虐待のリスクも高まり、悲惨な事件も起こっています。虐待死に占めるゼロ歳児の割合は約44%と高く、出産直後に母と子を支援へつなげることが欠かせないことをあらわしています。同センターが児童相談所などと連携し、状況を把握することで、虐待予防の拠点となることも期待されています。

時代とともに、家庭や地域のあり方が変化する中で、妊娠、出産、子育てと切れ目なく、親を支える仕組みが極めて大切になってきました。その意味からも、子育て世代包括支援センターを核とした、産前産後ケアは極めて重要であります。また、ふえ続ける児童虐待対策においても、一人一人の状況を把握し、寄り添う、日本版ネウボラには大きな役割が期待されています。

水俣市における子育て世代包括支援センターの活動状況と課題について。

水俣市の赤ちゃんを迎えるまでの妊娠期から赤ちゃんのいる産後期、そして育児期と切れ目のない支援体制について。

特に産後ケア、産後サポートについて、一人一人に寄り添う体制について。

母子保健法及び児童福祉法の改正により、さらなる安心して子育てできる体制についてお尋ねいたします。

以上で本壇からの質問を終わります。

○議長（福田 斉君） 答弁を求めます。

西田市長。

（市長 西田弘志君登壇）

○市長（西田弘志君） 牧下恭之議員の御質問に順次お答えをいたします。

まず、防災対策については私から、ピロリ菌ABC検査導入について、節電対策について及び

母と子どもを守る産前産後ケア及び子育て支援ネウボラについては福祉環境部長からそれぞれお答えをいたします。

初めに、防災対策について、順次お答えをいたします。

まず、政府の地震調査委員会では今後、活発に活動するとみられる97の主要な断層帯を公表しているが、対策に生かすべきと考えるが、認識と対応はいかがかとの御質問にお答えをいたします。

政府の地震調査委員会で公表された97の主要な断層帯について、本市に影響が考えられます断層帯は、布田川・日奈久断層帯、出水断層帯、人吉盆地南縁断層帯、雲仙断層群があります。

これらの断層帯は、これまで地域防災計画には記載されておりました。

そこで、今回見直しを行った地域防災計画に、これらの断層帯及びそれぞれ予想される地震の規模や被害について記載しております。

次に、熊本地震によって引き起こされた地震土砂災害についての水俣市での認識と対応はいかがかとの御質問にお答えをいたします。

本市では、土砂災害危険区域を指定し、ハザードマップを作成しております。土砂災害危険区域は大雨だけではなく、地震発生時においても、危険であると考えております。

そこで、土砂災害危険区域では、地震発生時でも土砂災害が起こる危険があることを広報紙等でも周知していきたいと考えております。

次に、車中泊は、持病を持つ人や高齢者には疲労がひどく、リスクがつきまとい、長時間の車中泊によって関連死も誘発されるが、これらについて、その認識と対応はいかがか。また、高齢者や障がい者などの要支援者の把握、受け入れについての取り組みはいかがかとの御質問にお答えをいたします。

長期間にわたる車中泊は、エコノミークラス症候群等のリスクがあり、持病のある方、または、高齢者の方については、そのリスクが高まっていきます。さきの熊本地震でもエコノミークラス症候群については、全国へ継続的に報道され、市民の方々の記憶にも新しいことと思います。

今後、エコノミークラス症候群を引き起こすメカニズムや、その対処法等について市報等を活用し、効果的に周知していきたいと考えております。

次に、高齢者や障がい者など要支援者の把握につきましては、在宅生活を送る高齢者や障がい者のうち、災害が発生し、または発生するおそれがある場合に、みずから避難することが困難で支援を要する方を対象としまして、本年2月に避難行動要支援者名簿を作成しております。

内訳は、要介護認定者における要支援者が87人、障害者手帳を所持する者の要支援者が567人、合計で654人となっております。

要支援者の受け入れにつきましては、もやい館を福祉避難所として開設し、避難所での生活に

特別な配慮を要する方を対象としまして、受け入れることとしております。この避難所は、担当職員の中に保健師を配置し、必要があれば社会福祉協議会の職員の協力も得られ、簡易ベッドや車いすなどの設備面においても配慮ができるようになっております。

また、医療が必要な方、重度の障がいをお持ちの方など、常に介助や見守りが必要な方につきましては、ケアマネジャーや相談支援専門員へお願いし、ふだんから利用している施設や病院等へ一時的に入所できるような態勢をとっております。

次に、水俣市は、被災者支援システムをダウンロードするキーを平成21年2月2日に取得しているが、活用されていない。豪雨災害・地震災害は発生しないと考えているのか。市民の安全・安心に備えるためにも被災者支援システムを稼働させるべきと思うが、いかかとの御質問にお答えをいたします。

平成23年6月と9月議会におきまして、牧下恭之議員から被災者支援システムについて、御質問がっております。

その際に、システムを構築するための設備費に費用がかかること、システムを構築するためのマンパワーが不足していること、システム構築後の人的配置、維持管理等の問題を考え合わせ、現在のところ、本市では被災者支援システムの活用は考えていないとお答えしております。ただ、当システムの有効性は十分認識しております。

そこで、まずこのシステムをテスト的に運用し、その結果を踏まえて、実際に取り扱う担当課と協議をし、導入を検討したいと考えております。

○議長（福田 斉君） 牧下恭之議員。

○牧下恭之君 今回の目的でありました被災者支援システムを試験的に稼働させるということで、もうここで質問を終わってもよかったんですけど、ちょっと気がかりがありますので、ちょっと質問をしたいと思います。

突然の災害発生時には、行政だけの対応では十分ではありません。避難行動要支援者名簿は、平常時に民生委員、自治会、自主防災組織に提供し、非常時に備える必要があります。そのためには、要支援者本人の同意が必要とのことでもありますので、その取り組みはどうなっているのか、お尋ねをいたします。

また、熊本地震のような大規模災害が発生した場合は、福祉避難所がもやい館の1カ所だけでは対応できないと思うが、どのように考えているのかお尋ねいたします。

○議長（福田 斉君） 西田市長。

○市長（西田弘志君） 2点ございました。

まず、名簿でございますね。避難行動要支援者名簿、もう当然個人情報が含まれております。これを自主防災組織、また自治会等への名簿を提供するという場合は、同意が当然必要になりま

すので、今後、広報紙、そういったものを使いながら周知をして、対象となる方に名簿の提供の趣旨をまず理解をしていただき、本人が同意をしていただくようお願いをしたいというふうに考えております。その上で、具体的な支援方法について、個別計画の策定に取り組んでいきたい。そういった流れをつくりたいというふうに思っております。

次に、もやい館だけの福祉避難所で大丈夫かということだと思いますけど、うちで指定しているのは、もうもやい館だけでございます。ここで人員が最高で30人、これを想定をしているところですけど、私も熊本地震のいろいろな報道がある中で、テレビでもよくやっていたらいいなと思いました。災害弱者と言われる方、高齢者、障がい者、非常に困難な避難所生活をされているのを目の当たりにしますと、やはり今後対応というものがなくなるというふうに考えております。

今後、市内の老人福祉施設、介護保健施設、障がい者支援施設、児童福祉施設など、水俣市にはございますので、今後こういうところに趣旨を説明して、そして協定を結びながら、福祉避難所として対応、対応できるところをふやしていきたいというふうに考えております。

○議長（福田 斉君） 牧下恭之議員。

○牧下恭之君 いざというときに、どうするかというのが問題でありますので、対応を速やかに、迅速に行動していただきたいと思っております。

被災者支援システム導入については、議会で提案して5回目となります。避難援助体制の整備につきましては、平成22年3月よりずっと訴えてまいりました。今まだ進んでいないという状況でありますので、ぜひ取り組みを急いで進めていただきたいと思っております。

市民の安心・安全を守る、いざというときの体制がとれている、市民の心を折れさせないとの気持ちで取り組んでまいりました。水俣市民を守る立場として、市長の決意を最後にお聞きして、終わりたいと思っております。

○議長（福田 斉君） 西田市長。

○市長（西田弘志君） 首長として一番の使命は、水俣市民の安心・安全を守ることだというふうに思っております。今回の地震を受けまして、本当に被災地を見たり、テレビの報道を見ますと、本当に起こってしまうと大変だということは、もう重々わかっております。準備できることを、いろいろなことを考えながら、いろんな意見も、議会の皆さん方の意見もいただきながら、安心・安全に努めてまいりたいというふうに思っております。

○議長（福田 斉君） 次に、ピロリ菌ABC検査導入について答弁を求めます。

川野福祉環境部長。

（福祉環境部長 川野恵治君登壇）

○福祉環境部長（川野恵治君） 次に、ピロリ菌ABC検査の導入について、順次お答えします。

まず、胃がん検診率40%を目指して取り組んでいるが、近年の胃がん検診受診率と課題につい

ての御質問にお答えします。

胃がん検診の受診状況につきましては、毎年度、市町村が健康増進事業報告として国へ報告しており、40歳以上の人口数を対象として、平成25年度9.1%、26年度も同じく9.1%、27年度8.7%と低く、目標の40%までには及ばない状況にあります。そのため、より多くの市民に胃がん検診を受けていただき、受診率を向上させることは大きな課題となっております。その方策として事業所勤務者に対しては、これまで事業所で検診を受けているものとみなして、申し込みを取らず、事業所で胃がん検診を実施されていない場合に、本人の希望で受診していただいております。しかし、今年度は事業所勤務者の方へも申し込みを行い、受診の機会を広げるにより周知に努めております。その結果、今年度は、昨年度に比べて約1割の申込者の増加がっております。

また、胃内視鏡検査が胃がん検診の検診方法に推奨されたことから、これまでは集団検診におけるX線検査だけ実施してはいましたが、これに加え、通年で受診可能な個別検診として内視鏡検査の導入ができないか検討していきたいと考えております。

次に、他市町村がピロリ菌ABC検査を導入しているが認識はいかがかと御質問にお答えします。

九州内で既にピロリ菌ABC検査を導入している複数の市町村にお尋ねをいたしましたところ、導入したことによる検診受診者の増加には結びついていないとのことでした。

ピロリ菌ABC検査は、検査を受ける方の負担が少ないというメリットがある一方、デメリットとしては、高リスクの方は精密検査を受診する必要があることと、低リスクと診断されても完全に胃がんのリスクがなくなるわけではないことです。ピロリ菌ABC検査は、胃がんを発症するリスクの1つであるピロリ菌のリスク評価として捉えられ、胃がん検診の本来の目的である死亡率減少として推奨される対策型検診ではないと認識しております。

次に、数多くの水俣市民の皆様が検査導入を待ち望んでいる。認識と対応はいかがかと御質問にお答えします。

ピロリ菌ABC検査は、簡便な検査であり、身体への負担も少ないため、希望される市民の方も多いいと思います。市が実施している集団検診の中での導入を検討するため、県内の検診機関に問い合わせをいたしました。現在、集団検診として実施されているところはない状況でした。市としては、当面の間、国立がん研究センターが示した有効性評価に基づく胃がん検診ガイドライン2014年度版に基づき、胃がん検診の本来の目的である死亡率減少効果がある胃がん検診、X線検査・内視鏡検査を市民の多くの皆様に受診していただくよう努めてまいりたいと思います。

次に、小中高がん教育の認識と対応はいかがかと御質問にお答えします。

国は、平成24年6月に、がん対策推進基本計画を策定し、その中で、子どもに対しては、健康

と命の大切さについて学び、みずからの健康を適切に管理し、がんに対する正しい知識とがん患者に対する正しい認識を持つよう教育することを目指し、5年以内に学校での教育のあり方を含め、健康教育全体の中でがん教育をどのようにすべきか検討し、検討結果に基づく教育活動の実施を目標とするとしております。

現在もモデル校による研究調査が継続され、平成29年度以降全国に展開することを目指しているとのことで、本市におきましても、まだ、具体的な取り組みは行っておりません。しかしながら、がん教育は、がんについて学ぶことを通して、他のさまざまな疾病の予防や、望ましい生活習慣の確立等も含めた健康教育そのものの充実を図るものであります。このがん教育により、児童・生徒は病気を正しく理解するだけでなく、生活習慣の見直しや、自他の健康と命の大切さについて主体的に考える機会となりますので、重要なものであると認識しております。

○議長（福田 斉君） 牧下恭之議員。

○牧下恭之君 胃がん検診率は年々低下をしております。事業所勤務者の事業所での検診受診者を正確に把握できれば、受診率は増加すると思っておりますので、これはこれで頑張ってもらいたいと思います。

新潟県長岡市は、平成26年度よりピロリ菌ABC検査を導入しておりました。さらに、胃がん撲滅を目指して、今年度より中学2年生を対象に、ピロリ菌検査を実施しました。対象者2,403人のうち2,173人が受検、約90.4%、このうちピロリ菌感染の人は86人、疑いのある人は16人で、合わせて102人でありました。再検査と除菌の費用を市が負担します。

中学生が感染している場合は、その家族も感染している可能性があります。市は検診を受けるよう勧めています。中学生の段階で除菌することは、次世代に感染させない効果があります。

さらに、佐賀県では、がんの死亡率が全国でも高く、胃がんの死亡率は2014年全国でワースト2位で、深刻な状況であります。そこで県は、がんと生きる社会づくり条例を制定しました。子どもたちの40年先の胃がんリスクを取り除きたいと、中学3年生を対象に検査を実施することにしました。検査費用は県が負担、除菌治療費の自己負担分も県が負担します。ピロリ菌があるとわかれば、検便の検査をしてから除菌治療となります。それは、がんが発生している場合に見逃さないためであります。これで、大きく早期発見・早期治療につながり、水俣市民の命を守る結果になると思っております。受診率もふえ、命も守れると思うが、いかがかお尋ねいたします。

がん教育ですが、正しい知識の習得によって、がん検診の受診率も高まります。また、生徒が命の大切さを学び、成長するきっかけとなります。がん教育教材は、モデル校での実践を踏まえて、来年度に改定し、全国展開をします。ぜひ、命を守るがん教育に取り組んでいただきたいと思いますが、いかがかお尋ねいたします。

○議長（福田 斉君） 答弁を求めます。

川野福祉環境部長。

○福祉環境部長（川野恵治君） 牧下恭之議員の2回目の質問のうち、最初の御質問にお答えをいたします。

胃がん検診にピロリ菌ABC検査も加えることで、受診率もふえ、市民の命も守れると思うが、いかがかというお尋ねだったと思います。

平成27年9月に出されました、がん検診のあり方に関する検討会、中間報告書によりますと、ピロリ菌の40歳代の感染率は1990年代は、約60%であったが、2010年代は20%程度になっており、感染率は各年代において減少傾向にあると言われております。ピロリ菌ABC検査は、胃がんのリスクの層別化はできますが、死亡率減少効果は不明であり、実施している自治体にお尋ねをいたしました。がん検診の受診率向上には直接結びついてはいないということでございました。

市としましては、今後は現在実施しております胃X線検査に加えて、死亡率減少効果の認められた内視鏡検査の導入を検討し、受診率向上に努めたいと考えております。

ピロリ菌ABC検査につきましては、臨床結果などの科学的根拠のほか、検査後の胃内視鏡検査の受け入れ態勢、精密未受診者対策、財源の確保など、国の動向を注視しながら今後検討してまいりたいと思います。

○議長（福田 斉君） 吉本教育長。

○教育長（吉本哲裕君） がん教育について、その取り組みを進めてほしいというお尋ねでございましたけれども、その重要性については十分認識をいたしております。国において先ほども申し上げましたように、平成29年度以降に全国に展開したいと、そのようなことを目指しておりますので、国の動向を注視し、今後とも取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（福田 斉君） 牧下恭之議員。

○牧下恭之君 ピロリ菌除菌のほうですが、さっきも言いました中学校で検査をしたということで、86人がピロリ菌に感染していたと、疑いが16人だったということで、その102人に対しては、検便検査でがんがないかまず確認して、それから除菌をするわけですね。そういった意味で、がんにかかる可能性は、そこでなくなるわけです。死亡率は、そこで減少はできると私は思っておりますが、これ以上、話を進めてもまだ進みませんので、今回はこれぐらいで終わりたいと思います。

○議長（福田 斉君） 次に、節電対策について答弁を求めます。

川野福祉環境部長。

（福祉環境部長 川野恵治君登壇）

○福祉環境部長（川野恵治君） 次に、節電対策についての御質問に順次お答えします。

まず、温室効果ガス削減への取り組み状況と成果はどうなっているかとの御質問にお答えしま

す。

水俣市は、平成20年に環境モデル都市として国の指定を受け、温室効果ガス排出量の削減については、平成21年3月に策定しました水俣市環境モデル都市行動計画いわゆるアクションプランにおいて、平成17年を基準年として、平成32年に32%削減、平成62年には50%の削減目標を掲げております。目標達成のためには産業・運輸・業務・家庭の各分野で市民との協働による取り組みが必要となります。

本市におきましては、これまで公共施設への太陽光発電システムの導入を初め、住宅への太陽光発電・太陽熱利用システム導入支援や、学校・家庭版ISOの普及啓発等に取り組んでおりますが、特に産業・運輸分野において削減量が大きくなっております。

このような取り組みにより、基準年度である平成17年度の年間温室効果ガス排出量の17.6万トンと比較しますと、基準年度の排出係数を用いて推計しました最新のデータである平成25年度の排出量は、12.9万トンであり、約26%の削減を達成しております。

次に、平成23年12月議会で、全公共施設のLED化の提案をしたが、その後のLED化の検討はどう前進したのかとの御質問にお答えします。

公共施設のLED化につきましては、まず水俣病資料館が平成23年度に全館LED化しております。また、水道局庁舎においては、水道局及び下水道課執務室を今年度全てLED化しましたが、耐震強度問題に伴い、水道局が新館へ移転したことに伴い、近日中に設備を転用し、移転先の新館をLED化する予定にいたしております。そのほか、公民館や総合医療センター、小・中学校において、一部がLED化しております。

なお、年内に水俣第一小学校グラウンド横の市文化会館駐車場に建設予定の市役所の仮庁舎につきましては、全館LED化する予定です。

今後は、現在策定中の公共施設等総合管理計画におきまして、老朽化する施設の維持管理・修繕・更新の実施方針を整理し、トータルコストの縮減や平準化に係る方策を示す必要がありますので、その中でLED化の取り組みも含め、検討しているところでございます。

次に、自治会設置の防犯灯のLED化への補助の現状はどうなっているのかとの御質問にお答えします。

防犯灯のLED化への補助につきましては、平成24年度に水俣市防犯灯建設補助金交付規定を見直し、自治会等地域の管理する防犯灯に対しまして、継続して、補助金を交付しているところであります。

これまでの実績としましては、平成24年度は25灯、平成25年度は30灯、平成26年度は43灯、平成27年度は44灯、平成28年度は8月末現在で、既に40灯となっており、延べ182灯のLED防犯灯が新設、または蛍光灯などから交換されております。

防犯灯のLED化につきましては、環境モデル都市づくりを推進し、電球からの交換や電気料金負担による各地域の経済的負担の軽減を図ることを目的としていただいておりますが、年々、地域内に負担軽減のメリット等が認知されてきており、補助金の申し込みや相談は増加傾向にあります。

そのような状況等も踏まえ、予算につきましても、平成25年度、さらには今年度と予算を増額して対応しているところであります。

また、これに加えまして、平成24年度以降、民間団体から毎年度継続してLED防犯灯を寄贈していただいております。これまで延べ109灯を寄贈いただいております。寄贈されましたLED防犯灯につきましては、毎年、自治会長の皆様で協議をいただき、各自治会順番でLED防犯灯の新設または交換をさせていただいているところであります。

○議長（福田 斉君） 牧下恭之議員。

○牧下恭之君 自治会設置のLED防犯灯設置は年々増加傾向にあります。さらに寄贈のLED防犯灯も5年間で109灯あり、順調に進んできたと思います。

しかし、自治会長さんたちの声は、補助額・灯数が少ない、いつまでたってもLED化できないの事を言われております。負担軽減のメリットである電気代が安い、寿命が長いが浸透し、環境モデル都市の効果がでてきたと思います。現在、自治会設置の防犯灯は2,500灯を超えています。LED化へのアンケートを再度とり、総合的に計画を見直すべきと思うが、いかがかお尋ねいたします。

温室効果ガス削減では微増で推移していますが、2020年32%達成するにはかなり心配です。産業部門・業務部門は順調に進んでいますが、家庭部門に力を入れて取り組んでいく必要があります。

水俣市では、住宅の照明のLED化補助を開始しました。市内業者の場合は10分の2補助で上限が2万円。平成28年度は7件申請があつているようであります。茨城県阿見町は約1万9,000世帯、人口約4万7,000人の規模の町ですが、水俣市の倍以上であります。阿見町は平成26年度に防犯灯全灯LED化を実施をしました。平成27年度は一般住宅の照明をLED化へと進めています。設置費の半額、上限2万円を補助しています。財源は太陽光発電施設からの固定資産税増収分や、太陽光発電公共施設屋根貸し事業による施設使用料収入等を充当することで、地域環境資源の還元・循環へと考え、平成28年度の事業費は昨年の2倍の1,000万円を計上しています。

節電、省エネ支援と市内経済の活性化という、二重の効果を目指した取り組みこそ、市民の支持も得られ、息の長い取り組みとして定着していくものと考えます。住宅の照明LED化を、さらなる充実した事業にするべきだと思うがいかがか、お尋ねをいたします。

三重県松阪市は、南海トラフ等巨大地震に備えて、災害時に停電しても点灯する避難誘導看板

と、揺れを感知して自動的に開く地震解錠ボックスを取りつけた新型のLED防犯灯を、小・中学校など48カ所の避難所に設置しました。避難所に新型LED防犯灯を設置する計画はないか、お尋ねいたします。

○議長（福田 斉君） 答弁を求めます。

川野福祉環境部長。

○福祉環境部長（川野恵治君） 2回目の御質問にお答えいたします。

まず、自治会に対して、再度設置希望の調査を行って、推進することは考えられないかということでしたけれども、本市では平成24年度に自治会長会を通じ、各地域におけるLED防犯灯の設置希望調査を実施しております。その時点で130灯の設置・交換の希望がっております。

市としましては、これをもとに当初は5年間をめどに要望に応える計画でございましたが、現状では希望調査時と自治会長からの現在の申請状況には、大きなずれが生じております。これは、LED防犯灯の設置状況が、現在まで補助によるものが182灯、寄贈によるものが109灯で、合計291灯となっている実際の設置状況と比較しても、御理解いただけたと思います。

このずれに関しましては、いろいろな要因が考えられると思います。例えば防犯灯は、自治会で組単位で管理している場合も多く、その場合、自治協力委員等が防犯灯の管理をされているケースが大半となっております。自治協力委員等につきましては、年度ごとに交代される方も多く、そのようなことから平成24年度時点では希望しなかったけれども、交代された後の方が地域の防犯灯の状況を考慮して申請されるケース、またはその逆のケースも考えられると思います。そのほか、防犯灯の突然の故障や、防犯上の問題から、新規に設置を希望される場合など、状況の変化によるものもございます。

防犯灯のLED化を単純に推進するというのであれば、防犯灯の交換のみを対象とした補助にすればよく、交換は新設より安く済みますので、防犯灯のLED化はさらに進むこととなります。しかしながら、防犯灯のまず第一の目的は、あくまで防犯であります。防犯上危険と考えられる場所に防犯灯を設置するのが重要であり、実際、現在でも補助金の申請のうち、約3割から4割は新設となっております。また、市の財源には限りがあり、その中でどのように予算を確保していくのか、これは優先される事業や、その他事業との兼ね合いの中で決定されていくものであります。

これまでの自治会等からの申し込み状況等を踏まえながら、予算の増減を図ってきたところでもございますので、今後も自治会等からの申し込み状況等を見きわめながら、防犯灯のLED化推進について努力していきたいと考えております。

次に、住宅の照明LED化をさらなる充実した事業にするべきだということで、御質問いただきました。水俣市では、これまで家庭部門の低炭素化を推進するため、エコ住宅建築や太陽光・

太陽熱設備導入のための支援を行ってきております。

さらに、平成28年度から補助事業を再編し、LED照明器具など新たに補助対象をふやし、水俣市家庭部門低炭素事業総合補助金として運用を開始しております。市民がLED灯の機器を導入するに当たり、使いやすい制度とするため、新築の方、既に住宅をお持ちの方、設備機器のみを導入する方など、それぞれの用途に合わせた制度としております。また、市内経済の活性化に寄与するため、市外業者施行の場合は補助率は10分の1、市内業者の場合には10分の2と定めております。

議員御指摘のとおり、温室効果ガス排出量削減のためには、家庭部門に力を入れた取り組みを進める必要があると考えておりますので、LED照明を初めとする環境配慮型の設備機器のさらなる導入促進が図られますよう、当制度を周知するとともに、情勢に応じた形で継続・拡充を検討してまいりたいと考えております。

○議長（福田 斉君） 緒方総合政策部長。

○総合政策部長（緒方克治君） 避難所に新型LEDの防犯灯を設置する考えはないかという御質問にお答えします。

新型LED、すなわち防犯灯に太陽光発電がついて、その発電がバッテリーに充電されて、地震が起きた場合、通常の場合は防犯灯として動くんですけども、地震が起きた場合、その揺れを感知して自動的に点灯するという防犯灯のことだと思うんですが、確におっしゃるとおり、地震が起きた場合、仮に停電したとしても、このバッテリーで光がつくという新型LED防犯灯は、非常に災害時には有効だと思います。ただ、1つ当たりの金額が高いとお聞きしております。予算等の関係もございますので、現在のところは、なかなか難しいかなと考えております。

以上であります。

○議長（福田 斉君） 次に、母と子どもを守る産前産後ケア及び子育て施設ネウボラについて答弁を求めます。

川野福祉環境部長。

（福祉環境部長 川野恵治君登壇）

○福祉環境部長（川野恵治君） 引き続き答弁させていただきます。

次に、母と子どもを守る産前産後ケア及び子育て支援ネウボラについて、順次お答えします。

まず、子育て世代包括支援センターの活動状況と課題についての御質問にお答えします。

日本版ネウボラである子育て世代包括支援センターは、少子化社会対策大綱及びまち・ひと・しごと創生総合戦略において、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援を提供することを目的として、地域の実情等を踏まえながら全国展開を目指すとされています。

本市では、健康高齢課、福祉課において、これまで母子保健施策、子育て支援施策として類似

の事業を実施してきております。

現在のところ、子育て世代包括支援センターの設置はいたしておりませんが、産前からの子育て支援のためには、母子保健施策と子育て支援施策の充実に向けた取り組みのため、関係機関と一体的なサービスの提供について協議が必要と考えております。

次に、赤ちゃんを迎えるまでの妊娠期から赤ちゃんのいる産後期、そして育児期と切れ目のない支援体制についての御質問にお答えします。

妊娠期は、母子健康手帳交付時に、若年妊婦や妊婦自身の健康、経済的不安などのリスクがないかを把握し、保健師が相談対応しております。母子健康手帳交付後は、状況に応じて、婦人相談員や家庭相談員、医療機関などの関係機関と連絡・調整し、連携しながらフォローを行っております。また、妊婦健診の助成を行い、健診結果に応じて、保健指導も行っております。

出産後は、こんにちは赤ちゃん事業による全戸訪問の実施や、乳幼児健診での保健指導、子どもの発達等に心配がある方への発達相談の実施や、保育園・幼稚園を訪問するなどの育児支援を実施しております。

また、こどもセンターにおいても、マタニティ教室やつどいの広場、学童保育を実施し、妊娠期から育児期までの多岐にわたる支援を実施しております。さらに、療育にかかわる保健・福祉・教育の庁内連携会議を開催し、健康高齢課と福祉課、教育委員会で情報を共有しながら、気になる子どもさんたちの支援を行っております。

このように現状としましては、それぞれの担当課で各事業を実施しておりますが、密に連携を図りながら、できる限り切れ目のないように支援を行っております。

次に、特に産後ケア、産後サポートについて及び一人一人に寄り添う体制についての御質問にお答えします。

産後ケアとしては、母子健康手帳交付時に把握した、支援が必要と思われる産婦に対して、担当の保健師が、福祉や医療機関の関係機関と連携し、来所や電話での相談対応、家庭訪問などを通して、母体の健康管理や育児に関する相談、乳児の成長の確認等を行い、フォローを継続しています。

また、出産後、医療機関に入院している間や2週間後健診、1カ月後健診で、産後うつや育児不安等が疑われた産婦については、医療機関から市へ連絡があり、担当の保健師が福祉や医療機関等の関係機関と連携しながら対応しております。

産後サポート事業としては、一時保育やファミリーサポートセンター事業などを実施しており、対象者に紹介をしております。また、ことしの秋からは病児・病後児保育事業も開始する予定です。

一人一人寄り添う体制としましては、健康高齢課の保健師業務は、地区担当制で実施しており

まして、妊娠期から産後、子育て期まで、関係機関と連携を図りながら総合的な支援を行っております。

次に、母子保健法及び児童福祉法の改正により、さらなる安心して子育てできる体制についての御質問にお答えします。

平成26年度から実施されている子育て世代包括支援センターのモデル事業を参考に、今後も妊産婦及び乳幼児の実情を把握し、妊産婦と乳児の健康の保持増進に関する支援を継続しながら、母子保健施策と子育て支援施策の一体的な提供を通して、妊娠期から子育て期にわたるまで切れ目のない支援体制の構築に努めてまいります。

○議長（福田 斉君） 牧下恭之議員。

○牧下恭之君 子育て世代包括支援センターの設置はしていないが、それと同等の支援体制を組んでいるということでありました。また、赤ちゃんの全戸訪問も実施して、産前産後ケアに取り組んでいるとのことでありました。さらなる連携強化で取り組んでいただきたいと思っております。

忙しく働きながら子育てをしているお父さん、お母さんにとって、子どもの健康管理に十分に気を使いたいという思いがあっても、大変な場面があります。

特に大変なのが予防接種です。近年の予防接種の改正により、法に基づいて実施される予防接種が増加し、また回数や接種時期が種類によって異なり、接種間隔も変更しています。ヒブワクチンや小児用肺炎球菌ワクチンなど10種類もあり、おたふく風邪など任意のものが5種類もあります。乳幼児期に集中するために煩雑となっており、複数のお子さんを育てているお父さん、お母さんにとっては特に大変だと思っております。接種時期を逃してしまったり、任意で、また有料での接種となり、結局やらないという選択になってしまうケースもあると聞きました。水俣市では、予防接種のスケジュール管理の対応はどうしているかお尋ねいたします。

予防接種を忘れたお子さんやしないお子さんに対して、どのような対応をしているかお尋ねいたします。

次に、予防接種のスケジュール管理や感染症の流行情報のメール配信や、また妊娠、出産、乳幼児期の保護者の方に、お母さんと赤ちゃんの体調管理の情報や、市の子育て事業の情報メール配信という、ITを活用した施策を取り入れている自治体が今ふえております。これらのメールによる情報配信について、水俣市の考え方についてお尋ねいたします。

○議長（福田 斉君） 答弁を求めます。

川野福祉環境部長。

○福祉環境部長（川野恵治君） 2回目の御質問にお答えいたします。3点、予防接種に関してあったかと思っております。

まず、予防接種のスケジュール管理はどうしているかということですが、こんにちは赤

ちゃん事業による全戸訪問時に、予防接種の受け方等の説明を行っております。初回接種開始日の目安などを記入したスケジュール表や、予診票等の資料をお渡ししております。その後は、乳幼児健診時に予防接種の履歴を確認しながら、接種スケジュールの指導を行っております。また、予防接種の種類によっては、接種時期に対象者全員に文書でお知らせをしております。

次に、予防接種を忘れたお子さんや接種をしないお子さんに対して、どのように対応しているかとの御質問だったと思います。

予防接種の未接種者等への対応としましては、乳幼児健診時、接種履歴を確認し、予防接種の必要性やスケジュール等を説明し、予防接種を受けるように進めております。また、予防接種の対象月例を過ぎる前に電話で接種を勧めたり、また文書等でお知らせをしたりしております。

3番目にメール情報配信について、どうかということですが、予防接種に関する情報提供に関しましては、先ほど申し上げましたとおり、全戸訪問とか乳幼児健診時にそれぞれ情報提供やスケジュール等の相談に応じております。また、未接種者に対しては、電話での接種干渉や文書でのお知らせを行っております。子育てに関する情報提供としましては、出産後の産婦全員に、子どもの成長・発達と子育てや食事に関する情報を1冊にまとめた、子どもノートという冊子を配布しておりまして、家庭訪問や乳幼児健診で、直接保健師が対象者の相談に対応しております。

このように予防接種については、さまざまな方法で情報提供に努めておりますので、現在のところメール情報発信の実施につきましては考えておりません。

○議長（福田 斉君） 牧下恭之議員。

○牧下恭之君 切れ目のない子育て支援、また費用対効果も考え、人員の確保が要らないメールの活用は、私は必要だと考えております。

埼玉県戸田市では、予防接種スケジュール管理システム、予防接種はやわかりがスタートいたしました。携帯電話やパソコンで子どもの生年月日を登録すると、個別の予防接種スケジュールを作成してくれます。あわせてお知らせメールが配信されます。医療機関とも連携し、その場で電話予約ができ、とても便利なシステムであるそうです。また、市からのお知らせやウイルスの流行など、トピックスで案内をしてくれます。戸田市では、予防接種を忘れて、法で定められた期間を過ぎると任意予防接種となり、自己負担となってしまう接種をしない人がふえ、抗体ができず、感染症の蔓延につながるおそれがあるため、導入を決定したという経緯があるそうです。

また、平成25年4月より文京区で、また7月からは相模原市で、きずなメールというメールマガジンの配信をスタートいたしました。妊娠中の方はもちろん、御主人や家族も登録でき、妊娠中は毎日、産後は週2回のメールが届きます。おなかの赤ちゃんの成長や妊娠中の健康管理のア

ドバイス、つわりへのアドバイスや応援のメッセージ、出産の心得など毎日届くそうであります。毎日楽しみですとか、ぴったりのタイミングで届く情報やエールに心が楽になるとの感想が寄せられ、登録した99%の人が毎日読んで、登録してよかったと言われているそうであります。

また、江東区では、この2つのメールサービスが同時に始まりました。孤立した子育てに、外部との交流を持ちにくくなりがちで、子育てにふなれな保護者に対し、きずなメールのほか、自治体と地域の子育て情報やイベント予定など、タイムリーな情報を届けることによって、子育ての孤立化を防止するという効果もあるそうであります。

ぜひ、この予防接種スケジュール管理システム・きずなメールの2つのメール配信を、本市でも導入していただきたいと思いますが、いかがかお尋ねして、質問を終わります。

○議長（福田 斉君） 川野福祉環境部長。

○福祉環境部長（川野恵治君） 3回目の御質問、予防接種スケジュール等について、メール配信を導入することは考えられないかということだったと思いますけれども、確かにメール配信につきましては、1つの有効な手段であるかとは認識しております。予防接種は年々、接種するワクチンの種類がふえて、それに伴い接種方法も複雑になってきております。また、子育てについては、通信技術の発達によりまして、間違った情報が氾濫する危険があるため、安心して楽しく子育てができるような、適切な情報提供や相談体制が重要であるというふうに考えております。

今後も随時、医療機関や福祉課等関係機関と連携を図りながら、全戸訪問などのように直接住民と接する形で、よりきめの細かい対応に努めてまいりたいと考えております。

○議長（福田 斉君） 以上で牧下恭之議員の質問は終わりました。

この際、10分間休憩します。

午前10時38分 休憩

午前10時49分 開議

○議長（福田 斉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、藤本壽子議員に許します。

（藤本壽子君登壇）

○藤本壽子君 おはようございます。

無限21の藤本壽子です。

1カ月以上にわたって雨の降らない暑い夏が続きました。その間、参議院議員通常選挙があり、東京都知事選挙、そしてリオデジャネイロオリンピックと続きました。この夏、リオデジャネイロオリンピックではもちろんのこと、政治の世界でも女性の活躍が目立ちました。東京都知事になった小池百合子氏、民進党の蓮舫氏も党首選に立候補、何はともあれ、女性の活躍にはエール

を送りたいとは思っています。

ただ、防衛大臣になった稲田朋美氏、彼女についての記事を読み、驚きました。稲田朋美氏の有名な言葉の1つに、戦争は人間の霊魂進化にとって最高の宗教的行事というのがある。戦争が魂を浄化すると言っているのです。イギリスなど海外のメディアは、その稲田朋美氏が防衛のトップになったことを危惧するという記事を書いています。不戦の誓いをした平和国家が、今壊されようとしているのではないのでしょうか。安全保障関連法案成立以降の日本が、どのような道を歩むことになるか、想像にかたくないものがあります。

また、ことしの夏、それ以上に考えさせられる事件がありました。相模原市の障がい者施設での殺傷事件、この事件の根底に流れる思想、障がいを持った人々への間違った捉え方については、私は毅然とした態度で望む必要があると思っています。そのことの意味を社会全体が共有し、どのような違いがあっても、人間として誇りを持って生きていけるような社会をつくる。そのことを願いながら、質問に入りたいと思います。

まず、大きな1番です。

水俣市の障がい者が生き生きと安心して暮らす施策について。

- ①、災害時における障がい者など、要支援者の避難場所などは整備されてきているのか。
 - ②、障がい者の就労場所は、どのようなところでどれぐらいの方たちが働いているのか。
 - ③、障がい者の軽自動車税ですけれども、減免において、車の名義が本人だけ認められ、家族の場合、認められないようになっていますが、他市の例では、どのようなになっていますか。
 - ④、障がい者が差別されないため、学校教育の中では、どのような配慮がなされていますか。
- 2、再稼働後の川内原子力発電所について質問します。

7月17日、川内原発を考える肥薩ネットワークでは、評論家で研究者の広瀬隆さんをお呼びして、講演会を開催しました。広瀬隆氏は、川内原子力発電所の地震対策は全くなってないと述べ、過去に明治、大正、昭和に頻発したときと同じように、今、日本は、激動期に入った。その激動期に入った2年後、1997年ですけれども、3月と5月に震度5強と6弱の激震が起きました。断層がないと言われた薩摩川内市に。川内原子力発電所から、わずか十数キロメートルが震源でした。

川内原子力発電所は日本最大の活断層、中央構造線の上に立つ原子力発電所であり、そもそもここに原子力発電所を立ててはならなかった。この講演会に集まった4市の住民の中には、今回の鹿児島県知事選で当選した、三反園訓氏への期待を語る人が多くありました。そこで質問をします。

- ①、鹿児島県知事の川内原子力発電所についての県民への公約はどのようなものであったのか。

②、前知事との違いをどのように捉えているか。

③、原子力災害による避難計画を見直すということであるが、水俣市としてはどのように対応するのか。

3番目に、水俣市の小・中学校などで施行されているフッ化物洗口についてお尋ねします。

洗口が始まって、およそ1年がたちました。以前から、私の先輩議員なども繰り返しこのことについては質問をしております。子どもたちの体に悪い影響を及ぼしていないのか、本当に懸念が残ります。

①、児童、生徒や教職員への洗口状況について、調査は行ったのか。

②、新1年生への説明会は行ったのか。

③、洗口液ミラノールの添付書には、どのようなことが記述されているのか。

最後に、病児、病後児保育設置者の公募以降の進捗状況についてお尋ねします。

7月から設置者の公募が始まり、本当に誰が手を挙げてくださるかということで、私も保育園だとかいろいろなところに御意見を聞いて回ったりいたしました。この事業は、もう本当に20年ぐらい前から、多分重点目標になっていたことではないかと思います。やっと動き出したことについては大変喜ばしく思っています。関係者の方々には感謝申し上げたく思い、この事業が円滑に進んでいただけるように、きょうは質問をしたいと思います。

①、設置者は決定したのか。

②、医療関係者との連携は、どのようになっているか。

③、利用を希望する人への案内は、いつからするのか。

④、開所の予定と登録手続は、どのようになっているか。

以上、本壇からの質問を終わります。

○議長（福田 斉君） 答弁を求めます。

西田市長。

（市長 西田弘志君登壇）

○市長（西田弘志君） 藤本壽子議員の御質問に順次お答えをいたします。

まず、水俣市の障がい者が生き生きと安心して暮らす施策については福祉環境部長から、再稼働後の川内原子力発電所については私から、水俣市の小・中学校などで施行されているフッ化物洗口については教育長から、病児・病後児保育設置者の公募以降の進捗状況については福祉環境部長からそれぞれお答えをいたします。

○議長（福田 斉君） 水俣市の障がい者が生き生きと安心して暮らす施策について答弁を求めます。

川野福祉環境部長。

(福祉環境部長 川野恵治君登壇)

○福祉環境部長(川野恵治君) 初めに、水俣市の障がい者が生き生きと安心して暮らす施策について、順次お答えします。

まず、災害時における障がい者など、要支援者の避難場所などは整備されてきているのかとの御質問にお答えします。

市が管理する避難所のうち、障がい者など要支援者を受け入れる福祉避難所としてもやい館を指定しております。建物については地震に対する耐震基準を満たしており、床のバリアフリーはもちろん、音声誘導装置の設置や、手すり部分には点字シートも貼られています。また、災害時には簡易ベッドや車いすなどが必要な方への対応もできます。

また、地域において管理している避難所もありますが、これまで地域の公民館などは、まちかど健康塾や地域リビングなどで活用されており、その事業の中で手すりやスロープの設置、トイレ改修などの拠点整備も行われております。さらに地域自治会への交付金等によっても少しずつ整備されています。

障がい者などの避難支援のための基礎となる避難行動要支援者名簿を本年2月に作成しておりますが、今後は本人同意の確認や必要な支援について具体的に示した個別計画を策定してまいります。

次に、障がい者の就労場所はどのようなところで、どれくらいの方たちが働いているのかとの御質問にお答えします。

障害福祉サービスにおいては、一般企業等へ就労するために必要な知識・技術の習得、就労先の紹介などの支援を行う就労移行支援、一般企業等へは就労することが困難であるが、雇用契約に基づき継続的に就労することが可能な方を支援する就労継続支援A型、年齢や体力等の面で一般企業等への就労はできないが、生産活動の機会の提供、就労に必要な知識・能力向上などの支援を行う就労継続支援B型の3種類の就労支援サービスがあります。

現在、水俣市でサービスの支給決定をしている方の中で168名の方が市内の事業所に就労されています。その主な仕事は、飲食店での接客や調理、お菓子やストラップなど自社商品の製造・販売、部品の組み立てや施設の管理など企業から受託した業務、他企業から請け負った業務を当該企業内で行う施設外就労などです。

また、ハローワーク水俣へお尋ねしたところ、6月現在で、障害者登録をされている235の方が、水俣芦北圏域において一般就労されているとのことでした。具体的には、事務員、警備員、工場作業員、飲食業、施設の清掃や調理など、多岐にわたり幅広く就労し、活躍されておられます。

次に、障がい者の軽自動車税の減免において、車の名義が本人だけの場合認められ、家族の場

合認められないようになっているが、他市の例では、どのようになっているのかとの御質問にお答えします。

本市では、水俣市税条例に基づき、身体に障がいや歩行が困難な方、または精神に障がいや歩行が困難な方が所有する軽自動車等で、障害等級など一定の基準を満たす場合に、軽自動車税の減免を行っております。減免の対象となるのは、障がい者御本人が所有者となっている車両です。ただし、身体障害者で年齢18歳未満の方、または精神障がい者の方につきましては、生計を同一とする方が所有する場合も認められております。この規定は、県税である自動車税の基準に合わせて規定されているもので、県下14市ともに、本市と同様の規定となっております。

次に、障がい者が差別されないため、学校教育の中では、どのような配慮がなされているかとの御質問にお答えします。

学校では、平成19年度から、障がいのある子どもも障がいのない子どもとともに学ぶインクルーシブ教育システムの構築を目指し、互いの多様性を認め合うことや、障がいのある児童・生徒が自分の力を可能な限り伸ばし、社会参加を実現するための特別支援教育の充実を進めてきているところです。

そこで、まず状況把握という点で、児童・生徒の特性を全職員が理解する時間を定期的に設定し、同じ対応ができるよう情報を共有しています。そして、障がい者が在籍する特別支援学級では、一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導及び必要な支援の充実を図るために、一人一人の特性に応じた個別のカリキュラムを実施しております。

また、当該児童・生徒は、同学年の通常学級で交流学习として活動しています。この学習は、共生社会の形成に向けて、障がいのある児童生徒と障がいのない児童・生徒が、相互に理解を深め、社会性や豊かな人間性及び多様性を尊重する心を育むことができるよう、交流及び共同学習の推進を図る目的で実施しています。

具体的には、全ての小・中学校で技能教科である体育、音楽等を中心に交流学习を実施しています。児童・生徒の特性に応じて、国語や社会、算数等を行っている学校もあります。授業以外では、運動会や体育大会、集団宿泊教室、修学旅行等の学校行事にも年間を通じてともに活動しています。毎日の給食時間においても交流を深めております。学校教育活動の中で可能な限り、触れ合う時間をふやし、互いの理解を深めるとともに尊重する態度を育成することが、現在及び将来において、障がい者への差別をしない、させない、許さない人づくりになると考えております。

○議長（福田 斉君） 藤本壽子議員。

○藤本壽子君 答弁、ありがとうございました。

障がい者の災害時での避難所のことですけれども、8月20日に、熊本市のほうで集会がござい

ました。自立生活センターヒューマンネットワーク熊本というところが主催で、後援は熊本県と熊本市ですね、それから熊本学園大学が今回避難所として活躍されまして、熊本学園大学ももちろんいらっやっていましたし、多くの障がい者団体が集まっておられました。緊急報告、熊本地震で被災した障がい者たちはという集いでした。私がなぜこれに行きたかったかという、とにかく障がいを持った方が、どんなふうになされたのかという、生の声を聞きたかったんですね。行かせてもらいまして、本当によかったです。

報告としては被災した障がい者の方の報告は、わずか3名しかできなかったんですけども、たくさんの方の被災した方の根っこが、その中にはあったんだろうと思って聞きました。1人の方は、もう命も危ないというような、逃げられるときに、そういった経験もなかったという方もおられて、これは本当に水俣市も、今後障がいを持った方の災害のときの避難というのは、きちっと考えていかなければいけないんじゃないかというふうに改めて思いました。

先ほどは、牧下恭之議員も質問をなさいましたけれども、熊本地震の教訓としては、やはりずっと車いすに座っていなければいけなかったという、普通の避難所に行かなければいけなかったらいいんですね。それで、横になれるスペースがなかった。それから地域に避難する場合は、障がい者用のトイレがないわけです。そして、介助者がいないと、どうしても避難は無理です。そういうことなどが、きちっと備わっているかということが、大事なのかなというふうに感じて帰ってきました。

それで、ここで1つ、この集会の要望として出されていたことなんですけれども、避難所をもうい館に置くということで、本当に私は、それはそれで大変なことだというふうには思っているんですが、今申し上げたように、各地域に本当に少なくとも障がい者が避難してきたときに、体を守るセーフティーネットができるというぐらいの設備は、置いていただけないかなというふうに思っているんです。

この集会の要望の中で、障害者差別解消法というのが義務づけられていて、障がいを持った方たちも、例えば災害があったときでも、差別されてはならないという法律があるということで、そういう法律の要綱を、きちっと国につくってもらわなければいけないんじゃないかという要望書を出されるということで、最後結ばれていたんです。水俣市は、この今言いました地域での避難所ということについても、要綱をまとめていただけないかなという、必要があるかどうかということ、このことについて、まず御意見を伺えればというふうに思います。これが1番目の質問です。

それと、障がい者の就労場所ということで、何人か友人がいますが、時々私に相談があるのは、賃金が安いので、どうにか改善というのはできないんですかというのがあるんです。最低賃金を意識したということでは、もちろん就労継続支援A型がございまして、2009年には全国で328カ所

であったのが、いろいろな支援がありまして、2,382カ所まで今、急増しているということなんです。その就労継続支援A型、B型、全て含めてなんですけれども、水俣市は今後、障がい者の方たちの就労場所ということでは、暮らしの安定ということをお友達は言うんですが、どのような方向で進めていきたいと思っておられるのか。ちょっと抽象的かもしれませんが、これを2番目の質問にしたいと思います。

そして、軽自動車税の減免のことですけれども、これは水俣に移り住んだ東京都の世田谷区からの方がいらっしゃるんですが、その方が名義が障がいを持った本人でいらっしゃるって、市役所の税務課のほうに行ったら、奥様のほうの名義だとだめですよと言われたということだったんです。それで、世田谷区のほうに聞いてみました。世田谷区のほうでは、障がいを持つ方と生計を同じくする人、主に介護や医療、その他の目的で車を使用する場合は、本人の名義でなくとも減免しているというふうなことをお聞きしました。水俣市も今後、できれば家族の名義であっても、減免するように考えていただけないかと思ひまして、これを3つ目の質問にしたいと思います。

障がいを持った児童・生徒への偏見や差別をなくすためにということで、学校教育のことをお伺いしました。特別支援学級で働かれていて退職された先生や、それから現在、働いている方に御意見をお聞きしました。一番大事なことは普通学級のほうに児童・生徒が行かれたときに、お客様という関係ではなくて、いろいろなことをする中で、けんかしたりするような関係になるようなことまでお互いを深め合えるという、そういう関係を持つことが大事ではないかなというふうに言われました。そういうふうな形で、きめ細かいことをやっていくということになると、やはりもっと特別支援教育支援員なんかも、ふやしていただかなければいけないという局面があるのかもしれないと思ひまして、私はここでは、そういう場合、特別支援教育支援員をふやすことができるかどうかということをお聞きしたいと思ひます。

以上、4つです。

○議長（福田 斉君） 答弁を求めます。

川野福祉環境部長。

○福祉環境部長（川野恵治君） 2回目の御質問にお答えします。

まず、避難所について、地域の避難所なども障がい者とかが利用しやすいような、そういう整備をしていくべきではないか。国に対して要望といいますか、そういう要綱等の作成の要望をすべきではないかというお話でした。

障がい者差別解消についての法案の趣旨は、十分に認識をしております。ただ、もともと違う目的で使われている地域の公民館などを避難所に指定しておりますため、避難をする際にいろいろな不便があるということも承知をいたしております。ただ、財源の問題もあり、早急に整備をしていくということは非常に難しいところでもあります。

御提案のありました国への要望等につきましては、まずは情報収集をしていきたいというふう
に考えております。

2点目の、水俣市は今後どのように障がい者の就労について、障がい者の暮らしの安定につな
がるような施策などを、どう考えているかということだったと思いますが、今後、ハローワーク
との連携を密にして、雇用促進のための啓発活動や就労に関する相談機能の充実を図り、就職を
希望する特別支援学校卒業生や一般就労に向けた支援、さらに就労が困難な障がい者には、安定
した暮らしにつながるような、経済的な自立に向けた相談支援を行っていききたいというふう
に考えております。

○議長（福田 斉君） 本田総務部長。

○総務部長（本田真一君） 先ほど、東京都世田谷区では、障がい者の家族が所有する場合も減免
対象となっていることであったが、本市で検討するつもりないかという質問でございますけれど
も、まず本市の条例は、国の示した標準的な条例に基づいて規定しております。また、先ほど答
弁がありましたように、本市におきましては、熊本県内の各市や県税である自動車税との均衡も
ありますので、現在のところ減免対象の変更は難しいかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（福田 斉君） 吉本教育長。

○教育長（吉本哲裕君） 特別支援教育支援員への増員についてお尋ねがございましたけれども、
まずは支援が必要となる児童・生徒の状況等について、情報収集といいますか、継続して行くと
ともに、市の臨時職員になりますが、特別支援教育支援員の増員については、そういった子ども
たちの状況を踏まえて、今後増員については検討していききたいと考えております。

○議長（福田 斉君） 藤本壽子議員。

○藤本壽子君 3回目の質問に入ります。

私の地域の避難場所としては、おれんじ館があるんですけども、徳富一敏館長といろいろと
お話をさせていただきました。この場所で、もし障がい者を引き受けたらどうだろうねと
いう話をしましたら、彼は本当に自分が障がいを持っていらっしゃるんで、具体的にこんなのが
必要だと思う、こんなのが必要であると。さっき部長のほうはお金がかかるのでとおっしゃっ
たけど、お金だけの問題ではないのかもしれないというような、やはり細かい、いろいろなことを、
彼は意見として私に言ってくれました。

それで、今月も熊本学園大学のほうでは、障がい者が災害に遭ったことの報告、それについて
どうすればいいのか、そういうことの学習などをされたり、ほかのところもいろいろされると思
うんです。徳富一敏さんがおっしゃったのは、今すぐどうするかということもあるけれども、障
がいを持った方やいろいろな関係者が、やはり協議会のようなものを持つべきではないかと、こ

これは本当にいつ来るかわからない。ここの庁舎と同じだと思うんですね。

いつ来るかわからないという問題なので、備えはきちんと必要である、お金のかかること、かわからないということはあるかと思えますけれども、きちんと話をしておくことは必要なのではないかと思ひまして、そのような協議会のようなものを持っていただけないかということ、まずここで質問をしたいと思ひます。

3回目の質問は3つしたいと思ひます。

就労面のことなんですけれども、仕事内容を充実させるということで、水俣市の募集する店などには、障がい者団体の方たちが、多分申請をされたりとかしているんだろうと思ひますけれども、ぜひ優先的に、いろいろなことがあるかと思ひますが、障がい者の方たちの可能性を導き出してあげるためにも、優先的に雇用をするようなことをお願いできないかというふうに、まず1つ思ひています。

それと、あとは地域の企業などとの雇用とか商品などとの連携です。今も現実に、いろいろな形でやっぺらっぺらと思ひますけれども、仕事がいっぱい来て困るというのものもあるのかもしれないんですが、いい形でいろいろな地元の企業の方たちとの連携みたいなものを、もうちょっと積極的に進めていくということができないのかということ、この3つを質問をしたいと思ひます。

あとは要望ですけれども、軽自動車税の軽減ということでは、また今後、いろいろな税金の面でのこととかもあるということでしたので、様子を見ていただいて、水俣市にはそういう要望があるのだということ、きちんと受けとめていただけないかということ、まずお伝えをしておきたいというふうに思ひます。

そして、最後に障がいを持った方たちのことなんですけれども、いろいろもう本当に教育関係の方、御努力いただいて、感謝しているんですが、私も若いときからずっと障がいを持った方たちと仕事をしていて、けんかしたり、いろいろしながら、その中で、もう本当の親友になっていくというところがあるので、ぜひそここのところまでいけるような教育というのを、進めていただけないかというふうに思ひて、これは要望にしたいと思ひます。

2つ質問します。

○議長（福田 斉君） 答弁を求めます。

川野福祉環境部長。

○福祉環境部長（川野恵治君） 藤本壽子議員の3回目の御質問にお答えいたします。2点あったかと思ひます。

まず、障がい者等の方の避難所等の整備について、協議会などの設置についてはどうかということなんですけれども、この点につきましては、情報収集も行いながら、その必要性について、今後

の検討課題とさせていただきたいと思います。

また、障がい者団体とかについて、仕事の内容にもよるかもしれないが、優先的にそういう仕事を依頼するとか、そういうことについてのお尋ねだったと思います。

なかなか中身とか、そういうさまざまな条件とかありますし、どのような仕事が可能なのか、そういうこともございますので、今後、こういったことにつきましては、まずは調査を行ってまいりたいというふうに考えております。

○議長（福田 斉君） 次に、再稼働後の川内原子力発電所について、答弁を求めます。

西田市長。

（市長 西田弘志君登壇）

○市長（西田弘志君） 次に、再稼働後の川内原子力発電所について、順次お答えいたします。

まず、新鹿児島県知事の川内原子力発電所についての県民への公約はどのようなものであったのかとの御質問にお答えをいたします。

新知事後援会のホームページによると、1つ目に、熊本地震の影響を考慮し、川内原子力発電所を停止して、施設の点検と避難計画の見直しを行うとともに、情報発信に取り組み、県民不安解消に努めてまいります。2つ目に、原子力問題検討委員会を県庁内に恒久的に設置し、答申された諸問題についての見解をもとに県としての対応を確立する場を設けますとの2点が公約として記載されております。

次に、前知事との違いをどのように捉えているかとの御質問にお答えをいたします。

前知事の公約によると、原子力発電にかわる次のステージを開発すべき段階に来ており、再生可能エネルギーの普及拡大に全力で取り組みますとの記述がございます。すなわち、将来的には原子力発電に頼らない社会を目指したいとの考えに対して、新知事は7月28日に行われました知事就任記者会見で、将来的ではなくて、今から原子力発電に頼らない社会をどんどん目指していくのですとの発言から、両者の原子力発電に関する考えには違いがあると捉えております。

次に、原子力災害による避難計画を見直すということであるが、水俣市としてはどのように対応するのかとの御質問にお答えをいたします。

避難計画の見直し案は、まだ示されておられませんので、今後、鹿児島県において、避難計画の見直しが行われた場合には、その内容を踏まえて検討してまいりたいと考えております。

○議長（福田 斉君） 藤本壽子議員。

○藤本壽子君 答弁、ありがとうございました。

確認のために三反園訓知事の公約ですけれども、熊本地震の影響を考慮し、川内原子力発電所を停止して、施設の点検と避難計画の見直しを行う。また、原子力発電に関する諸問題を検討する原子力問題検討委員会を恒久的に設置するという2つが、表向きの公約ということになってお

ります。前知事とのことなのですが、ああ、そういう捉え方もあるのかと思いました。伊藤祐一郎前知事は、昨年の11月7日ですけれども、再稼働に対する判断を示した際に、原子力規制委員会の指針や九州電力の評価を引用しました。原子力事故が起きても、原子力発電所から5キロメートルの放射線量は、5マイクロシーベルトだとした上で、避難の必要がないと言いました。もし、福島みたいな事故が起きても、もう命の問題はないと発言、これはさすがに鹿児島県民の方たちにも、大きな懸念の声が上がりました。

もちろん今後どうしていくかという政策のところ、答弁いただいたと思うんですけども、一体、鹿児島県民を本当に守ろうとしている姿勢なのかということは、もうただ原子力規制委員会の言うことを、うのみにしているというだけのことでしたね。それはもう素人目に見ても、やはり不安が残るという判断ではなかったのかというふうに思っています。

そして、今回の鹿児島県知事選挙です。薩摩川内市においては、原子力発電の方向転換を今すぐというふうに公約をされたと思うんですが、三反園訓氏が7票上回るという結果でした。私もどうしてこうなったんだろうとか、まさか薩摩川内市が三反園訓さんが勝つとは思わなかったんで、びっくりしたんですけども、もともと南日本新聞の世論調査では、50%以上の県民が再稼働に反対ということをしていましたので、その不安の声が、熊本地震により、顕著な結果となったのではないかとこのように私は捉えています。

そこで、2回目の1番目の質問ですけれども、市長は今回の三反園訓知事の公約について、どのように思われるのか。市長の言葉で聞かせていただければと思います。

次に、水俣も出水市のほうの避難者を、前から6,600人以上引き受けなきゃいけないんです。だけれども40キロメートルから50キロメートル地点に水俣はありますので、福島県で言うと飯舘村と一緒に。これはこのごろ本当に、私どもの近辺の婦人会の方やら、みんな熊本地震があつてから、私にもおっしゃるんですけども、藤本さん、これ私たちが逃げないかんとにどげんするとかねというような意見が、もうたくさんそういうふうなことを聞きます。

この水俣市民の不安や、それから今の現状みたいなことを、ぜひ三反園訓知事に伝えていただけないかというふうに思います。そここのところから、まず話をすることが大事なんじゃないかというふうに思ひまして、このことを2番目の質問にします。

そして、こうやっているといるうちになんですけれども、結局のところは川内原子力発電所は再稼働しております、仮に地震やさまざまな自然災害が起こったときに、今、きょうどうするかという問題がございます。これはもうずっと言っていたんですけども、今できることでいいんですね。水俣市独自の原子力災害の避難計画、それをつくっていただけないかというふうに前から要望しておりましたけれども、もう一度お尋ねをしたいと思います。

ことしの2月だったと思うんですが、兵庫県の篠山市が、ちょうどちと同じようなところで、

きちんとした避難計画をつくっておられるので、視察に行きたいと思ひまして連絡をしましたら、ちょうど安定ヨウ素剤を配る日だったんです。その週にずっと配っていくので、ちょっと視察を受け入れることができませんということだったので、危機管理防災課の担当の村崎さんにも話をしようかなと思ひていたんですが、残念ながら行くことができませんでした。

しかし、篠山市は、例えば原子力発電所事故がある前、被害想定、情報収集・連絡体制の整備、災害応急体制の整備、それから退避及び避難体制の整備、避難者を受け入れる体制の整備、また避難先の指定、私たちが逃げるところの指定ですね、開設・運営、住民などに対する原子力防災に関する知識の普及と啓発、原子力災害訓練の実施、それから飲料水、飲食物の接種制限など、また除染、医療体制の確保、風評被害などの影響の軽減、心身の健康相談体制の整備。これはもう本当に有識者を交えて、市民と一緒になつてつくられたということなんですけれども、平成25年に既に策定をされていまひて、もう一つつけ加えると、私どもと防災の姉妹都市を結んでいまひる滋賀県の守山市、そこは私の出身地なんです、そこもやはり原子力発電所に近いので、避難計画がきちつとできておひます。たくさんそういうふうになつておひまるところがありますので、今できる避難計画というのをぜひつくつていただけないかと思ひまして、これを3つ目に質問をしたいと思ひます。

○議長（福田 斉君） 西田市長。

○市長（西田弘志君） 藤本壽子議員、この原子力発電所問題にいつも関心を寄せられ、御質問いただひているところでございまひます。

今回の熊本地震を受けまひて、非常に心配の声が上がつているのも、私も重々わかつておひます。今までになつた地震でありますので、原子力発電所が薩摩川内市にあつて、この震度7以上のものがあつたときにどうなるのかというのは、本当にそういうふうにな心配されていまひる声は、非常に私にも伝わつてきておひます。

その中で、できるものというものを、私たちも安心、安全を考えていくものとして、考えていかなければいけない。そういうことはスタンスは全然変わつておひません。

まず、1つ目の質問でございまひますが、鹿児島県知事の公約等、先ほど述べたものでございまひますが、首長として政治家の公約について、私がコメントというのは、この場ではもうちょっと差し控えさせていただきたいというふうにな思つておひます。政治家の思ひというものでございまひますので、私のコメントは、ここでは差し控えさせていただきたいというふうにな思ひます。

2つ目には、水俣市の思ひというものを鹿児島県知事に伝えてほしい、会つたらどうかという意味合いもあるのかと思ひますが、避難計画のこと、いろいろ伝えることはできると思ひうんですが、避難計画自体はやはり県じゃなくて、国が主体的になやっていただきたい、やるべきだというふうにな思つておひます。現時点で知事に会つて、私が話すことはどういつたことかというのは、

まだちょっとはっきりしておりませんので、現時点で知事とお会いするという予定はございません。

そして3つ目に、独自の避難計画をとということでございます。これはいつも取り上げていただいているところでございます。

今うちは、出水市から受け入れをするというところまではできているんですけど、実際避難をするとなりますと、避難経路は国とか県の道の問題で、連携が必要だというふうに思いますし、まずどこに、相手先の問題になりますと、出水市から来る方がいらっしゃって、うちがまたよそに行くとなると、全体の見直しがやっぱり必要になってくると思っております。これにはやはり国の主体的な関与、国が責任を持っていただきたいということを思っているところでございますので、そういった関与が今まで以上に国の指導がありましたら、進んでいくというふうに現時点では思っております。

○議長（福田 斉君） 藤本壽子議員。

○藤本壽子君 ちょっと今、答弁いただきまして、幾つか疑問点も出ましたんですけども、避難計画の中、普通の防災の中でちょっとお話をしたときに、たしか市長は、安定ヨウ素剤についても、今後考えなきゃいけないんじゃないかというふうなことを、おっしゃられましたよね。そのことは確認したいというふうに思っています。その安定ヨウ素剤というのは、原子力災害、それがあつたときに、主に使うものですよ。なので、全く考えておられないということではないんだろうと思います。

私が申し上げているのは、今できることです。国との関係ももちろんでございます。それから、鹿児島県知事は、おっしゃるように鹿児島県知事の公約に、市長が意見を言うことはできないというふうに思うんですけども、それもちょっと不思議に思ったんですが、知事には確かに原子力発電をとめるという法的な権限はないんです。そこのところに私は、原子力発電行政の大きな矛盾があるんじゃないかなと思っているんです。

というのは、鹿児島県知事は、鹿児島県民を守らなければいけないという立場で、行政をやっているわけなんですけれども、それを例えばそのようにしようというふうに、原子力発電をとめてくれと言っても、権限がないというふうに、この問題はなっているんですね。

例えば、御存じのように環境アセスメント、私どもに大きな産業廃棄物最終処理場ができようとしたときには、環境アセスメントを出したのは、県が許可するかどうかだったんですよ。そういうふうに県に権限があるというふうなこともあるわけなんですけれども、このことについては、全てが国ということになっていまして、避難計画についても国です。じゃ誰が県民、水俣市民を守るのかということですよ。そこのところはきちっと捉えていただけないかというふうに思うんです。

もちろん国のほうにも要望は市長を初め、熊本県のほうも出されているようなんですけども、私が三反園訓さんに会われないかというのは、別に会うことが人気者に会うとかいう、たまたまテレビに出ておられた方だとか、今非常に報道関係にクローズアップされている方だからという意味ではないんですよ。本当に県民の思いが、彼を押し上げたというふうに思っているので、水俣市民も本当に同じような気持ちじゃないかなと思いますので、今の現状を、やっぱり意見交換というのは大変有意義ではないかというふうに思っています。

もう一つ、先ほどちょっとありましたけれども、三反園訓さんは、原子力発電所の40年を超える運転延長を認めないというふうに言われて、3号機の増設も認めない。いずれは廃炉にしなければいけないわけなんですけれども、廃炉の方向で、再生可能エネルギー事業を進めるという指針を出されているようです。

私はこれは、水俣市の環境モデル都市づくりと、ちょうど同じようなあゆみをとっていきののだと思っていますので、未来志向の話というのを、もっと鹿児島県と熊本県でできるんじゃないかなというふうに思ひまして、ただ原子力発電の話だけではなくて、今後の水俣市のエネルギー政策の問題を含めて、やっぱり意見交換をするということは、大変有意義ではないかというふうに思いますので、再度その気持ちをお伺いしたいと思います。

あと、避難計画についてなんです。これについても、もう第2質問のところで言いましたので、それ以上のことは理屈としてはないんですけども、やはり今できることをやるという意味で、再稼働していなければ、私はこんなことは申し上げませんが、今できる準備をしておかなければいけないと思います。もし市長がやられないというのであれば、私たちは自分ででも、担当課の人たちにもお話をしたいというふうに思っているんです。それぐらい切羽詰まったことだと私は捉えていますので、そのことで、もしよければ、御意見をいただければというふうに思っています。

○議長（福田 斉君） 2点ですね。答弁を求めます。

西田市長。

○市長（西田弘志君） 新知事、三反園訓知事でございますけれども、私は面識はございませんが、鹿児島県知事は、私たちは南九州西回り自動車道で要望活動をするんです。熊本県側も行きます。今、市ではうちだけになりますので、蒲島郁夫熊本県知事もそのときには行かれます。そういったときに鹿児島県知事とお会いする機会もございますので、時間がとれたり、お話ができることがありましたら、水俣市のこういった思いということは、伝えることができればというふうに思っています。

それと、今できることを避難計画も含めてですけど、どうかということでございますけど、安定ヨウ素剤につきましては、以前答弁もさせていただいております。購入した後の保存・配布の

課題等、幾分まだ精査しなければいけないところがあると思うんですけど、そういったものは課題を検討して、その後、安定ヨウ素剤の確保には進めていきたいというふうに、今担当課とは話をしているところでございます。

やっぱりできることを1つずつと、やっていきたいというふうな思いでございます。一遍に避難計画までは現時点ではなかなかできていないので、要望に添えていないというふうに思いますが、水俣市民の安心安全、生命・財産を守るというのは、一番の私の使命でございますので、そのことはきちっと心にとめて、考えていきたいというふうに思っております。

○議長（福田 斉君） 次に、水俣市の小・中学校などで施行されているフッ化物洗口について、答弁を求めます。

吉本教育長。

（教育長 吉本哲裕君登壇）

○教育長（吉本哲裕君） 次に、水俣市の小・中学校などで施行されているフッ化物洗口について、順次お答えします。

まず、児童・生徒や教職員への洗口状況について調査は行ったのかとの御質問にお答えします。

本市では、昨年の10月から、市内の全小・中学校でフッ化物洗口を実施しておりますが、各校の実施計画を把握し、実施直後から健康高齢課と協力して訪問を行い、安全に実施されているかなどを確認してきました。

その際、児童・生徒や先生方の様子を伺うとともに、現場での声も聞き、状況把握に努めてまいりました。また、養護教諭の研修会等に健康高齢課職員も参加し、情報共有を図るなどの取り組みも行っております。

これまで正式な調査は行っておりませんが、間もなくフッ化物洗口実施後1年を迎えますので、教職員へのアンケートなどを実施し、事業の充実に役立てたいと考えております。

次に、新1年生の保護者への説明会は行ったのかとの御質問にお答えします。

ことし4月に新入学を迎えた児童の保護者に対する説明会については、1月後半から各小学校で行われた新入生保護者説明会では、開催することができませんでした。そのため、健康高齢課が作成したリーフレットを各校へ配布し、保護者への説明の際に活用していただくようお願いしたところです。小・中学校では、フッ化物洗口の希望調査を行うに当たり、学校独自の説明文書を作成、配布するなど、丁寧な対応をしていただきました。

しかし、保護者への説明が十分ではありませんでしたので、今後は、就学時健診等の機会に保護者への説明を行ってまいります。

次に、洗口液ミラノールの添付書には、どのようなことが記述されているのかとの御質問にお

答えします。

本市が使用しているフッ化物洗口剤ミラノール顆粒の添付文書には、国の定めにとり、組織・性状として有効成分などが記載されているほか、効能・効果、用法・用量、使用上の注意、臨床成績、薬効・薬理、有効成分に関する理化学的知見、取り扱い上の注意などが書かれています。この中の、用法・用量や使用上の注意等を遵守し、事故のないよう適切に実施しておりますが、これらの項目の中には、読んだだけでは不安をあおりかねない部分もございます。

例えば、使用上の注意の欄の副作用の項目には、本剤は、使用成績調査等の副作用の発現頻度が明確となる調査を実施していないと記載されています。しかし、健康高齢課を通じ、熊本県に確認しましたところ、フッ化物ナトリウム洗口剤は、医療用医薬品として長年使用されており、これまで副作用の報告はありません。このため、製薬会社は、発現頻度の調査は実施しておらず、当該添付書には、国の指導に沿って、上記内容の記載がなされていますとの回答がありました。

ミラノールは47年以上使用されている国の承認を受けた製品です。今後も、添付書記載の内容を遵守し、洗口実施マニュアル等を周知、徹底しながら人的要因による事故が発生しないよう努めてまいります。

○議長（福田 斉君） 藤本壽子議員。

○藤本壽子君 時間が押してきましたので、早目に進めたいと思いますが、夏休みに私が学童の指導員をしていました袋の学童に参りました。そこでグループで遊んでいる児童がおりましたので、ちょうど20名ぐらいでしたけれども、ぶくぶくうがい今してるよねって言って、様子を聞いてみました。どんな感じというふうに言いましたら、そのうち3名ほどは赤いコップでうがいしていると仰いました。赤いコップというのは水でしているということですね。女子のうち2人が、うがいをすると唇とか舌が、ぴりぴりする感じがあると言いました。もう一人、木登りをしていた女の子は、気持ちがいい感じだよというふうに言いました。子どもたちの反応はさまざまでしたが、この2名のぴりぴりするという感じについて、少し私は懸念が残りました。

添付書です。添付書は、ミラノール顆粒11%に申し上げますけれども、まずミラノールの名前の横に劇薬と表示されています。使用上の注意としては、飲み込むおそれのある幼児には使用しないよう、飲み込まないようよく指導すること。顆粒のままでは劇薬なので必ず洗口液をつくり、使用するよう指導すること。使用方法については、十分に保護者に説明をし、家庭での幼・小児の洗口は、保護者の監督下で行わせること、その他が説明してありました。さらに使用上の注意としては、歯科医師の指導により使用すること。誤って飲用し、嘔吐、腹痛、下痢などの急性中毒症を起こした場合には、医師の診療を受けさせること。

次に、副作用としては、副作用が問題なんですけれども、実験をしていないんですね。使用成績調査などの副作用の発現頻度が明確となる調査は行っていない。妊産婦などへの安全性は確立

されていない。歯の形成時期に当たる6歳未満の小児が繰り返し誤飲した場合、フッ化物の適量接種による斑状歯が発現する可能性がある。これはもう世界的な問題になっていることですが、臨床試験もさらに行われていない。このような内容が記述されているのですが、私は、これを保護者の方や教職員の方、普通に風邪薬についているような添付書なんです、この内容を本当に知っていらっしゃるのでしょうか。これを知ってやらせている。また、先生方がこれを知って洗口液を薄めたり、いろいろしているということは、とても大事なことじゃないかというふうに思いますので、まず1番目の質問ですが、児童が症状を訴えたときに、教職員はどのように対処するのかお答えをいただきたいと思います。

さらに、このミラノールの添付書を全ての教職員、保護者に配付されるべきだと思いますけれども、その2つの質問をここではしたいと思います。

○議長（福田 斉君） 吉本教育長。

○教育長（吉本哲裕君） フッ化物洗口後に異常を訴えた児童・生徒がいた場合に、どのような対応をとるのかというお尋ねで、まず第1点ございましたけれども、異常の訴えがあった場合、通常の病気やけがの場合と同様に対応を行います。まず、担任及び養護教員による健康状態の観察が行われます。その後、医師の判断が必要であると思われる場合は、学校医等に連絡をし、指示を仰ぎます。医療機関を受診する必要がある場合には、保護者に連絡をし、受診することとなります。緊急を要する場合は、救急車の出動要請も検討されます。事故等があった場合は、直ちに教育委員会に報告がなされます。市長部局へは、教育委員会から報告をすることになります。

次の質問ですが、添付文書は、教職員や保護者に配付されるべきと考えるということですが、いかがかということですが、このことにつきましては、薬剤メーカーと熊本県が見解を示しております。

引用いたしますと、添付書には、専門的・学術的な用語や単位等を用いた記述もあるため、保護者等に対して、単に添付書を配付するだけにとどまるならば、当該薬品に関して正しい理解が得られず、誤った解釈が行われる可能性も否定できないため、適切ではありません。

しかし、保護者説明会等で、歯科医師等の専門家による添付文書の解説や補足説明を行う場合に使用することはできますとのことですので、本市におきましても、配付する場合は適切に取り扱ってまいりたいと考えております。

○議長（福田 斉君） 藤本壽子議員。

○藤本壽子君 時間がありませんので、アメリカの公的な学者が行った事例を申し上げます。

神経毒学者のフィリス・マレニクス博士というのがおられます、女性です。彼女は、環境汚染物質の微量投与による脳への影響を研究している第一線の科学者でした。

あるとき、歯科業界で使用されるさまざまな物質の毒性の解析をしていたんです。依頼された

フッ素も行いました。子どもには使用されているんだから、大丈夫だろう。時間の無駄だわと思いつつ、かかったところ、指示どおりに行き、びっくりした。安全とされる適量のフッ素を投与しただけで、他の神経毒が引き起こすような多動性障害、記憶障害、知覚障害の典型的な画像パターンが観測された。それをアメリカの学会で発表すると、君は何を言っているんだね。我々が子どもたちのIQを下げているとでも言うのかいと反論があった。その後、彼女は、即座に研究所を解雇され、その研究所自身も研究資金も絶たれたとあります。

ここに歯磨き剤を持ってきました。これはアメリカの歯磨き剤なんですけれども、このところにフッ素フリーというふうに書いてあるんですね。アメリカは、どのような経緯をその後歩んだかというのは勉強不足なんですけれども、今、歯磨きは、熊本ですと、グリーンコープがフッ素フリーを扱っているんですが、フッ素フリー歯磨きがふえております。

このように推進する側と本当にこれは使っちゃいけないという側が、今、公的な県のほうの見解としては、これがお墨つきですというふうにおっしゃるんですけれども、実はこのような世界中にいろんな論文の中で、やはりフッ素の問題というのは大きな問題で、健康を冒しているんだよというのが両方あるわけです。

私はこういう中で、先生方もみんな水俣では推進しておられると思うんですけれども、本当に胸を張ってなさっておられるのかというふうに思うんです。中には、フッ素について懸念を持ちながら、毎週のがいをさせざるを得ないという教職員の方おられると思いますし、この時間的な問題や、働く時間の改善とかいうことを考えた場合でも、ぜひもう一度この問題については、捉え直していただけないかというふうに私は思っています。

もっといろいろ言いたいことがありますけれども、PTAの会合の中である歯医者さんが、もし飲み込んだときどうしたらいいですかって保護者聞いたら、まあ大丈夫でしょうというふうに答えられたということなんです。それについて、私は疑問に思いましたので、その歯医者さんに、先生、本当にそう言われたんですかというふうにお聞きしましたら、せっかく当局が進めようとしていることなので、余り大げさに言ってもというふうなお答えでした。私は今、水俣市でこれを施行されている養護の先生や、それから先生方、それから保護者でも、もうやらないということも多いと思うんですけれども、本当にこのまま進めていいのかという懸念があります。

まずは、保護者にきちんとした判断材料というのが必要だと思いますので、私はミラノールの添付書というのは、普通の薬剤についているようなものですので、まず教職員、児童・生徒への配付、それをきちんとしていただけないかというふうに、再度お聞きしたいと思います。

○議長（福田 斉君） 吉本教育長。

○教育長（吉本哲裕君） 昨年10月からフッ化物洗口を実施いたしておりますけれども、約1年たつところでございます。先ほども言いましたように、先生方に対してはアンケート調査等も実施

したいということっております。その中で、その添付書の扱いについてもお尋ねできればというぐあいに考えております。

○議長（福田 斉君） 次に、病児・病後児保育設置者の公募以降の進捗状況について、答弁を求めます。

川野福祉環境部長。

（福祉環境部長 川野恵治君登壇）

○福祉環境部長（川野恵治君） 次に、病児・病後児保育設置者の公募以降の進捗状況について、順次お答えします。

まず、設置者は決定したのかとの御質問にお答えします。

本年10月からの病児・病後児保育事業の委託による開始を目指し、7月1日号の広報みなまたや市ホームページで公募のお知らせを行いました。7月29日までの約1カ月間、募集期間を設けておりましたところ、社会福祉法人光明童園から申し込みがありましたので、8月5日の審査会を経て、病児・病後児保育施設を設置する事業者として決定したところです。

次に、医療関係者との連携はどのようになっているのかとの御質問にお答えします。

事業の委託先である社会福祉法人光明童園と契約を結ぶ上で、医療機関との連携を図ることを、必要な事項の1つとしております。光明童園は、医療機関でない施設のため、児童の病態の変化に的確に対応し、感染の防止を徹底するため、日常の医療面での指導、助言を行う医療機関として谷山医院と、また、緊急時に児童を受け入れてもらうための協力医療機関として水俣市立総合医療センターとそれぞれ協定を結んでもらっております。

病児・病後児保育施設を利用する際には、かかりつけ医の診療情報提供書を提出していただく必要がありますが、この診療情報提供書につきましては、水俣市芦北郡医師会に御了承いただいております。

次に、利用を希望する人への案内は、いつからするのかとの御質問にお答えします。

本市の病児・病後児保育事業は、市内にお住まいの生後3カ月から小学校3年生までの乳幼児・児童を対象として本年10月1日から開始する予定で準備を進めているところです。

そのため、9月15日号の広報みなまたや市ホームページで案内し、病児・病後児保育事業について、市民に広く知っていただきたいと考えております。

また、病児・病後児保育の利用対象となる乳幼児については、4カ月及び6カ月の乳幼児健診時や、水俣市こどもセンターにおいても、保護者に利用についての説明を行います。

園児や児童が通う市内保育園、幼稚園、小学校については、9月初旬から、それぞれに訪問等を行い、広報チラシ等により保護者への周知活動を行うこととしております。

次に、開所の予定と登録手続はどのようになっているのかとの御質問にお答えします。

病児・病後児保育の事業開始については、10月1日からの開始予定で進めているところです。病児・病後児保育事業は、仕事等のやむを得ない理由で、病気または病気の回復期にある児童を家庭で保育できない場合に、専用の施設で、看護師や保育士等の専門スタッフが一時的にお預かりするサービスです。このため、サービスの利用を希望する場合は、最初に事前登録を行っていただきます。登録手続については、広報みなまたや市ホームページ、広報チラシ等でお知らせを行いますので、9月15日から福祉課窓口で手続をしていただくことになります。

登録後、病児・病後児保育利用の必要性が生じた場合は、まず実施施設に前日に予約する。次に、かかりつけ医を受診し、施設での保育が可能と診断された場合は、診療情報提供書を作成してもらう。保護者が利用申請書を作成していただくという流れになります。

○議長（福田 斉君） 藤本壽子議員、再質問は時間もありませんので、簡潔にお願いします。

藤本壽子議員。

○藤本壽子君 もう要望にいたします。

人吉市の増田クリニックというところに、あひるハウスというところがあるんですが、そこにずっと前に行きました。そこで開所式とかお披露目式とかをやられて、こんな大きな新聞記事に載って、もう本当にみんなでお祝いしているという姿があったんです。私は本当によかったなというふうに思っていて、女性議員でするので高岡朱美さんもそう思うんですけども、病児保育所はいつできるんですかという声があるんです。だから、ぜひお披露目式とかもしていただいて、たくさんの人に知ってもらうようにというふうに思っています。

もう一つは、やはりどうしても赤字になってしまうということがあると思うんですが、大津町に聞きましたら、年間450名ぐらいの利用らしいんですけども、赤字ならずに行っているということでした。いろいろな年間収支の赤字というのが64%ぐらいあるということで、人件費がかかるということなんです。でも、もう始まったら絶対これについてはやっていただきたいと思うので、いろいろな知恵をみんなで出し合って、若い人たちが戻ってこれるような水俣をつくっていききたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

以上です。

○議長（福田 斉君） 以上で藤本壽子議員の質問は終わりました。

この際、昼食のため午後1時30分まで休憩いたします。

午後0時03分 休憩

午後1時29分 開議

○議長（福田 斉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、高岡利治議員に許します。

(高岡利治君登壇)

○高岡利治君 皆様、こんにちは。

傍聴席には、たくさんの市民の皆様がお集まりをいただきまして、水俣市議会に大変関心を持っていただいていることに対しまして、議員を代表いたしまして、心から感謝を申し上げます。我々議員も身が引き締まる思いで、しっかりとした質問をさせていただきたいというふうに思っております。

今回は2つの項目に絞って質問の通告を行いました。

1つは、水俣環境アカデミアの補助金不正受給処理問題についてですが、この件はこの後の質問の中で詳細かつ、穏やかに質問をしていきたいと思っております。

2つ目は、防災対策についてですが、昨日の中村幸治議員の質問にも防災についての質問がありました。執行部の方の答弁は、前向きで早急に対応するような答弁が随所であり、大変うらやましく聞いておりました。恐らくきょうの私の質問にも、市長初め、執行部の皆さんの答弁も、きのう以上に積極的な答弁となることを大いに期待をし、以下質問いたします。

1、水俣環境アカデミアの補助金不正受給処理問題について。

①、今回の補助金はどのような内容の補助金で、金額は幾らか。

②、補助金の割合と市の負担額は幾らになるのか。

③、不正処理が発覚した原因と、時系列的な流れはどのようになっているのか。

④、今回の不正受給の問題で、市はどのような調査と対応を行ってきたのか。

⑤、不正に支出した業者に対する今後の対応、ペナルティー等も含めてどのような措置をとる考えか。

⑥、市長は今回の問題をどのように捉え、どういう責任をとる考えか。

2、防災対策について。

①、地域防災マネジャー制度とはどのようなものか。

②、この制度を活用している県内自治体はあるのか。

③、本市において、この制度に対する認識をどのように持っているか。

以上、本壇からの1回目の質問を終わります。

○議長(福田 斉君) 答弁を求めます。

西田市長。

(市長 西田弘志君登壇)

○市長(西田弘志君) 高岡利治議員の御質問に順次お答えをいたします。

まず、水俣環境アカデミアの補助金不正受給処理問題については私から、防災対策については総合政策部長からそれぞれお答えをいたします。

初めに、水俣環境アカデミアの補助金不正受給処理問題について、順次お答えをいたします。

まず、今回の補助金はどのような内容の補助金で金額は幾らかとの御質問にお答えをいたします。

今回の補助金の名称は、平成27年度環境首都水俣・芦北地域創造補助金であります。これは、環境負荷を少なくしつつ、経済発展する新しい形の地域づくりを目指すための補助金であり、平成24年度から実施されているものであります。今回の水俣環境アカデミアのホームページに係る事業費は、259万2,000円であり、そのうち、国・県の補助金の合計は、233万2,000円となっております。

次に、補助金の割合と市の負担額は幾らになるのかとの御質問にお答えをいたします。

補助金の割合は、国・県・市で8対1対1で、市の負担は26万円となっております。

次に、不正処理が発覚した原因と、時系列的な流れはどのようになっているのかとの御質問にお答えをいたします。

本市では、平成27年度において、環境省の環境首都水俣創造事業により、熊本県から環境首都水俣・芦北地域創造補助金を受けて、水俣環境アカデミアの施設整備のほか、内外の研究者を対象としたシンポジウムの開催など、水俣環境アカデミアのオープンに向けた事業を実施いたしました。この中で、水俣環境アカデミアの情報発信、産・学・官ネットワークのツールとして、ホームページを開設することとしておりました。

平成27年10月ごろに、ホームページ作成業務委託契約の準備に着手し、庁内関係部署との協議、業者からの見積書の徴取などを行いました。その後、関係課との協議が整わず、準備が整ったのは本年3月中旬でありました。

本件委託業務では、ホームページ上の会員制掲示板のセキュリティに必要な認証システムの構築などに、少なくとも数カ月の期間を要するもので、この時点で、平成27年度中の事業完了は事実上不可能となっていました。にもかかわらず、3月末に、契約書を事業者へ送付して、契約を依頼しております。

さらに、当該ホームページができていないにもかかわらず、事業が完了したとの竣工認定を行い、本年5月19日に委託業務の対価として259万2,000円を業者に支払っております。

また、熊本県に対しては、本件委託業務が3月11日までに完了したものと実績報告を行い、補助金233万2,000円の交付を受けております。

その後、7月14日、水俣環境アカデミアの職員から、ホームページができていない旨の報告がなされ、今回の事態が発覚をいたしました。翌日、私にも報告がありましたので、関係者の事情聴取も含めて、事態の全容の把握を指示しております。これらの結果をもとに、8月1日に熊本県に第一報を入れ、8月9日には、詳細な報告と今後の対応について書面で提出をいたしました。

また、環境省には、熊本県の担当者にも同行いただいて、8月17日には報告を行い、8月22日には市議会の皆様へ御報告の上、記者会見を開いて公表をいたしました。

次に、今回の不正受給の問題で、市はどのような調査と対応を行ってきたのかとの御質問にお答えをいたします。

水俣環境アカデミアの職員から、ホームページが完成していないことの報告を受けた後、直ちに、ホームページ作成を担当した職員、担当職員の上司、ホームページ作成業務に関係した他部署の職員、契約業者等に聞き取りを行うとともに、関係書類の確認等の調査を行いました。

その結果、不適正な事務処理が判明をいたしましたので、熊本県及び環境省へその報告と説明を行いました。そして、8月22日の記者会見での公表となったところであります。

次に、不正に支出した業者に対する今後の対応、ペナルティー等も含めてどのような措置をとる考えかとの御質問にお答えをいたします。

委託先の業者に対しては、不正処理の発覚後、直ちに聞き取り調査を行って事態の把握に努めたところであります。

業者は、その後の調査等にも真摯に対応されており、受領した委託料についても、直ちに返金する意思を示されています。確かに、契約期間が過ぎている契約を締結し、業務が完了していないのに代金を受け取ったという事実があり、この点については、厳重に注意をいたしました。しかし、不適切な契約は市の側から持ちかけたもので、委託料の請求も市の側から依頼したという事情もあり、現在のところは、さらにペナルティー等を科すことは考えておりません。

次に、市長は今回の問題をどのように捉え、どういう責任をとる考えかとの御質問にお答えをいたします。

今回の問題を、私は大変強く受けとめているところであります。

水俣環境アカデミアのオープンに未来への希望を寄せていただいた市民の皆様方、水俣環境アカデミアを研究・教育・交流の場として活用いただく大学・研究機関等の皆様、そして水俣環境アカデミアの実現を力強く支援してくださった国、熊本県の関係者の皆様に対し、心からおおびを申し上げたいというふうに思います。

関係職員及びその管理監督者については、所定の手続を経て処分を検討してまいります。私自身の責任のとり方についても、過去の事例等に照らして判断したいというふうに考えております。

○議長（福田 斉君） 高岡利治議員。

○高岡利治君 それでは2回目の質問に入ります。ここでは、私の考えも交え、多少時間をとりますが、質問をさせていただきます。

今、市長の1回目の答弁の中で、6番目の、この問題をどのように捉えているかということに

対する市長の答弁に、強く受けとめているという答弁がありました。

ただ、まず初めに申し上げておきたいことは、今回の補助金の不正受給処理問題が発覚してからきのうまで、市長の行動を見ておきますと、市長みずからが、この問題に対して、議会への説明や陳謝といった動きが全くないことに大変驚いております。

8月22日に、全員協議会が急遽開かれ、執行部から本山副市長、緒方総合政策部長、行政係職員1名の計3名が出席をされて、今回の水俣環境アカデミア補助金不正受給処理問題に関する説明がありました。

そのとき市長は、芦北地域振興局での事業説明会に出席をしておられ、不在との説明でありましたので、当然議会の全員協議会での説明は本山副市長、緒方総合政策部長による状況、経過説明となったわけです。そして、その日の午後から、マスコミへの発表が市長からなされ、翌8月23日の新聞報道で、市民の皆さんも知ることとなるという状況であります。その3日後、8月26日に、9月議会定例会の開会日を迎えるわけですが、常識的に考えれば、その議会開会日の冒頭に、今回の補助金不正受給処理問題について、起きたことの説明なり、釈明をしてから、今定例会での議案の説明に入るものだろうと、少なくとも私の会派の議員は思っておりました。ところが何のことはない、本会議スタートは何事もなかったように始まり、上程された議案の説明だけを淡々と述べて、開会日初日の本会議は終わってしまったわけです。

私の経験から申し上げますと、今回のような問題が発生した場合、事の重大さを考えれば、他の自治体の首長さんたちは、何はさておいても最優先で、議会に対しての説明や陳謝といった行動をとられますが、西田市長の場合は、今回の件に関しては、大して大きな問題ではないとの認識があり、自分自身の言葉で、議会に説明するほどのことではないと考えておられたのか。それとも全員協議会で、本山副市長と緒方総合政策部長が、市長のかわりに説明をされたから必要ないと思ったのか、よく理解はできませんけれども、今回の問題に対して、なぜ市長は議会冒頭での説明をされなかったのかをお聞かせいただきたい。

これは、昨日の谷口明弘議員への答弁でも、通告者が4名いるので、その中で謝罪をすればいいのかというような発言がありましたが、市長も御存じのように、一般質問は、議員の質問に与えられた時間であって、市長の陳謝の場ではないということです。あの発言を聞くと、あたかも一般質問のついでに陳謝をすればいいというような発言でありました。

ちょうどここに今朝の新聞の記事がございます。

人吉市議会、7、8月に相次いで発覚した事務処理ミスについて、人吉市長は組織として細心の注意を払っておけば、全てが防げた事案だったと陳謝。庁内に対策協議会を設置し、ミス防止に全力を挙げる。錦町町議会、町長は教育事業に関し、県教委の連絡を見落とし、補助金300万円を得られなかったと報告。教育振興課主事を文書による厳重注意とした。いずれも議会開会冒頭

に、こういう形で陳謝をされておられます。

そこで、再度繰り返しますけれども、こういう事例もあります。先ほど私が申し上げた、私の経験からも言わせていただきましたが、なぜ今回、議会冒頭の説明をなされなかったのかということが、まず1番目の質問です。

次に、9月議会の直前にこのような大きな問題が起こったことで、我々議会の大きな役目の一つである、行政へのチェック機能を働かせるという大事な仕事がありますので、今議会の一般質問も大半の議員の皆さんが、この問題に対しての問題意識を持ち、行政組織の内部統制のあり方等に関する質問が出てくるのかと思いきや、今回10名の議員が質問に立ちます。この問題に関する質問をするのは、我々会派、真志会から、きのう代表質問に立った谷口明弘議員と、あす最終日のトリで行う桑原一知議員、そして私の3名、その他の会派の7名の質問をされる議員で、唯一この問題を取り上げておられるのは、日本共産党の野中重男議員だけという、この状況に、議会としてのチェック機能が、本当に機能しているのかとさえ疑問に感じます。

この問題に関する質問が、きのう我々の会派の谷口明弘議員から、かなり突っ込んだ質問内容がありましたが、まさにこれが議会としてのチェック機能であり、是は是、非は非とする議員としてのあるべき姿を、改めて見た思いがいたしました。

今の議会は執行部となれ合いの議会だと、そういう声も市民から聞かれる中、一般質問は、それぞれの議員が問題とする複数項目の質問を、自由に選択することができるのですから、その中の1つの項目として、今回の問題を入れることは可能でありますし、またそれだけ重要な問題だと思っているのは、私たちの会派の議員と野中重男議員だけなのでしょうか。野中重男議員には、明日の1番目に質問に立たれるので、鋭い質問をお願いしたいと思います。

そこで、1回目の答弁の補助金の内容と金額の件、水俣環境アカデミアのホームページ作成のための予算、こういったものの答弁がございました。金額にして259万2,000円、そのうち補助が233万2,000円、補助金の割合や負担額は幾らかという質問に対し、国8割、県1割、市1割、市は26万円の持ち出しという答弁でありました。

また、この補助金に関しては、国や県に返還すると、議会の全員協議会やマスコミへの会見で発言をされておられます。ということは、この予算は再度、国からの交付が得られるのか。仮にもらえない場合には、今回のホームページはどのようにするのか。

きのうの答弁では、当面予算措置はしないというふうにおっしゃっておられましたけれども、今後、水俣環境アカデミアを運営していく中で、当然ホームページの見直し等も検討される俎上にのぼってくると思いますが、じゃそういったときの予算措置はどう考えておられるのか、これを2番目の質問といたします。

それから、時系列のところの確認ですけれども、昨年10月にそういうホームページ作成の準

備に着手をしたと。その間、庁内での調整がなかなかつかないために、延び延びになっていたということでありませけれども、そんなに庁内の調整というのは時間がかかるもんなんですか。

これが例えば、予算をいただく環境省であるとか、県のほうの係との打ち合わせ等であるならば、まだ話はわかりますけど、この水俣市の庁内に、どれだけの職員がいるんですか。こういうコンパクトな行政を目指すと言っておられる、市長のこの組織の中で、ホームページ1つつくることの調整が庁内でできないということが、非常に私の頭の中では理解ができない、消化できないというふうに思うんです。

結局、ことしになって3月までそれが放置されて、いよいよ補助金の申請も、この平成27年度で消化をしなければいけないという段階になって、業者のほうにも、どうにかならないかというような打診もあったということでもありますし、3月末にその業者に契約書を送ったと。その契約書の日付も、去年の12月8日にさかのぼった日付での契約であって、3月11日にそのホームページを完成させる内容の契約の中身であったというふうに聞いております。5月9日にその契約書が業者から返ってきて、5月19日には完了したということで、全額を業者に支払っておられます、259万2,000円。

その後、7月14日、先ほど答弁でもありましたように、水俣環境アカデミアの職員からホームページがないということが報告があり、15日に市長のほうに報告があつて、聞き取りが始まる。これが今回の一連の流れということであると思うんですが、要するにできてもない水俣環境アカデミアのホームページのお金を、期限が過ぎてしまった後に、契約書やお金の支出に関する書類の日付をさかのぼって作成して、それをわかった上で、当時の担当課長は決裁の印鑑を押したと。そして業者に全額を支払ったというのが、今回の大きな流れだと思うんですけれども、当時関係した職員に、この議場にもおられるかもしれませんから、答弁をもらっても構わないんです。きょうは私最後なんで、別に議事進行がとまっても十分時間がありますから構わないんですけど、答弁をもらってもいいんですが、当然かかわった職員の責任は免れないと思います。

この事実を市長以下、部長たちは把握していなかったのかということですよ。支出する金額の決裁は担当課長の範疇で、できるかもしれませんが、今回、問題となったホームページというのは、水俣環境アカデミア構想の中の一部であつて、この事業自体は、西田市長の肝いりでできた市の大きな施策の1つではないのですか。

そうであるならば、これは一担当課の問題ではなく、市全体の内部統制が機能していないということのほうが大きな問題だと思いますが、いかがでしょうか。本当に内部統制が機能していたのかどうか、この点について1つ質問いたします。これが3番目の質問です。

そのような大きな事業にもかかわらず、この問題がここまで大きくなるまで誰も気づかず、放

置いていた。そういうところにも、今回の問題があると思うのですけれども。もっと早い段階で気づいて指摘があれば、未然に防げた問題ではなかったかと思いますが、いかがでしょうか。

本来なら、4月30日に行われた水俣環境アカデミアオープニング式典に合わせて、ホームページもでき上がっていると言うのが本来の姿だと思いますが、そこからさかのぼって、ホームページ作成の工程が組まれていれば、幾らでも検討するタイミングはあったと私は思います。

ましてや、これだけ鳴り物入りで進めていた施策のホームページを、関心がないのか誰もチェックしていなかったということです。普通はその時点で、ホームページができていないことに気づいて、対応を検討するのが正常な組織のあり方だと思いますが、市長も御自身のブログは、頻繁に更新されておられますけれども、こんな大事なホームページにも、関心を持って見ておいてほしかったと思います。

そこで、今回の問題に関して言えば、報告・連絡・相談や進捗状況のチェックなどは、担当課の中できちんと行われていたのかどうか。これを4番目の質問とさせていただきます。

次に、今回契約を交わした業者に関して言えば、ホームページ作成に当たり、福岡に本社のある業者と単独随意契約を結んだとあるが、ほかにホームページを作成できる業者はいなかったのか。プロポーザル方式などの方法も考えられたと思いますが、なぜ今回の業者と、単独随意契約を結ぶ必要があったのか。その理由は何なのか。これを5番目の質問とさせていただきます。

8月23日の新聞記事に、市は業者から全額を返金してもらい、国・県に補助金を返還する方針であるとか、業者は代金を市に返還するというような記事が載っていましたが、これもおかしい話だと思います。作成もしていないホームページの代金の支払いを、平気で受けるなんていうことが、企業としてあり得るんですか。ホームページも作成していないで、お金は全額いただきました。それが今回問題になったら、市の要請があったので、お金はお返しします。市が要請しなければ、お金は返還せず、とりあえずおくれてでもいいから、ホームページを作成して、帳じりを合わせる、そのようにしか理解できないのですけれども。

この会社のコンプライアンスも、きちんと機能しているのかどうか疑わざるを得ません。過去にも、こういうことが行われてきたのではないかと疑問さえ湧いてきますけれども、大丈夫なんですか。地元の建設業者などが、市の仕事を請け負って工事をするときには、限られた工期の中で間に合わせるために、工程に沿って工事をやるし、工期に間に合わなければ、それなりのペナルティーが与えられると思います。先ほどの答弁では、業者へのペナルティーは考えていないという答弁でしたけれども、そのような対応が、今回の問題に対する認識の甘さとして出ているではありませんか。

私は今回の企業に対して、何らかの処分を検討すべきだというふうに思いますけれども、再度質問いたします。そういう状況も踏まえた中で、今回その業者に対してのペナルティーは与えな

いと、今でも思っておられるかどうか、これが6番目の質問です。

最後に、市長の責任問題ということで、答弁をいただいております。今後、処分は検討するというふうに答弁をされました。今回の問題を真摯に受けとめて、庁内全体の組織の見直しと綱紀粛正に取り組む姿勢がないと、市民の信頼は得られないと思いますが、市長はどうお考えでしょうか。この件に関してが7番目の質問です。

長くなりましたけれども、以上7つの質問に対して答弁をお願いいたします。

○議長（福田 斉君） 答弁を求めます。

西田市長。

○市長（西田弘志君） 今、御質問あって、もし抜けていたら、また指摘いただければというふうに思います。7項目、もう一回ちょっと整理しますが、順番に言うていきます。

まず、今回議会でこのように質問をいただけるということは、私は今回のことについて、隠そうとか、何か伸ばそうとかいうのは一切ありません。ここでやりとりをしていただいて、全然結構でございます。

そして、なぜこのように早く出たのかといいますと、本来なら処分を決定してから、記者会見とかいうのがよくありますけど、今回のことにつきましては、お金も絡んでおります。事実がわかった時点で御説明をさせていただいて、そして記者会見をさせていただきました。

ほかの自治体の例を見ますと、大体これから処分をいろいろ検討して、時間がかかって、そして処分が決定してから、新聞報道がなされるのが多いかとは思いますが、敏速に対応したというふうにできれば、思う、思わないは結構でございますけど、私たちはこういった不正の問題につきまして、やはり市民の皆様には、知った時点で、なるべく早く出したいという思いがあって、このようになっております。

そして、この議会の一般質問で、これは議会が終わってから出しとったら、議会では今回はなかったと思います。12月ぐらいに、もしかしたらあったかもしれませんけど、この中でやりとりすることは全然、私はやっていただくことに、大変うれしく思っているところでございます。

そして、冒頭の挨拶につきましては、きのうも御説明しました。これにつきましては、配慮が足りなかったと、きのうも陳謝いたしましたが、今もそう思っております。

市民の皆様方には、私はすぐホームページ見られる方には、こういった事案があったということや報告をさせていただきました。そして9月の市報に、東奔西走の一番最初の部分で事案があったこと、そして陳謝をさせていただきました。市民の方には、なるべくこういったことを、新聞だけで非常に曲解をしていただいているということもあって、報告をさせていただきました。

そして、議会については、本来なら御指摘いただいたように、冒頭やるべきだったと、私は今

でも思っております。この中で執行部といろいろ議会を運営する中で、決めることがあるんですけど、そこで実際、話が、私がこういうふうにしたいと言わなかったのは、非常に今後悔しているところがございますので、これにつきましては、陳謝をさせていただきたいというふうに思います。

それと、予算はどうするでございますけど、予算につきましては、きのうも御報告をさせていただきましたが、お金のかからない形でやらさせていただきます。ホームページ、私もつくれと言われればつくれます。その中で、職員に頼んで、水俣環境アカデミアの中身、今後やりたいこと、そういったものを発信するのは、早急にやりたいと思っております。

今後、これを運用しながら、最初の予算をつけて、いろんな会員制の掲示板とかモバイルなどの機能、そういったものをつける、アクセスの解析とか、検索エンジンの高度化、こういったものはお金がかかるとは思いますけど、この部分は必要かどうか、今の運用をして、お金のかからない形でやらせていただいて、今後、そこをよく確認をしながら、予算のほうは考えていきたいと思っております。また、同じような予算を上げるということは、今の時点では考えておりません。

それと、部長、市長は知っていたのかということで、3つ目があったと思いますけど、大変何か言いわけがましいんですが、ほとんど気づいておりませんでした。執行部に聞いても、そうです。課長のところまでは来ていたというふうには、今の報告では来ております。あと今、聞き取り調査、ヒアリングをずっとやっておりますので、この中でもし何かしたら、違うものが出てきたら、また御報告はさせていただきますけど、私が今ここで答えられることは、もう私のことですから、私は知りませんでした。済みません。それは、今言われたように、市長はブログとかそういうのがすごい好きやけん、よう見とったんじゃないのということを言われると、私も水俣環境アカデミアのホームページについては、関心を持ってやっておけばよかったんですけど、いかんせん4月からは地震以降、庁舎の建てかえ問題、非常にいろいろな形で、忙しいというのはもう言いわけにならないというのはわかりますけど、これは率直な気持ちでございます。

そして、単独随意契約したことにつきましては、済みません、担当の部長から答弁させていただきます。

それと、業者のペナルティーにつきましては、今答弁させていただきましたが、今のところ考えていない。今後、ヒアリング等で、もしその業者についても、いろいろな瑕疵があるようでしたら、そこも出るのかと思いますけど、現時点では考えていないということを答弁させていただきます。

それと綱紀肅正につきましては、当然、今これは発生してから、部長会、そして課長会議等でも話をさせていただきました。綱紀肅正、まず法令遵守というのはもう公務員だったら、一番重要なことではないかということは訴えさせていただきました。一番、私が残念だったのは、もう

職員が不正でお金を着手したとかいうことはないんですけど、一生懸命この水俣環境アカデミアを盛り上げようという中で、ホームページが立ち上がらずに、相当ばたばたして、こういった事態になったと思っております。それを報告をしてほしかったんです、私も。それは、部長に報告が行けば、私のところにも来ます。そのときには、私も環境省に謝りに行ってよかったです。熊本県に謝りに行ってよかったです。使えませんでした、申しわけありませんでした。それは、絶対私がやるべきだというふうに、そのときは思います。しかし、残念ながら上がってきませんでした。そういった体質になっていたということ、私はそれが一番残念です。

市長になりましてから、職員の方にはなるべく声をかけて、いろいろな形で相談事でも受けたいというふうに思って、市長室のドアもあけて、来ていただきたいということは言っております。それが実現できなかったということは、今回のことは非常に残念でございます。職員が着服とかそういったものじゃ絶対なく、本当に水俣環境アカデミアをどうにかしたい、ホームページつくりたいということだけで、こういったことをしたことにつきまして、職員の気持ちもわかりますが、これは法令遵守、もう法を守らないということはもう論外でございますので、これは処分は必ずさせていただきます。

そして、このことが上まで来なかった、私のところまで報告来なかったことにつきましては、本当に残念でございますし、責任は私にあるというふうに思っています。

単独随意契約については、部長から、そして内部統制につきまして、今言った気持ちが全部でございます。統率されていなかったということでございますので、責任は当然、私にあるというふうに思っております。

それと、担当課でそういった報告、連絡、相談、担当課内ではやっていたというふうに思いますが、その詳細につきましては、今ヒアリングをやっているところでございますので、その部分で出てくるというふうに思っております。

○議長（福田 斉君） 緒方総合政策部長。

○総合政策部長（緒方克治君） どうして単独随意契約をしたのか、その理由についてお答えいたします。

主な理由は4つあります。

1つがセキュリティがしっかりした業者であること、これはまた後でちょっとかぶるところがあります。第2番目、情報管理がちゃんとできているところ。そして、第3番目、当初、会員制掲示板をつくるというような計画でしたので、会員制掲示板を構築できるサーバーを自社で所有していること、そのほかに例えばISO27001を取得し、CMS、これは先ほどの情報セキュリティと関係あるんですけども、コンテンツマネジメントシステムということで、ホームページの内容を十分情報管理できるというシステムなんですけど、その管理を行っているところ。あと1つ、

構築について、他の業者よりも安く上がることが単独随意契約の理由です。

なぜ、安く上がるかで当該業者を選定したかといいますと、市のホームページを既につくっていらっしやいまして、新たに一からつくる、一からシステムを構築する必要がないということで、構築費用が安く上がる。これらの理由から単独随意契約にしたところであります。

以上であります。

○議長（福田 斉君） 高岡利治議員。

○高岡利治君 それでは、3回目の質問を行います。まず最初に市長が言われた冒頭での陳謝に関して、やるべきだったと思ったという話ですけど、私、よく市長と答弁やりとりするんですけど、話の論点が、かみ合わないときがあるんですよ。私はなぜしなかったんですかという、やりたいと思ったけど、結果やってないわけでしょう。だから、それをやろうと思ったけど、なぜやらなかったのかって、また6月議会の蒸し返しみたいな感じになっていきますけど、要するにどんな場合でも、市長も議員経験もあるし、私、宮本前市長のときも、いろんな不祥事の問題があったとき、宮本前市長の場合は、議会の開会冒頭に議長に発言を求めて、冒頭に陳謝をされたということも、私は記憶しております。そういったことも経験をされております。

そういった中で、今回の問題、要するに、今この議会の一般質問の中でいっぱい議論していただいて構わないと言われるけれども、議論をするのは、私たちが質問することであって、市長の一存で謝りますとか。だから、さっきも言ったように一般質問は謝る場じゃないということなんです。そこでわざわざ、我々の一般質問の時間をとられることではないということなんです、この一般質問というのは。議員が、皆さん方、執行部に提案を投げかけて、それに対してどう答えていただくかというのが、本来の一般質問だと私は思っているんで、その時間を使って、市長が陳謝をする時間をつくるなんていうことが、それはちょっと考えが違うんじゃないかな。だから、さっき言っているように、発言の機会を求めた上で、一般質問の時間じゃなくて、冒頭に通常陳謝をしたり、説明をしたりするのが、普通どこでも首長がされることであって、先ほどの新聞でも例を2つ挙げたように、この間天草市議会でもあったように、いろんなところで、そういうことはやられているわけなんです。

何も私は、市長にここで謝れ、議会に頭下げろって、そういうことを言っているんじゃないんですよ。だから、どこまで事の重大さを市長が認識しているかということなんです。私が例えばそういう立場であれば、ほかの人がそういう立場であれば、まず一番にそこでしょう。だから、それをやらなかった。やらなかった後に、こういう指摘があったけれども、いや、私は悪かった。大変申しわけなく思っていると言っても、気持ち半分しか伝わらないということですよ。だから、何で冒頭にやらなかった、やろうと思ったけどやらなかった。じゃそのやらなかった原因はなんですか。思っていたけどやらなかった原因があるわけでしょう。いや、そこまではする必要はな

いとか何かいう気持ちがあったから、やらなかったのかもしれないし、そこを聞いているんですよ。それをもう一回答えてください。

それから、報・連・相や、その進捗状況のチェックが課内で行われたか。今、ヒアリング中である。いや、課内で課長が頭にいるわけでしょ、その課の課長が。そして例えば係長なりなんなりがおって、そこに部下がおって、担当職員がおって、そういうことをやっているわけじゃないですか。そういう中できちっとした、今回のホームページに関しての課内でのチェック機能、そういう進捗状況の確認等は、課長を中心としてやってないのかということを知っているんですよ。ヒアリング中とかなんとかじゃないんですよ。今までやっていなかったのかということを知っているんですよ。この問題が出るまでの間、やらなかったのかということを知っているんですよ。わかります。ヒアリング中じゃ何じゃって、だからやっているか、やっていないかもわからない。そういうのも今、ヒアリングで聞かなきゃいけないような問題なんですか、今の行政組織というのは。当然やって当たり前のことでしょ。だから、それができていたのか、できていないのかということを知っているんだから、できていませんでした、ここまでやっていましたって、答えていただければいいことじゃないですか、それをもう一回お願いします。

それから、単独随意契約を結んだということは、4つあったというけれども、実際、もうことしの3月になって、まだホームページもできていないから、もう業者にしようがなく頼んで、あんなのところでやってくれよという話じゃなかったんですか、ぶっちゃけた話。いろんな問題、セキュリティの問題、じゃそのセキュリティの問題とかいろんな問題は、日本全国この業者しかできないんですか。じゃないと思いますよ。だから、本来、根本的な原因は、もうそこまでほったらかしとったから、いよいよできんから、今、水俣市と取引のあるその業者、名前まで言っちゃっても構わんですけど、その業者がいるから、もうそこに頼んじゃえというような感じじゃないのかなって、私は受け取るんですけど、どうなんですか。そこをもう一回答弁お願いします。

それと、3回目の質問ですね、今3つ申し上げました。

そして、今回の問題が7月14日に発覚をしてから、もう1カ月半以上が経過しているんですよ。さっき市長は、いや迅速に対応したと。非常にスピード感があるというふうにおっしゃるけれども、それはもうそれぞれの感覚ですから、早いと思う人もいるかもしれんし、今まで何ぐぐぐずやっているんだという人もおるかもしれない。その段階で、いまだ聞き取りや調査の段階という答弁が、きのうからあっていますけれども、私としては余りにも時間がかかり過ぎるんじゃないですか。こういう問題は、もっとスピード感を持って対処すべきだと思いますけれども、今の執行部の対応を見ていると、この問題をなるべく先延ばしにして、何とか無難に切り抜きたいとの思いを感じるんですが、そういうことはないでしょうね。

関係した職員の処分はもとより、組織のトップである市長を初め、副市長、部長たちの処分を

早急に示す必要はないのか。処分の内容によっては、条例の改正等も必要となってくると思います。今回の問題に関する処分について、私は今議会中に処分を決定すべきだと思いますけれども、市長はきのうも、9月中にはそういう処分を下したいというふうに言われておりますが、今議会は9月15日で閉会になります。それまでに追加議案として、いろいろな処分の内容が出てきたときに、条例の改正等があれば、当然議会の議決を得なければいけないということもありますから、私は今議会中に、きちっと処分を出すべきだと思いますけれども、市長はその意思があるのかどうか。

それから、今進めている調査を、やはり早急に完了して、いつも答弁に出てくるのは、今ヒアリング中です。今、聞き取り調査中です。要するに現在進行形なんです。じゃいつ終わるんですか。いつまでに完了させるんですか。全く終わりが見えてこないんですよ、エンドレスでずっと。そうじゃなくて、今進めている調査を早急に完了して、一日も早く私は議会に対して、その調査内容の詳細を報告すべきと考えておりますけれども、その必要性は感じておられますか。この2点、先ほどの点とあわせてを質問いたします。

○議長（福田 斉君） 西田市長。

○市長（西田弘志君） 冒頭の陳謝のことでございますが、私はこの問題を軽く思ったことは、済みません、全然ありません。冒頭の挨拶の中で時間をとって、こういった一般質問の中でじゃなく、きちっと時間をとってやるべきだったというふうには、先ほども言いましたが、それにつきましてはもう配慮が足りなかったということでございますので、改めて陳謝いたします。

それと、報・連・相につきましては、部内ではきちっとそういったものをやるようになっていきます。しかし、今回のことにつきましては、そういった機能が十分でなかったというふうに感じております。

それと、時間がかかり過ぎるということですね。議会中に処分ができないかという、私もこの議会が始まる時に、この議会中に何とかヒアリング等終わって、処分を決定して、議会にかけたいという思いは伝えました。

しかし、今回、一番重要なのは、不公平があってはならないというふうに思っています。いろんなヒアリングをする中で、処分される方、処分されると、これは一生傷が残ります。ですから、あの人をかばったとか、あの人があそこを言うたとか、そういったことは絶対ないように、きちっとしなくてはならないというふうに思っております。

その中で、執行部、担当課といろいろ話しますと、やっぱりどうしても今月中ぐらいかかるというふうに、私のほうには報告が来ておりますので、それを議会でも答弁をさせていただいております。私も時間を短くやって、今議会で全部処分まで発表できて、私の責任まで問うのが一番よかったというふうに思っていますけど、現時点ではなかなか公平性を見たときに、時間がかか

るというふうに報告を受けております。

議会への報告につきましても、今答弁しましたように、今議会中に全部調査を終えてやりたいんですけど、今担当課と話しているところでは、なかなか難しいというふうに報告を受けております。

○議長（福田 斉君） 緒方総合政策部長。

○総合政策部長（緒方克治君） 先ほど、単独随意契約、もう年度末になって、契約をなかなかしてもらえなくなるような状態だから、その業者を選んだのではないかという御質問だったと思いますが、これはこうです。

秋ごろにこれは着手しております。秋ごろから、先ほど述べました理由で単独随意契約でいこうと、その当該業者で考えていたと。その調整がなぜ単独随意契約にするのか、あるいはその仕様書の部分もあったんですが、それがずっと伸びて、その業者でずっと話を進めてきて、そして3月に至ったわけです。

したがって、やっとここで協議が整ったものですので、その業者と単独随意契約をしたと、こういうような感じで、後になって、じゃこの業者と単独随意契約をしようと、このように判断したわけではございません。

以上であります。

（「もう一つ、議長、この処分の件に関して、市長の答弁は、職員の処分ばかりを言っておられるんですが、私が言ってるのは、市長を初めとした市長、副市長、部長に関しての処分も早急に出すべきじゃないのかっていうこと」と言う者あり）

○議長（福田 斉君） 答弁を求めます。

西田市長。

○市長（西田弘志君） きのうちから私の責任、執行部の責任も答弁しておりますように、全体の概要が見えて、そして処分を出して、それで私たちの処分も、責任をとりたいというふうに思っております。

○議長（福田 斉君） 次に、防災対策について答弁を求めます。

緒方総合政策部長。

（総合政策部長 緒方克治君登壇）

○総合政策部長（緒方克治君） 次に、防災対策について、順次、お答えします。

まず、地域防災マネジャー制度とはどのようなものかとの御質問にお答えします。

地域防災マネジャー制度とは、近年全国各地で頻発する豪雨災害や土砂災害、首都直下地震などに対応するために、元自衛官などの防災の専門的知識を有する外部の人材を地方公共団体の防災監や危機管理監などとして採用・配置することを目的とした制度です。

この制度は、平成27年10月に内閣府により制度化されました。

次に、この制度を活用している県内自治体はあるのかとの御質問にお答えします。

現在、熊本県内では、熊本県、熊本市、菊池市、大津町、高森町において、元自衛官などを防災監、あるいは危機管理監として採用・配置されております。

しかしながら、各自治体に確認したところ、いずれの方も内閣府や防衛省の研修を受講していない、常勤ではなく非常勤であるなどの理由で、地域防災マネジャーの資格は持ってらっしゃいませんでした。

次に、本市においてこの制度に対する認識をどのように持っているかについてお答えします。

防災の専門的知見を有する地域防災マネジャーの確保ができれば、災害時における円滑な災害応急対応及び復旧・復興に資すると考えております。

そこで今後は本市でも活用できないかを検討していきたいと、このように考えております。

以上であります。

○議長（福田 斉君） 高岡利治議員。

○高岡利治君 それでは、2回目の質問に入ります。

今、緒方総合政策部長のほうからありましたように、地域防災マネジャー制度、これに関しては、近年全国で頻発する豪雨災害、土砂災害、大型地震等に対応するため、各自治体が防災の専門知識を有する外部人材を防災監や危機管理監として採用・配置すると。これに必要となる知識や経験を有するものに、そういう資格を与えるというのが、この地域防災マネジャー制度ということで、今答弁にもありました熊本県の自治体の中でも幾つか採用されている。ただこの地域防災マネジャーという資格は持っていないということなんで、私はいち早く、そういう資格を持った方をこの水俣市に採用して、そういう防災等に関する危機管理に対応するような体制をとったかどうかということで、今回質問しております。

今回、今言いましたように質問を取り上げたのは、先週、8月30日から31日にかけて東北や北海道を襲った台風10号により、高齢者グループホームの方9名が亡くなるという災害が起き、日と同じくして8月31日の夜には、6月12日以来の震度5弱の地震を、熊本県でも記録するというような、いつ、どこで、どのような災害が発生するか、予測のつかない状況がふえる中、専門的知見を有する、防災担当の職員が必要となってきていると感じて、今回この質問をしております。

先週末も台風12号が九州に接近して、一時は熊本に大きな被害を及ぼすような、進路をたどる可能性もありました。危機管理防災課の職員の方も、休み返上で、市役所に来て対応をされておられましたが、これから9月、10月にかけては台風が発生するシーズンを迎えて、災害の発生等が懸念される中、今後ますます専門知識を有する人材の登用が必要と思われまます。

きのうの中村幸治議員の質問、それからきょうの牧下恭之議員や藤本壽子議員の質問からも防

災対策であるとか、避難に関するマニュアルであるとか、そういう質問が出ておりましたけれども、それを聞いて、一層知識や経験のある人材が必要と私は感じました。

6月議会で、私が危機管理防災課の人事について質問した際の本田総務部長の答弁に、熊本地震における対応などを踏まえ、地震はもとより梅雨時期の大雨警戒、台風警戒等さらに迅速に対応できるよう、危機管理防災課の強化を図った。具体的には、組織の強化を図るため、防災経験者を総合政策部の次長として配置、ここが大事ですよ。防災の経験者を次長として配置をして、危機管理防災課を兼務させることで、指揮命令系統などの強化を図ったものであると、6月の私の質問に本田総務部長が答弁をされておられます。わざわざ6月に人事異動までして、危機管理防災課の重要性を強調された人事ですから、執行部上層部の方々は、地域防災マネジャーの重要性も十分理解されているものと考えますので、あすからでも早急に取りかかっていたいただきたいところですよ。

この制度のメリットとしては、地域防災マネジャーを防災監として自治体が採用・配置した場合には、その人件費の一部が、特別交付税として国から市に入ってきます。費用負担の軽減もできます。

2つ目のメリットとしては、市の防災対策や訓練に関しても、専門的な知識や経験を持って防災計画の作成、防災訓練の計画、実施を行うことができますし、より中身のある防災計画マニュアルが策定できるものと思います。また、各自治会が行っている自主防災組織の取り組みに対しても、地域に出向いて、指導や講習、アドバイス等が可能になります。

3つ目のメリットとしては、こういう専門家がいることによって、危機管理防災課の職員のスキルアップにも貢献できて、それ以外の職員においても、防災に対する知識の習得や災害時に対する適切な状況判断を身につけるなど、大きな効果が期待できると思います。

すぐにでも検討を始めていただき、来年度4月1日からのスタートに間に合わせることは十分可能であると思いますので、ぜひ実行をしていただきたいと思いますが、執行部と市長の見解をお聞かせください。

○議長（福田 斉君） 答弁を求めます。

西田市長。

○市長（西田弘志君） 地域防災マネジャー制度、うちの部署でもいろいろな議論をしております。

実はもうこういった専門のところ、私も担当課と少しそういったお話を実際したこともございます。今後、これだけ災害が多い地域、熊本、非常にこういった災害に対応する自治体の職員は、やっぱり専門の方が必要だなとつくづく思っております。そういったところは、今御相談もさせていただいておりますので、そういったこの地域防災マネジャーの資格を持っていらっしゃる

る方が実際いらっしゃるか、水俣に来ていただかんといかんということもありますので、その辺は今後また詰めていきたいというふうに思っております。

○議長（福田 斉君） 緒方総合政策部長。

○総合政策部長（緒方克治君） 執行部のほうからも答弁求められておりますので、私のほうからお答えします。

本市でも地域防災マネジャー制度を活用し、元自衛官などを採用・配置することで、さっき議員がおっしゃったとおり、市の危機管理能力は向上すると思います。そして、県内に先がけた自治体としてPRもできると思います。

また、採用された方に市の職員とか、あるいは市民の方、自主防災組織を対象とした、例えば防災研修であるとか、そういう企画とか、あるいはその講師になっていただくということで、市、市民及び市職員のスキルアップにもつながると考えております。前向きに検討させていただければと思います。

○議長（福田 斉君） 高岡利治議員。

○高岡利治君 今、お二方答弁をいただきました。

やっぱりきのうの中村幸治議員の答弁に比べると、若干トーンダウンがあるのかなど。質問者によって、違うのかななんて思ったりもしないでもないですが、今、市長の答弁にあったように、そういう人材がいるのかどうかとか、じゃ水俣に来ていただけるのかどうかとかいうことを、要するに受け身という、今の答弁、そうじゃないのかもしれないけど、何かこう聞いていると、いれば採用しますよみたいな感じにも聞こえなくもないんですよ。そうじゃないと思いますよ。思いますけど、そう聞こえる答弁がもうちょっと、だったら、いやぜひそういうのはというふうな答弁を、私は期待していたわけなんですね。いいですよ、まだ3回目ありますから大丈夫ですよ。

そういうことで、要するにこちらから早く手を挙げて、どんどん積極的にしていかないと、もう9月ですから、私は今言ったように来年4月1日からスタートさせていただきたいと。先ほど市長から答弁あったように、本当に今の自然災害というのは、いつ、何時、どこで、どのような災害が起こるか分からない。そうなったときに、やっぱり市の職員の方も一生懸命頑張っておられます。ただ行政職ですから、いろいろ仕事、業務を抱えた中で、危機管理防災課も仕事をしなきゃいけない。最初の答弁で、緒方総合政策部長からもあったように、自衛隊で経験をされた退職者の方、もう自衛隊の場合は、そういう職務柄、50代で退職をされたりということで、社会で言えば、まだ第一線でどんどん仕事ができる方たちであるし、やはり災害現場に行ったら救助活動もしておったり、また指揮系統の訓練をされて、部下を指揮をしたりという、非常に豊富な経験を持っておられる。こういう方が、やはり1人いることによって、非常に行政としても、そういう防災に関する対応というのは、私はスムーズにいくのかな。きょうのいろんな議員の方から

の質問もあったように、やっぱりこういう障がい者の部分の避難所であったりとか、いろいろなことに対応ができる。いろんなスキルを持っておられる。

ですから、やはり私は、これはぜひ採用すべきだというふうに思っておりますので、私が受けた感じと、市長が思っているところが違うのかもしれないので、最後にもう一回、そこを答弁をいただければ、ありがたいと思っております。

それと、危機管理防災課の強化を図って、防災経験者を総合政策部の次長に据えて、この指揮命令系統などの強化を図ったというふうにありますので、せっかくですから、その担当者である水田総合政策部次長にも、このマネジャー制度に対してどうのお考えか、ちょっとそこもお聞きしたいなというふうに思って、私の3回目の質問を終わらせていただきます。

○議長（福田 斉君） 西田市長。

○市長（西田弘志君） 地域防災マネジャー制度、先ほどからも何回もやっておりますけど、これだけ災害が頻繁に起こる。やっぱり心配です。私たち防災の会議も、台風が来たり、地震が来たりで、もうずっと詰めてやっております。そのときにやっぱり専門家がいらっしゃって、アドバイスをいただけると助かるなど、そういうときに思います。自分たちでやっていて、そう思うんですね。

地震のときには、自衛隊から来られていました。大きい災害のときはですね。でも、通常でも、台風でも、豪雨災害でも、やっぱりおられたら心強いだらうなど、私たちは素人なんで、余計にそれは思います。

ですから、さっき自衛隊と言われたんで、あれですけど、もう自衛隊のほうには私もこちらにいらっしやる方にお話をして、それを通して、話はもう5月か6月ぐらいに、総会時期に会ったときには、もうお話はさせていただいてます。やっぱり人材が、そういった方がいらっしやるかどうかというのを、向こうもいろいろ調べないといけないということでもありますし、よそにいらっしやる防災の担当者、自衛隊から入っていらっしやる方は、たしか調べて報告もいただいた覚えがあります。

ですから、水俣市の安心安全、生命と財産を守るのが私の一番の仕事でございますので、その部分は強化はしていきたいというふうに思っております。

総合政策部次長につきましては、私と同じ考えだというふうに思いますので、ぜひ私の答弁で終わらせていただければと思いますけど。

○議長（福田 斉君） 以上で高岡利治議員の質問は終わりました。

これで本日の一般質問の日程を終了します。

次の本会議は明8日に開き、一般質問並びに提出議案の質疑を行います。

なお、議事の都合により、あすの本会議は午前9時30分に繰り上げて開きます。

本日はこれで散会します。

午後 2 時36分 散会

平成28年9月8日

平成28年9月第3回水俣市議会定例会会議録
(第4号)

一般質問・質疑

平成28年9月第3回水俣市議会定例会会議録（第4号）

平成28年9月8日（木曜日）

午前 9時29分 開議

午後 3時12分 散会

（出席議員） 16人

福 田 齊 君	小 路 貴 紀 君	桑 原 一 知 君
塩 崎 達 朗 君	高 岡 朱 美 君	田 中 睦 君
谷 口 明 弘 君	高 岡 利 治 君	田 口 憲 雄 君
藤 本 壽 子 君	牧 下 恭 之 君	松 本 和 幸 君
中 村 幸 治 君	岩 阪 雅 文 君	谷 口 眞 次 君
野 中 重 男 君		

（欠席議員） なし

（職務のため出席した事務局職員） 5人

事 務 局 長（岩 下 一 弘 君）	次 長（岡 本 広 志 君）
主 幹（深 水 初 代 君）	参 事（前 垣 由 紀 君）
書 記（上 田 純 君）	

（説明のため出席した者） 16人

市 長（西 田 弘 志 君）	副 市 長（本 山 祐 二 君）
総 合 政 策 部 長（緒 方 克 治 君）	総 務 部 長（本 田 眞 一 君）
福 祉 環 境 部 長（川 野 恵 治 君）	産 業 建 設 部 長（関 洋 一 君）
総 合 医 療 セ ン タ ー 事 務 部 長（久 木 田 美 和 子 君）	総 合 政 策 部 次 長（水 田 利 博 君）
福 祉 環 境 部 次 長（高 沢 克 代 君）	産 業 建 設 部 次 長（城 山 浩 和 君）
水 道 局 長（山 田 雅 浩 君）	教 育 長（吉 本 哲 裕 君）
教 育 次 長（黒 木 博 寿 君）	総 合 政 策 部 政 策 推 進 課 長（梅 下 俊 克 君）
総 務 部 総 務 課 長（緒 方 卓 也 君）	総 務 部 財 政 課 長（設 楽 聡 君）

○議事日程 第4号

平成28年9月8日 午前9時30分開議

第1 一般質問

- | | | | |
|---|-------|---|---|
| 1 | 野中重男君 | 1 | 水俣環境アカデミアのホームページ作成の遅れと補助金の不適正な支出を今後に生かす教訓について |
| | | 2 | 水俣川河口臨海部、八幡プール群について |
| 2 | 田中睦君 | 1 | 小学校の運動部活動の社会体育への移行について |
| | | 2 | 障がい児の高校進学について |
| | | 3 | 市の職員研修について |
| 3 | 桑原一知君 | 1 | コンプライアンスの徹底について |
| | | 2 | エコパーク水俣と隣接施設の活用について |
| | | 3 | 未来を担う子ども達への支援について |

(付託委員会)

第2 議第65号 専決処分の報告及び承認について

専第7号 水俣市公民館条例の一部を改正する条例の制定について

(厚生文教)

第3 議第66号 水俣市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について

(総務産業)

第4 議第67号 平成28年度水俣市一般会計補正予算(第5号)

(各委)

第5 議第68号 平成28年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)

(厚生文教)

第6 議第69号 平成28年度水俣市介護保険特別会計補正予算(第2号)

(厚生文教)

第7 議第70号 平成28年度水俣市水道事業会計補正予算(第2号)

(総務産業)

第8 議第71号 字区域の変更について

(総務産業)

第9 議第72号 水俣市域における津奈木町道の認定承諾について

(総務産業)

第10 議第73号 平成27年度水俣市病院事業会計決算認定について

(厚生文教)

第11 議第74号 平成27年度水俣市水道事業会計決算認定及び剰余金処分について

(総務産業)

第12 議第75号 平成28年度水俣市一般会計補正予算(第6号)

(総務産業)

第13 議第76号 平成27年度水俣市一般会計決算認定について

()

第14 議第77号 平成27年度水俣市国民健康保険事業特別会計決算認定について

(厚生文教)

第15 議第78号 平成27年度水俣市後期高齢者医療特別会計決算認定について

(厚生文教)

第16 議第79号 平成27年度水俣市介護保険特別会計決算認定について

(厚生文教)

第17 議第80号 平成27年度水俣市公共下水道事業特別会計決算認定について

(総務産業)

第18 特別委員会の設置について

平成28年9月第3回水俣市議会定例会陳情文書表

受理番号	件名	代表者の住所及び氏名	紹介議員	付託委員会
陳第5号	「原発避難計画策定委員会の設置」を求める陳情について	水俣市月浦 247番地96 永野 隆文		総務産業

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前9時29分 開議

○議長（福田 斉君） ただいまから本日の会議を開きます。

○議長（福田 斉君） 日程に先立ちまして、諸般の報告をします。

本日、市長から補正予算1件、決算5件、健全判断化比率及び資金不足比率の報告1件の提出がありましたので、議席に配付しておきました。

次に、本日まで受理した陳情1件は、議席に配付の陳情文書表記載のとおり、総務産業委員会に付託します。

次に、本日の議事は議席に配付の議事日程第4号をもって進めます。

以上で報告を終わります。

日程第1 一般質問

○議長（福田 斉君） 日程第1、昨日に引き続き一般質問を行います。

順次質問を許します。

なお、質問時間は、答弁を含め1人70分となっておりますので、そのように御承知願います。

初めに、野中重男議員に許します。

（野中重男君登壇）

○野中重男君 おはようございます。

日本共産党の野中重男です。

市民生活の安定と利益向上を願う立場から質問いたします。

まず初めに、東北・北海道では、台風と大雨による被害が出ております。お亡くなりになった方、被害を受けられた方たちに、お悔やみとお見舞いを申し上げたいと思います。

さて、ことしの夏に心に残ることが幾つもありました。1つは、リオデジャネイロオリンピックでの出来事です。体操の内村航平選手が、個人総合の最後の演技の鉄棒で大逆転し、優勝したことに対し、外国のテレビ局が、あなたは、たくさんの友人を持っているようですねと、あたかも審判団が内村航平選手にえこひいきしたかのように質問したのです。これに対し、内村航平選手と優勝を競い合っていたウクライナの選手が、内村の演技はすばらしかったと答えて、インタビュアーの質問を見事に反論しました。陸上女子5,000メートル競技では、転倒の不運に見舞われた米国とニュージーランドの選手が、オリンピックだから、走り切ろうと互いに励まし合い、立ち上がって足を引きずりながらも完走し、ゴールで2人は抱き合う出来事もありました。

また、人種差別が根強く残る中で、水泳のメドレーリレーで黒人選手が米国女子チームのアンカーとして泳いでいました。隔世の感がありました。さらに、紛争地域の選手たちが、難民選手団として出場し、開会式ではブラジルの人々から大歓声が上がっていました。IOCのバッハ会長は、多様性の中でまとまったとき、私たちは強くなると演説しました。国籍も人種も違う者たちが、夢舞台で交流し、友情を深めた大会で、オリンピックの精神がまた一步、世界で発展していることを感じました。

オリンピックを離れ、国内でも感動したことがありました。

堀尾輝久東京大学名誉教授が、憲法9条に関する新資料を発見したという新聞記事であります。これまで憲法9条については、連合国軍総司令部最高司令官マッカーサーが米国議会上院で、1945年10月から首相を務めていた幣原喜重郎首相の提案と証言していましたが、堀尾輝久名誉教授は日本の国会図書館でマッカーサーの書簡を発見。それには、この提案は幣原首相が行ったものですと書いてあるという記事であります。文書で残っていることが画期的な発見でした。内閣総理大臣が9条の提案をされていたことに驚きと感動を覚えました。

今後も、事実謙虚に向き合い、力を尽くしていきたいと思えます。

さて、では質問に入ります。

1、水俣環境アカデミアのホームページ作成のおくれと補助金の不適正な支出を今後生かす教訓について。

①、事実経過について。

②、ホームページ作成が進まなかったことで担当課内では議論され、課長を中心に方向は出されていたのか。

③、その上で作成がおくれたのはなぜか。

④、業者との関係で契約を昨年にかかのぼって結ぶことになったと聞かすが、法令遵守の観点から課内ではどのような議論がされたのか。

⑤、業務は完成していないのに支払いに至った経過はどのようなことか。

2、水俣川河口臨海部、八幡プール群について。

①、八幡プールの道路用地については、JNCの安定型産業廃棄物最終処分場ではないという回答が県からあったという答弁があり、そうであればその根拠を示せと再質問していました。これについては県に問い合わせしているが、回答がないという答弁で終わっています。根拠を示す回答は県から届いているのでしょうか。

②、また、安定型処分場の変遷についても質問していましたが、県から回答がないということでした。この回答は県から届いているのでしょうか。

③、平成14年にチツソ株式会社から水俣市に寄贈された土地の地番や分筆関連の資料を情報公開条例で取得しました。それに基づいて、塩浜町278番1から278番3がまず分筆され、その後278番3から278番9が分筆され、この部分が水俣市に寄贈されています。この278番1は八幡第2期プールと思いますが、いかがでしょうか。

④、塩浜町278番2から278番4が分筆されて、水俣市に寄贈されていると思いますが、それに間違いはありませんか。また、278番2も八幡第2期プールと思いますが、間違いありませんか。

⑤、水俣市に寄贈された浜松町73番2は、八幡第1期プールの周辺部の道路用地として登記されているものと思いますが、いかがですか。

⑥、平成14年に寄贈されたこれらの土地は、土木課が管理する市道になっていると思いますが、鍵がかかっていて車などは入れません。供用はされたのでしょうか。

以上、本壇からの質問を終わります。

○議長（福田 斉君） 答弁を求めます。

西田市長。

（市長 西田弘志君登壇）

○市長（西田弘志君） 野中重男議員の御質問に順次お答えをいたします。

まず、水俣環境アカデミアのホームページ作成のおくれと補助金の不適正な支出を今後にかさず教訓については私から、水俣川河口臨海部、八幡プール群については副市長からそれぞれお答えをいたします。

初めに、水俣環境アカデミアのホームページ作成のおくれと補助金の不適正な支出を今後にかさず教訓について、順次お答えをいたします。

まず、事実経過についてお答えをいたします。

本市では、平成27年度において、熊本県から環境首都水俣・芦北地域創造補助金を受けて、水俣環境アカデミアの施設整備のほか、内外の研究者を対象としたシンポジウムの開催など、オープンに向けた事業を実施しました。この中で、水俣環境アカデミアの情報発信、産・学・官ネットワークのツールとして、ホームページを開設することとしておりました。平成27年10月ごろに

は、ホームページ作成業務委託契約の準備に着手し、庁内関係部署との協議、業者からの見積書の徴取などを行いました。関係課との協議が整わず、準備が整ったのは本年3月中旬でありました。

本件委託業務では、ホームページ上の会員制掲示板のセキュリティに必要な認証システムの構築などに、少なくとも数カ月の期間を要するもので、この時点で、平成27年度中の事業完了は、事実上不可能となっております。にもかかわらず、3月末に契約書を事業者へ送付して、契約を依頼しました。さらに、当該ホームページができていないにもかかわらず、事業が完了したとの竣工認定を行い、本年5月19日、委託業務の対価として259万2,000円を業者に支払いました。また、熊本県に対しては、本件委託業務が3月11日までに完了したものと実績報告を行い、補助金233万2,000円を受領いたしました。その後、7月14日、水俣環境アカデミアの職員から、ホームページができていない旨の報告がなされ、今回の事態が発覚いたしました。翌日、私にも報告がありましたので、関係者の事情聴取も含めて、事態の全容の把握を指示いたしました。

これらの結果をもとに、8月1日に熊本県に第一報を入れ、8月9日には、詳細な報告と今後の対応について書面で提出しました。また、環境省には、熊本県の担当者にも同行いただいて、8月17日には報告を行い、8月22日には市議会の皆様へ御報告の上、記者会見を開いて公表いたしました。

次に、ホームページ作成が進まないことで担当課内では議論され、課長を中心に方向は出されていたのかとの御質問にお答えをいたします。

担当者は、平成27年10月には委託契約の準備に着手しており、この時点では、委託先の候補選定、契約手法の検討などに当たって、担当課内で情報を共有し、検討が行われていたものと認められます。しかし、事業が停滞していた11月から2月までの間、年度末に向けて、水俣環境アカデミアのオープンに向けた多くの事業の期限が迫り、膨大な事務量に埋もれる中で、各事業の進捗管理は、担当者に委ねられた状態になっていたものと思われま。担当課内でどのような協議が行われたのかについては、現在、関係者のヒアリングを進めているところであります。

次に、その上で作成がおくれたのはなぜかとの御質問にお答えをいたします。

担当課内での協議の状況については、現在、ヒアリングを進めており、その結果が出なければ確定的なことは申し上げられません。

しかし、11月の水俣環境アカデミアの改修工事着工、設計の手直しや材料の検分、工事立ち会いなど、請負業者との打ち合わせや工事監督に係る事務、水俣環境アカデミアの理念、運営体制、事業計画の検討や、大学・研究機関関係者のネットワーク形成などの事務が重なって、担当課は、膨大な事務量に追われていたようでありま。これらのことが、今回の事業のおくれの原因の1つと考えられると思いま。

次に、業者との関係で契約を昨年にさかのぼって結ぶことになったと聞かすが、法令遵守の観点から、課内ではどのような議論がされたのかとの御質問にお答えをいたします。

本件について、担当課内では、契約書を交わす時点で既に契約期間が過ぎていること、まだホームページができていないことについての認識はあったと聞いております。しかし結果的には、出納閉鎖期間の5月末日までに、業務を完了できるであろうとの判断から、今回のような不適切な事務処理を行ったものと聞いております。

次に、業務は完成していないのに支払いに至った経緯はどのようなことなのかとの御質問にお答えをいたします。

契約書を交わした時点で、既に契約期間を経過しており、ホームページも完成していなかったことは、さきに述べたとおりであります。

関係者からの聞き取りでは、目玉事業として取り組んできた水俣環境アカデミア関連事業において、何としても補助事業を完遂しなければならないとの強い思いがあったと聞いております。

その強い思いから、事業が期限内に完了したとする書類を作成し、後ほど完成品を整えることとして、委託業者に請求書の発行を依頼し、代金を支出しました。

しかし、不正な事務を行い、成果品もないまま公金を支出するという行為は、決してあってはならないことであります。また、事務処理の遅延についても、報告・連絡・相談を徹底し、早期に対応すれば十分に防げたことであり、このような結果となってしまったことを、まことに遺憾に思っております。

○議長（福田 斉君） 野中重男議員。

○野中重男君 答弁いただきましたので、2回目の質問をします。

この件については、一昨日、谷口明弘議員が質問され、昨日、高岡利治議員も質問されました。きょうもきのう、おとといと重なる部分がありましたけれども、改めて整理して答弁いただきましたので、流れについては細部まではわかりませんが、大まか理解できるようになりました。

議員の皆さんは、どなたもなぜこういうことが起きたのかということで、心を痛めておられると思います。私もそうでした。

それで、細部については、これからヒアリングもして、実相が解明されていく、そして問題点が鮮明になってくるといふふうに思っておりますので、これらが全部済んだ上で、これからの業務の教訓として何があるのか。これからどういう姿勢で市政運営に当たるのか。そういうことも市長を初めのところから出てくると思います。

私たち議会は、それらが本当に総括となっているのか。教訓として生かされるのか、教訓がそれだけでいいのかなどなど、数々点検していかなければいけないことが出てくるというふうに思います。これからも私も議会の一員として、皆さんと一緒にこの事件を糧にして、どうするのかということで、

点検活動も強めていきたい、そうなればいいなというふうに思っているところです。

きょうの私の質問も、事案発生直後のことであって、細部がわかった上での質問ではありませんので、そういう意味では行き違いがあったり、誤解があったり、そういうふうなところもあると思いますけれども、今、わかっている範囲内で、質問をずっと続けたいというふうに思います。

ところで、公務員には事実に基づいて、道理にかなって、法律や憲法に基づいて業務をするという、いわゆる法令遵守が民間よりも、より厳しく課せられているというのは、市長がきのうから言われたとおりであります。そういう観点からして、今答弁あったんですけれども、私は今回の件は、2つのポイントがあったというふうに思うんです。

1つは、この業務を担当した、あるいは水俣環境アカデミアの立ち上げに動いた、企画課内での業務の分担、担当者、課内の動きがどうだったのかというのが1つのポイント。もう一つは、3月と5月に、もうとても期限内にはできないとかわかっていながら、契約を結び、お金を支払ったというコンプライアンスに反する、この2つからなっているように思います。

いずれも、この2つの点から考えると、公金を着服しようとかという点はないように、私には思えました。もう一つは、そうなんだけれども、納付期限までに間に合えば、何とか最後は帳じりが合うのではないかという、こういう安易な発想から、いろいろなことがされてきたようにも思えます。詳しい総括は、これから執行部のほうでもされるとは思いますけれども、そういう視点で私は思っています。

公務員の不祥事では、刑法上の刑事罰に値するような事件も結構あるんですけれども、今回はそういうものではないということを、私は認識をしておりますが、その上で、さらに私が疑問に思っているところを2回目の質問にしたいと思います。

1つは、関係課との協議が整わなかったというふうな答弁が、最初市長からあったと思うんですけれども、協議した中身は何だったんですか。何が整わなかったんですかというのが1点目です。

2点目は、担当者任せになっていたというのが、今の答弁でもあったように思います。膨大な事務量、作業量があって、結局みんなで点検できずに、担当者任せになっていたというような答弁だったと思うんですけれども、この辺の事実はどういう状況だったのでしょうか。この2点についてまず答弁いただきたいと思います。

○議長（福田 斉君） 西田市長。

○市長（西田弘志君） 昨日から、この水俣環境アカデミアの問題、非常に取り上げていただいて、答弁しているところでございます。内容につきまして、誠実にお答えをしたいというふうに思っております。

今、2点ございました。1つは、内容・中身については、私のほうから、そして、担当者任せ

になっていた、なぜかということは総合政策部長のほうから答弁をさせていただきたいというふうに思います。

中身・内容についてでございますけど、協議が整わなかった、伸びた協議の内容ですけど、契約に向けましては、担当課では委託業務の仕様書をまず作成をいたしまして、予定価格の検討を行う。そして競争入札、また随意契約など委託先の選定の手法について、いろいろ検討を行うわけでございます。ここで仕様書の内容、随意契約によることとした契約手法について、担当課といろいろ調整をやっていたわけでございますけど、そこがなかなか調整がつかず、この時点が延び延びになりまして、事務が停滞してしまったというふうに、現時点では考えております。

2点目は、総合政策部長のほうから答弁させます。

○議長（福田 斉君） 緒方総合政策部長。

○総合政策部長（緒方克治君） 2点目の質問にお答えします。

担当者任せになっていた、その事実はどうなっているのか、またその原因はどのようになっているのかという御質問だったと思うんですが、まず水俣環境アカデミアのオープンに向けて、平成27年4月1日付の機構改革で、知の拠点推進室を設置しました。そして専任の部署を設けて、準備の態勢を整えました。

しかし、旧水俣高校、ここの商業科の実習棟の改修工事、オープンに向けたシンポジウムの開催、大学や研究機関関係者とのネットワークを形成する。そして、慶応義塾大学を初めとするフィールドワークの受け入れなど、事務量が予想以上に、非常に増大しておりました。

担当課内、室内でも本当に職員は一生懸命やっていたらっしゃいました。その中で、相互に応援し合う余裕が失われてしまった。これが大きな要因だと、このように考えております。

以上であります。

○議長（福田 斉君） 野中重男議員。

○野中重男君 最初の平成27年10月から平成28年3月までのところの業務のおくれは、そこでほぼ絞られてきたんではないかなと思うんですね。あと、その中身なんです、やっぱり。もっと踏み込んで、結果的には担当者任せというふうになっているんだけど、それを点検する体制はどうだったのか等々のところが、これからのヒアリングで解明されていかなきゃいかんというふうに思うんですね。

あるいは今、ヒアリングは緒方総合政策部長のところは当事者ですから、違うところが多分されているんだと思うんですけども、その部署は組織を運営する場合、課内でどういう合意と業務執行のラインが必要なのか、横と縦の関係あると思うんですが、その辺が理解している人たちがヒアリングしていかないと、漫然と聞く相手から話が出てきたのを聞いているということでは、事実を解明することにはならないと思います。その辺は、ヒアリングするほうも力が試されると

いうふうになると思いましたので、そこはしっかりやってほしいなというふうに思っているところ です。

それで、3回目の質問ですけれども、担当課で進まなかったとすれば、もっと上のレベルでの調整が必要になってくるというのが、通常の判断だというふうに思うんですけれども、担当部長には相談されなかったのか。これは、きのうも出ていましたけれども、改めて聞きたいと思いま す。

2点目は、私も24歳ごろから医療現場でずっと働いてきました。数々の失敗をしてきましたけれども、今失敗したことが自分の糧になっていると思います。その間には失敗したことで、法人にも迷惑かけたし、患者さんにも迷惑かけたし、同僚にも迷惑かけたというのがありました。それはそのときで、しっかり自分で、どこが誤っていたのかということを経験して、今考えると、それらが生きているなというふうに思っています。

それで、失敗は、私は次につながる力になるというふうに思っています。そのためには今さっき言いましたように、聞き取りをしっかりする。そして、客観的事実を検証するというのが、必要なんではないかというふうに思っていますけれども、これについては私と同じように、市長なり、緒方総合政策部長なり、あるいはヒアリングされている部署のほうも思っておられるのかどうかということですね。これが2点目です。

3点目は、担当者はなぜそうしたのか。さっき言いましたように、担当者自身がしっかり総括することが必要だというふうに思います。あるいは関係部署のところも、しっかりそれぞれが総括することが必要なんだろうというふうに思います。

一方、今回当事者になった職員の方々は、何人おられるかわかりませんが、市役所の職員として、それこそ一生懸命、過重負担とも思える仕事もこなしてきたという自負もあるでしょうし、これからの思いもあるんだろうというふうに思います。この経験を生かしていただけるのであれば、これからの水俣市政の運営に、大いに力になるという可能性も秘めているというふうに思っています。

組織ですから、組織を運営するには規律が必要です。その規律については、もう就業規則なり、業務執行規律なりあると思いますから、それに基づいて、はじめははじめでつけてもらうと同時に、市長もきのうから答弁っておりますように、自分でも処分はするというふうにおっしゃって いましたけれども、その意向でよろしいかどうか、市長の見解を聞きたいと思いま す。

以上3点です。

○議長（福田 斉君） 西田市長。

○市長（西田弘志君） 3点ございました。

そのうちの1つは、総合政策部長のことがございましたので、直接、総合政策部長の答弁をさ

せたいというふうに思っておりますので、あと2点につきましては、私のほうから答弁させていただきます。

○議長（福田 斉君） 緒方総合政策部長。

○総合政策部長（緒方克治君） 1点目の御質問にお答えします。

担当部長に相談はなかったのかの点について、お答えします。

担当課で水俣環境アカデミアのホームページの事務が進まないことについて、相談はございませんでした。ただ、相談がなかったからといって、それでいいのかと言われれば、そうではないと私も思っております。管理監督者として非常に反省をしております。どうも申しわけございませんでした。

以上であります。

○議長（福田 斉君） 西田市長。

○市長（西田弘志君） 2点目、客観的な事実をつかむのが必要、ヒアリングが非常に大事だということでございます。

現在、この関係者の聞き取りを実施しておりますが、これはもう正確に、公正を期して行う必要があるというふうに考えております。きのうも答弁させていただきましたが、誰かが得をするとか、誰かをかばうとか、そういったことのないように、きちっとヒアリングする者にも、その辺は伝えているところでございます。

聞き取りの対象者が事業担当職員のほか、庁内の関係部署、いろいろなところで広範にわたり聞きたいというふうに思っておりますので、現在完了しておりませんが、今後引き続き、聞き取り調査を進めてまいりたいと思っております。

時間が少しかかっているのは、やはり聞き取りして、もしかしたら弁明の機会もとるのが必要だというふうに思っております。そういったところも、きちっとやりたいというふうに思っております。

そして、3点目の私のけじめについてでございますけど、当然昨日から答弁しておりますが、今後はこの公平・公正の観点からの関係者の聞き取り調査をまず実施し、しっかりと問題を総括する必要があると、まずこれが第1点、必要だというふうに考えております。そして、不適切な行為に至ったことについて、厳然たる事実として、これを処し、一方でこれを戒めとしまして、本市の行政運営をよりよいものとしていくことが、まず必要だというふうに思っております。そして、処分が決定した後、私のほうも自身については、きちっと責任をとり、けじめをつけさせていただきたいというふうに思っております。

○議長（福田 斉君） 次に、水俣川河口臨海部、八幡プール群について答弁を求めます。

本山副市長。

(副市長 本山祐二君登壇)

○副市長(本山祐二君) 水俣川河口臨海部、八幡プール群についての御質問に、順次お答えいたします。

まず、八幡プールの道路用地については、JNCの安定型産業廃棄物最終処分場ではないという根拠に関する回答は、県から届いているのか。また、八幡プールの安定型処分場の変遷についての県からの回答は届いているのかという2つの御質問に合わせてお答えいたします。

初めに、八幡プールの安定型最終処分場の変遷についてですが、県からの回答によりますと、第1期、第2期プールと呼ばれる八幡プール群の埋め立ては、昭和36年に公有水面埋立法による許可として始まっており、工場から発生した不要物で水面が埋め立てられて、土地が造成されてきました。

そのような中、昭和45年に廃棄物の処理及び清掃に関する法律が成立し、一般廃棄物及び産業廃棄物という概念が登場し、当時チッソ株式会社及びその関連企業の生産工程で発生した不要物は産業廃棄物となりました。そこで、チッソ株式会社は、昭和48年に産業廃棄物処理業の許可を取得したとのことです。

その後、昭和52年の廃棄物の処理及び清掃に関する法律の改正によって、廃棄物処理施設として一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場として遮断型、管理型、安定型の3種類が規定されました。

これにより、一般廃棄物及び産業廃棄物による埋め立ての場合、最終処分場として県知事への届け出が必要でしたが、安定型産業廃棄物の埋め立て処分の用に供される場所は、公有水面埋立の許可を除くとされているため、当該地については、産業廃棄物最終処分場の設置の届け出は不要であったとのことです。

こうして、第1期、第2期プールと呼ばれる部分はさまざまな用途に使用され、現在のような形に変遷していきました。

なお、八幡プールの公有水面の埋め立て完了部分については、最終処分場からの転用ではなく、公有水面埋立法に基づく県知事の許可による土地ということになります。

次に、八幡プール道路部分についてですが、昭和60年12月にチッソ株式会社から、公有水面免許に係る竣工期間伸長申請が提出された際、それまでの埋立地を安定型処分場、沈殿池、堰堤部及び堰堤端から護岸に変更したいとの申請があり、昭和61年10月に県が許可しております。

このことから、八幡プールの道路部分は、安定型処分場の堰堤部の外側にある堰堤端から護岸の部分に当たりますので、安定型最終処分場の一部ではないとの県からの回答・説明でございました。

次に、平成14年にチッソ株式会社から水俣市に寄贈された土地について、塩浜町278番1から278

番3がまず分筆され、その後に278番9が分筆され、この部分が水俣市に寄贈されているが、この278番1は八幡第2期プールと思うが、いかがかとの御質問にお答えいたします。

塩浜町278番1は、もともと平成4年7月13日付で278番として表示登記が行われ、同日付で、278番1、278番2、278番3に分筆されております。さらに、278番3から278番9が分筆され、平成14年9月に水俣市が寄附で採納いたしております。議員御質問の278番1については、八幡第2期プールとして使用されていた土地だと思われま。

次に、塩浜町278番2から278番4が分筆されて、水俣市に寄贈されていると思うが、それに間違いはないか。また、278番2も八幡第2期プールと思うが間違いはないかとの御質問にお答えいたします。

平成9年9月29日付で、278番2から278番4が分筆され、平成17年に水俣市が寄附で採納いたしております。分筆した残り地である278番2については、八幡第2期プールとして使用されていたと思われま。

次に、水俣市に寄贈された浜松町73番2は、八幡第1期プール周辺部の道路用地として登記されているものと思うが、いかがかとの御質問にお答えいたします。

八幡第1期プールは、いまだ埋め立てが竣工しておりませんので、地番がなく、白地のままでありますが、周辺の浜松町73番2につきましては、道路として完成していたため、平成8年2月21日付で登記が行われております。

次に、平成14年に寄贈されたこれらの土地は、土木課が管理する市道になっていると思うが、鍵がかかって車などは入れない。供用はされているのかとの御質問にお答えいたします。

寄附採納した八幡沖プールに隣接する道路は、平成15年3月31日に、築地・丸島町線として市道認定しておりますが、ガードレール等の安全柵を設置しておらず、海岸への転落等が懸念されますので、現在まで供用を開始しておりません。

以上です。

○議長（福田 斉君） 野中重男議員。

○野中重男君 この問題は3月議会でも取り上げましたし、6月議会でも取り上げました。

まず、情報公開条例に基づいて資料をもらいましたし、この番地のところだとか、埋立地の一定の施行された法律に基づく流れについては、この間、執行部との間で頭を突き合わせて議論してきたことを改めて、まとめて答弁していただいたというふうに思います。

それで、結局6月議会から2カ月が過ぎているんですね。2カ月過ぎてやっと県からの回答が来たのは9月議会始まってからですよ、最終的に。

それで、県から回答があったのかということで、担当課にずっと問い合わせをして、まだ来ません、まだ来ませんという返事がずっと続いて、来ましたということで、今の答弁になってい

るというふうに思います。

それで、この八幡プール群の埋立地についての資料が、県庁にまとまって整理されていないんだというふうに私は思いました。どう評価するのかということがあって、時間がかかったのかもしれませんけれども、整理されておれば、もっと迅速に資料が出てきて、水俣市役所でもその辺の資料は、市の地域内にある処分場ですから、当然、当該市町村の水俣市が必要な資料を保管しておくというのは、当たり前のことです。それが市のほうでも県等からの情報がなくて、なかなか整理されていないというのが今回よくわかりました。市役所ほうでも、人的体制が弱くて、こういう資料が整理されてこなかったんだというのも、この間わかりました。

それで結果的に、私は国と県の行政、あるいは市政についてもそうなんですけれども、こういう水銀汚染の拡大を防止するという政策が、きちっととられてこなかった。これが僕は、汚染を拡大した原因の1つになっているのではないかと。僕は、作為ではないかなというふうに思っております。これは指摘だけしておきたいと思います。

それで、質問も長かったし、ややこしい質問でした。それで、答弁も長かったし、ややこしい答弁でしたので、私なりにちょっと整理したいと思います。

答弁いただいた中身の1番目は、八幡プール群については、戦前戦後あたり、終戦前後あたりから、もう埋め立てられたという話も聞きますし、資料もあるやに聞いているんですけれども、法律ができたのは昭和36年ですよね。だから、法律が後からできて、その前の事実を後追いつているということなんです。

それで、水俣病の刑事訴訟判決で言われている昭和33年9月から昭和35年6月というのは、公有水面埋立法ができる前のことを実は言っている話なんです。だから、公有水面埋立法という法律ができたのが、いかにおそかったか。それまでいかに野放しになっていたかということ、僕は示しているというふうに思います。

もう一つ紹介しますと、答弁にはありませんでしたけれども、判決は、海岸に道路をつくって護岸にしたとは書いていないんです。最高裁判決ですよ。護岸をつくって、その中に廃棄物を捨てたと書いてあるんです。

それで、最後に答弁あったところで、昭和60年に第1期プール、第2期プールのところについては、チッソから申請があって、安定型処分場だとか、沈殿池だとか、あるいは堰堤部だとか、堰堤端から護岸だとか、呼び名を4つに分けたと言っているんですけれども、その前によく聞いていますとわかるんですけど、埋立地を4つに分けたというふうになっているんですよ。それは県は許可したとなっているんですよ。だけれども、埋立地の呼び名を変えたということなんだというふうに、僕は今の答弁を聞いて思いました。

2つ目は、水俣市に寄贈された道路部分が、いずれも八幡第1期プール及び第2期プールから

分筆されたものであるということは、278番から278番1とか2とか3に分けられたとかという、1つの土地を分筆するときの手法ですよね。そういうふうになっているということが明確になったと思います。

3点目は、この寄贈された道路と称する用地は、現在は使われていないということでしたので、民間から行政への寄附は、寄附していただいたことで、市民や行政にとって、有益だから寄附をいただくというのが通常なんだろうと思うんです。例えばそこに市道を通す、あるいは県道を通す場合に、民間の方たちに寄附していただけませんかということもあるし、寄附してよかばいという場合もある。その場合は道路というものを通して、公衆の利益になるということが前提で、寄附してもらうのが通例だと思うんですけれども、ここについては、14年間危険だということで、閉鎖されて、そのままになっていたということが明確になった。だから3点がはっきりしたんだろうと思うんです。

それで、2回目の質問をします。

1つは、答弁にあったように、もともとは埋立地であったものが4つに分けられたんですね。通常、私どもが考えると、名前を変えても、埋立地は埋立地ではないのかというふうに思うんです。廃棄物の処理及び清掃に関する法律に抵触しないということの結論だったと思うんですけれども、あるいはコンプライアンスに触れないという解釈だったと思うんですが、それでいいのでしょうか。私は顧問弁護士だとか専門家に改めてちゃんと聞いて、その辺はクリアするべきだ。その方向を決める上でも、ちゃんと専門家の意見を聞かないかんというふうに思うんですけれども、いかがでしょうか。

2点目は、私が6月議会で提案した、廃棄物の処理及び清掃に関する法律15条の4に抵触するのではないかと、私は指摘してきました。それで、いやそんなことができるのかと、できないんじゃないかというふうに市長を初め、思っていらっしゃるかもしれませんので、この点については、私は弁護士に意見を聞きました。こういう返事が返ってきています。

第1点は、平成14年の寄附は、受贈者である水俣市の道路用地の管理、補修義務を負わせる負担付贈与といえることから贈与者チッソは、負担の限度において売り主と同様の担保責任を負う。民法551条2項です。

2点目、今回の地震で、護岸が崩壊し、有機水銀化合物が海に漏出する危険が顕在化し、そのため通常の管理費用を大きく上回る調査費用、工事費用を負担すべき事態となり、今後永続的に必要な費用負担になる。もらった水俣市は贈与契約当時、こうした費用負担が発生することを知らなかったことから、隠された瑕疵に当たる。民法553条、557条です。

第3に、よって、1回目の答弁にあったように、贈与を受けてから護岸が危険で供用していないわけですから、贈与契約での恩恵は受けていない。もらった水俣市は、多額の費用負担なしに

道路として使用するという、贈与契約の目的を達することができず、本件贈与契約は解除できるというのが、弁護士の見解でありました。ただし、この解除権は、水俣市が費用負担の事実を知ってから1年以内に行使できるとなっています。これは、民法553条、566条の3項です。

それで、返還することは法律的にも可能ということです。環境アセスメントに入っておりますので、これはこれでいいとして、廃棄物の処理及び清掃に関する法律15条の4は、安定型廃棄物処分場とは規定していません。産業廃棄物処理施設と言っています。埋立地であることははっきりしていますので、それは分筆経過からも明確ですので、もう一度踏みとどまって、腰を据えて、県や国、あるいは顧問弁護士とも相談してみたらどうでしょうか。これが2点目であります。

3点目です。道路用地の贈与者のチッソに返還するだけでは、この八幡プール群の問題は解決しないというふうに私は思っています。それで、水俣では公害防止事業として、水俣湾の埋立地ができました。これも公害防止事業者負担法が根拠になっておりますけれども、その他、環境基本法37条なども使えると思います。このときの費用負担も、もう皆さん御承知のとおりであります。

私は、国・県にも、この問題の責任はあると思っておりますので、そして、昭和47年の水俣市の調査でも、水俣川の水と泥土の水銀値は異常に高かったというのは、市の公害白書にも入っていますよね。また、最高裁判決でも、ここが原因になったということは明確になっています。

それで、もう一度、これらの事実をもとに、原点に戻ったらいいというふうに思っています。現在の計画では、水俣市が事業主体になって、国からの補助をもらっているという構図になっているようですが、それで1つ紹介しますと、先日、私ども日本共産党の田村衆議院議員がこの八幡プール群のことについて調査に来ました。水俣市役所にも立ち寄っていただいて、執行部の皆さんから意見も聞いていました。議員は東京に帰って、環境省や国土交通省の担当者を呼んで、水俣市が今考えておられる案に基づいて現在、環境省、国土交通省はどう考えているか聞いたそうです。それによると、こういうことです。この問題は、地震の前から検討してきた。国が関与するのは当然であると。チッソ、県がどのように費用負担するかが課題である。誰一人欠けてはいけないというふうに言っておられるそうであります。ここを何とかしなければならないという認識は、環境省も持っているというふうに私は判断しました。

それで、全てのことについて、さらに環境省、国土交通省、熊本県、チッソなどとしっかり相談をするということ、行っていったらどうかと思うんですけれども、考え方はどのようにされているでしょうか。

以上3点です。

○議長（福田 斉君） 本山副市長。

○副市長（本山祐二君） 野中重男議員の第2の御質問にお答えさせていただきます。

3点ございましたけれども、まず最初の埋立地の件については、専門家を交えて検討したらどうかという御質問ではなかったかなと思っております。

先ほどの答弁でも申し上げましたけれども、県からは公有水面埋め立てに関して、安定型産業廃棄物による埋め立てであれば、最終処分場としての届け出は不要であり、昭和60年にチッソより申請された土地も公有水面埋立法による土地であり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律は関与しないとの回答をいただいております。

以上のことから、4つに分割された土地は、安定型処分場を分割して名称を変えたのではなく、公有水面埋め立てによる土地を安定型処分場、沈殿池、堰堤部、堰堤端から護岸に用途に応じて区画し、現在のJNCの安定型最終処分場は、このときにできたとの説明を受けております。しかしながら、このことにつきましては、先ほどの野中重男議員のようなお考え等もございますし、そのようなことを踏まえまして、専門家を交えて検討するかどうかにつきましては、県とかそういうところも含めまして、ちょっと検討させていただきたいなと思っております。

それと、チッソからの寄贈をもとに戻すということについても、国・県や顧問弁護士さんと相談されたらどうかということもございますけれども、これにつきましては、当該道路を活用して臨海構想事業を計画しておりますので、現時点でチッソにお返しするという事は考えておりませんが、本件について御指摘のとおり問題点があるのかどうかにつきましては、調べてみたいというふうに思っております。

次に、工事や工法、費用負担等について、国・県やチッソ等と相談したらどうかということでございますけれども、臨海構想に伴う事業の実施につきましては、地場産業の振興、地域経済の活性化を図るための非常に重要な、かつ大規模な事業となります。そのため、事業実施におきましても多額の予算が伴うことから、ある程度、長期間、国や県と協議を進めてまいっております。

当然ですけれども、今後とも国や県と相談しながら、できるだけ負担が少ないような方向にならないかということで、協議してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（福田 斉君） 野中重男議員。

○野中重男君 どういう結論になるかわかりませんが、法律家も入れて、水俣市のほうでもしっかり検討する、調べてみる必要があると思いますので、そうしていただきたいと思っております。

それで、3番目の質問ですけれども、現在の水俣市で計画されている計画は、臨海部に高速道路建設の廃土を持ってきて埋立地をつくと。土地をつくるなどの計画があるということで答弁をされています。これは臨海部の護岸をきっちり確保して、地震等にも対応できるというようなものは、分離して考えたほうがいいんじゃないかなというふうに思います。

改めて埋め立てすることが、水俣市の環境を守る上で、それでベストなのかというのは、また別の議論です。

もう一つは、護岸のところの費用については、私は、国と県とチツソで100%持ってやるべきだというふうに思っていますけれども、そこについても50年後、60年後には鋼矢板が腐食して、また同じような工事が何かせないかんわけですよ。そのときに、水俣湾と同じように、またそのときも今水俣市がお金を出せば、あのときも水俣市お金出したでしょということで、費用負担が発生するという事なんです。だから、護岸の工事については、きっちり汚染者負担の原則に基づいて、ちゃんと整備してもらおう。埋め立ては埋め立てで、また別のところで考えるというふうにしたほうがいいんじゃないかと、私は思うんですけども、これについてはいかがでしょうか。

以上、1点です。

○議長（福田 斉君） 本山副市長。

○副市長（本山祐二君） 3回目の御質問にお答えさせていただきます。

新たに埋立地の護岸をつくっても、将来的にはまた負担が生じる可能性があるのも、国・県等の関与を残していくべきじゃないのかという、御質問じゃなかったかと思えますけれども、先日の谷口眞次議員の御質問にお答えしましたが、今回の事業では大きく3つの目的がございます。

まず1つが、従来から懸念していた八幡沖プールの護岸補強でございます。2つ目は、水俣市内から排出される南九州西回り自動車道の建設廃土を有効利用して、市内に新たな土地を生み出すことでございます。3つ目は、丸島漁港及び産業団地へアクセスする産業道路を整備し、地域の活性化を図ることでございます。

この3つの目的に向かって進める事業でありますので、完成後は引き続き施設を管理していくことは必要ではないかというふうに考えているところでございます。

○議長（福田 斉君） 以上で野中重男議員の質問は終わりました。

この際、10分間休憩します。

午前10時27分 休憩

午前10時39分 開議

○議長（福田 斉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、田中睦議員に許します。

（田中睦君登壇）

○田中 睦君 こんにちは。

無限21の田中睦です。

ことは、水俣は大雪でスタートしました。その後、4月には熊本地震が起き、多くの命が奪われ、その後さらに東日本、東北、北海道などで大雨や台風による被害が続いています。被災された皆さんの生活と地域の復興を願ってやみません。

最近、特に自然の力の恐ろしさというのを感じています。自然災害は、人間の力では完全に防ぐことはできないというふうに思います。しかし、被害を小さくする知恵というのは、持っているはずだと思っています。

私の住む7区では、今月末に自主防災の会議があります。そこで、地域の中で人がどうつながっていくのか。それから、高齢の方、体が不自由な方のケアなど、それぞれ何ができるかを、まず身近なところから考えていきたいというふうに思っています。そう思っていたところ、朝テレビを見ると、ちょうどリオデジャネイロパラリンピックが開幕をしているということに気づきました。また、ここしばらくは、多くの感動を選手の皆さんが与えてくれるものというふうに思っています。

私は、以前、視覚障がいをお持ちの方、もうほとんど目が見えないといわれる方を、学校にお招きしてお話を聞く機会がありました。校長室でお迎えをしたわけですが、そのときに、この学校は花がきれいですねということをおっしゃいました。私は大変失礼だと思いましたが、思い切って尋ねてみました。なぜわかるんですかと。そしたら、にっこり笑って、風を感じる、空気を感じるというようなことをおっしゃいました。それから、やはり嗅覚、皮膚全体で感じるようなことをおっしゃいました。身体的機能を失われた方は、それ以外の別の機能が失った機能をカバーするような力、そういうものも人間というのは、自分の努力もあるでしょうが、備えていくものだろうということを感じました。一応、健常者といわれる私のほうが、逆に見えていないこと、聞こえていないことが、たくさんあるのではないかとということ、そのときに感じました。

それと、まだ私の中には障がい者に対して、自分が構えてしまうというところがあります。それも1つの差別ではないかというふうに感じています。どうやって、その自分の中の差別性というのをなくしていくか、簡単にはできないとは思いますが、少しずつでも減らしていければということを感じています。

では、通告に従って質問します。

1、小学校の運動部活動が社会体育へ移行することについて。

①、県の教育委員会は平成30年度末までには、現在の部活動から社会体育への移行を打ち出していますが、その経緯とねらいについてお尋ねをします。

②、水俣市では以前、私が教員になったのが42年前、そのころ既に、社会体育で行われていたのではないかというふうに思っています。以前、社会体育で行った時期があります。ただ、余り

長くは続かなかったようです。当時、どのような問題点があったのでしょうか。

③、現在は移行期間だと思いますが、本市では、学校現場や保護者、関係団体への説明やヒアリング、協議は進んでいるのでしょうか。

2、障がい児の高校進学について。

①、水俣市子どもたちの支援学校高等部への進学状況はどうなっているか。

②、芦北支援学校高等部佐敷分教室への通学に対する支援サービスにはどのようなものがあるか。

③、市内への支援学校分教室設置や佐敷分教室からのスクールバス運用を希望する保護者からの声がありますが、それに対しての市としての見解をお尋ねします。

3、市の職員研修について。

①、研修を受ける対象者と、その研修の中身についてお尋ねします。

②、水俣病問題についての研修を行うべきだと思いますが、どうか。

以上が本壇からの質問です。

○議長（福田 斉君） 答弁を求めます。

西田市長。

（市長 西田弘志君登壇）

○市長（西田弘志君） 田中睦議員の御質問に順次お答えをいたします。

まず、小学校の運動部活動の社会体育への移行について及び障がい児の高校進学については教育長から、市の職員研修については、私から、それぞれお答えをいたします。

○議長（福田 斉君） 小学校の運動部活動の社会体育への移行について答弁を求めます。

吉本教育長。

（教育長 吉本哲裕君登壇）

○教育長（吉本哲裕君） 初めに、小学校の運動部活動の社会体育への移行について、順次お答えします。

まず、熊本県が平成30年度末までには社会体育への移行を打ち出しているが、経緯とねらいは何かとの御質問にお答えします。

これまで小学校においては、学校教育の一環として運動部活動が行われてきました。しかし、近年、少子化による部員数の減少、専門の指導者がいない、児童や保護者のニーズが多様化するなどさまざまな問題が指摘され、部活動が存続できない状況も出てきております。

そこで、熊本県教育委員会では、平成25年度に外部有識者による検討委員会を設置し、今後の運動部活動のあり方について議論が交わされ、平成26年2月末には、同検討委員会から、運動部活動及びスポーツ活動のあり方についての提言書が提出されました。

提言を受け、熊本県教育委員会では、市町村教育委員会やP T A代表及び校長等に説明するとともに、アンケートを実施し、さまざまな意見を集約されております。

これらのことを踏まえ、これから大きく変化する社会の中で、地域の教育力を積極的に活用した社会体育への移行や社会体育との連携など、児童・生徒にとって安心・安定したスポーツ環境を確保するため、児童生徒のための運動部活動及びスポーツ活動の基本方針が策定されました。

今後、各市町村及び各学校においては、本基本方針をもとに、地域や学校の実態を踏まえ、児童・生徒にとって適正な運動部活動及びスポーツ活動の推進を図っていく必要があります。

次に、水俣市では以前、社会体育で行った時期がある。ただ、余り長くは続かなかったようだ。どのような問題点があったのかとの御質問にお答えします。

昭和46年に社会体育へ移行し、昭和55年に再び部活動に戻った経緯等につきましては、当時の資料が残っていなかったため、当時の学校担当者や、県の教育事務所にお尋ねしてみました。当時、熊本市内の中学校で勤務時間外の部活動中に発生した事故の問題から、県教育委員会から部活動は勤務時間内とするという通知が出されました。

しかし、現実問題として勤務時間内に部活動はできないため、必然的に県内の小・中学校の部活動は社会体育へ移行する形となりました。ところが、その後の学習指導要領の改訂に伴い、部活動が教育課程の一環として位置づけられたことなどから、昭和55年には、再度部活動に移行したとのことでした。当時の学校担当者のお話でも、社会体育としての活動に特に問題はなく、県の指導により部活動に戻ったとのことでした。

次に、現在は移行期間だが、本市では学校現場や保護者、関係団体への説明、ヒアリング、協議は進んでいるのかとの御質問にお答えします。

水俣市では、平成28年2月に小学校運動部活動の社会体育移行検討委員会設置に向けた準備会議を開催し、先月末には第1回の検討委員会を開催したところです。これまで、学校現場や保護者、関係団体に対して正式な説明は行っていませんが、いろいろな機会を利用して情報発信に努めております。10月には各学校及び保護者を対象にアンケート調査を予定しており、今月中には市校長会と市P T Aの役員会において、現状説明とアンケートの協力をお願いしたいと考えております。また、各学校単位での保護者への説明会についても、検討委員会で協議していただき、検討してまいりたいと思っております。

○議長（福田 斉君） 田中睦議員。

○田中 睦君 昨年3月に熊本県の教育委員会が出した、児童生徒のための運動部活動及びスポーツ活動の基本方針というのを、私もネットで引っ張り出して読んでみました。今の説明にあったように、少子化に伴ってチーム編成が困難なこと、それから、保護者や児童のニーズの多様化、指導者不足といった問題が挙げられていました。それらに対応するために、社会体育に移行する

旨が書かれています。

私は、それ以前にといいますか、もう一つ要因があるというふうに思っています。というのは、現在の子どもたちのスポーツ環境が、学校に依存することで保たれている、そこに問題があるのではないかというふうに思っています。このことは、昨年、社会体育移行に係る情報収集のために、つまりこの熊本県が基本方針をまとめるに当たって、事前に県外に研修視察に行っておられますが、そのときの報告書にも出ています。次のような記述があります。

他県の情報収集をする中で、小学校運動部活動の顧問・指導者の約8割が学校教員であることについて、全国的に見ても特異であるということがわかった。子どもたちのスポーツ環境における学校のウェイトが大きかったと言えるというふうにあります。

社会体育になると、学校ではなく地域社会で行う活動となるわけでしょうから、受け皿となるのは、水俣市の場合、すぐ思い浮かぶのが水俣市体育協会に相談がいて、各種目協会、種目団体、それからスポーツ少年団、そこらあたりを思い浮かべるわけですが、水俣市の場合、それで当たっているでしょうか。

また、熊本県の基本方針にある、総合型地域スポーツクラブに該当するようなクラブというのは、水俣にどのようなものがあるのでしょうか。これが1つ目の質問です。水俣市における受け皿ですね。

私は、これまで教職員の勤務実態の改善について、この場で訴えてきました。先生方の超過勤務の要因の1つに部活動の指導があることは、教育委員会も認めておられます。部活動が社会体育に移行することで、教職員の負担感の軽減、放課後時間の活用等のメリットがあると思いますが、その点はどうでしょうか。

3つ目は、10月に予定されているアンケートについてです。

各学校及び保護者を対象とするというふうに言われました。学校向けのアンケートでは、全職員の声反映されるよう、ぜひ配慮していただけるものと思いますが、その点どうでしょうか。

4つ目は、今後のタイムスケジュールをお尋ねします。

熊本県の基本方針では、平成27年度から移行に向けた検討を開始し、準備が整ったところから順次移行を進める。そして、平成30年度末には移行が達成というふうになっています。あと1年半から2年の間で移行を具体化しなければなりません。先月末に1回目の社会体育移行検討委員会が開かれたばかりで、詳しい日程等のことはこれからだとは思いますが、今後の大まかな全体的なタイムスケジュールを教えてください。

最後に、社会体育移行に当たって、何か水俣独自の構想というのがあれば、お示しいただければというふうに思います。

○議長（福田 斉君） 答弁を求めます。

吉本教育長。

○教育長（吉本哲裕君） 5点ほどあったかと思えます。市としてのまず受け皿は、どのようなことを考えられるのかということだったと思えますけれども、現状で考えられる受け皿としては、やはり既存の社会体育クラブ、あるいはスポーツ少年団、その中には先ほどありましたが、総合型の地域スポーツクラブ、これは水俣市に今2つほどございます。NPO法人をとっておられる、主に少年サッカーなどをやっておられるところと、袋地区の総合型スポーツクラブでございますが、そういったものも考えられます。

また、市の体育協会の各種種目協会にも、受け皿になっていただかなければいけないと思っています。今後、アンケート調査を実施いたしますけれども、その結果を踏まえて、受け皿についても、社会体育移行検討委員会で十分に検討していきたいと、そのように思います。

第2点目が、今、部活動は、主に先生方に指導に当たっていただいておりますけれども、先生方の負担感の軽減が、そのメリットの要素の中に1つあるんじゃないかということでございましたが、社会体育に移行したときに、基本的には部活動の顧問である教職員というのは指導者から離れるのかなと思っております。そういった意味で、負担に思っておられる先生がいらっしゃれば、そういったものから解放されるのかなという感じはいたしております。

3点目で、アンケートをされるときに、全職員の声を配慮してほしいということでございますが、アンケートに当たっては、当然、学校長を初め、部活動等に当たっておられる先生方の意見、あるいはそのほかの意見、もろもろあろうかと思えます。そういったものも、十分に踏まえてまいりたいというぐあいに考えています。

それから、現段階でのタイムスケジュールですが、先ほども答弁しましたように、8月末に第1回目の社会体育移行検討委員会を開催したところです。開催したばかりでありますので、具体的な計画については今後、社会体育移行検討委員会で話し合うことになると思えます。

現時点での事務局の計画としては、スケジュールといいますか、10月に実施予定のアンケート調査の結果をもとに、できれば月1回程度、社会体育移行検討委員会を開催できないかというぐあいに考えております。熊本県教育委員会が示しております平成30年度末までには、それを目標に社会体育移行を進めていきたいと、そのような計画でおります。

それから、市独自の社会体育への構想というか、何かないかということでございますけれども、現状では独自の構想というのは、お答えするのは非常に難しい状況にはあります。アンケート調査などを踏まえて、その中である程度、独自のものというのは提案されてくるんじゃないかなと思います。

議員が言われましたように各市町村、それぞれの状況が異なっていると思えますので、水俣独自の現状に合った社会体育へ移行することというのは、大変重要であるという認識は持っております。

ます。そういった意味で、先ほど申しましたアンケート調査で、しっかりと水俣市の実情、問題点を洗い出して、社会体育移行検討委員会のほうで検討をしてみたいと、そのように思います。

○議長（福田 斉君） 田中睦議員。

○田中 睦君 1回目の答弁で、以前、社会体育から現在の部活動に移行したのは、当時の社会体育に問題があったからではないという、御説明があったかというふうに思います。私が記憶するところでは、こういうことがありました。

社会体育で行っていたときに、どうしても今の部活動と違って、学校外の社会人の方が、自分の仕事が終わってから指導に来られるということで、やはり早くても練習開始が5時半ごろからになると。そうすると、やはり平常日は、なかなか練習時間がとれないということで、土曜、日曜、多分お休みのときに、わざわざ子どもたちのために、指導に来られるということになるわけで、その土曜、日曜に集中して結構長い時間練習をすることになり、そのことで子どもたちの疲労が、月曜まで残ってしまうというようなことも、一部あったようです。

社会体育移行までには、これから検討していくべき課題というのが、たくさんありそうな気がします。1つは、子どもたちの活動場所が、毎日通っている学校とは限らないわけで、そこまでどうやって行くのか。保護者の送迎等、時間的・経済な負担というのが生じないのかという点、それが1つあるかと思います。

町なかの例えば、水俣第一小学校で練習をしている、今、部活動をやっている子どもたちが、そのまま水俣第一小学校の体育館を使って、何かやるということであれば、そんなには練習する場所という環境は、余り変わらないかと思いますが、ひょっとして山手の学校の子どもたちが、この市街地の、例えば市の体育館で練習する種目、そういうのに所属するということになると、やはり保護者の送迎等が必要となってくるのかなと思っています。

2つ目、指導者の確保の問題です。

これから、各種目協会に依頼をされて、種目協会が努力をされると思いますが、その指導者確保の問題というのが出てくるかと思っています。ただ、いい点というのは指導が専門的になる。そして継続性があると。恐らく教職員よりも人事異動というか、異動がなくなるので、指導の継続性、専門性というのが保たれるという、そういうメリットもあるのかなとは思っています。

3つは、先ほどもちょっと触れましたが、今の部活動では、子どもたちが授業が終われば、早いときには3時半には無理かもしれないですね。4時過ぎたら、部活に行ける。先生たちがその時間帯に参加できるというのは、また限られてくるかもしれませんが、4時半ぐらいからは部活動が開始できる。でも、さっき言ったように、今度は恐らく5時半ぐらいが開始時刻になるのではないかというふうに思われます。

そうすると、放課後から活動開始までの時間を、どこでどう過ごしていくかという、そういう問題も出てくるのではないかというふうに思います。また、活動の時間帯が今の部活動よりも後ろにずれて、例えば4時半から6時までだったのが、5時半から7時とか、どうかすると、もうちょっと遅い時間帯にずれ込むという可能性も、生まれてくるのではないかというふうに思っています。

それから、これは社会体育移行の大きな狙いの1つになるのかもしれませんが。地域が子どもたちを育てるという考え方につながっていけば、これは大変プラスになるというふうに思います。

幾つか申し上げましたが、当然これから、社会体育移行検討委員会等で議論される問題だと思います。もし現時点で、答えられる点がありましたら、何かコメントをいただければというふうに思います。

○議長（福田 斉君） 吉本教育長。

○教育長（吉本哲裕君） まさにこれからの検討になっていくんだろうと思います。今、田中睦議員のほうから申されました、社会体育移行に伴いまして、さまざまな問題が浮かび上がってくると。その問題一つ一つに、適切に対処していかなければならないという気持ちでおりますけれども、例えば保護者負担の問題、当然ございますし、基本的には送迎であるとか、あるいは活動費であるとか、そういった問題も出てきますし、それをどうするのか。できるだけ負担感が伴わないような状態というのを、どういう形で見出せるのか。その辺は当然検討になっていくと思います。

それから、指導者の確保についても、種目協会への理解であるとかを含めた、体育関係者全体の理解、そしてまた地域の中で、やっぱりそういうことをやりたいという意向があるのかどうか。そういった人たちの掘り起こしというの、重要な課題になってくるのかなと思っています。

それから、授業が終わって社会体育の部活動までのあき時間をどう過ごさせるのか、こうするのか。これは当然、具体的には、まだどうすれば、こうすればという話はございませんけれども、子どもたちを安全に、社会体育のほうまで導くというのは、重要な案件だろうというぐあいに考えております。

社会体育に移行することによって、やはり学校体育のほうに、子どもたちのスポーツの環境というのを依存するばかりじゃなくて、地域の方々が子どもたちをしっかりと支え、育てていくんだという意識をまず持ってもらう、そういった意識の醸成といいますか、そのことが非常に重要になるのかなと思います。社会体育への移行という1つの画期的なことを背景に、もっともっと子どもたちの教育環境というか、体育面を含めた教育環境というのを、地域でやはり考えていく。そういったきっかけにできればと、私のほうではそのように思っております。

○議長（福田 斉君） 次に、障がい児の高校進学について、答弁を求めます。

吉本教育長。

(教育長 吉本哲裕君登壇)

○教育長(吉本哲裕君) 次に、障がい児の高校進学について順次お答えします。

まず、水俣市の子どもたちの特別支援学校高等部への進学状況はどうなっているかとの御質問にお答えします。

中学校3年時に特別支援学級に在籍した生徒の進学状況を過去3カ年分について、平成25年度、平成26年度、平成27年度の順でお答えします。

まず、平成25年度は5人在籍し、松橋支援学校へ2人、大津支援学校へ1人、芦北支援学校へ1人、芦北支援学校高等部佐敷分教室へ1人、計5人が進学をしています。次に、平成26年度は10人在籍し、松橋支援学校に1人、芦北支援学校高等部佐敷分教室に7人、水俣高等学校へ1人、くまもと清陵高等学校1人、計10人が進学しています。最後に平成27年度は、9人在籍し、松橋支援学校2人、球磨支援学校1人、芦北支援学校高等部佐敷分教室5人、水俣高等学校1人、計9人が進学しています。この3カ年の進学状況から、水俣市内の子どもたちは、全員が県内の特別支援学校高等部を初め、高等学校へ進学をしているところです。

次に、芦北支援学校高等部佐敷分教室への通学への支援サービスにはどのようなものがあるかとの御質問にお答えします。

通学への支援について、経済的な支援としては、学校教育法に基づき特別支援学級に在籍している生徒の保護者に対して、就学に必要な諸経費の一部を熊本県が支給する、特殊教育就学奨励費の制度において通学にかかる費用が認められており、利用者の通学用の定期代や保護者が送迎する場合のガソリン代などの助成金が支給されています。

また、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスの中には、各地域の特性を生かし、市町村の裁量によりサービスを柔軟に提供できる地域生活支援事業があります。本市では、買い物や散歩、イベントなどの社会参加のための外出について支援する外出支援事業、通所サービスや病院の通院など車両を使った移送サービス事業の2種類の移動支援サービスを実施しております。

また、道路運送法に基づいた高齢者や障がいのある方が、お一人で公共交通機関の利用が困難である方を対象とした有償のサービスである福祉有償運送制度もあります。

しかし、本市では、芦北支援学校高等部佐敷分教室に通学する生徒への送迎といった支援については、現行の制度では対応できておりません。

次に、市内への芦北支援学校分教室の設置や佐敷分教室からのスクールバス運用を希望する声があるが、市としての見解はどうかとの御質問にお答えします。

佐敷分教室は、熊本県立芦北支援学校に、平成23年4月に開室された水俣芦北圏域内に1つしかない知的障がいを持つ生徒が通う支援学校です。水俣から遠く離れておりますが、肥薩おれん

じ鉄道による通学や保護者による送迎など、水俣からも生徒が通っております。

このような状況のもと、芦北支援学校への通学に係る送迎は毎日のことであり、保護者への負担もかなりのものであるため、その必要性は十分理解できるところです。

今後は、市としましても、市内への芦北支援学校分教室の設置やスクールバス運用については、あらゆる機会を通して、県の教育委員会や芦北支援学校に対して、お願いをしまいたいと思います。

今後、保護者からの相談や意見を伺い、各サービス事業所や関係施設とも連携を図りながら、障がいを持つ子どもたちが、住みなれた地域において、安心して学校教育を受けることができる環境整備に向けて努力をまいります。

○議長（福田 斉君） 田中睦議員。

○田中 睦君 最近の3年間は、芦北支援学校高等部佐敷分教室を初めとする、県内の特別支援学校高等部、あるいは水俣高校へと全員が進学しているということをお聞きして、それは大変喜ばしいことだというふうには思います。ただ、その陰にはといますか、やはり保護者のいろんな御苦労もあっていることでしょうし、子どもさん本人の御苦労というのもあるものと推察されます。

通学支援については、特殊教育就学奨励費の制度があって、通学の定期代などが支給されるということでした。確認ですけれども、例えば芦北支援学校高等部佐敷分教室に通う際の肥薩おれんじ鉄道利用については、自己負担はないというふうに考えていいのでしょうか。それが1点です。

次に、市で行う地域生活支援事業の中には、外出支援事業と移送サービス事業の移動支援があるということはわかりました。私も市のこの地域生活支援事業とか、いろいろ資料をいただいて、ずっと見てみたんです。似たようなという失礼ですけれども、そういう事業名がいっぱいあって、どれがどれやらようわからんようになったわけですが、今言ったような形の移動支援というのがあるということはわかりました。

でも、それが芦北支援学校高等部佐敷分教室通学に限って言います。芦北支援学校高等部佐敷分教室通学に使えるのか、使えないのか。もし使えないとすれば、なぜ使えないのか。どこが対象外なのか、それを教えていただきたいと思います。

それから、福祉有償運送制度についても同じく使えるのか使えないのか、もし使えないとすればどこがどういう点で使えないのか。同じように説明をお願いしたいというふうに思います。

○議長（福田 斉君） 答弁を求めます。

川野福祉環境部長。

○福祉環境部長（川野恵治君） 田中睦議員の2回目の御質問にお答えします。福祉サービス関係

でございますので、私のほうから答弁させていただきます。

まず、最初の特殊教育就学奨励費において、通学にかかる定期代が支給されているということであるけれども、自己負担はないのかということでございます。

芦北支援学校へお尋ねをいたしました。保護者の世帯の収入によって、通学定期の全額支給、2分の1支給、支給なしと3段階に分けられているとのことでございます。

2番目に移動支援サービスのうち、外出支援事業、移動サービス事業は通学には使えるのか。使えないなら、その理由はということかということでございます。

まず、外出支援事業においては、買い物や散歩、講演会やイベントへの参加など、一時的な外出の際にヘルパーが介助することで、自立生活や社会参加を促すものでございます。したがって、通学・通勤といった、長期にわたる継続的な外出は対象となっております。

また、移動サービス事業につきましては、福祉施設や病院の利用、会議への参加などが対象となり、タクシー会社から、車いす専用車やストレッチャー専用車を派遣するサービスとなっております。これは身体障害者手帳2級以上で、歩行が著しく困難な方を対象としており、知的障がいを持つ方については、対象となっております。

仮に、芦北支援学校高等部佐敷分教室への通学にそれぞれ利用した場合、年間を通し、多額のサービス費用が発生することとなり、財政的な面におきましても、対応が難しいことも挙げられます。また、現状において、これらの事業に対応できるサービス事業者がなく、毎日の通学時間にあわせた支援ができる、ヘルパーの確保が難しいという状況もあるというふうにお聞きをしております。

3番目の福祉有償運送制度に、通学が使えるのか使えないのかについてお答えします。

福祉有償運送制度は、道路運送法に基づいた制度であり、NPO法人など非営利法人が、自家用自動車を使用して行う、有償の移送サービスとなっております。

水俣市で1事業者、芦北町で1事業者が登録をしておりますけれども、両事業者ともに保有する車両は1台のみとなっております。現状では、継続的な通学への利用は、困難であるというふうにお聞きをしております。

○議長（福田 斉君） 田中睦議員。

○田中 睦君 なかなか制度はあるけれども、使いにくいというか、使えないというふうになっているようですが、私は多分こういう制度ができたときには、困っている人がいるので、それに合わせて、そういう制度ができてきているものというふうには思っています。

ですから、だんだんそれが逆になってしまって、人に制度を合わせるのではなくて、制度に人を合わせてしまうというふうになってしまっているのではないかと。ですから、ぜひ、できるだけ人に合う制度づくりというのを、考えていく必要があるのではないかと。このことを、基本的に持つ

ておくべきではないかというふうに思っています。

8月2日の熊本日日新聞に国の調査結果が出ていました。特別支援学校に通う子どもの保護者の66%、3分の2が、生活や仕事に影響があるというふうに答えていたと伝えています。子どもの登下校に付き添うことが、仕事に影響を与え、失職や転職を余儀なくされるケースもあると。つまり、親が仕事を休むか、子どもが学校を休むかと、そういう現状があるということを伝えています。水俣でも8月の末に、そのような悩みを持つ保護者の集まりがありました。私も初めて参加をさせていただきました。12か13世帯の方々がお集まりでした。その中でやはり多くの方が、次のような声を上げておられました。

芦北支援学校高等部佐敷分教室に通いたいけれども、今は自力通学が決まりというふうに高校側から言われたので、列車による通学はちょっと今は無理だ。スクールバスを出してもらえれば助かる。それから、仕事その他で、やはり親の送迎というのがなかなかできない。水俣市内にそういう学校があれば、子どもが通えるところがあれば、何とかなると。そういうことで、水俣高校に芦北支援学校高等部佐敷分教室みたいな、そういう分教室をつくってもらえると、大変ありがたいということを言われました。それからもうお一方、寮に入ることができればいいんじゃないのと言われたということもあるけれども、つい最近といいますか、相模原市の事件もあって、やはり親元から離すのは心配だと、そういうことも訴えられました。

私自身、水俣第一小学校で特別支援学級の子どもたちとは、少し交流といいますか、つき合いがありました。というのは、補欠授業なんかで、よく出入りしておったものですから、子どもたちの様子というのも少しは知っていたつもりです。

しかし、今回、こうやって保護者の方々の声を直接聞いてみて、小学校で接していたときに、この子たちが中学校を出た後のことを、考えたことはありませんでした。8月にこういう保護者の声を聞いて、私にとっては、しょせん、それまでは人ごとだったんだということを、今回気づかされました。

翌日、芦北支援学校高等部佐敷分教室に行って話をしてきました。そこでは、担当の職員の方がいらっしゃって、保護者の皆さんがまとまって、熊本県に声を上げられてはどうでしょうかというアドバイスをいただきました。数日後、水俣高校にも行って、話をしてきました。水俣高校では、ちょうど校長先生がいらっしゃって対応していただきました。機会を見つけて、そういう保護者の声を熊本県に伝えますという返事をいただきました。

水俣市の第5次総合計画第2期基本計画の重点事業に、障がい者（児）の自立支援が挙げられています。そこには次のように書かれています。障がい児への対応としては、介護者へのニーズ調査を行うとともに市外にある施設や支援学校への通学、通園が誰でもできるような送迎等の検討、放課後等デイサービス事業所設置の推進が必要であると。

どうか、きょう紹介した保護者の方の声を受けとめて、市としてできることを、基本計画重点事業を、言葉どおりに実行に移していただきたいというふうに思います。なかなか市としてできることというのは、限られていると思います。県に働きかけることしかできないと言ったら失礼ですが、そういう部分も多いかと思いますが、再度決意のほどをお聞かせいただければというふうに思います。

最後に、保護者の声をもう一つ紹介して、この件についての質問を終わります。

自分の子どもには、今回の取り組みについては間に合わないかもしれない。それでもこうやって声を上げることで、少しでも前進して、後に続く子どもたちが安心して通学し、学習できるようになればいいと思っています。

○議長（福田 斉君） 川野福祉環境部長。

○福祉環境部長（川野恵治君） 3回目の質問でございます。

市の総合計画の中に市外にある施設や支援学校への通学、通園が誰でもできるような送迎等の検討とあるが、その点について決意のほどと伺いますか、進捗状況とか、そういったことについてのお尋ねであったかと思えます。

これまでも自力で通学するのが困難なため、毎日送迎している障がい児の保護者の方から相談があったこともございまして、放課後等デイサービスや日中一時支援といったその他のサービス、放課後の生活訓練や、一時預かりに利用するサービスと組み合わせる形で、送迎を行って、対応して、家族の方の負担軽減を図ってきたという、そういう事例もございます。ただし、この場合には、帰りだけお迎えをするという形になりますので、行きのサービスというのはできておりません。

今後、先ほど教育長の御答弁の中にもありましたけれども、熊本県の教育委員会への要望等も含め、また市でできることにつきましては、市の教育委員会とも協議をしながら、まずはニーズ調査を実施して、現状をしっかりと把握した上で、他市町村との状況も参考にしながら、何が対応できるのか。送迎等のサービスの可能性について、検討を進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（福田 斉君） 次に、市の職員研修について答弁を求めます。

西田市長。

（市長 西田弘志君登壇）

○市長（西田弘志君） 次に、市の職員研修について、順次お答えいたします。

まず、研修を受ける対象者は誰で、研修内容はどのようなものかとの御質問にお答えをいたします。

職員研修は、派遣研修と庁内研修を実施しています。

派遣研修は、主に熊本県内の市町村で構成する熊本県市町村職員研修協議会に毎年100人程度の職員を派遣しています。内容は、新規採用職員、採用5年目、採用10年目、新任係長、新任課長等を対象とした階層別研修、税務担当、契約事務担当、法制事務担当を対象とした専門研修、希望する職員を対象としたパソコン技術等を学ぶIT研修などを実施しています。その他、市町村職員中央研修所、全国市町村国際文化研修所、全国建設研修センター等にも派遣を行っております。

また、庁内研修としては、新規採用職員を対象とした新規採用職員研修、係長以上の職員を対象としたハラスメント防止研修、窓口職員を対象とした接客研修等を実施しております。

次に、水俣病問題についての研修を行うべきだと思うがどうかとの御質問にお答えをいたします。

水俣病問題については、研修の必要性を十分受けとめておりますので、毎年4月に新規採用職員を対象とした研修の中で実施しております。

内容といたしましては、水俣病資料館において、資料館見学、語り部講話の聴講等を行っております。また、水俣病犠牲者慰霊式や火のまつり等に、毎年多数の職員がスタッフとして携わる中で、水俣病問題に対して向き合っていく意識が醸成されているものと思っております。

○議長（福田 斉君） 田中睦議員。

○田中 睦君 ことしの春、市内のあるところを見学に訪れた熊本県内の方から、次のような報告を受けました。

その施設の責任ある立場の方が、水俣病のことを話されたそうです。その施設とは直接関係のない水俣病の話を、どういういきさつで始められたのかは知りませんが、話されたそうです。ここではちょっと具体的には申し上げられませんが、その内容に水俣病を誤った形で説明したり、患者差別につながる、そういう内容の発言もあったということです。それを聞かれた方はあきれるとともに、腹が立ったということをおられました。

市外から、それから県外からも水俣を訪れる方は多いというふうに思います。水俣市の施設で、このようなことが繰り返されてはなりません。そこで、市の職員はもとより、市の施設の管理と責任を負う指定管理者にも、水俣病問題に対するきちんとした知識・認識を持ってもらわなくてはならないというふうに思っています。

以上の理由から、市の職員だけでなく、指定管理者まで広げたところで、水俣病に関する研修が必要だと思いますが、どうでしょうか。

また、水俣病犠牲者慰霊式や火のまつり等にかかわる中で、水俣病に対する意識が高められるという意味合いの答弁があったと思いますが、毎年8月に水俣芦北地区人権教育研究大会というのが開かれています。全体講演と分科会があります。その案内は、市のほうにも来ているという

ふうに思いますが、その分科会の中に、水俣病問題を考える分科会というのが毎年設置されます。その分科会では、これまで水俣病資料館で話をされる、語り部以外の患者の声を聞く機会というのがつくられます。水俣市、津奈木町、芦北町が会場持ち回りで毎年開催をしています。こういう研究大会への参加というのも進められてはどうでしょうか。

○議長（福田 斉君） 西田市長。

○市長（西田弘志君） 2点、質問でございました。

最初に、水俣病の発言について、そういった発言があったということは、もう本当に遺憾でございます。私も、修学旅行のガイドを、長年お手伝いをさせていただき中で、水俣病の説明をするときに、非常に言葉を選んでというか、間違っただけのように伝えないようにという、本当に敏感になったのを覚えております。

この指定管理者についての研修でございますが、この研修につきましては、法人団体においてやっていただく、研修を実施すべきというふうに考えております。しかし、本市からも水俣病問題について誤った認識がないように、誤った情報等を発信しないように、指定管理者の方に研修等の実施をお願いしていきたいというふうに思っております。

それと、今世紀、人権は本当に大きな問題だというふうに考えております。この水俣芦北地区人権教育研究大会については、職員の人権意識の向上を資するものと思っておりますので、職務専念義務を免除し、職員研修の一環として、毎年職員に参加を依頼しているところでございます。本年度も22名の職員が参加をしているというふうに聞いております。

○議長（福田 斉君） 田中睦議員。

○田中 睦君 今、お答えがあったように、指定管理者であろうとなかろうと、よそからおいでになった方からすると、やはり水俣の施設でという受け取りになりますので、その方も恐らくよそで言われるときは、水俣の人がという、あるいは市の職員がというふうに言われるかもしれません。どこが音頭をとってやるかについては、その法人なり団体なりが、きちんと研修をしてということでもいいかと思っておりますので、ぜひそういう働きかけをしていただきたいというふうに思います。要望です。

それから、最後のこういう水俣芦北地区人権教育研究大会があっているのかということについては、参加しやすいような形をとっておられるし、ことしは参加者が多かったように私も聞いておりますので、ぜひ、市役所が空になったら困りますが、多くの方が交代で、毎年入れかわりで参加されるような形をつくっていただければというふうに思います。要望して終わります。

○議長（福田 斉君） 以上で田中睦議員の質問は終わりました。

この際、昼食のため午後1時30分まで休憩します。

午前11時47分 休憩

○議長（福田 斉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、桑原一知議員に許します。

（桑原一知君登壇）

○桑原一知君 皆さん、こんにちは。

真志会の桑原一知です。

まず、台風10号による北海道・岩手県を初めとする、各地の豪雨災害により亡くなられた方々に心よりお悔やみ申し上げますとともに、被害を受けられた皆様には、謹んでお見舞い申し上げます。

さて、リオデジャネイロオリンピックでは、金12個、銀8個、銅21個と、日本は史上最多の41個のメダルを獲得しました。また、リオデジャネイロパラリンピックも開幕し、日本選手の活躍に期待したいと思います。

私はスポーツ観戦だけは、リアルタイムで見たいと考える一人です。世の中便利になり、録画ボタンを押せば、いつでも好きなときに番組を見ることができますが、リアルタイム観戦は、その瞬間を、選手とともに感動を味わえることが、だご味です。選手たちが、苦しく辛い練習に耐えて栄冠を勝ち取り、センターポールに日の丸が上がり、国歌斉唱を歌う姿、または敗者として去っていく姿、そこには選手一人一人のドラマがあり、感動します。また、若い選手たちの思わぬ可能性の開花に、次の東京2020オリンピック・パラリンピックでの日本選手の活躍に期待をし、本市からのオリンピック選手の輩出も期待したいと思います。

スポーツ競技は、体力増進、運動能力向上などのほかに、チャレンジ精神や団結力、規律、問題解決能力向上なども学ぶことができ、社会生活においても役に立ちます。また、これは議員にも求められているものだと思います。信頼され、頼りにされる議員を目指し、改めて襟を正し、質問に入ります。

大項目1、コンプライアンスの徹底について。

最近では、公務員のコンプライアンスについても、論じられることが多くなりました。そのさなかの、今回の不正予算処理の発覚です。自治体や公務員における不祥事は、行政全体に対する信用を失望させ、社会的に大きな影響を及ぼすものと考え、質問します。

①、水俣環境アカデミアのホームページ作成委託事業で、不正予算処理が発覚した原因は何か。

②、ホームページは3月中には完成している予定であったが、目玉事業にもかかわらず、庁内では誰も閲覧せず、指摘もなかったのか。

③、職員等へのコンプライアンス指導は、どのように取り組んでいるのか。

大項目2、エコパーク水俣と隣接施設の活用について。

私は、エコパーク水俣のような環境もよく、複合的な施設は県内には、なかなかないと思います。ほかの市町村との差別化を明確にし、水俣市にしかできない取り組みができると思い、以下質問します。

①、エコパーク水俣と隣接施設を活用した、観光振興はどのように進めるのか。

②、八代港に寄港したクルーズ船のバスツアーでエコパーク水俣にも立ち寄られたが、成果と完全点は何か。

③、エコパーク水俣のスポーツ施設を活用したスポーツ振興策は考えているか。

大項目3、未来を担う子どもたちへの支援について。

家庭で子どもを教育する責任があることは当然ですが、子どもは家庭の中だけで育つわけではありません。学校や地域などに見守られながら、成長してもいきます。また未来の日本、そして水俣を支える人材育成は必要であり、行政でのさまざまな支援も重要と考え、質問します。

①、小学校の部活動が社会体育へ移行が進んでいるが、現在の状況と今後の計画はどのようになっているか。

②、水俣市代表として出場する大会で、児童・生徒への派遣支援はどのようになっているか。

③、市立図書館の児童・生徒の利用状況はどのようになっているか。

④、小・中学校のエアコン設置の具体的な方針と実施計画はどのようになっているか。

以上、本壇からの質問を終わります。

○議長（福田 斉君） 答弁を求めます。

西田市長。

（市長 西田弘志君登壇）

○市長（西田弘志君） 桑原一知議員の御質問に順次お答えをいたします。

まず、コンプライアンスの徹底については私から、エコパーク水俣と隣接施設の活用については産業建設部長から、未来を担う子どもたちへの支援については教育長から、それぞれお答えをいたします。

初めに、コンプライアンスの徹底について、順次お答えをいたします。

まず、水俣環境アカデミアのホームページ作成委託事業で、不正予算処理が発覚したが、原因は何かとの御質問にお答えいたします。

本市では、平成27年度において、熊本県から環境首都水俣・芦北地域創造補助金を受けて、水俣環境アカデミアの施設整備のほか、内外の研究者を対象としたシンポジウムの開催など、オープンに向けた事業を実施しました。この中で、水俣環境アカデミアの情報発信、産・学・官ネットワークのツールとして、ホームページを開設することとしておりました。平成27年10月ごろにホームページ作成業務委託契約の準備に着手し、庁内関係部署との協議、業者からの見積書の徴

取などを行いましたが、その後、関係課との協議が整わず、準備が整ったのは本年3月中旬でした。

本件委託業務では、ホームページ上の会員制掲示板のセキュリティに必要な認証システムの構築などに、少なくとも数カ月の期間を要するもので、この時点で、平成27年度中の事業完了は事実上不可能となっていました。にもかかわらず、3月末に契約書を事業者に送付して、契約を依頼しました。

さらに、当該ホームページができていないにもかかわらず、事業が完了したとの竣工認定を行い、本年5月19日、委託業務の対価として259万2,000円を業者に支払いました。また、熊本県に対しては、本件委託業務が3月11日までに完了したのものとして実績報告を行い、補助金233万2,000円を受領いたしました。

その後、7月14日、水俣環境アカデミアの職員から、ホームページができていない旨の報告がなされ、今回の事態が発覚いたしました。翌日、私にも報告がありましたので、関係者の事情聴取も含めて、事態の全容の把握を指示をいたしました。

これらの結果をもとに、8月1日に熊本県に第一報を入れ、8月9日には、詳細な報告と今後の対応について書面で提出いたしました。また、環境省には、熊本県の担当者にも同行いただいて、8月17日には報告を行い、8月22日には市議会の皆様へ御報告の上、記者会見を開いて公表をいたしました。

不適切な事務が行われた原因については、複数の要因が考えられます。第1に、事業の進捗管理が徹底されていなかったこと。第2に、日常の事務量が多く、ともすれば、事務処理、会計処理の基本的なルールをおろそかにするなど、コンプライアンスに関する意識の低下があったこと。その他、本市の目玉事業である水俣環境アカデミア構想の実現に向け、事業をぜひとも完遂したいという強い思いがあったことも、原因の1つであると思います。これらが相まって、このような事態を招いたものと思っております。

次に、ホームページは3月中には完成している予定であったが、目玉事業にもかかわらず、庁内では誰も閲覧せず、指摘もなかったのかとの御質問にお答えいたします。

水俣環境アカデミアのホームページ作成業務は、本年3月に完了する予定でありました。ただし、水俣環境アカデミアの開校は、4月末日に予定されておりましたので、担当課では、これに合わせてホームページを公開するスケジュールで進めていたものと聞いております。ところが、4月に熊本地震が発生してその対応に追われ、さらに庁舎移転など、立て続けに大きな出来事が重なっており、水俣環境アカデミアのオープニングセレモニーも、規模を縮小して一部を延期しております。そのため、職員においては、ホームページのことについて、気が回らなかったというのが正直なところであろうと思います。

次に、職員等へのコンプライアンス指導は、どのように取り組んでいるのかとの御質問にお答えをいたします。

職員へのコンプライアンス指導については、所属課長から所属職員への指導を基本とし、職員研修として、庁内でのハラスメント防止研修等の実施、また、熊本県市町村職員研修協議会で実施され、コンプライアンスの項目がある新任係長研修、新任課長研修、公務員倫理研修、指導者養成研修等への派遣を行っております。また、年末年始や選挙時等に、職員に服務規律の確保や綱紀の粛正について、文書通知等を行うことにより、コンプライアンスの徹底を行ってまいりました。さらに、全職員を対象として、コンプライアンス研修を実施する予定であります。

○議長（福田 斉君） 桑原一知議員。

○桑原一知君 多分、私を含めて4人今回、一般質問でこの不正に関する問題を取り上げられていると思うんですけども、私もずっとほかの3人の方のを聞いていて、何で目玉事業なのに、ホームページが完成していないのを誰も気づいていないのかというところが、私が気になっているところとか、不思議なところですよ。

そもそもホームページ作成を計画された段階で、完成までのスケジュール表だったり、進捗状況の把握はされていたのか。またチェック、きょうはここまでできましたとか、業者から途中までできたんで、1回見てくださいとか、そういう途中経過というものもあると思うんですけども、そういうチェックは誰がされていたのか。これが1点目の質問です。

次に、男性課長と職員の方2名が関与されていたと、全員協議会でも報告を受けております。ですけども、実績報告書や支出関係書類などには確認欄、担当の印とか押されるところがあると思うんですけど、そのお二人だけがそういった書類には印鑑をされて、確認をされて出されているのか。きのうの高岡利治議員への答弁では、市長は処分は公平にしないといけないということを言われています。もしかしたら、ほかの方も関与した可能性があるのではないのでしょうか。これが2点目です。

前から、ヒアリングの件をずっと、ヒアリングをされているということでしたけれども、そのヒアリングは、誰が実施をされて、今何人ヒアリングをされているのか。これが3点目です。

次に、作成依頼をされた業者というのは、日付に誤りがあると知りながら、契約を交わし、請求書も市に送付されたということで、私は理解をしています。その部分で入金も済まされていると思うんですけども、しかし8月22日の全員協議会の説明では、その時点でもホームページ作成は、まだ着手もされていないというふうにお聞きをしました。5月に代金をいただいて、3カ月以上も何もされず放置されていたということですよ。

私もこの業者さんのことをいろいろ調べたんです。法令や法務支援の書籍なども販売とかされて、自治体にも提供されていると思うんですけども、また会社でもコンプライアンスに取り組

んでおられて、会社自体よく精通されていると思うんですが、なぜ不正とわかりながら、契約を進められたのか。きのうは業者に処分は検討しないということでしたけれども、私は、この業者にもコンプライアンス違反があると思いますが、見解をお聞きます。これ4点目の質問です。

企業では、コンプライアンスというのは、重要項目の1つであります。利益を優先する余り、違反行為や反社会的行為に手を染めて、消費者や取引先の信頼を失い、事業継続が不可能になるケースもあるというのは、皆さんもよくテレビで見ているので御存じだと思いますけれども、リスクマネジメント活動というふうに、ちゃんと取り組んでいらっしゃいます。そこで本市もコンプライアンス研修を実施されるということでしたけれども、コンプライアンス研修を受けられる対象者はどこまでされるのか。これが5点目の質問です。

以上です。

○議長（福田 斉君） 答弁を求めます。

西田市長。

○市長（西田弘志君） 5点、私から答える部分と、担当のほうで今確認しておりますので、その部分を答弁させていただきたいと思います。

進捗管理につきましては、担当の課長のほうで進捗管理ということでされる。今回の進捗管理が不十分であったために、このようなことが起こったというふうに考えております。

関与につきましては、お二人名前が挙がっておりまして、今ずっとヒアリング、事情聴取しております。そのほかに、判この部分と先ほど言われましたけれども、一応、課長決裁のものなので、そこも含めて今、ヒアリングをやっているところでございますので、今後、そこにつきましては、事情聴取が終わってから、はっきりできると思います。今の時点では、お二人が関与されているということでございます。

それと、ヒアリングは誰がやっているのか。どこまでいったのかは担当部長から、4番の会社のほうにつきましては、会社のコンプライアンス、現時点では会社のほうに処分を考えていないという答弁をさせていただいております。今、事情聴取をずっとやっておりますので、今後、会社のほうからも事情聴取が必要ということになれば、会社のヒアリングも行ってまいります。

5番の対象者も担当の部長のほうから説明させていただきます。

○議長（福田 斉君） 本田総務部長。

○総務部長（本田真一君） それでは、まず事情聴取、今回の件についての聞き取りはどこがやっているのかということですが、現在、総務課のほうでやっております。

何人ぐらい聴取しているのかにつきましては、現在12名ぐらい事情聴取をしております。

それと、業者のコンプライアンスにつきましては、これは業者のヒアリングをしてから、事実確認をしたいと思います。

それと、コンプライアンスの研修でございますけれども、これは全職員を対象にやるということで予定をしております。

以上です。

○議長（福田 斉君） 桑原一知議員。

○桑原一知君 要は、ヒアリングが終わらないと、何もわからないというところですよ、現在は。

先ほど、スケジュール表を作成して、進捗状況も課長のほうがチェックをしたということですよ。課長のほうがチェックをされていたということですよ、つくられてて。つくってらっしゃったということですよ。このホームページの作成に当たって、ちゃんと工程表を組まれて、チェックをされていたということですよ。

○議長（福田 斉君） 確認ですよ。

○桑原一知君 はい、追加で。

根本的に、私が考えますに、まず仕事のあり方とかやり方とか、仕事に対する姿勢がまずどうなのかなという問題が、私はあると思います。

3月議会でもお話ししましたけれども、PDCAサイクルというのを、市長も重要だというふうに言われておりますが、その前提として、スケジュール管理というのも入るわけですよ。そういうPDCAサイクルも機能していなければ、ビジネスマナー、きのうの高岡利治議員も言われましたけど、報告・連絡・相談ができていないと。本来なら計画段階でどのようなホームページをつくるのかとか、それが期限内にできるのかとか、先ほど10月からスタートして3月に整ったと。その間に見積もりを取られて、どういうホームページをつくるかというのでされたと思うんですけど、この期間中にもうできるのは難しいというふうに、わかっていらっしゃったということですよ。そうすると、そのわかった段階で計画自体、こういったホームページをつくりたいんだけど、期限が間に合わないから、ちょっと縮小して簡単なとか、ちょっと開けたら見れるぐらいとか、そういうホームページにもできなかったのかというのも、1つ質問で追加してください。

こういったPDCAサイクルとか、報・連・相が機能していないので、このような不正が出たんじゃないかなというふうに、私は考えますけれども、どのようにこのPDCAサイクル、もしくは報・連・相、ビジネスマナー、仕事のあり方、こういったものを今後はどうのようにして徹底していくのかというのが質問です。

最後は、理由はどうであれ、自分が行っている行為が、市民に信頼や信用を得られる行為なのか、この行動指針は重要だと思います。自分が今行おうとしていることが、これはやっているのか、いけないのか、これは市民に対して信頼を得られるような行動なのか、このような行動指針というのは非常に重要だと思います。コンプライアンスの徹底は、結局は会社とか、団体、企業を守る

というのも1つなんですけれども、本当は自分自身を守ることにもなりますので、先ほどの研修をされるということですし、この辺は徹底的に研修を行っていただきたいと思います。これは要望です。

最後に、先ほどヒアリングの話をされていましたが、これは結局いつまでにヒアリングを完了させ、調査結果を報告を出されるのか。報告していただけるのか、これは書面で出しているのか。この質問で最後にしたいと思います。

○議長（福田 斉君） 5点ですね。答弁を求めます。

西田市長。

○市長（西田弘志君） また答弁少し分けてさせていただきます。

進捗管理の部分は部長のほうから、もう一回答弁させていただきます。

簡易のホームページできなかったのかということは今言われました。実際、私も最初にそう思いました。簡易のものでもアップできるものをつくって、それから継ぎ足してというか、それができなかったのかと初めに私も思ったんですけど、現時点ではできてなかったの、そういったことができなかったというふうに思っております。まだ内容につきましては、今もう少しヒアリング等が出てくるのかなというふうに思います。

それと、PDCA等の管理、職員のそういった意識とかそういったものは、やっぱり研修を通してもう一回全職員に対しまして、いろんな研修を行っていきたいというふうに思っております。

ヒアリングにつきましては、きのうも答弁させていただきましたけど、私も今議会中に全部終わって、処分、私の責任等も出したいと、本当にそういった気持ちでございますけど、やはり公平、公正、そして、もしかしたら意見を言う時間もつくるのが、公平かなというふうに思っています。その中で、担当課のほうからは、やはり今月中をめどにという今報告を受けております。

抜けていたら、もう一回お願いします。とりあえず部長にいきます。

○議長（福田 斉君） 西田市長、簡易のホームページができなかったのかと、市長もその必要性を感じたけれども、できなかったと。結果的にできなかったという、そのちょっと理由をちょっともう一度重ねてお願いします。

○市長（西田弘志君） そのできなかった理由につきましては、済みません。私は当事者ではないのでわかりませんが、結果としてできていなかったの、そういうスキルがなかったのか、そういった考えが浮かばなかったのかかもしれません。それは担当者のほうじゃないと、ちょっと現時点ではわかりません。

○議長（福田 斉君） 緒方総合政策部長。

○総合政策部長（緒方克治君） 進捗管理について、第3の御質問の一番初めの追加なんですけど、

進捗管理の場合、通常の理想的な進捗管理はこうです。

ガントチャートというふうに表をつくりまして、この作業はこの期間内にする、この作業はこの期間内にする、それをずっと積み上げて、お尻のところまで完全に完了する。それを毎回例えば、月ごととか、あるいは節目節目の業務ごとにチェックを入れて、その業務がおこなわれているのか、ちゃんと順調に進んでいるのかをチェックして、もしおこなわれていた場合は、そこでどう補正をするのか。そのおこなわれが取り戻せないんだとしたら、先ほど議員がおっしゃったように、修正、方向転換をするとか、そういうのが理想的な進捗管理であったと思います。

それが完全になされていたかどうかにつきましては、現在、調査をしておりますが、結果からみると、それが理想的な形で機能していたか、これについてはやはり私も疑問が残ると思います。

じゃ今後どうしていくかといったらば、今、私が述べました工程表を、まず事業の開始のときにつくる。そして節目、あるいは毎月ごとに、その工程表を担当課長なりでチェックする。あるいは、もしその事業が非常に大きなもの、目玉事業であったらば、課長のみならず、例えば市長、副市長、あるいは部長あたりに報告して、組織全体、市全体で進捗管理をしていく。このような修正を今後、先ほどおっしゃったPDCAサイクルといいますか、そんなものでかけていく必要があると思います。

以上であります。

○議長（福田 斉君） 本田総務部長。

○総務部長（本田真一君） 現在、ヒアリングのほうは実施しているわけですが、関係する職員等の事情聴取は、これからさらに行っていきます。公正に事実を把握する必要がありますので、慎重にやっていきたいと思っておりますが、その上また、水俣市職員懲戒等審議会等の審議を何回かすることもありますので、現在のところ9月末をめどに、事務のほうを進めているところでございます。

以上です。

○議長（福田 斉君） 次に、エコパーク水俣と隣接施設の活用について、答弁を求めます。

関産業建設部長。

（産業建設部長 関 洋一君登壇）

○産業建設部長（関 洋一君） 次に、エコパーク水俣と隣接施設の活用について、順次お答えします。

まず、エコパーク水俣と隣接施設を活用した観光振興はどのように進めるのかとの御質問にお答えします。

エコパーク水俣内には、道の駅に指定され、水俣の特産品等を販売する観光物産館まつぼっくり、水俣産の食材を使った食事を提供するレストランたけんこ、春と秋には6,500株の花が咲き誇

るバラ園などがあり、そのほかにも、サッカー、テニス、ソフトボール、陸上競技、グラウンドゴルフなどの各種スポーツ施設や、竹をテーマにした日本庭園である竹林園、安心して子どもが楽しく遊べる遊具、水俣湾に面した親水護岸や恋人の聖地等が整備されております。

また、隣接施設として、ことし4月にリニューアルオープンした水俣病資料館を初め、熊本県環境センターや、水俣病情報センターなど、水俣病を初めとする環境学習の拠点として、毎年、多くの方々が訪れています。

今後も、エコパーク水俣と隣接する施設とを連携し、湯の児温泉、湯の鶴温泉など、本市の観光拠点としても位置づけ、春と秋のローズフェスタ等のイベントの開催、スポーツ合宿の誘致等により、利用客の増加を図ることはもちろん、熊本県で行われている港湾整備や、平成30年度に予定されている水俣インターチェンジの供用開始なども視野に入れ、交流人口のさらなる拡大を図ってまいります。

次に、八代港に寄港したクルーズ船のバスツアーで、エコパーク水俣にも立ち寄られたが、成果と改善点は何かとの御質問にお答えします。

平成28年に、八代港に寄港するクルーズ船は、現在のところ11隻が予定されております。そのうち8月までに6隻が寄港し、またそのうちの2隻において、水俣市への観光バスツアーが実施されたところです。

水俣市へは、7月16日に大型バス13台で初めて来られ、中国を中心とする外国の方々、約270名がエコパーク水俣や、湯の児・福田農場を訪れております。

こちらにも初めての対応ということもあり、外国人ツアー客のニーズ、事前の情報不足や、中国語でのコミュニケーションがとれないといった問題が生じました。

2回目は、先週の8月29日でした。桑原一知議員もその様子を見にこられておりましたが、大型バス27台、約1,000名の中国からのツアー客の方々が前回と同じルートで、エコパーク水俣と福田農場を訪れました。

2回目に際しては、初回の反省点を踏まえ、熊本県におかれまして、中国語の通訳を配置されるなど、コミュニケーションなどの改善が見られたこともあり、観光物産館まつぼっくりでは、通常の1日当たりの売り上げが3倍になるなど、総じて大きな成果が得られたのではないかと考えております。

しかしながら、海外の生活文化や習慣の違いによるニーズの把握、観光バスツアーを企画する旅行会社からの情報がなかなか入ってこなかったこと、直前になって予定が変更されるなど、こちらの受け入れ側としての準備が、直前になるまでできなくて困ったといった幾つかの問題点も見えてきたところでございます。

今後は、海外からの観光客に対応していくため、外部講師を招き、市内の観光関係者を対象にした

勉強会を開催するなど、問題点の改善に向けて、受け入れ体制の強化に取り組んでまいります。

さらに、今回の経験やノウハウを生かして、熊本県やみなまた観光物産協会、ツアーを企画する旅行会社、市内関係団体等と連携を図りながら、引き続きクルーズ船から多くの観光バスツアー客が、水俣に来ていただけるように努めてまいりたいと考えております。

次に、エコパーク水俣のスポーツ施設を活用したスポーツ振興策は考えているのかとの御質問にお答えします。

エコパーク水俣のスポーツ施設は、陸上競技、サッカー、テニス、ソフトボール、それに軟式野球など多目的に利用でき、また駐車場も十分確保できるため、屋外スポーツ大会の開催には最適の施設であると考えております。本市としまして、エコパーク水俣を屋外スポーツの拠点と位置づけており、市民体育祭や市民駅伝競走大会を開催し、市民スポーツの普及や市民の健康増進等に努めているところです。

また、市体育協会及び各種スポーツ種目団体等においても、さまざまな大会等を開催していただき、市民の参加はもとより、市外からも多くの方々に参加いただいております。スポーツの振興だけでなく、観光経済面でも大いに貢献いただいております。

今後も、スポーツ関係団体との連携はもちろんですが、他の関係部署とも連携を図りながら、エコパーク水俣を活用した大会等の開催、あるいは誘致により、市のスポーツ振興並びに観光振興を図ってまいります。

以上でございます。

○議長（福田 斉君） 桑原一知議員。

○桑原一知君 私、数年ほど前なんですけれども、実家に帰省した際に、温泉施設に行ったんです。そのときに、御年配の方々が十数人ぐらい入っていらっしやって、きょう水俣のエコパーク水俣というところで、グラウンドゴルフばしてきたって。非常に広々として、海の近くで気持ちよくて、設備等もいろいろあって、非常によかったという話をされていたんです。

私も、今考えてみますと、わざわざ人吉市に帰ってきて温泉に行かなくても、水俣で大会があったんなら、湯の児温泉も湯の鶴温泉もあるわけですよ。そういうスポーツ大会とか、環境学習で水俣にも多くの方が来られると思うんですけれども、まず宿泊をしていただかなくても、温泉には入っていただくとか、そういう連携ができないかなというふうに思っています。

先ほども答弁にあったんですけれども、エコパーク水俣と観光施設を利用しながらというふうを考えていらっしやるようなので、利用客の増加を図るといのは、やっぱりアピールが一番大事だと思いますので、1点目の質問は、エコパーク水俣や隣接施設で、さまざまなイベントがあるかと思っております。そういったスポーツ大会とかイベントなどで市外から来られた方、県外から来られた方に、宿泊や観光などの案内というの、どのように取り組んでいらっしやるのかが1点

目の質問です。

2点目は、先ほど合宿の誘致とかの話も、谷口明弘議員のときにも合宿誘致の話も出ていましたけれども、実際、本市で合宿誘致の実績というのがあるのか。あと合宿で、そういった補助制度みたいなものがあるのか、2点目の質問です。

次に、クルーズ船のバスツアーなんですけれども、8月29日に私と塩崎達朗議員と小路貴紀議員と3人で様子を見に行ってきました。エコパーク水俣と福田農場さんに伺ったんですけれども、着いたときにはもう大型バスが何台かとまわってまして、お客さんが各店舗で、出しているところがあるんですけど、そういうところで、食事をされたりとか、バラ園を見られたりとか、あとはお土産を見られたりしていたんですが、私、一番気になったのが、インフォメーションセンターありますよね、駐車場の目の前に。あそこに、大きい片仮名でトイレと書いてあったんですよ。片仮名で書いているよりも、やっぱりそこは中国語で書かれたほうがいいんじゃないかなと、1つ要望です。

福田農場さんにも行ったんですけれども、そのときはトイレはちゃんと中国語で表記されておりましたので、そういう企業の方から見た、お客さんのおもてなし方というものもあると思うので、そういったものもぜひ勉強していただきたいなと思います。

あともう一つ思ったのが、歓迎ムードというものが余り感じられなくて、私と3人議員で行ったときにも、各店舗の方とお話をしたときに、いろいろ要望が、こういうのができないのかなと聞かれるんですけど、そのときに担当課長さんも後ろにいらっしゃったんですが、私たちが近づくと、すっと消えていかれるんです、ずっと。だから、嫌われているのかなと思ったんですけど、そこはやはり私たち威張って行っているわけじゃないので、見られてどうですかねとか、そういう話もされてもいいんじゃないかなと思うんですよね。行政も一体で、一緒になって盛り上げていくという気構えというんですかね、そういったものがちょっと見えませんでしたので、もし行かれるのであれば、私たちを見かけられたら、どうですかの一言ぐらいおっしゃってください。

そこで、3点目の質問なんですけれども、人吉市ではやはり一緒の日にツアー客の方が来られているんですが、市の方と県の職員、あと旅館の女将さんたちで中国語の横断幕を張って、歓迎を一緒にされたそうです。実際、エコパーク水俣に着いたときには、もうバスが来ていましたので、私たちは歓迎のあれを見ていないんですけど、ツアー客が到着した際に、どのような歓迎をされたのかを1つ質問いたします。

以上、3点です。

○議長（福田 斉君） 答弁を求めます。

関産業建設部長。

○産業建設部長（関 洋一君） 3点ですね。1点目が、人吉市から来られた飲み会の方、例えばの話ですけど、そういった方、よそから来られた方に、ただスポーツ大会だけに参加するのではなくて、水俣の観光地とか温泉とか、あるいはできたら宿泊までつなげて行ってほしいということだったんですけども、団体で来られる方に関しては、水俣市では交流促進奨励金というのを設けておまして、スポーツを初め、各種団体、それから旅行会社の団体ツアー客さんにも御利用いただいて、人数に応じて奨励金として交付するというので、少しでもまとまって来ていただきたいなというのをやっております。

それと、あと温泉地とか観光地に関しましては、パンフレットを配ったり、あるいは温泉優待券とか、そういったものを御希望なら差し上げますということで、帰りに温泉につかってゆっくりして帰ってくださいというPRもしております。

それから、2番目が合宿等の誘致なんですけど、先ほどの交流促進奨励金とかぶるんですけど、こちらのほうは結構、ことし熊本地震の影響で、予定していた予算がもう8月でオーバーしてしまいまして、実は今度の9月議会のほうで、さらに追加補正ということでお願いをしております。

やはり水俣のエコパーク水俣というのが、あらゆる外で行うスポーツの施設で、きちっと整備をされているということと、宿泊施設があるということと、あと熊本地震の影響で県南は比較的安全だと思っていられる方が多くて、水俣に流れてきていらっしゃいます。こちらは補正予算でお願いしておりますので、どうかよろしく願いいたします。

3番目が、そういった雰囲気づくりなんですけど、確かに道の駅のインフォメーションあたりでは、中国語の表記がなかったんじゃないかなと思っています。福田農場あたりはつくってありましたけど、そういったのも早速、この前も反省会をいたしまして、そういった意見が出てきております。それはつけていきたいと思います。

それから、職員とのコミュニケーション、こちらはせっかく議員さんたちも3名来ていらっしゃいますので、お話をしながら、よりよい方向で持っていきたいと思います。

また、歓迎のものなんですけれども、なかなか途中でキャンセルして来られないとか、そういったものもありまして、でも少人数で、例えば50台のバスが半分の25台等になっても、来られる方は来られますので、そういった準備は、今から太鼓とか踊りとか、できればひよげ踊りとか、御協力していただいて、歓迎させていただきたいと思います。

ちなみに合宿のほうなんですけど、6月の時点で12団体、2,000人が訪れられております。

以上です。

○議長（福田 斉君） 桑原一知議員。

○桑原一知君 いろいろされているようですけれども、私には余り見えないので、ぜひもう一ギア上げて頑張ってくださいと思います。

エコパーク水俣と隣接施設を利用していただき、湯の児・湯の鶴温泉を利用していただく、このサイクルで経済効果を引き出すためには、まず来ていただくことが必要ですので、現在の大会とか、そういった観光案内はもちろんですけれども、さまざまなスポーツ団体と協力していただき、先ほどの2020年のオリンピックの事前合宿の話もありましたが、合宿誘致にも全力で取り組んでいただきたいと思います。

また、そういう世界で活躍するアスリートというのが、もし子どもたちに見せられたら、また一段と子どもたちも頑張れるだろうし、その宣伝効果というので、見学に来られた方の宿泊とか、そういった飲食などの経済効果も見込めると思いますので、ぜひよろしくをお願いします。

もう1点、クルーズ船なんですけれども、来年は70隻余りが寄港を希望しているとも聞いております。歓迎ムードで、その時間を楽しんでいただくことが一番だと思いますし、店舗の方とお話をした際も、先ほど出たような太鼓の演奏、ひよげ踊りはどうかわからないですけれども、場も盛り上がりますし、これはぜひ検討していただきたいと思います。これは要望です。

阿蘇や熊本城などの復興、喜ばしいんですけれども、こういう熊本県での目玉のところが復興が進んできますと、ツアー客というのも減ってくるんじゃないかなというふうに思います。ですので、他市では、さまざまなアイデアを出しながら、ツアー客の獲得に試行錯誤されていると思いますので、本市も負けぬように頑張っていただきたいと思います。

また、平成30年度には水俣インターチェンジができます。私が心配しているのは、水俣インターチェンジができるので、ここまで来るのが便利になるなと思ったんですけど、その後に袋インターチェンジできますが、そういった場合、逆に今度は通過点になる可能性もあるのではないかと。そのまま出水市のほうに行く可能性もあります。鹿児島市のほうに行く可能性もあります。

なので、袋インターチェンジができたとしても、通過点にならないように、逆にまた水俣に戻ってきてもらうような観光の振興策というのも必要ですので、これは質問なんですけど、エコパーク水俣周辺で、そのインターチェンジができた際に、観光振興策は何か考えていらっしゃるのか、これが1点目の質問です。

もう1点は、済みません、何か人吉市の話ばかりで。中国語を話せる通訳の方が福田農場にもエコパーク水俣にもいらっしゃったんですけれども、やはり人数が来られるので、すごく大人数なんです。通訳の方も店舗に1人いらっしゃるか、外にもいらっしゃったんですけど、数がちょっと少ないように感じました。人吉市では、中国語を話せる人吉球磨地方に住んでいらっしゃる男女7の方が案内役をされたそうです。熊本県からも来られたのかもしれないですけれども、水俣でも中国語とか話せる方がいらっしゃれば、ぜひそういった方をお願いをして、雇用とかできれば、一番いいんですが、そういう考えはないかお尋ねします。2点です。

○議長（福田 斉君） 関産業建設部長。

○産業建設部長（関 洋一君） 桑原一知議員の3回目の質問の質問にお答えします。

まず、インターチェンジの供用によりまして、道の駅などの観光客の減少が考えられると。その戦略はあるのかという御質問だったんですけど、エコパーク水俣の道の駅につきましては、ほかの道の駅と違いまして、ただの通過点ではなく、その道の駅の周囲に、バラ園とかあるいは竹林園とか、各種すばらしいスポーツ施設、それから環境学習拠点がありますし、多くの施設が隣接をしております。そこら辺が、ほかの道の駅と違うところじゃないのかなと思います。

そのため、ほかの道の駅の立ち寄り型と比べまして、水俣の場合はそれと異なる強みを持っているんじゃないかと思えます。また、平成30年度の水俣インターチェンジ開始まであと2年ちょっとなんですけど、そちらに向けまして、こういった強みにプラスして、いろんなアイデアを出してやっていきたいと思っております。

それから、あと1つ、中国語の案内人を育てる考えはないかということです。この前、2回目につきまして、熊本県のほうから中国語の通訳の方にいらしていただいて、大分助かったみたいなんですけど、絶対数が足りなかったみたいで、こちらのほうも熊本県の国際課のほうに、もっとどうにかできないかというのと、うちのほうも水俣市国際交流協会というのがありまして、たしか何名か中国語ができる方もいらっしゃいますので、そういった国際交流協会にもお願いして、来られるときには、ぜひお手伝いをさせていただいたということで、こちらの体制も整えておこうと思えます。

以上です。

○議長（福田 斉君） 次に、未来を担う子ども達への支援について答弁を求めます。

吉本教育長。

（教育長 吉本哲裕君登壇）

○教育長（吉本哲裕君） 次に、未来を担う子どもたちへの支援について、順次お答えをいたします。

まず、小学校の部活動の社会体育への移行が進んでいるが、現在の状況と今後の計画はどのようになっているのかとの御質問にお答えします。

午前中の田中睦議員の御質問でもお答えしましたように、熊本県教育委員会から、県内の小学校運動部活動を、平成30年度末までに社会体育に移行する旨の方針が示されました。その方針を受け、水俣市では平成28年2月に、小学校運動部活動の社会体育移行検討委員会設置に向けた準備会議を開催し、検討委員会の設置要綱、委員構成などを決定し、平成28年3月の定例教育委員会で承認されたところです。

先月末に第1回の社会体育移行検討委員会を開催し、現状把握のためのアンケート調査について検討いただきました。

今後の予定としましては、10月に各学校及び保護者を対象にアンケート調査を実施し、現状の把握と分析を行い、その結果をもとに、社会体育移行検討委員会で水俣市の実情に合った社会体育の形を検討していきたいと考えております。その後、平成30年度にはモデル事業を実施し、平成31年度から社会体育へ移行する計画としております。

次に、水俣市代表として出場する大会で、児童・生徒への派遣支援はどのようになっているのかとの御質問にお答えします。

水俣市代表として児童・生徒が全国大会等へ出場することは、明るい話題を提供し、市民に元気と勇気を与え、スポーツを通じた明るいまちづくりの推進につながるものと考えております。

そこで、水俣市では、水俣市スポーツ振興基金を活用し、大会出場時の費用の負担軽減を図るため、出場に係る旅費等の一部を補助するとともに、市民への周知を図り、出場者のさらなる競技意欲の向上を図るため、看板設置費の一部についても補助を行っております。

次に、市立図書館の児童・生徒の利用状況はどのようになっているのかとの御質問にお答えします。

平成25年度から平成27年度まで、過去3年間の実績から利用者数を申し上げます。

平成25年度は小学生が7,140人、中学生が2,160人、高校生が2,780人であり、1日当たりの利用者数は、小学生が25人、中学生が7.6人、高校生が9.7人であります。平成26年度は小学生が7,004人、中学生が1,379人、高校生が2,218人となっており、1日当たりの利用者数は小学生が25.4人、中学生が5人、高校生が8人であります。平成27年度は、小学生が6,772人、中学生が1,478人、高校生が2,159人となっており、1日当たりの利用者数は、小学生が25.4人、中学生が5.5人、高校生が8.1人であります。

年間の利用者数においては、この3年間減少を続けておりますが、これは平成26年度で公民館、図書館全体の空調設備の取りかえを、また平成27年度で耐震改修工事の実施に伴い、長期の休館を行ったため減少したものであり、1日当たりの利用者数はほとんど変わっていない状況となっております。

次に、小・中学校のエアコン設置の具体的な方針と実施計画はどのようになっているのかとの御質問にお答えします。

市では、たくましい心と身体を育む教育活動の充実を、学校教育の重点指導項目の1つに掲げており、夏の暑さや冬の寒さにも負けない、たくましい身体づくりも児童・生徒には大事なことだと考えています。

しかしながら、近年の夏の猛暑から、児童・生徒の体調管理を考慮すると、教室への空調設備の設置は必要であると考えています。

そこで、エアコンにつきましては、全校において、保健室、職員室等への設置を完了し、現在

は図書室への設置を進めております。今年度は水俣第二中学校と袋中学校で設置し、次年度以降、葛渡小学校と久木野小学校へ設置すると、図書室への設置が完了しますので、その後、普通教室等への設置を計画的に進めてまいります。

○議長（福田 斉君） 桑原一知議員。

○桑原一知君 2回目の質問に入ります。

社会体育への移行が、これから本番で進んでいくと思うんですけども、私見も入るんですが、子どもたちがやりたいスポーツに集中して、全力で取り組んでほしいということが重要と思っています。

よく部活動では、勝敗にこだわり、練習日も多くて、土日は試合でなかなか休みが取れないとか、そういう厳しく指導というところもあるので、もめるところもあるのかもしれないんですけども、私たちは子どもたちから見たら、練習は苦しいが、試合で負けるよりは勝つほうがうれしいですし、勝利したときのすがすがしい気持ちとか、達成感を味わうと、次も勝とうと思えますから、向上心や積極性も生まれてくると。厳しい練習にも耐え、メンタルも強くなると私は思っているのですが、ただし、技術中心の活動を求めている子どもたちもいると思っています。

ですから、子どものニーズの多様化に対して、どのように対応していかれるのかというところが1点目と、あと水俣市代表として出場する大会で、全国大会とかで児童・生徒への派遣支援は、旅費の一部を補助をされているということだったんですけども、正確な金額がわかれば教えていただきたいと思います。

あと、図書館の件ですけども、本市は日本一の読書のまちづくりを推進されているので、学校図書関係の推進の事業だとか、読書の活動の推進の事業など、さまざまな事業を実施されていますので、1日当たりの利用客が横ばいということは、そういった事業が要因の1つだと私も今思ったところです。

私も子どもを連れて図書館に行くんですけど、学習スペースに前は仕切りがなかったんですね。ですから、2人がけで仕切りがなくて、なかなかスペースを取り合いっこするとかあったんですけど、最近はスペースが仕切られているので、非常にいいことだと思います。

ただ、本年の3月議会で谷口明弘議員からも、その学習スペースの件を取り上げられました。拡大を要望されたんですけども、教育長からは、検討を進めてまいりたいという趣旨の答弁をされていますが、その後どのように検討されたのかお伺いします。

4点目は、小・中学校のエアコン設置ですけども、私たちが小・中学校のときには、もちろんエアコンとかなかったんですけども、今の子どもたちは、生まれたときからエアコンの環境で育っています。ですから、今後、図書室への設置が完了次第、普通教室への設置を進めていくということでした。

そこで人吉市は、平成22年度に市内全校に、国からの地域活性化・公共投資臨時交付金というのを活用して、エアコンを設置されております。ですので、このような交付金の活用で、市の持ち出し部分も低く抑えられると思いますので、ぜひこういうのに注視していただきたいと思います。これは要望です。

以上です。

○議長（福田 斉君） 吉本教育長。

○教育長（吉本哲裕君） まず、小学校運動部活動の社会体育移行に伴って、第2質問がございましたけれども、先ほども申し上げましたように、10月には市内の小・中学校の全部の保護者を対象にアンケート調査を実施する予定にいたしております。その中で、当然、子どもたちの意見も反映されるんじゃないかと思っておりますけれども、社会体育に移行するに当たって、何を求めるかという設問も予定しています。その中で、保護者のニーズというのを十分に把握したいと思っておりますけれども、大会等での優勝を目指したい、競技力を向上したい、あるいはそれだけじゃなくて、仲間と楽しくスポーツをしたい。また、楽しく体を動かして、健康づくりや体力づくりなどをしてほしいと、そういったさまざまなニーズが、子どもたちの中からも出てくるんじゃないかなと思っております。そういったニーズや現状をしっかりと把握した上で、今後、社会体育移行検討委員会の中で協議を行い、体制づくりといいますか、どういうスタイルでいくのか、その辺の方針を出していきたいというふうに考えております。

それから、水俣市スポーツ振興募金にかかりました実績、どういう旅費等の金額があるのかということだったんですけれども、件数と金額ベースで言いますと、平成25年度から申し上げますと、平成25年度に全国大会に行つて振興補助を行つた件数が7件でございます。西日本大会では1件です。あと看板等を設置した件数が5件で、トータルいたしますと32万5,000円を水俣市スポーツ振興基金から使途いたしております。平成26年度では、全国大会が8件、西日本大会がございませんで、看板の設置費に対する補助が9件、トータルしますと39万円と。それから平成27年度でございますが、全国大会8件、九州大会、沖縄に行つておりますが、これが1件。それから、看板設置に要した経費として9件で、合計37万7,500円を水俣市スポーツ振興基金のほうから補助を行つております。

それから、図書館の学習スペースの件でございますが、桑原一知議員のお話にもありましたように、夏休み等の長期にわたる休暇中は、中学生と高校生の利用が大変多くなつております。このうち、学習スペースを利用するのは、中学生もいらっしゃいますけれども、大半が高校生で、夏休み期間中には満席にもなるといった、そういった時間帯もございます。家庭学習する際に、より集中できる図書館を利用している、そういったのが実態としてあるんじゃないかなと思います。

3月議会でも答弁いたしましたように、市の教育振興計画を策定する中で、その学習スペースの確保についても十分検討していきたいと、そのように回答いたしておりますが、今のところまだそこまでは至ってございません。

ただ、議員のほうからもありましたように、市立図書館としましても、少しでも多くの方に学習スペースを御利用いただきたいと考えております。夏休みに入る前に、かねてから課題となっていた席の独占、それを解消するために、各机上に、きちんともう2人がけをしていただいて、学習スペースを設け、そしてまた各席に、手荷物を入れておけるようなかごを設置したところであります。これによって、これまでの机を1人で独占するというようなことは減ってきております。夏休み期間中においても、常時学習スペースが満席ということではありませんが、図書館としましては、今後の状況を確認しながら、また対応をしていきたい、考えていきたいと、そのように思っております。

それから、学校へのエアコンの設置についてでございますが、これについては人吉市の事例を挙げながら御要望があったわけですが、そういった国の制度等も利用しながら、計画的に進めてまいりたいとそのように考えております。

○議長（福田 斉君） 桑原一知議員。

○桑原一知君 派遣支援の件ですけれども、金額的にちょっとお聞きしたかったところはあったんですが、聞いた話によると、なかなか余り負担というのが少ないんじゃないかなろうかというのを、市民の方々からお聞きしました。

実際、せっかく市を代表して全国大会、県大会も含めてですけれども、九州大会に行くわけなので、ぜひそういう子どもたちが行くときには、旅費の何十%とか、全額とは言いませんので、半分補助とか、そういった金額の見直し、もしくは区分、全国大会なのか西日本大会、九州大会なのか、そういった区分も含めて、増額ができないかというのを1点質問させていただきます。

もう1点、最後にエアコン設置なんですけれども、先ほども人吉市のことをちょっと事例をお話ししたんですが、今後計画的に進めていくというお話でした。財政的に厳しいと思います。また、交付金とかそういったものを利用してというのもあるんですけれども、人吉市では、全小学校、中学校に入れられた経緯というのは、前の市長の先頭切っの行動だったんですよね。ですので、最後の1点の質問は、そういう子どもたちのために、エアコン設置のほうを早急に考えていただくと。そういったことも市長みずから先頭に立って、やっていただきたいと思いますので、お考えを市長のほうにお聞きして、質問を終わりたいと思います。

○議長（福田 斉君） 吉本教育長。

○教育長（吉本哲裕君） スポーツ振興補助について、額の増額等も検討していただけないかということでございますけれども、現在、一定の基準を設けて補助をしているわけですが、今後、近

隣の市・町であるとか、類似の団体あたりでどういう状況なのか、その辺も勘案して、検討してまいりたいというぐあいに思います。

○議長（福田 斉君） 西田市長。

○市長（西田弘志君） エアコンにつきまして、多分PTAとかされていたと思うんですけど、私もPTAずっとやっておりまして、もう十七、八年前、水俣第一小学校の会長でした。大体そのぐらいから、エアコン、どぎゃんかならんだらうかという話はよく上がっておりました。そのころは、まだその中で、子どもはクーラーの中で勉強するんじゃないくて、ぬっかところで勉強していくとがよかったって、誰かが言うたら、大体それで収まりよりました。

しかし、今あれからもう十七、八年たつと、この暑さを自分たちも感じると、教室の暑さってどんなんやろうと、今思うと多分保護者の中でもそういった意見は、もうなくなってきたのかなというふうに思います。大体2億円ぐらいかかるというふうにも聞いておりますけど、人吉市では一括してやられた、いい補助金があったと思うんですけど、うちもそういった補助金は、今はもう何かいいのがあったら探してくれとは言っておりますけど、もっと前からでもずっと探して、できるなら一遍にやったほうがいいかなと私もそういった思いです。

あとはランニングコストの問題です。電気代は市で持つということになると思うんですけど、その辺もいろいろ勘案しながら、子どもの学習の環境というのは、ぜひ整えていきたいというふうな思いでございますので、いい補助金、計画的にやっていきますが、その辺は教育長と一緒に、考えていきたいというふうに思っております。

○議長（福田 斉君） 以上で桑原一知識議員の質問は終わりました。

これで本日の一般質問の日程を終わり、今期定例会の一般質問を終結します。

この際10分間休憩します。

午後 2 時44分 休憩

午後 2 時52分 開議

○議長（福田 斉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これから提出議案の質疑に入ります。

日程第 2 議第65号 専決処分の報告及び承認について

専第 7 号 水俣市公民館条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（福田 斉君） 日程第 2、議第65号専決処分の報告及び承認についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（福田 斉君） 質疑なしと認めます。

日程第3 議第66号 水俣市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（福田 斉君） 日程第3、議第66号水俣市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（福田 斉君） 質疑なしと認めます。

日程第4 議第67号 平成28年度水俣市一般会計補正予算（第5号）

○議長（福田 斉君） 日程第4、議第67号平成28年度水俣市一般会計補正予算第5号を議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（福田 斉君） 質疑なしと認めます。

日程第5 議第68号 平成28年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

○議長（福田 斉君） 日程第5、議第68号平成28年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算第2号を議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（福田 斉君） 質疑なしと認めます。

日程第6 議第69号 平成28年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第2号）

○議長（福田 斉君） 日程第6、議第69号平成28年度水俣市介護保険特別会計補正予算第2号を議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（福田 斉君） 質疑なしと認めます。

日程第7 議第70号 平成28年度水俣市水道事業会計補正予算（第2号）

○議長（福田 斉君） 日程第7、議第70号平成28年度水俣市水道事業会計補正予算第2号を議題とします。

本件について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(福田 斉君) 質疑なしと認めます。

日程第8 議第71号 字区域の変更について

○議長(福田 斉君) 日程第8、議第71号字区域の変更についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(福田 斉君) 質疑なしと認めます。

日程第9 議第72号 水俣市域における津奈木町道の認定承諾について

○議長(福田 斉君) 日程第9、議第72号水俣市域における津奈木町道の認定承諾についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(福田 斉君) 質疑なしと認めます。

日程第10 議第73号 平成27年度水俣市病院事業会計決算認定について

○議長(福田 斉君) 日程第10、議第73号平成27年度水俣市病院事業会計決算認定についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(福田 斉君) 質疑なしと認めます。

日程第11 議第74号 平成27年度水俣市水道事業会計決算認定及び剰余金処分について

○議長(福田 斉君) 日程第11、議第74号平成27年度水俣市水道事業会計決算認定及び剰余金処分についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(福田 斉君) 質疑なしと認めます。

日程第12 議第75号 平成28年度水俣市一般会計補正予算(第6号)

- 日程第13 議第76号 平成27年度水俣市一般会計決算認定について
 日程第14 議第77号 平成27年度水俣市国民健康保険事業特別会計決算認定について
 日程第15 議第78号 平成27年度水俣市後期高齢者医療特別会計決算認定について
 日程第16 議第79号 平成27年度水俣市介護保険特別会計決算認定について
 日程第17 議第80号 平成27年度水俣市公共下水道事業特別会計決算認定について

○議長（福田 斉君） 日程第12、議第75号平成28年度水俣市一般会計補正予算第6号から、日程第17、議第80号平成27年度水俣市公共下水道事業特別会計決算認定についてまで、6件を一括して議題とします。

議第75号

平成28年度 水俣市一般会計補正予算（第6号）

平成28年度水俣市の一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ323万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ158億8,813万3千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

平成28年9月8日提出

水俣市長 西田 弘志

第1表 歳入歳出予算補正（第6号）

歳入 (単位：千円)

款	項	既定額	補正額	計
18 繰越金		169,615	444	170,059
	1 繰越金	169,615	444	170,059
19 諸収		490,621	2,592	493,213
	4 雑入	214,620	2,592	217,212
20 市債		2,187,100	200	2,187,300
	1 市債	2,187,100	200	2,187,300
補正されなかった款に係る額		13,037,561		13,037,561
歳入合計		15,884,897	3,236	15,888,133

歳出 (単位：千円)

款	項	既定額	補正額	計
2 総務費		1,920,402	3,236	1,923,638
	1 総務管理費	1,561,984	3,236	1,565,220
7 土木費		1,585,249	0	1,585,249
	2 道路橋りょう費	444,314	0	444,314
補正されなかった款に係る額		12,379,246		12,379,246
歳出合計		15,884,897	3,236	15,888,133

第2表 地方債補正

変更

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
過疎対策事業	千円 883,800				千円 884,000			
補正されなかった事業に係る額	1,303,300				1,303,300			
計	2,187,100				2,187,300			

議第76号

平成27年度水俣市一般会計決算認定について

平成27年度水俣市一般会計決算について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定に基づき、監査委員の意見を付けて、市議会の認定に付する。

平成28年9月8日提出

水俣市長 西田弘志

平成27年度 水俣市 一般会計歳入歳出決算書

(歳入)

(単位：円)

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と
1 市 税		2,724,110,000	3,001,537,921	2,752,786,147	16,415,201	232,336,573	△28,676,147
	1 市 民 税	1,064,446,000	1,092,067,124	1,070,810,421	1,267,932	19,988,771	△6,364,421
	2 固定資産税	1,420,832,000	1,663,906,810	1,439,824,795	14,842,984	209,239,031	△18,992,795
	3 軽自動車税	63,055,000	67,280,390	63,871,384	300,235	3,108,771	△816,384
	4 たばこ税	169,803,000	173,097,780	173,097,780	0	0	△3,294,780
	5 入湯税	5,974,000	5,185,817	5,181,767	4,050	0	792,233
2 地方譲与税		113,001,000	109,988,944	109,988,944	0	0	3,012,056
	1 地方揮発油譲与税	30,000,000	32,208,000	32,208,000	0	0	△2,208,000
	2 自動車重量譲与税	80,000,000	73,826,000	73,826,000	0	0	6,174,000
	3 地方道路譲与税	1,000	0	0	0	0	1,000
	4 特別とん譲与税	3,000,000	3,954,944	3,954,944	0	0	△954,944
3 利子割金		5,000,000	3,281,000	3,281,000	0	0	1,719,000
	1 利子割金	5,000,000	3,281,000	3,281,000	0	0	1,719,000
4 配当割金		3,000,000	11,859,000	11,859,000	0	0	△8,859,000
	1 配当割金	3,000,000	11,859,000	11,859,000	0	0	△8,859,000

5	株式等 譲渡所得 金		1,000,000	10,076,000	10,076,000	0	0	△9,076,000
	1 株式等 譲渡所得 金		1,000,000	10,076,000	10,076,000	0	0	△9,076,000
6	地方消費 税交付 金		425,000,000	528,614,000	528,614,000	0	0	△103,614,000
	1 地方消費 税交付 金		425,000,000	528,614,000	528,614,000	0	0	△103,614,000
7	自動車取得 税交付 金		9,000,000	14,290,000	14,290,000	0	0	△5,290,000
	1 自動車取得 税交付 金		9,000,000	14,290,000	14,290,000	0	0	△5,290,000
8	地方特例 交付 金		6,000,000	6,144,000	6,144,000	0	0	△144,000
	1 地方特例 交付 金		6,000,000	6,144,000	6,144,000	0	0	△144,000
9	地方交付税		5,158,081,000	5,266,579,000	5,266,579,000	0	0	△108,498,000
	1 地方交付税		5,158,081,000	5,266,579,000	5,266,579,000	0	0	△108,498,000
10	交通安全 対策 交付 金		3,583,000	3,752,000	3,752,000	0	0	△169,000
	1 交通安全 対策 交付 金		3,583,000	3,752,000	3,752,000	0	0	△169,000
11	分担金及び 負担 金		158,307,000	144,328,938	139,993,906	0	4,335,032	18,313,094
	1 分 担 金		1,436,000	1,606,631	1,556,319	0	50,312	△120,319
	2 負 担 金		156,871,000	142,722,307	138,437,587	0	4,284,720	18,433,413
12	使用料及び 手数 数料		177,998,000	189,088,687	185,568,929	2,000	3,517,758	△7,570,929
	1 使 用 料		161,385,000	172,981,222	169,463,374	2,000	3,515,848	△8,078,374
	2 手 数 料		16,613,000	16,107,465	16,105,555	0	1,910	507,445
13	国庫支出金		3,007,229,452	2,729,450,659	2,524,561,659	0	204,889,000	482,667,793
	1 国庫負担金		1,800,516,000	1,799,058,078	1,713,646,078	0	85,412,000	86,869,922
	2 国庫補助金		1,200,434,452	924,037,158	804,560,158	0	119,477,000	395,874,294
	3 委 託 金		6,279,000	6,355,423	6,355,423	0	0	△76,423
14	県支出金		1,477,367,000	1,379,191,170	1,376,484,170	0	2,707,000	100,882,830
	1 県負担金		657,561,000	661,275,344	661,275,344	0	0	△3,714,344
	2 県補助金		722,820,000	629,555,424	626,848,424	0	2,707,000	95,971,576
	3 委 託 金		96,986,000	88,360,402	88,360,402	0	0	8,625,598
15	財産収入		24,883,000	26,887,172	23,793,230	0	3,093,942	1,089,770
	1 財産運用収入		13,144,000	16,849,135	13,755,193	0	3,093,942	△611,193

	2 財産売却収入	11,739,000	10,038,037	10,038,037	0	0	1,700,963
16 寄附金		51,691,000	51,815,395	51,815,395	0	0	△124,395
	1 寄附金	51,691,000	51,815,395	51,815,395	0	0	△124,395
17 繰入金		476,079,000	116,912,160	116,912,160	0	0	359,166,840
	1 基金繰入金	476,079,000	116,912,160	116,912,160	0	0	359,166,840
18 繰越金		394,532,792	394,533,594	394,533,594	0	0	△802
	1 繰越金	394,532,792	394,533,594	394,533,594	0	0	△802
19 諸収入		471,051,000	683,096,307	477,408,868	379,000	205,308,439	△6,357,868
	1 延滞金加算金及び過料	8,318,000	9,653,996	9,852,162	0	△198,166	△1,534,162
	2 市預金利子	2,000	504,586	504,586	0	0	△502,586
	3 貸付金元利収入	103,855,000	107,514,425	104,684,771	0	2,829,654	△829,771
	4 雑入	261,869,000	470,009,459	266,953,508	379,000	202,676,951	△5,084,508
	5 受託事業収入	97,007,000	95,413,841	95,413,841	0	0	1,593,159
20 市債		2,030,579,000	1,689,379,000	1,689,379,000	0	0	341,200,000
	1 市債	2,030,579,000	1,689,379,000	1,689,379,000	0	0	341,200,000
歳入合計		16,717,492,244	16,360,804,947	15,687,821,002	16,796,201	656,187,744	1,029,671,242

(歳出)

(単位:円)

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出済額との比較
1 議会費		167,311,000	164,157,875	0	3,153,125	3,153,125
	1 議会費	167,311,000	164,157,875	0	3,153,125	3,153,125
2 総務費		2,219,558,460	1,819,449,911	315,708,026	84,400,523	400,108,549
	1 総務管理費	1,784,644,000	1,413,817,827	309,116,026	61,710,147	370,826,173
	2 徴税費	208,098,000	195,714,617	0	12,383,383	12,383,383
	3 戸籍住民基本台帳費	112,405,460	103,914,835	6,268,000	2,222,625	8,490,625
	4 選挙費	60,302,000	54,757,192	324,000	5,220,808	5,544,808
	5 統計調査費	20,641,000	17,857,697	0	2,783,303	2,783,303

	6 監査委員費	33,468,000	33,387,743	0	80,257	80,257
3 民生費		5,324,967,000	5,021,403,912	113,277,880	190,285,208	303,563,088
	1 社会福祉費	2,861,338,000	2,784,526,056	0	76,811,944	76,811,944
	2 児童福祉費	1,682,471,000	1,540,571,086	113,277,880	28,622,034	141,899,914
	3 生活保護費	781,158,000	696,306,770	0	84,851,230	84,851,230
4 衛生費		2,085,974,000	1,984,158,833	31,561,000	70,254,167	101,815,167
	1 保健衛生費	378,825,000	312,349,988	23,231,000	43,244,012	66,475,012
	2 清掃費	842,243,000	822,764,022	0	19,478,978	19,478,978
	3 簡易水道設置費	5,221,000	4,927,605	0	293,395	293,395
	4 環境対策費	319,685,000	304,117,218	8,330,000	7,237,782	15,567,782
	5 病院費	540,000,000	540,000,000	0	0	0
5 農林水産業費		423,455,000	361,118,566	54,851,000	7,485,434	62,336,434
	1 農業費	271,161,000	230,699,418	34,951,000	5,510,582	40,461,582
	2 林業費	96,915,000	95,633,343	0	1,281,657	1,281,657
	3 水産業費	55,379,000	34,785,805	19,900,000	693,195	20,593,195
6 商工費		483,773,000	397,920,928	31,057,000	54,795,072	85,852,072
	1 商工費	274,312,000	231,692,630	24,057,000	18,562,370	42,619,370
	2 総合経済対策費	209,461,000	166,228,298	7,000,000	36,232,702	43,232,702
7 土木費		2,052,383,016	1,727,572,661	273,979,000	50,831,355	324,810,355
	1 土木管理費	3,852,000	3,571,357	0	280,643	280,643
	2 道路橋りょう費	625,921,016	499,136,281	95,520,000	31,264,735	126,784,735
	3 河川費	18,668,000	18,522,395	0	145,605	145,605
	4 港湾費	85,000	82,390	0	2,610	2,610
	5 都市計画費	762,162,000	749,831,563	0	12,330,437	12,330,437
	6 住宅費	641,695,000	456,428,675	178,459,000	6,807,325	185,266,325
8 消防費		906,485,000	765,326,272	137,627,366	3,531,362	141,158,728
	1 消防費	906,485,000	765,326,272	137,627,366	3,531,362	141,158,728
9 教育費		1,040,174,000	1,000,318,340	0	39,855,660	39,855,660

	1 教育総務費	244,156,000	233,978,379	0	10,177,621	10,177,621
	2 小学校費	156,477,000	149,204,685	0	7,272,315	7,272,315
	3 中学校費	83,765,000	79,845,594	0	3,919,406	3,919,406
	4 社会教育費	347,763,000	337,974,698	0	9,788,302	9,788,302
	5 保健体育費	208,013,000	199,314,984	0	8,698,016	8,698,016
10 災害復旧費		634,331,768	322,706,472	303,507,585	8,117,711	311,625,296
	1 農林水産施設 災害復旧費	72,985,000	48,222,961	23,401,000	1,361,039	24,762,039
	2 公共土木施設 災害復旧費	471,050,768	184,551,327	280,106,585	6,392,856	286,499,441
	3 厚生労働施設 災害復旧費	1,588,000	1,576,692	0	11,308	11,308
	4 文教施設 災害復旧費	79,507,000	79,485,459	0	21,541	21,541
	5 その他公共 施設・公用 施設災害復旧費	9,201,000	8,870,033	0	330,967	330,967
11 公債費		1,369,067,000	1,368,698,682	0	368,318	368,318
	1 公債費	1,369,067,000	1,368,698,682	0	368,318	368,318
12 予備費		10,013,000	0	0	10,013,000	10,013,000
	1 予備費	10,013,000	0	0	10,013,000	10,013,000
歳出合計		16,717,492,244	14,932,832,452	1,261,568,857	523,090,935	1,784,659,792

歳入合計 15,687,821,002円

歳出合計 14,932,832,452円

歳入歳出差引残額 754,988,550円

内

基金繰入金 190,000,000円

議第77号

平成27年度水俣市国民健康保険事業特別会計決算認定について

平成27年度水俣市国民健康保険事業特別会計決算について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定に基づき、監査委員の意見を付けて、市議会の認定に付する。

平成28年9月8日提出

水俣市長 西田弘志

平成27年度 水俣市 国民健康保険事業特別会計 歳入歳出決算書

(歳入)

(単位:円)

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と 収入済額との比較
1 国民健康 保険税		441,314,000	501,391,711	435,800,116	3,484,178	62,107,417	5,513,884
	1 国民健康 保険税	441,314,000	501,391,711	435,800,116	3,484,178	62,107,417	5,513,884

2	使用料及び 手数料	456,000	397,449	397,649	0	△200	58,351
	1 手数料	456,000	397,449	397,649	0	△200	58,351
3	国庫支出金	1,329,667,000	1,412,318,717	1,412,318,717	0	0	△82,651,717
	1 国庫負担金	656,917,000	742,413,717	742,413,717	0	0	△85,496,717
	2 国庫補助金	672,750,000	669,905,000	669,905,000	0	0	2,845,000
4	県支出金	291,940,000	299,797,351	299,797,351	0	0	△7,857,351
	1 県負担金	16,628,000	17,220,351	17,220,351	0	0	△592,351
	2 県補助金	275,312,000	282,577,000	282,577,000	0	0	△7,265,000
5	療養給付費等 交付金	233,881,000	161,127,000	161,127,000	0	0	72,754,000
	1 療養給付費等 交付金	233,881,000	161,127,000	161,127,000	0	0	72,754,000
6	前期高齢者 交付金	1,246,222,000	1,278,873,265	1,278,873,265	0	0	△32,651,265
	1 前期高齢者 交付金	1,246,222,000	1,278,873,265	1,278,873,265	0	0	△32,651,265
7	共同事業 交付金	780,766,000	1,176,279,481	1,176,279,481	0	0	△395,513,481
	1 共同事業 交付金	780,766,000	1,176,279,481	1,176,279,481	0	0	△395,513,481
8	財産収入	379,000	377,935	377,935	0	0	1,065
	1 財産運用 収入	379,000	377,935	377,935	0	0	1,065
繰入金		530,490,000	275,143,561	275,143,561	0	0	255,346,439
	1 他会計繰入金	282,942,000	275,143,561	275,143,561	0	0	7,798,439
	2 基金繰入金	247,548,000	0	0	0	0	247,548,000
10	繰越金	1,447,000	722,117,559	722,117,559	0	0	△720,670,559
	1 繰越金	1,447,000	722,117,559	722,117,559	0	0	△720,670,559
11	諸収入	11,521,000	40,834,847	39,454,451	0	1,380,396	△27,933,451
	1 延滞金加算金 及び過料	3,759,000	8,687,458	8,687,458	0	0	△4,928,458
	2 市預金利子	1,000	135,185	135,185	0	0	△134,185
	3 雑入	7,761,000	32,012,204	30,631,808	0	1,380,396	△22,870,808
歳入合計		4,868,083,000	5,868,658,876	5,801,687,085	3,484,178	63,487,613	△933,604,085

(歳出)

(単位:円)

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と 支出済額との比較
1	総務費	81,589,000	76,691,913	0	4,897,087	4,897,087
	1 総務管理費	41,310,000	38,853,234	0	2,456,766	2,456,766
	2 徴税費	34,343,000	32,742,504	0	1,600,496	1,600,496
	3 運営協議会費	124,000	118,300	0	5,700	5,700
	4 国民健康保険 特別対策費	5,812,000	4,977,875	0	834,125	834,125
2	保険給付費	3,271,883,000	3,252,186,385	0	19,696,615	19,696,615
	1 療養諸費	2,894,555,000	2,881,222,568	0	13,332,432	13,332,432
	2 高額医療費	368,266,000	367,488,255	0	777,745	777,745
	3 移送費	2,000	0	0	2,000	2,000
	4 出産育児諸費	7,980,000	2,555,562	0	5,424,438	5,424,438
	5 葬祭諸費	1,080,000	920,000	0	160,000	160,000
3	後期高齢者支 援金等	376,467,000	376,459,870	0	7,130	7,130
	1 後期高齢者支 援金等	376,467,000	376,459,870	0	7,130	7,130
4	前期高齢者納 付金等	308,000	251,299	0	56,701	56,701
	1 前期高齢者納 付金等	308,000	251,299	0	56,701	56,701
5	老人保健 拠出金	18,000	17,196	0	804	804
	1 老人保健 拠出金	18,000	17,196	0	804	804
6	介護納付金	131,147,000	131,146,005	0	995	995
	1 介護納付金	131,147,000	131,146,005	0	995	995
7	共同事業 拠出金	897,358,000	882,484,877	0	14,873,123	14,873,123
	1 共同事業 拠出金	897,358,000	882,484,877	0	14,873,123	14,873,123
8	保健事業費	29,773,000	23,191,442	0	6,581,558	6,581,558
	1 保健事業費	6,595,000	5,594,909	0	1,000,091	1,000,091
	2 特定健康 診査等事業費	23,178,000	17,596,533	0	5,581,467	5,581,467
9	基金積立金	380,000	377,935	0	2,065	2,065
	1 基金積立金	380,000	377,935	0	2,065	2,065

10 公債費		165,000	5,867	0	159,133	159,133
	1 公債費	165,000	5,867	0	159,133	159,133
11 諸支出金		46,489,000	46,277,083	0	211,917	211,917
	1 償還金及び 還付加算金	32,930,000	32,718,083	0	211,917	211,917
	2 繰出金	13,559,000	13,559,000	0	0	0
12 予備費		32,506,000	0	0	32,506,000	32,506,000
	1 予備費	32,506,000	0	0	32,506,000	32,506,000
歳出合計		4,868,083,000	4,789,089,872	0	78,993,128	78,993,128

歳入合計 5,801,687,085円

歳出合計 4,789,089,872円

歳入歳出差引残額 1,012,597,213円

内

基金繰入金 0円

議第78号

平成27年度水俣市後期高齢者医療特別会計決算認定について

平成27年度水俣市後期高齢者医療特別会計決算について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定に基づき、監査委員の意見を付けて、市議会の認定に付する。

平成28年9月8日提出

水俣市長 西田弘志

平成27年度 水俣市 後期高齢者医療特別会計 歳入歳出決算書

(歳入)

(単位:円)

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と 収入済額との比較
1 保険料		241,914,000	228,453,600	227,749,900	69,500	634,200	14,164,100
	1 後期高齢者 医療保険料	241,914,000	228,453,600	227,749,900	69,500	634,200	14,164,100
2 使用料及び 手数料		62,000	40,100	40,100	0	0	21,900
	1 手数料	62,000	40,100	40,100	0	0	21,900
3 繰入金		141,069,000	138,583,854	138,583,854	0	0	2,485,146
	1 一般会計 繰入金	141,069,000	138,583,854	138,583,854	0	0	2,485,146
4 繰越金		248,000	248,000	248,000	0	0	0
	1 繰越金	248,000	248,000	248,000	0	0	0
5 諸収入		465,000	134,563	134,563	0	0	330,437

	1 延滞金加算金及び過料	69,000	55,000	55,000	0	0	14,000
	2 償還金及び還付加算金	395,000	73,100	73,100	0	0	321,900
	3 預金利子	1,000	6,463	6,463	0	0	△5,463
歳入合計		383,758,000	367,460,117	366,756,417	69,500	634,200	17,001,583

(歳出)

(単位：円)

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出済額との比較
1 総務費		383,363,000	366,676,117	0	16,686,883	16,686,883
	1 総務管理費	19,236,000	17,409,323	0	1,826,677	1,826,677
	2 徴収費	8,574,000	7,840,665	0	733,335	733,335
	3 後期高齢者医療広域連合納付金	355,553,000	341,426,129	0	14,126,871	14,126,871
2 諸支出金		395,000	79,800	0	315,200	315,200
	1 償還金及び還付加算金	395,000	79,800	0	315,200	315,200
歳出合計		383,758,000	366,755,917	0	17,002,083	17,002,083

歳入合計 366,756,417円

歳出合計 366,755,917円

歳入歳出差引残額 500円

内

基金繰入金 0円

議第79号

平成27年度水俣市介護保険特別会計決算認定について

平成27年度水俣市介護保険特別会計決算について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定に基づき、監査委員の意見を付けて、市議会の認定に付する。

平成28年9月8日提出

水俣市長 西田弘志

平成27年度 水俣市 介護保険特別会計 歳入歳出決算書

(歳入)

(単位：円)

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
1 保険料		538,200,000	577,956,350	573,046,187	840,200	4,069,963	△34,846,187
	1 介護保険料	538,200,000	577,956,350	573,046,187	840,200	4,069,963	△34,846,187
2 分担金及び負担金		1,516,000	1,355,100	1,355,100	0	0	160,900
	1 負担金	1,516,000	1,355,100	1,355,100	0	0	160,900

3 使用料及び手数料		74,000	73,873	73,873	0	0	127
	1 手数料	74,000	73,873	73,873	0	0	127
4 国庫支出金		868,750,000	880,318,589	879,699,589	0	619,000	△10,949,589
	1 国庫負担金	559,835,000	580,439,579	580,439,579	0	0	△20,604,579
	2 国庫補助金	308,915,000	299,879,010	299,260,010	0	619,000	9,654,990
5 支払基金交付金		881,288,000	859,428,000	859,428,000	0	0	21,860,000
	1 支払基金交付金	881,288,000	859,428,000	859,428,000	0	0	21,860,000
6 県支出金		465,254,000	460,696,575	460,696,575	0	0	4,557,425
	1 県負担金	453,945,000	449,440,570	449,440,570	0	0	4,504,430
	2 県補助金	11,309,000	11,256,005	11,256,005	0	0	52,995
7 繰入金		490,096,000	473,251,057	473,251,057	0	0	16,844,943
	1 一般会計繰入金	490,096,000	473,251,057	473,251,057	0	0	16,844,943
8 繰越金		51,422,000	146,643,185	146,643,185	0	0	△95,221,185
	1 繰越金	51,422,000	146,643,185	146,643,185	0	0	△95,221,185
9 諸収入		3,965,000	3,412,912	3,412,912	0	0	552,088
	1 延滞金、加算金及び過	119,000	86,700	86,700	0	0	32,300
	2 預金利子	1,000	32,784	32,784	0	0	△31,784
	3 雑入	3,845,000	3,293,428	3,293,428	0	0	551,572
歳入合計		3,300,565,000	3,403,135,641	3,397,606,478	840,200	4,688,963	△97,041,478

(歳出)

(単位：円)

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出済額との比較
1 総務費		80,943,000	74,309,274	1,236,600	5,397,126	6,633,726
	1 総務管理費	44,103,000	38,262,976	1,236,600	4,603,424	5,840,024
	2 徴収費	5,895,000	5,684,653	0	210,347	210,347
	3 介護認定審査会費	30,658,000	30,212,165	0	445,835	445,835
	4 趣旨普及費	29,000	11,400	0	17,600	17,600
	5 運営協議会費	258,000	138,080	0	119,920	119,920
2 保険給付費		3,118,808,000	3,046,805,985	0	72,002,015	72,002,015

	1 介護サービス等諸費	2,708,357,000	2,641,929,285	0	66,427,715	66,427,715
	2 介護予防サービス等諸費	188,149,000	186,197,842	0	1,951,158	1,951,158
	3 その他諸費	3,326,000	3,102,049	0	223,951	223,951
	4 高額介護サービス等費	60,783,000	59,644,965	0	1,138,035	1,138,035
	5 高額医療合算介護サービス等費	4,100,000	4,055,746	0	44,254	44,254
	6 特定入所者介護サービス等費	154,093,000	151,876,098	0	2,216,902	2,216,902
3	地域支援事業	69,783,000	63,257,270	0	6,525,730	6,525,730
	1 介護予防事業	30,166,000	27,398,187	0	2,767,813	2,767,813
	2 包括的支援事業・任意事業	39,617,000	35,859,083	0	3,757,917	3,757,917
4	基金積立金	1,000	0	0	1,000	1,000
	1 基金積立金	1,000	0	0	1,000	1,000
5	公債費	1,000	0	0	1,000	1,000
	1 公債費	1,000	0	0	1,000	1,000
6	諸支出金	29,029,000	28,899,883	0	129,117	129,117
	1 償還金及び還付加算金	29,029,000	28,899,883	0	129,117	129,117
7	予備費	2,000,000	0	0	2,000,000	2,000,000
	1 予備費	2,000,000	0	0	2,000,000	2,000,000
歳出合計		3,300,565,000	3,213,272,412	1,236,600	86,055,988	87,292,588

歳入合計 3,397,606,478円

歳出合計 3,213,272,412円

歳入歳出差引残額 184,334,066円

内

基金繰入金 0円

議第80号

平成27年度水俣市公共下水道事業特別会計決算認定について

平成27年度水俣市公共下水道事業特別会計決算について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定に基づき、監査委員の意見を付けて、市議会の認定に付する。

平成28年9月8日提出

水俣市長 西田弘志

平成27年度 水俣市 公共下水道事業特別会計 歳入歳出決算書

(歳入)

(単位：円)

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
1 分担金及び負担金		1,799,000	1,948,580	1,802,120	0	146,460	△3,120
	1 負担金	1,799,000	1,948,580	1,802,120	0	146,460	△3,120
2 使用料及び手数料		279,148,000	285,724,297	282,228,954	9,720	3,485,623	△3,080,954
	1 使用料	279,147,000	285,712,197	282,216,854	9,720	3,485,623	△3,069,854
	2 手数料	1,000	12,100	12,100	0	0	△11,100
3 国庫支出金		105,375,000	105,375,853	105,375,853	0	0	△853
	1 国庫補助金	105,375,000	105,375,853	105,375,853	0	0	△853
4 繰入金		655,178,000	644,900,000	644,900,000	0	0	10,278,000
	1 繰入金	655,178,000	644,900,000	644,900,000	0	0	10,278,000
5 繰越金		532,000	622,412	622,412	0	0	△90,412
	1 繰越金	532,000	622,412	622,412	0	0	△90,412
6 諸収入		3,467,000	3,485,600	3,485,600	0	0	△18,600
	1 延滞金加算金及び過料	1,000	1,800	1,800	0	0	△800
	2 預金利子	1,000	11,250	11,250	0	0	△10,250
	3 雑入	3,465,000	3,472,550	3,472,550	0	0	△7,550
7 市債		262,000,000	254,200,000	254,200,000	0	0	7,800,000
	1 市債	262,000,000	254,200,000	254,200,000	0	0	7,800,000
歳入合計		1,307,499,000	1,296,256,742	1,292,614,939	9,720	3,632,083	14,884,061

(歳出)

(単位：円)

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出済額との比較
1 公道共事業水費		484,549,000	470,509,935	0	14,039,065	14,039,065
	1 公道共事業水費	484,549,000	470,509,935	0	14,039,065	14,039,065
2 公債費		821,950,000	821,948,455	0	1,545	1,545
	1 公債費	821,950,000	821,948,455	0	1,545	1,545
3 予備費		1,000,000	0	0	1,000,000	1,000,000
	1 予備費	1,000,000	0	0	1,000,000	1,000,000

歳 出 合 計	1,307,499,000	1,292,458,390	0	15,040,610	15,040,610
歳 入 合 計		1,292,614,939円			
歳 出 合 計		1,292,458,390円			
歳入歳出差引残額		156,549円			
内					
基金繰入金			0円		

○議長（福田 斉君） 提案理由の説明を求めます。

西田市長。

（市長 西田弘志君登壇）

○市長（西田弘志君） 本定例市議会に追加提案いたしました議案につきまして、順次提案理由を御説明申し上げます。

まず、議第75号平成28年度水俣市一般会計補正予算第6号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ323万6,000円を増額し、補正後の予算総額を、歳入歳出それぞれ158億8,813万3,000円とするものであります。

補正の内容といたしましては、第2款総務費に、職員研修事業、みなまた環境まちづくり推進事業に係る国県支出金返還金を計上いたしております。

これらの財源といたしましては、第18款繰越金、第19款諸収入、第20款市債をもって調整いたしております。

また、地方債補正として、過疎対策事業の限度額の変更を計上いたしております。

次に、平成27年度一般及び特別会計決算認定について、順次提案理由を申し上げます。なお、説明中の金額につきましては、万円単位で申し上げます。

まず、議第76号平成27年度水俣市一般会計決算認定について申し上げます。

本会計の決算額は、歳入総額156億8,782万円、歳出総額149億3,283万円、歳入歳出差し引き7億5,499万円となりますが、この残額から翌年度へ繰り越すべき事業の財源3億9,386万円を差し引き、さらに地方自治法第233条の2の規定に基づき、財政調整基金に1億9,000万円を積み立てた残額1億7,113万円を翌年度に繰り越しております。

また、予算額に対する執行割合は、歳入93.8%、歳出89.3%となっております。

次に、議第77号平成27年度水俣市国民健康保険事業特別会計決算認定について申し上げます。

本会計は、歳入総額58億169万円、歳出総額47億8,909万円、歳入歳出差し引き10億1,260万円は全額翌年度に繰り越しております。

また、予算額に対する執行割合は、歳入119.2%、歳出98.4%となっております。

次に、議第78号平成27年度水俣市後期高齢者医療特別会計決算認定について申し上げます。

本会計は、歳入総額 3 億 6,676 万円、歳出総額 3 億 6,676 万円となっております。

また、予算額に対する執行割合は、歳入 95.6%、歳出 95.6% となっております。

次に、議第 79 号平成 27 年度水俣市介護保険特別会計決算認定について申し上げます。

本会計は、歳入総額 33 億 9,760 万円、歳出総額 32 億 1,327 万円、歳入歳出差し引き 1 億 8,433 万円となりますが、この残額から翌年度へ繰り越すべき事業の財源 62 万円を差し引いた 1 億 8,371 万円を翌年度へ繰り越しております。

また、予算額に対する執行割合は、歳入 102.9%、歳出 97.4% となっております。

次に、議第 80 号平成 27 年度水俣市公共下水道事業特別会計決算認定について申し上げます。

本会計は、歳入総額 12 億 9,261 万円、歳出総額 12 億 9,245 万円、歳入歳出差し引き 16 万円は全額翌年度へ繰り越しております。

また、予算額に対する執行割合は、歳入 98.9%、歳出 98.8% となっております。

なお、議第 76 号から議第 80 号までの平成 27 年度の各会計決算につきましては、監査委員の審査意見書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書及び主要な施策の成果に関する説明書をあわせて提出いたしております。

以上、本定例市議会に追加提案いたしました議第 75 号から議第 80 号までについて、順次提案理由の御説明を申し上げましたが、慎重審議を賜り、速やかに御可決及び御認定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（福田 斉君） 提案理由の説明は終わりました。

この際、提出議案調査のためしばらく休憩します。

午後 3 時 1 分 休憩

午後 3 時 2 分 開議

○議長（福田 斉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これから、先ほど市長から提案理由の説明がありました議案の質疑に入ります。

議第 75 号平成 28 年度水俣市一般会計補正予算第 6 号から、議第 80 号平成 27 年度水俣市公共下水道事業特別会計決算認定についてまで、本 6 件について質疑はありませんか。

（「議長」と言う者あり）

○議長（福田 斉君） 谷口明弘議員。

○谷口明弘君 この平成 28 年度水俣市一般会計補正予算第 6 号、議第 75 号ですが、これはいわゆる水俣環境アカデミアのホームページの件に関する予算だと思われませんが、歳入のところで、これはすでに業者から返還が完了したという理解でよろしいのかということと、そうであるならば日付はいつか、いつ入金されたのかというのを 1 点。

もう1点が、歳出の部分の金額が245万9,000円ですか。先日の一般質問での国、県からの補助金額が233万2,000円、この乖離というか、この差が、いわゆる、この間、議員の説明会であった利息というか、そういったものに当たるのかどうか、そこをもう一度確認、お願いいたします。

○議長（福田 斉君） 緒方総合政策部長。

○総合政策部長（緒方克治君） まず、業者からお金が返ってきているかの点につきましては、まだ返ってきておりません。今後、業者から返還していただく手続きを取る必要がございますので、これについては返ってきておりません。

あと1つ、245万9,000円の内訳なんですけど、議員おっしゃるとおり、返還金とそして加算金と申しますが、加算金の合計額になっております。

以上であります。

○議長（福田 斉君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（福田 斉君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

ただいま質疑を終わりました議案のうち、議第76号を除くほかの議案は、議席に配付の議事日程記載のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託します。

日程第18 特別委員会の設置について

○議長（福田 斉君） 日程第18、特別委員会の設置についてを議題とします。

特別委員会の設置について

- | | |
|--------|------------------------------------|
| 1 名 称 | 一般会計決算特別委員会 |
| 2 構成員 | 7人 |
| 3 審査事項 | 平成27年度水俣市一般会計決算認定について |
| 4 審査権限 | 3に掲げる審査を行うため、地方自治法第98条第1項の権限を委任する。 |
| 5 審査期間 | 12月定例会まで |

○議長（福田 斉君） お諮りします。

議第76号平成27年度水俣市一般会計決算認定につきましては、委員7人をもって構成する一般会計決算特別委員会を議席に配付のとおり設置し、これに付託の上、閉会中の継続審査とすることにしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（福田 斉君） 異議なしと認めます。

したがって、一般会計決算特別委員会の設置については、そのように決定します。

お諮りします。

ただいま設置されました一般会計決算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、田中睦議員、谷口明弘議員、田口憲雄議員、藤本壽子議員、松本和幸議員、岩阪雅文議員、野中重男議員、以上7人を指名したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(福田 斉君) 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました7人の議員を一般会計決算特別委員に選任することに決定しました。

一般会計決算特別委員会におかれては、直ちに委員会を開催の上、正副委員長を互選し、議長まで御報告願います。

委員会審査のためしばらく休憩します。

午後3時5分 休憩

午後3時11分 開議

○議長(福田 斉君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般会計決算特別委員会の正副委員長の互選の結果を御報告します。

委員長 谷口明弘議員

副委員長 藤本壽子議員

以上のおりであります。

○議長(福田 斉君) 以上で本日の日程は全部終了しました。

次の本会議は、15日午前10時から開き、議案の採決を行います。

討論の通告は、14日正午までに通告願います。

本日はこれで散会します。

午後3時12分 散会

平成28年9月15日

平成28年9月第3回水俣市議会定例会会議録
(第5号)

表 決

平成28年9月第3回水俣市議会定例会会議録（第5号）

平成28年9月15日（木曜日）

午前9時59分 開議

午前10時29分 閉会

（出席議員） 16人

福 田 齊 君	小 路 貴 紀 君	桑 原 一 知 君
塩 崎 達 朗 君	高 岡 朱 美 君	田 中 睦 君
谷 口 明 弘 君	高 岡 利 治 君	田 口 憲 雄 君
藤 本 壽 子 君	牧 下 恭 之 君	松 本 和 幸 君
中 村 幸 治 君	岩 阪 雅 文 君	谷 口 眞 次 君
野 中 重 男 君		

（欠席議員） なし

（職務のため出席した事務局職員） 5人

事 務 局 長（岩 下 一 弘 君）	次 長（岡 本 広 志 君）
主 幹（深 水 初 代 君）	参 事（前 垣 由 紀 君）
書 記（上 田 純 君）	

（説明のため出席した者） 14人

市 長（西 田 弘 志 君）	副 市 長（本 山 祐 二 君）
総合政策部長（緒 方 克 治 君）	福祉環境部長（川 野 恵 治 君）
産業建設部長（関 洋 一 君）	総合医療センター事務部長（久木田 美和子 君）
総合政策部次長（水 田 利 博 君）	福祉環境部次長（高 沢 克 代 君）
産業建設部次長（城 山 浩 和 君）	教 育 長（吉 本 哲 裕 君）
教 育 次 長（黒 木 博 寿 君）	総合政策部政策推進課長（梅 下 俊 克 君）
総務部総務課長（緒 方 卓 也 君）	総務部財政課長（設 楽 聡 君）

○議事日程 第5号

平成28年9月15日 午前10時開議

第1 議第65号 専決処分の報告及び承認について

専第7号 水俣市公民館条例の一部を改正する条例の制定について

第2 議第66号 水俣市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第3 議第67号 平成28年度水俣市一般会計補正予算（第5号）

第4 議第68号 平成28年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

第5 議第69号 平成28年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第2号）

第6 議第70号 平成28年度水俣市水道事業会計補正予算（第2号）

第7 議第71号 字区域の変更について

第8 議第72号 水俣市域における津奈木町道の認定承諾について

第9 議第75号 平成28年度水俣市一般会計補正予算（第6号）

第10 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について

総務産業委員会

1 議第73号 平成27年度水俣市水道事業会計決算認定及び剰余金処分について

1 議第80号 平成27年度水俣市公共下水道事業特別会計決算認定について

1 陳第5号 「原発避難計画策定委員会の設置」を求める陳情について

1 一般行財政並びに経済観光、農林水産、都市計画、上下水道等に関する諸問題の調査について

厚生文教委員会

1 議第74号 平成27年度水俣市病院事業会計決算認定について

1 議第77号 平成27年度水俣市国民健康保険事業特別会計決算認定について

1 議第78号 平成27年度水俣市後期高齢者医療特別会計決算認定について

1 議第79号 平成27年度水俣市介護保険特別会計決算認定について

1 陳第3号 若者も高齢者も安心できる年金制度の実現を求める陳情について

1 環境、福祉、総合医療センター並びに教育等に関する諸問題の調査について

議会運営委員会

1 議会運営等に関する諸問題の調査について

1 議会の情報公開に関する調査について

第11 議第81号 教育委員会委員の任命について

第12 意見第3号 「鉄道安全・安定輸送」及び「地域を支える鉄道の発展」を求める意見書につ

いて

第13 議員派遣について

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前 9時59分 開議

○議長（福田 斉君） ただいまから本日の会議を開きます。

○議長（福田 斉君） 日程に先立ちまして諸般の報告をします。

各常任委員会及び議会運営委員会から、委員会審査報告書、閉会中継続審査・調査申出書の提出がありましたので、議席に配付しておきました。

次に、本日、市長から人事案1件、議会運営委員会で発議の意見書案1件の提出がありましたので、議席に配付しておきました。

次に、議員派遣について提出がありましたので、議席に配付しておきました。

次に、本日の議事は、議席に配付の議事日程第5号をもって進めます。

以上で報告を終わります。

日程第1 議第65号 専決処分の報告及び承認について

専第7号 水俣市公民館条例の一部を改正する条例の制定について

日程第2 議第66号 水俣市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第3 議第67号 平成28年度水俣市一般会計補正予算（第5号）

日程第4 議第68号 平成28年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

日程第5 議第69号 平成28年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第2号）

日程第6 議第70号 平成28年度水俣市水道事業会計補正予算（第2号）

日程第7 議第71号 字区域の変更について

日程第8 議第72号 水俣市域における津奈木町道の認定承諾について

日程第9 議第75号 平成28年度水俣市一般会計補正予算（第6号）

○議長（福田 斉君） 日程第1、議第65号専決処分の報告及び承認についてから、日程第9、議第75号平成28年度水俣市一般会計補正予算第6号まで、9件を一括して議題とします。

順次委員長の報告を求めます。

初めに、総務産業委員長岩阪雅文議員。

(総務産業委員長 岩阪雅文君登壇)

○総務産業委員長(岩阪雅文君) ただいま議題となりました議案のうち、総務産業委員会に付託されました議案について、委員会での審査の経過並びに結果について御報告いたします。

まず、議第66号水俣市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第2項の条例で定める事務を追加するため、本案のように制定しようとするものであるとの説明がありました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第67号平成28年度水俣市一般会計補正予算第5号中付託分について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ2億3,997万6,000円を増額し、補正後の予算総額を、歳入歳出それぞれ158億8,489万7,000円とするもので、補正の主な内容としては、第1款議会費に、議場設備の導入経費、第2款総務費に、仮庁舎移転事業、姉妹都市交流事業、第5款農林水産業費に、漁港施設等維持管理費、第6款商工費に、プレミアム飲食券発行事業、観光振興団体等助成事業、第7款土木費に、市内一円市道維持補修費、第8款消防費に、避難所開設等に係る人件費、第10款災害復旧費に、公共土木施設の災害復旧費などを計上している。

これらの財源としては、第11款分担金及び負担金、第13款国庫支出金、第14款県支出金、第17款繰入金、第18款繰越金、第19款諸収入、第20款市債をもって調整している。

また、地方債補正として、過疎対策事業外2件の限度額の変更を計上しているとの説明があり、質疑を行いました。

質疑の中で、肥薩おれんじ鉄道の水俣駅舎の開館時間の延長に伴い、閉館時間は何時になるのか、その際に駅舎内の待合室とトイレの利用はできるのかただしたのに対し、閉館時間は現在の午後8時から午後11時30分となる。その際の利用可能なスペースはコンコースのみとなっているが、利用者の利便性の向上のため、駅舎内の待合室とトイレの利用についても今後協議したいとの答弁がありました。

また、開館時間の延長に伴う費用について、本来管理者である肥薩おれんじ鉄道が負担すべきではないか、株主である水俣市として対等に交渉すべきではないかとただしたのに対し、今回は、市民の利便性の向上を優先して予算を計上したものである。水俣駅の管理責任者は肥薩おれんじ鉄道であるとの観点で、粘り強く協議していきたいとの答弁がありました。

また、東部センターの屋根部分の断熱敷設工事について、現在行っている屋根の修繕工事に断

熱材は含まれていなかったのかとただしたのに対し、現在の芝の屋根をガルバリウム鋼板の屋根に取りかえるが、設計段階で断熱材の積算が欠落していたため、断熱効果が落ちることが懸念された。よって、利用者に快適に利用してもらうため、また避難所として指定されていることもあり、今回追加工事を行うものであるとの答弁がありました。

また、プレミアム飲食券発行事業について、熊本地震による市内飲食店における売り上げの落ち込みはどの程度であったのかとただしたのに対し、飲食店にヒアリングを行った結果、4月から5月の売り上げが、店舗によって70万円から大きいところで1,600万円ほどの売り上げの減少があったとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第70号平成28年度水俣市水道事業会計補正予算第2号について申し上げます。

今回の補正は、平成28年度水俣市水道事業会計予算第3条に定める収益的収入の額を4万4,000円増額して、補正後の収益的収入の額を4億8,379万1,000円に、収益的支出の額を108万3,000円増額して、補正後の収益的支出の額を3億6,038万6,000円に、第4条に定める資本的支出の額を69万8,000円増額して、補正後の資本的支出の額を4億1,946万4,000円とするものである。

補正の内容としては、収益的収入には、庁舎機能移転に伴う一般会計負担金を、収益的支出及び資本的支出には、庁舎機能移転に伴う経費の補正を計上しているとの説明がありました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第71号字区域の変更について申し上げます。

市の区域内の字の区域を変更するには、地方自治法第260条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があるため、本案のように提案するものであるとの説明がありました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第72号水俣市域における津奈木町道の認定承諾について申し上げます。

津奈木町長から協議のあった水俣市域における津奈木町道の認定承諾については、道路法第8条第4項の規定により、議会の議決を経る必要があるため、本案のように提案するものであるとの説明がありました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

最後に、議第75号平成28年度水俣市一般会計補正予算第6号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ323万6,000円増額し、補正後の予算総額を、歳入歳出それぞれ

れ158億8,813万3,000円とするもので、補正の内容としては、第2款総務費に、職員研修事業、みなまた環境まちづくり推進事業に係る国県支出金返還金を計上している。

これらの財源としては、第18款繰越金、第19款諸収入、第20款市債をもって調整している。

また、地方債補正として、過疎対策事業の限度額の変更を計上しているとの説明があり、質疑を行いました。

質疑の中で、水俣環境アカデミアの補助金の不正処理の問題について、事業者からの返還はいつされるのか、また国、県への返還はいつ行うのかとただしたのに対し、9月末あるいは10月中旬くらいまでかかると思われるとの答弁がありました。

また、同補助金の国、県への返還期日が延びることにより、1日ごとに返還の加算金がつくとのことだが、1日当たりの金額はいくらかただしたのに対し、年間の加算率が10.95%であり、1日にして約700円であるとの答弁がありました。

また、水俣環境アカデミア補助金の不正処理の問題について、全職員へのコンプライアンス研修を行うとの事であるが、現在、関係職員への聞き取り調査が行われており、原因究明、再発防止策も出されていない状態で、コンプライアンス研修だけを行うのはなぜかとただしたのに対し、今回の原因の1つとして、コンプライアンスの認識がなされていなかったと判断したことから予算計上した。外部講師による研修により、全職員へコンプライアンスを周知徹底するとともに、今後、経験豊富な職員を講師として、財務会計、契約事務の研修も行う予定との答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

なお、議第75号においては、審議に必要な予算計上の担保となる書類が不足しており、執行部に厳しく指摘した結果、書類が提出され、慎重審議を行うことができたという経緯があります。

今後はこのようなことがないよう、執行部におかれては、審議に必要な資料を十分整備の上で、審議に臨まれるよう強く求めます。

また、水俣環境アカデミアの補助金の不正処理について、執行部から議会への状況説明の不足等の問題点を指摘する意見が出されたことから、この議案に対して附帯決議案が提出され、採決の結果、全会一致で附帯決議を付することに決しました。

議第75号に対する附帯決議として、本委員会の審査において出された各意見等を真摯に受けとめ、今後の対応を求めます。

以上で総務産業委員会の審査報告を終わります。

○議長（福田 斉君） 次に、厚生文教委員長田口憲雄議員。

（厚生文教委員長 田口憲雄君登壇）

○厚生文教委員長（田口憲雄君） ただいま議題となりました議案のうち、厚生文教委員会に付託

されました議案について、委員会における審査の経過並びに結果について御報告いたします。

まず、専決処分されました議第65号水俣市公民館条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、平成28年熊本地震において被災した庁舎の機能移転に伴い、教育委員会事務局の執務室を水俣市公民館分館の一部に移転する必要があり、移転に伴う条例施行に急施を要したため、専決処分を行ったものであるとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、今回の移転に際し、施設利用者からの苦情や業務を遂行する上での不都合等はないかとただしたのに対し、指定管理者である株式会社トシヒロからも施設利用者等に十分な説明が行われ、理解いただいております、現時点での苦情はない。また、業務を遂行する上でも、不都合等はなく、自立支援室が教育委員会事務局執務室の1階となったため、より一体的な状況の管理と情報交換がスムーズに行われているとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく承認すべきものと決定しました。

次に、議第67号平成28年度水俣市一般会計補正予算第5号中付託分について申し上げます。

補正の主な内容としては、第3款民生費に、介護予防地域づくり事業、第4款衛生費に、看護・介護人材確保・定着・定住促進事業、第9款教育費に、学校林育林事業などを計上している。

財源としては、第13款国庫支出金、第14款県支出金、第17款繰入金、第19款諸収入、第20款市債をもって調整している。

このほか、債務負担行為補正として体育施設管理委託料を追加しているとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、地域介護・福祉空間整備等補助金の具体的内容についてただしたのに対し、介護ロボット導入促進事業として、やすらぎ苑や白梅福祉会、すえひろ会、照徳の里の4つの介護施設等に、92万7,000円ずつの補助金を出しており、介護者等の身体的負担を軽減するマッスルスーツ等の購入の際の一部費用としているとの答弁がありました。

また、医療・介護人材確保に係る調査業務の具体的内容と調査の終了予定についてただしたのに対し、今年度は、昨年度実施した調査結果を受け、看護学校誘致の可能性や看護師、介護士等の定住促進のためのソフトの施策についての実現可能性を探る調査を行い、平成29年3月末に調査終了予定であるとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第68号平成28年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算第2号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ166万1,000円を減額し、補正後の予算総額を、歳入歳出それぞれ49億1,555万8,000円とするものである。

補正の内容としては、第1款総務費に、人事異動による人件費の減額及び電算システム改修に伴う委託料の増額を計上している。

これらの財源としては、第3款国庫支出金及び第9款繰入金をもって調整しているとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

最後に、議第69号平成28年度水俣市介護保険特別会計補正予算第2号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ4,530万9,000円を増額し、補正後の予算総額を、歳入歳出それぞれ34億481万6,000円とするものである。

補正の主な内容としては、第6款諸支出金において、介護給付費等の確定に伴う国県支出金等返還金を計上している。

これらの財源としては、第5款支払基金交付金、第7款繰入金、第8款繰越金、第9款諸収入をもって調整しているとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で厚生文教委員会の審査報告を終わります。

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したから、水俣市議会会議規則第110条の規定により報告します。

平成28年9月9日

総務産業常任委員長 岩 阪 雅 文

水俣市議会議長 福 田 齊 様

記

事件の番号	件 名	議決の結果	備 考
議第66号	水俣市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	全員賛成
議第67号	平成28年度水俣市一般会計補正予算（第5号）付託分	原案可決	全員賛成
議第70号	平成28年度水俣市水道事業会計補正予算（第2号）	原案可決	全員賛成
議第71号	字区域の変更について	原案可決	全員賛成
議第72号	水俣市域における津奈木町道の認定承諾について	原案可決	全員賛成
議第75号	平成28年度水俣市一般会計補正予算（第6号）	原案可決	全員賛成

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したから、水俣市議会会議規則第110条の規定により報告します。

平成28年9月9日

水俣市議会議長 福 田 齊 様

記

事件の番号	件 名	議決の結果	備 考
議第65号	専決処分の報告及び承認について 専第7号 水俣市公民館条例の一部を改正する条例の制定について	承 認	全員賛成
議第67号	平成28年度水俣市一般会計補正予算（第5号）付託分	原案可決	全員賛成
議第68号	平成28年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）	原案可決	全員賛成
議第69号	平成28年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第2号）	原案可決	全員賛成

平成28年度水俣市一般会計補正予算（第6号）に対する附帯決議

平成28年度水俣市一般会計補正予算（第6号）について、下記の事項について慎重かつ真摯に対応することを強く求める。

みなまた環境アカデミアの補助金の不正処理問題について

水俣環境アカデミアは、高等教育・研究活動及び産学官民の連携の拠点として本年4月に開講され、本年の水俣病公式確認60周年事業の目玉事業の一つである。

今回、7月に発覚したホームページ作成に係る補助金の不正処理の問題は、国、県及び関係機関、そして市民の信頼を大きく損ねる問題であり、その原因の究明と再発防止に向けた対策が必要不可欠である。

しかしながら、議会に対して8月22日に全員協議会において口頭での説明が行われて以降、契約相手先及び国、県との協議の状況、職員への聞き取り調査の進捗状況等について、予算に係る内容であるにもかかわらず議会への中間報告がなく、今回審議においても説明が不十分な点が多い。

よって、かかる状況に鑑み、契約相手先からの委託料の返還、国、県への補助金の返還及び職員研修の実施にあたっては、以下の事項を付するものとする。

（1）国、県への補助金の返還には加算金が発生するため、その執行状況について注視する必要があることから、本問題の発覚後、契約先である事業者及び国、県と、これまでいつ、どのような協議が行われ、今後どのようなスケジュールで手続きが行われるのか整理し、議会に提出及び報告を行うこと。

また、その執行後は報告を行うこと。

（2）現在行われている職員への聞き取り調査について、最終結果に基づく検証及び今後の再発防止の計画について整理し、議会に提出及び報告を行うこと。

（3）今後の職員への研修については、その内容、対象者、講師について、効果的な研修となるよう慎重な検討を行うこと。

以上、決議する。

平成28年9月9日

水俣市議会総務産業常任委員会

○議長（福田 斉君） 以上で委員長の審査報告は終わりました。

これから委員長の審査報告に対する質疑に入ります。

ただいまの委員長の審査報告について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（福田 斉君） 質疑なしと認め、これで委員長報告に対する質疑を終わります。

これから討論に入ります。

ただいままで討論の通告はありません。

したがって討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから採決します。

議第65号専決処分報告及び承認についてを採決します。

本件に対する委員長の報告は承認であります。

本件は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（福田 斉君） 異議なしと認めます。

したがって本件は、委員長報告のとおり承認しました。

○議長（福田 斉君） 次に、議第66号水俣市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定についてから、議第75号平成28年度水俣市一般会計補正予算第6号まで、8件を一括して採決します。

本8件に対する委員長の報告はいずれも可決であります。

本8件は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（福田 斉君） 異議なしと認めます。

したがって本8件は、いずれも委員長報告のとおり可決しました。

日程第10 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について

総務産業委員会

- 1 議第73号 平成27年度水俣市水道事業会計決算認定及び剰余金処分について
- 1 議第80号 平成27年度水俣市公共下水道事業特別会計決算認定について
- 1 陳第5号 「原発避難計画策定委員会の設置」を求める陳情について
- 1 一般行財政並びに経済観光、農林水産、都市計画、上下水道等に関する諸問題の調査について

厚生文教委員会

- 1 議第74号 平成27年度水俣市病院事業会計決算認定について
- 1 議第77号 平成27年度水俣市国民健康保険事業特別会計決算認定について
- 1 議第78号 平成27年度水俣市後期高齢者医療特別会計決算認定について

- 1 議第79号 平成27年度水俣市介護保険特別会計決算認定について
 - 1 陳第3号 若者も高齢者も安心できる年金制度の実現を求める陳情について
 - 1 環境、福祉、総合医療センター並びに教育等に関する諸問題の調査について
- 議会運営委員会
- 1 議会運営等に関する諸問題の調査について
 - 1 議会の情報公開に関する調査について

○議長（福田 斉君） 日程第10、委員会の閉会中の継続審査並びに調査についてを議題とします。

各常任委員会及び議会運営委員会から、目下委員会において審査中の事件並びに所管事務の調査について、閉会中の継続審査・調査の申し出があります。

お諮りします。

各常任委員会及び議会運営委員会から申し出のとおり、閉会中の継続審査並びに調査に付することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（福田 斉君） 異議なしと認めます。

したがってそのように決定しました。

閉 会 中 継 続 審 査 ・ 調 査 申 出 書

本委員会は審査・調査中の事件について、次のとおり閉会中もなお継続審査・調査を要するものと決定したから、水俣市議会会議規則第111条の規定により申し出ます。

平成28年9月9日

総務産業常任委員長 岩 阪 雅 文

水俣市議会議長 福 田 斉 様

記

事件の番号	件 名	理 由
議第74号	平成27年度水俣市水道事業会計決算認定及び剰余金処分について	慎重審査を要するため
議第80号	平成27年度水俣市公共下水道事業特別会計決算認定について	慎重審査を要するため
陳第5号	「原発避難計画策定委員会の設置」を求める陳情について	慎重審査を要するため
	一般行財政並びに経済観光、農林水産、都市計画、上下水道等に関する諸問題の調査について	実情を調査する必要があるため

閉 会 中 継 続 審 査 ・ 調 査 申 出 書

本委員会は審査・調査中の事件について、次のとおり閉会中もなお継続審査・調査を要するものと決定したから、水俣市議会会議規則第111条の規定により申し出ます。

平成28年9月9日

厚生文教常任委員長 田 口 憲 雄

水俣市議会議長 福 田 斉 様

記

事件の番号	件名	理由
議第73号	平成27年度水俣市病院事業会計決算認定について	慎重審査を要するため
議第77号	平成27年度水俣市国民健康保険事業特別会計決算認定について	慎重審査を要するため
議第78号	平成27年度水俣市後期高齢者医療特別会計決算認定について	慎重審査を要するため
議第79号	平成27年度水俣市介護保険特別会計決算認定について	慎重審査を要するため
陳第3号	若者も高齢者も安心できる年金制度の実現を求める陳情について	慎重審査を要するため
	環境、福祉、総合医療センター並びに教育等に関する諸問題の調査について	実情を調査する必要があるため

閉会中継続調査申出書

本委員会は調査中の事件について、次のとおり閉会中もなお継続調査を要するものと決定したから、水俣市議会会議規則第111条の規定により申し出ます。

平成28年9月8日

議会運営委員長 野中重男

水俣市議会議長 福田 斉 様

記

事件の番号	件名	理由
	議会運営等に関する諸問題の調査について	実情を調査する必要があるため
	議会の情報公開に関する調査について	実情を調査する必要があるため

日程第11 議第81号 教育委員会委員の任命について

日程第12 意見第3号 「鉄道安全・安定輸送」及び「地域を支える鉄道の発展」を求める意見書について

○議長（福田 斉君） 日程第11、議第81号教育委員会委員の任命について及び日程第12、意見第3号「鉄道安全・安定輸送」及び「地域を支える鉄道の発展」を求める意見書についてを議題とします。

議第81号

教育委員会委員の任命について

本市の教育委員会委員に次の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定に基づき、市議会の同意を求める。

平成28年9月15日提出

水俣市長 西田 弘志

住 所 水俣市平町2丁目9番51-15

氏 名 堀 浄 信

生年月日 昭和46年6月21日

（提案理由）

本市の教育委員会委員として、本案のように任命しようとするものである。

意見第3号

「鉄道安全・安定輸送」及び「地域を支える鉄道の発展」を求める意見書について
上記の議案を別紙のとおり水俣市議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。
平成28年9月15日

提出者
議会運営委員会
委員長 野 中 重 男

水俣市議会議長 福 田 斉 様
(別紙)

「鉄道安全・安定輸送」及び「地域を支える鉄道の発展」を求める意見書

J R九州は、発足当初より営業赤字を前提とされ、経営安定基金の運用益や税制特例等の支援策により黒字を確保する形で設立され、この間、固定資産税等の減免措置の特例が適用期限切れを迎える都度、この特例の適用延長をお願いするとともに、経営努力で何とか経営を維持してきました。

しかし、本年秋、株式上場するとはいえ、一定の激変緩和措置が設けられた税制特例については平成30年度末をもって廃止となり、ローカル線を多く抱えるJ R九州の鉄道事業の経営体質は何ら変わるものではありません。

在来線の鉄道構造物(トンネル・橋梁等)の著しい老朽化に伴う大規模改修の必要性などの課題があり、「安全」を基軸として鉄道による人流・物流ネットワークを維持・強化していくためには、こうした喫緊かつ重大な課題に対する早急な対処が必要であり、一事業者の努力の範疇を超える課題については、国家的な観点からの処方箋が求められます。

J R発足30年を機に、税制特例措置の適用延長はもとより、恒久化を図った上で、当該各社の経営自立に向けた安定的な運営と、地域交通や鉄道貨物ネットワークの維持・発展に向けた道筋を明らかにすることが必要であると考え、平成29年度の税制改正において、下記の事項について実施されるよう強く要望します。

記

1. 鉄道事業各社の経営自立に向けた、安定的な運営と地域交通や鉄道ネットワークの維持・発展に資する所要の措置を図ること
 2. 自然災害の多頻度化・大規模化を踏まえ、これによって発生する鉄道施設・設備の被害からの復旧に向けた支援スキームの拡充を図ること
 3. 国・地方自治体による治山・治水対策の拡充・強化と、鉄道防災・予防保全の支援スキームの拡充を図ること
 4. 老朽化が進む鉄道在来線構造物の大規模改修に向けた支援スキームの確立を図ること
 5. 鉄道事業各社の鉄道用車両に対する固定資産税を非課税とすること
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成28年9月15日

水 俣 市 議 会

内閣総理大臣 安倍晋三様
財務大臣 麻生太郎様
総務大臣 高市早苗様
国土交通大臣 石井啓一様
衆議院議長 大島理森様
参議院議長 伊達忠一様

○議長(福田 斉君) 順次提案理由の説明を求めます。

西田市長。

(市長 西田弘志君登壇)

○市長(西田弘志君) 本定例市議会に追加提案いたしました議案につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

議第81号教育委員会委員の任命について申し上げます。

このたび、堀浄信委員の任期が9月30日をもって満了となりますので、引き続き同氏を任命したく、御提案申し上げる次第であります。

堀氏につきましては、人格高潔で、教育、学術及び文化に関し、識見にすぐれ、教育委員会委員として適任であると存じます。

また、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第5項の規定により、委員のうちに保護者である者が含まれるようにしなければならないとされておりますが、堀氏につきましては、同項の基準を満たすものであります。

以上、本定例市議会に追加提案いたしました議第81号につきまして、提案理由を御説明申し上げましたが、慎重審議を賜り、速やかに御同意くださいますようよろしくお願い申し上げます。

○議長(福田 斉君) 次に、意見第3号について、議会運営委員長野中重男君。

(議会運営委員長 野中重男君登壇)

○議会運営委員長(野中重男君) ただいま議題となりました案件につきまして、意見書案を読み上げて提案にかえます。

「鉄道安全・安定輸送」及び「地域を支える鉄道の発展」を求める意見書

JR九州は、発足当初より営業赤字を前提とされ、経営安定基金の運用益や税制特例等の支援策により黒字を確保する形で設立され、この間、固定資産税等の減免措置の特例が適用期限切れを迎える都度、この特例の適用延長をお願いするとともに、経営努力で何とか経営を維持してきました。

しかし、本年秋、株式上場するとはいえ、一定の激変緩和措置が設けられた税制特例については平成30年度末をもって廃止となり、ローカル線を多く抱えるJR九州の鉄道事業の経営体質は何ら変わるものではありません。

在来線の鉄道構造物(トンネル・橋梁等)の著しい老朽化に伴う大規模改修の必要性などの課題があり、「安全」を基軸として鉄道による人流・物流ネットワークを維持・強化していくためには、こうした喫緊かつ重大な課題に対する早急な対処が必要であり、一事業者の努力の範疇を超える課題については、国家的な観点からの処方箋が求められます。

JR発足30年を機に、税制特例措置の適用延長はもとより、恒久化を図った上で、当該各社の経営自立に向けた安定的な運営と、地域交通や鉄道貨物ネットワークの維持・発展に向けた道筋

を明らかにすることが必要であると考え、平成29年度の税制改正において、下記の事項について実施されるよう強く要望します。

記

1. 鉄道事業各社の経営自立に向けた、安定的な運営と地域交通や鉄道ネットワークの維持・発展に資する所要の措置を図ること
2. 自然災害の多頻度化・大規模化を踏まえ、これによって発生する鉄道施設・設備の被害からの復旧に向けた支援スキームの拡充を図ること
3. 国・地方自治体による治山・治水対策の拡充・強化と、鉄道防災・予防保全の支援スキームの拡充を図ること
4. 老朽化が進む鉄道在来線構造物の大規模改修に向けた支援スキームの確立を図ること
5. 鉄道事業各社の鉄道用車両に対する固定資産税を非課税とすること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成28年9月15日

水 俣 市 議 会

全会一致の御賛同お願い申し上げます。

○議長（福田 斉君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これから質疑に入ります。

ただいま市長及び議会運営委員長から提案理由の説明がありました本2件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（福田 斉君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま質疑を終わりました本2件は、委員会の付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（福田 斉君） 異議なしと認めます。

したがって本2件は、委員会の付託を省略することに決定しました。

これから討論に入ります。

本2件について討論はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（福田 斉君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから採決します。

議第81号教育委員会委員の任命についてを採決します。

本件は、これに同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(福田 斉君) 異議なしと認めます。

したがって本件は、同意することに決定しました。

○議長(福田 斉君) 次に、意見第3号「鉄道安全・安定輸送」及び「地域を支える鉄道の発展」を求める意見書についてを採決します。

本件は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(福田 斉君) 異議なしと認めます。

したがって本件は、原案のとおり可決しました。

日程第13 議員派遣について

○議長(福田 斉君) 日程第13、議員派遣についてを議題とします。

議員派遣について

第262回熊本県市議会議長会出席

地方自治法第100条第13項及び水俣市議会会議規則第167条の規定により下記のとおり議員を派遣する。

記

派遣目的 熊本県市議会議長会に出席し、地方自治の確立と都市の興隆発展を図る。

派遣場所 天草市

派遣期間 平成28年10月17日(月)～18日(火) 2日間

派遣議員 谷口眞次議員

経 費 既決予算の中から支出

○議長(福田 斉君) お諮りします。

議席に配付のとおり、議員を派遣したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(福田 斉君) 異議なしと認めます。

したがって議席に配付のとおり、議員を派遣することに決定しました。

○議長(福田 斉君) 以上で本日の日程は全部終わり、今期定例会の全日程を終了しました。

これで平成28年第3回水俣市議会定例会を閉会します。

午前10時29分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

水俣市議会 議 長 福 田 齊

署名議員 小 路 貴 紀

署名議員 田 口 憲 雄

平成28年9月第3回水俣市議会定例会（8月26日～9月15日）

〔議案〕

番 号	件 名	提案月日	付託委員会	結 末	備 考
議第65号	専決処分の報告及び承認について 専第7号 水俣市公民館条例の一部 を改正する条例の制定に ついて	8月26日	厚生文教	9月15日 承 認	
議第66号	水俣市個人番号の利用及び特定個人情 報の提供に関する条例の一部を改正す る条例の制定について	8月26日	総務産業	9月15日 原案可決	
議第67号	平成28年度水俣市一般会計補正予算(第 5号)	8月26日	各 委	9月15日 原案可決	
議第68号	平成28年度水俣市国民健康保険事業特 別会計補正予算(第2号)	8月26日	厚生文教	9月15日 原案可決	
議第69号	平成28年度水俣市介護保険特別会計補 正予算(第2号)	8月26日	厚生文教	9月15日 原案可決	
議第70号	平成28年度水俣市水道事業会計補正予 算(第2号)	8月26日	総務産業	9月15日 原案可決	
議第71号	字区域の変更について	8月26日	総務産業	9月15日 原案可決	
議第72号	水俣市域における津奈木町道の認定承 諾について	8月26日	総務産業	9月15日 原案可決	
議第73号	平成27年度水俣市病院事業会計決算認 定について	8月26日	厚生文教	9月15日 継続審査	
議第74号	平成27年度水俣市水道事業会計決算認 定及び剰余金処分について	8月26日	総務産業	9月15日 継続審査	
議第75号	平成28年度水俣市一般会計補正予算(第 6号)	9月8日	総務産業	9月15日 原案可決	
議第76号	平成27年度水俣市一般会計決算認定に ついて	9月8日	一般会計 決算特別	9月8日 継続審査	
議第77号	平成27年度水俣市国民健康保険事業特 別会計決算認定について	9月8日	厚生文教	9月15日 継続審査	
議第78号	平成27年度水俣市後期高齢者医療特別 会計決算認定について	9月8日	厚生文教	9月15日 継続審査	
議第79号	平成27年度水俣市介護保険特別会計決 算認定について	9月8日	厚生文教	9月15日 継続審査	
議第80号	平成27年度水俣市公共下水道事業特別 会計決算認定について	9月8日	総務産業	9月15日 継続審査	
議第81号	教育委員会委員の任命について(堀浄 信君)	9月15日	省 略	9月15日 同 意	

〔意見書〕

番 号	件 名	提案月日	付託委員会	結 末	備 考
意見第3号	「鉄道安全・安定輸送」及び「地域を支える鉄道の発展」を求める意見書について	9月15日	省 略	9月15日 原案可決	

〔選 任〕

件 名	選任月日	氏 名
議会運営委員の選任について	9月6日	中村 幸治

〔報 告〕

番 号	件 名	報告月日
報告第8号	公益財団法人水俣市振興公社の経営状況報告について	8月26日
報告第9号	健全化判断比率及び資金不足比率の報告について	9月8日

〔継続調査〕

件 名	提案月日	付託委員会	結 末	備考
一般行財政並びに経済観光、農林水産、都市計画、上下水道等に関する諸問題の調査について	9月15日	総務産業	9月15日 継続調査	
環境、福祉、総合医療センター並びに教育等に関する諸問題の調査について	9月15日	厚生文教	9月15日 継続調査	
議会運営等に関する諸問題の調査について	9月15日	議会運営	9月15日 継続調査	
議会の情報公開に関する調査について				

〔請願・陳情〕

受理番号	件 名	代表者の住所及び氏名	付託委員会	提案月日	結 末
陳第5号	「原発避難計画策定委員会の設置」を求める陳情について	水俣市月浦 247-96 永野 隆文	総務産業	9月5日	9月15日 継続審査

〔前回から継続審査となっている請願・陳情〕

受理番号	件 名	代表者の住所及び氏名	付託委員会	提案月日	結 末
陳第3号	若者も高齢者も安心できる年金制度の実現を求める陳情について	水俣市洗切町 18-17 廣田 孝	厚生文教	6月10日	9月15日 継続審査